

令和4年度
包括外部監査報告書

「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行
～信州農業の付加価値の向上を目指して～

令和5年3月
長野県包括外部監査人
公認会計士 弓場 法

目 次

第1 外部監査の概要	1
I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 外部監査の対象期間.....	1
4. 事件を選定した理由.....	1
5. 外部監査の実施期間.....	2
6. 監査対象機関.....	2
7. 監査従事者.....	2
8. 利害関係.....	2
II. 包括外部監査の視点と方法	4
1. 監査対象とした事業.....	4
2. 「次代へつなぐ信州農業」の監査の基本的視点.....	10
3. 包括外部監査の方法.....	12
第2 選定した特定の事件の概要	13
1. 食料・農業・農村基本法と食料・農業・農村基本計画.....	13
2. 長野県の食料・農業・農村基本計画と農業施策.....	18
3. 長野県農政部の概要.....	22
第3 監査の結果及び意見の総括	24
1. 包括外部監査の総括.....	24
2. 監査の結果及び意見の項目数.....	26
3. 監査の結果及び意見の要約.....	27
第4 監査の結果及び意見	46
I. 全般的事項	46
1. 農業施策に関する長野県の歳出額の状況.....	46
2. 収益性・生産性指標.....	55
3. 補助金に係る消費税等の返還.....	65
4. 農業分野における排出量取引.....	71
5. 農業土木職員の年齢構成.....	73
II. 農村振興課の事業	74
1. 新規就農者支援事業.....	74
2. 農業リーダー育成事業.....	80
3. NAGANO 農業女子ステップアップ支援.....	83
4. 担い手育成総合支援.....	85
5. 農業トップランナー応援.....	87
6. 強い農業・担い手づくり総合支援(経営体育成支援事業).....	89
7. 農業制度資金利子補給事業(利子補給を行う資金).....	91
8. 農業制度資金利子補給事業(協調融資方式により貸付を行う資金).....	93
9. 農地中間管理機構事業補助金.....	94
10. 機構集積協力金.....	98
11. 農村活性化支援事業.....	99
12. 地域営農基盤強化総合対策事業.....	100

目 次

Ⅲ. 農地整備課の事業	102
1. かんがい排水事業.....	102
2. 県営畑地帯総合土地改良事業.....	106
3. 経営体育成基盤整備事業.....	109
Ⅳ. 農業技術課の事業	113
1. 農業経営カイゼン導入促進事業.....	113
2. 農業大学校費.....	116
3. スマート農業導入加速化事業.....	119
4. 信州農業を革新する技術開発・実用化推進事業.....	121
5. 水田農業競争力向上推進事業.....	122
6. 将来を担う種子生産者支援事業.....	126
7. NAGANO WINE 栽培情報プラットフォーム推進事業.....	128
8. 植物防疫事業.....	129
9. 国際水準GAP推進事業.....	133
10. 自然循環型農業定着促進事業.....	136
11. 農業改良普及事業.....	138
12. 農政試験研究関係事業（農業関係試験場）.....	139
Ⅴ. 園芸畜産課・家畜防疫対策室の事業	149
1. スマート農業導入加速化事業.....	149
2. 信州園芸産地生産力強化事業.....	153
3. 信州果実で稼ぐ力強化事業.....	157
4. 高品質ワイン用ぶどう産地育成支援事業.....	165
5. 信州伝統野菜継承・産地育成事業.....	168
6. 野菜等価格安定対策事業.....	172
7. 信州プレミアム牛肉生産流通強化事業.....	175
8. 信州の畜産生産力強化事業.....	179
9. 自給飼料生産基盤活力創出事業.....	183
10. 信州こだわり地鶏生産推進事業.....	186
11. 酪農生産性向上対策事業.....	187
12. 農場 HACCP 実践拡大支援事業.....	189
13. 家畜衛生対策事業.....	193
14. 外来魚等食害防止対策事業.....	198
15. 農政試験研究関係事業（水産試験場）.....	200
16. 信州花き国際競争力強化事業.....	201
Ⅵ. 農産物マーケティング室の事業	204
1. 輸出向け産地づくり推進事業.....	204
2. 「長寿世界一 NAGANO の食」輸出拡大事業.....	206
3. 信州農業6次産業化推進事業.....	208
4. 「おいしい信州ふーど」の魅力発信事業.....	211
5. 信州・食の“地消地産”推進事業.....	213
参考	215
1. 補助金に係る消費税等の返還について(参考).....	215

第1 外部監査の概要

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～

3. 外部監査の対象期間

原則として令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

ただし、必要に応じて令和2年度以前及び令和4年度の執行分を含む

4. 事件を選定した理由

気候変動、国際紛争による穀物価格の高騰、人口減少や高齢化による担い手不足など、我が国の食料や農業を巡る環境は一段と厳しさを増している。

このような中で、国は、「食料・農業・農村基本法」に基づき、「食料・農業・農村基本計画」を立案し、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を基本的な方針として、農政に取り組んでいる。

長野県でも、「長野県食と農業農村振興の県民条例」を制定し、「長野県食と農業農村振興計画」(以下、「振興計画」という。)に基づき、食料・農業・農村に係る様々な施策を実施している。

振興計画の施策の基本方向は、次の3つである。

- ・次代へつなぐ信州農業【産業としての農業】
- ・消費者とつながる信州の食【消費者が求める食】
- ・人と人がつながる信州の農村【暮らしの場としての農村】

今回は、この3つのうちで、「次代へつなぐ信州農業【産業としての農業】」に焦点を当て、監査を実施することとする。

これら3つの施策は、相互に関連している。消費者が求める食を提供できなければ、産業としての農業の発展はない。産業としての農業の発展なくして農村の活性化は図れない。

ところで、産業としての農業の発展のためには、付加価値総額が増えると同時に、付加価値の生産性向上が重要である。

このような視点をも踏まえて、振興計画のうち、「次代へつなぐ信州農業【産業としての農業】」の各施策が、関係法令に則って適正に執行され、また、経済性・有効性・効率性の観点をもって行われているかを検証する意義は高いと考えられる。

以上より、「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～を本年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 外部監査の実施期間

令和4年8月8日から令和5年3月9日まで

6. 監査対象機関

長野県農政部、公益財団法人長野県農業開発公社(農地中間管理機構)

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	弓場 法
監査補助者	公認会計士	宮本 和之
同	公認会計士	岡本 俊也
同	公認会計士	川崎 要介
同	公認会計士	高頭 貴之
同	公認会計士	中沢 威明
同	公認会計士	中島 英明

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

元号の表記

一部の元号については次のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
S	昭和	S63=昭和 63 年
H	平成	H13=平成 13 年
R	令和	R 元=令和元年(平成 31 年)
		R4=令和 4 年

端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として長野県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。監査対象とした組織から入手した資料については、原則として数値等の出典を明示していない。

報告書の数値等のうち、長野県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

II. 包括外部監査の視点と方法

1. 監査対象とした事業

「令和3年度 施策別予算・主要事業の概要」(令和3年(2021年)4月長野県農政部)の「第4 令和3年度主要事業」の<基本方向 1:次代へつなぐ信州農業>の項に記載されている次表の事業を監査対象事業とした。

なお、次表の決算額は令和3年度の金額で、前年度からの繰越額及び補正予算額に対する決算額を含んでいる。

(1)農村振興課

表 監査対象とした農村振興課の事業

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	新規就農者支援事業	718,741	Web サイト「デジタル農活信州」を通じた就農支援情報の発信、就農相談、セミナー、新規就農トライアル研修等を通じて、県内外からの新規参入者の誘致促進を図る「就農サポート」、新規就農者の就農前の研修中の生活安定、就農後の経営確立に向けた支援等を行う「農業人材力強化総合支援」、新規就農者の農業技術力向上を支援する「農業大学校研修」等を行う事業。	—	有
2	農業リーダー育成事業	2,475	次代の農業を担うリーダーを育成するため、青年農業者等育成セミナーや女性農業者の活躍に向けた研修会等を開催する事業。	—	有
3	NAGANO 農業女子ステップアップ支援	711	農業女子の農業経営者への発展支援、女性の移住・就農を促進するため、農業女子によるマルチエ活動等の企画・実践など経営発展に向けた取組を支援する事業。	—	有
4	担い手育成総合支援	12,563	県農業経営・就農支援センターによる専門家の派遣や、同センターによる伴走サポート等を通じ、農業経営者の経営サポートを行う事業。	—	—
5	農業トップランナー応援	4,867	特定技能外国人の受け入れ拡大や雇用人材の安定確保と農業の働き方改革等の施策を通じて、農業労働力の安定確保を支援する事業。	—	有
6	強い農業・担い手づくり総合支援(経営体育成支援事業)	448,563	農業経営体の農業機械等の導入に対して支援を行う事業。	—	有
7	利子補給を行う資金	80,699	「農業近代化資金」、「農業経営負担軽減支援資金」、「農業経営基盤強化資金利子助成金」等に基づく融資を行った融資機関に対し利子補給金を支給することにより、農業の担い手の金利負担を軽減する事業。	—	—

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
8	協調融資方式により貸付を行う資金	22,500	認定農業者を対象とした「農業経営改善促進資金」の融資に関して、協調融資方式により低利な短期運転資金を利用できるよう、貸付原資の一部を農業信用基金協会へ貸付ける事業。	—	—
9	農地中間管理機構事業補助金	187,603	農地利用の効率化及び高度化を促進し農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構の指定を受けた長野県農業開発公社が行う担い手への農地の集積と集約化を支援する事業。	—	有
10	機構集積協力金	40,036	機構への農地の出し手に対するインセンティブとして、「人・農地プラン」を実質化し、まとまった農地を機構に貸付けた地域等に対し、協力金を交付する事業。	—	有
11	農村活性化支援事業	960	農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農地管理事業と併せ行う農地再生利用の取組を支援する「農地中間管理機構活用遊休農地再生事業」、重要な地域資源である農地等を有効活用するための簡易整備等を支援する「農地最適利用対策事業」を行う事業。	—	—
12	地域営農基盤強化総合対策事業	71,647	人・農地プランの実質化に向けた市町村のプラン作成や見直し等に係る取組を支援する「人・農地プラン総合対策事業」、地域における担い手への農地の利用集積や有効利用のための活動を支援する「農地有効利用支援事業」、担い手の経営管理能力向上、経営の多角化等のさまざまな課題に対し総合的に支援する「担い手育成総合支援事業」、農業開発公社が行う農地等の買入、貸借等資金の利子及び業務費を助成する「農地売買支援事業」等を行う事業。	—	有

(2) 農地整備課

表 監査対象とした農地整備課の事業

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	かんがい排水事業	2,736,755	農業生産の基盤である農業用排水路の補修・補強・更新により、農業用水を安定的に供給し、農業生産量と品質の確保を図る事業。	—	有
2	県営畑地帯総合土地改良事業	1,787,499	農業経営の体質強化や持続的発展を図るため、野菜や果樹等の栽培に必要な不可欠な畑地かんがい施設等の農業生産基盤を総合的に整備・更新し、畑地帯における農業生産性の向上及び合理化を図る事業。	—	有

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
3	経営体育成基盤整備事業	1,870,388	農村地域における過疎化、高齢化の急速な進行などの状況下で、食料自給率の向上等を図るため、生産性向上に資する農業生産基盤整備を行うとともに、次世代の農村地域を担う農業経営体(担い手)を育成し、効率的かつ安定的な農業経営を確保する事業。	有	—

(3)農業技術課

表 監査対象とした農業技術課の事業

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	農業経営カイゼン導入促進事業	1,652	トヨタ式カイゼン手法を導入し、農業分野にはない新たな手法での経営改善を支援するとともに、そのノウハウを県内の農業経営体の指導に広く活用する事業。	—	有
2	農業大学校費	67,289	長野県農業大学校の運営。	—	有
3	スマート農業導入加速化事業	9,280	農業の担い手不足・高齢化が進む中、近年、技術発展の著しいロボット・AI・ICT等先端技術を活用した「スマート農業」の実現による人手不足の解消と生産性向上を図るため、推進体制を整備し、農業の生産現場への先端技術の実装を支援・加速化する事業。	—	—
4	信州農業を革新する技術開発・実用化推進事業	1,008	大学や民間企業等と連携して、生産現場を革新する技術・機械の開発等を行うことにより、本県農業の生産性の向上、企業的農業経営体の規模拡大・所得向上等を支援する事業。	—	—
5	水田農業競争力向上推進事業	364,543	園芸品目等を経営に導入する複合化などによる「競争力」と県産米の高品質化やオリジナル品種の生産拡大などによる「ブランド力」、スマート農業の導入など徹底したコスト削減による「収益力」の3つの力を向上させる「第2期水田農業トリプルアップ運動(R3～R5)」を、第1期での取組実績を検証して、効果が出ている取組はさらに強化するとともに、停滞している取組は違った視点・角度からアプローチで推進し、水田農業の体質強化を図る事業。	—	有
6	将来を担う種子生産者支援事業	2,251	主要農作物の種子生産地における生産者の高齢化による生産組織の弱体化、生産施設の老朽化等の課題に対して、安定的な種子の供給体制を確立するための支援を行うとともに、主要農作物及び伝統野菜等の産地における採種技術の向上と継承を図る事業。	—	有
7	NAGANO WINE 栽培情報プラットフォーム推進事業	2,852	NAGANO WINE の振興に向けたワイン用ぶどう栽培関係者のプラットフォームの機能をさらに向上させるため、ほ場データの活用による研究開発等を進め、安定生産、高品質化を実現する事業。	—	—
8	植物防疫事業	14,250	植物防疫法に基づく発生予察事業の実施や病害虫防除所の設置・運営等を行う事業。	—	有

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
9	国際水準GAP推進事業	1,885	農業法人や生産者団体及び教育機関における国際水準GAPの実践を支援し、第三者GAP認証の取得を促進する事業。	—	有
10	自然循環型農業定着促進事業	127,843	2050 ゼロカーボンの実現に向け、農業生産活動に由来する温室効果ガス(GHG)を削減するため、GHG発生量の削減技術の開発や土壌への炭素貯留の取組の検討を進めるとともに、有機農業などの「環境にやさしい農業」の面的な拡大を図る事業。	—	—
11	農業改良普及事業	44,322	県農政の重点施策に対応し、農業や農村地域の担い手となる多様な人材の育成と、農業構造の体質強化による地域農業の振興及び農村社会の活性化を図るため、農業農村支援センター(10 所・2支所)に技術経営普及課を設置し、地域に根ざした農業改良普及事業を実施する事業。	—	—
12	農政試験研究関係事業 (農業関係試験場)	427,121	県農業の持続的な発展のために、県オリジナル品種の育成、収益性の高い農業生産技術、環境にやさしい農業技術、地球温暖化対応技術など、生産現場の問題解決や長期的な展望に立った技術開発を行う事業。	—	有

(4)園芸畜産課・家畜防疫対策室

表 監査対象とした園芸畜産課・家畜防疫対策室の事業

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	スマート農業導入加速化事業	911	農業の担い手不足・高齢化が進む中、近年、技術発展の著しいロボット・AI・ICT等先端技術を活用した「スマート農業」の実現による人手不足の解消と生産性向上を図るため、推進体制を整備し、農業の生産現場への先端技術の実装を支援・加速化する事業。	—	—
2	信州園芸産地生産力強化事業	385,087	県農業の多様な生産力を強化するため、高品質で付加価値の高い園芸作物等の生産・供給体制の確立を支援する事業。	—	有
3	信州果実で稼ぐ力強化事業	960	県農業の基幹である果樹の“強み”を伸ばし、“稼ぐ力”を一層強化するとともに、多様化する需用に対応するため、期待の県果樹オリジナル品種の高品質化に向けた取組を支援し、果樹産地の育成を図る事業。	—	有
4	高品質ワイン用ぶどう産地育成支援事業	430	市町村・民間・各産地の生産組織と連携の上、高品質ワイン生産につながるぶどう栽培及び産地活性化を促進する事業。	—	—

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
5	信州伝統野菜継承・産地育成事業	1,096	「信州の伝統野菜」の栽培技術や食文化という無形資産の継承、「長野県主要農産物及び伝統野菜等の種子に関する条例」に基づき、種子を確実に継承できる仕組みを構築するとともに、生産者と実需者の連携による産地形成を推進し、中山間地域の活性化を図る事業。	—	有
6	野菜等価格安定対策事業	469,327	出荷野菜等の価格低落時等に価格差補てんや出荷調整に対応するための資金造成を行い、野菜等の生産安定と安定供給を図る事業。	—	—
7	信州プレミアム牛肉生産流通強化事業	6,413	信州プレミアム牛肉のブランド確立及び流通拡大に向けて、「高品質牛づくり」と「増産体制の構築」の両面から生産基盤を強化し、認定頭数の増加を図る事業。	—	—
8	信州の畜産生産力強化事業	99,323	畜産の収益力の向上や高品質な県産畜産物の供給拡大を図るため、生産基盤の強化や生産性向上等の取組を推進する事業。	—	—
9	自給飼料生産基盤活力創出事業	965	優良な品種の導入及び栽培技術指導等を行うことにより良質な自給飼料の増産と品質の向上を図る事業。	—	—
10	信州こだわり地鶏生産推進事業	9,983	県オリジナル地鶏の「信州黄金シャモ」及び「長交鶏3号」の素ヒナを安定供給することで、地鶏の振興を図る事業。	—	—
11	酪農生産性向上対策事業	3,418	乳用牛の健康管理と生乳品質の向上、乳用牛にとって快適性の高い健康的な飼育環境への改善を図ることに加え、繁殖性の向上により、さらなる生産性の向上と酪農の経営基盤強化を図る事業。	—	—
12	農場 HACCP 実践拡大支援事業	4,070	「信州あんしん農産物」を担保するとともに、「信州あんしん農産物[牛肉]生産農場」の認定拡大を進め、消費者・食肉流通業者が安心できる畜産物を増産することを目的とし、県産牛肉の認知度向上を図る事業。	—	有
13	家畜衛生対策事業	136,081	家畜伝染病に関する監視・危機管理体制の整備や慢性疾病等の低減、畜産物の安全性の確保のための衛生検査・指導等により、畜産経営の健全な発展を図る事業。	—	有
14	外来魚等食害防止対策事業	1,538	ブラックバス等の外来魚やカワウ、ミンクによる漁業被害や生態系攪乱を防ぐため、駆除、食害防止及び違法放流防止対策の強化を図る事業。	—	—
15	農政試験研究関係事業 (水産試験場)	84,037	県オリジナル品種の育成、収益性の高い農業生産技術、環境にやさしい農業技術、地球温暖化対応技術など、生産現場の問題解決や長期的な展望に立った技術開発を行う事業。	—	—

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
16	信州花き国際競争力強化事業	716	花き産業の振興を図るため、輸出関係機関・団体との連携体制の強化による輸出戦略の策定と、海外バイヤーに対するプロモーション活動の強化による認知度向上を図り、花き輸出の拡大を促進するとともに、市場との連携強化による県産花きの輸出拡大を図る事業。	—	—

(5)農産物マーケティング室

表 監査対象とした農産物マーケティング室の事業

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	輸出向け産地づくり推進事業	53,595	農林水産物・食品等の輸出拡大を図るため、生産者を含む食品加工事業者等が、輸出先国の需要や規制等に対応するために必要な施設整備を支援する事業。	—	—
2	「長寿世界一 NAGANO の食」輸出拡大事業	7,848	県産農産物等の継続的で安定した商業ベースでの輸出拡大を図るため、長野県農産物等輸出事業者協議会の積極的な取組への支援を強化する事業。	—	—
3	信州農業6次産業化推進事業	17,344	6次産業化の推進に向けて、事業者の経営改善に向けたサポート活動を実施するとともに、農業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備、事業化に必要な技術実証、食育活動等を支援する事業。	—	有
4	「おいしい信州ふーど」の魅力発信事業	1,420	県産農畜水産物等の域内消費拡大を推進するため、エシカル消費やゼロカーボンなどの視点を入れた地消地産の情報をターゲットに応じてタイムリーな情報発信を行う事業。	—	—
5	信州・食の“地消地産”推進事業	894	県産農畜水産物等の域内消費を拡大するため、農産物直売所等や生産者、流通事業者の連携による商品流通の仕組みづくりやネットワーク化に向けた取組を推進するとともに、エシカル消費やゼロカーボンなど新たな視点を入れた県民向け情報発信を行い、県産農産物を選択する機運の醸成を図る事業。	—	—

2. 「次代へつなぐ信州農業」の監査の基本的視点

(1) 「次代へつなぐ信州農業」とは

長野県(以下「県」という。)は、平成30年3月に策定した第3期長野県食と農業農村振興計画において、10年後のめざす姿の実現に向けて、人口動向などの将来の社会情勢を予測して、今後5年間において、「産業としての農業<次代へつなぐ信州農業>」、「消費者が求める食<消費者とつながる信州の食>」、「暮らしの場としての農村<人と人がつながる信州の農村>」の3つの視点から、総合的かつ戦略的に施策を展開するとしている。

本年度の包括外部監査では、これら3つの視点のうち、「産業としての農業<次代へつなぐ信州農業>」と位置付けて県が実施している事業を監査対象とした。

なお、3つの視点それぞれの施策の基本方向は次のとおりである。

表 第3期長野県食と農業農村振興計画における県の施策の基本方向

<p>◆産業としての農業<次代へつなぐ信州農業></p> <p>○今後も農家数や耕地面積が減少する中、農産物産出額を増加させ、収益力の高い農業構造に転換していきます。</p> <p>◆消費者が求める食<消費者とつながる信州の食></p> <p>○生活に欠かすことのできない「食」について、県民など多くの消費者に、その必要性和重要性の理解促進を進めていきます。</p> <p>○本県の農畜産物や加工品、郷土食などの魅力が県民や県内企業の方々に共有され、それぞれの積極的な県産品の利用を進めていきます。</p> <p>◆暮らしの場としての農村<人と人がつながる信州の農村></p> <p>○高齢化や人口減少が急激に進む中、兼業農家や小規模農家、地域住民など多様な方々の協働と参加による農村コミュニティの維持を図ります。</p> <p>○都市住民との交流、多彩な地域資源の活用などにより、農村の活性化を進めていきます。</p>

(2) 「次代へつなぐ信州農業」の監査の基本的視点

本年度の包括外部監査では、次の①～③を基本的視点として包括外部監査を実施した。

① 「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務の合規性に問題はないか

「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務について、合規性に問題はないかを包括外部監査の基本的視点として下記事項を検討した。

- 関連する法令・条例・規則・長野県の定めた要綱などに準拠しているか
- 社会通念上著しく適正性を欠いていないか
- 個人情報適切に取り扱われているか

「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務に関連する法令として、地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則、食料・農業・農村基本法、長野県食と農業農村振興の県民条例等への準拠性を検討した。

② 「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務の経済性、効率性及び有効性は十分に確保されているか

「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務が、効率的に実施され、経済性・有効性は十分に確保されているかを包括外部監査の基本的視点とした。

より少ない経費で一定の成果を実現しているかを経済性、一定の経費でより多くの成果を実現しているかを効率性、経費と成果が住民の福祉の増進に結びついているかを有効性と定義し、「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務が、関連する法令・条例・規則・県の定めた要綱などの制定目的に準拠し、経済性、効率性及び有効性が十分に確保されているかを検討した。

また、食料・農業・農村基本法に基づいて国が策定している食料・農業・農村基本計画、長野県食と農業農村振興の県民条例に基づき策定された「第3期長野県食と農業農村振興計画」をはじめとした農業施策に関する各種計画の進捗状況なども検討した。

③ 長野県農業の付加価値向上のための課題は何か、その改善のためにどのような対応が取りうるか

長野県農業の付加価値を向上させるためには長野県農業の生産性を高める必要があり、このことは産業政策の面からも地域政策の面からも喫緊の課題である。

課題解決のためにはその原因分析が必要であり、その原因分析を外部の視点から行うことも一つの方法である。本年度の包括外部監査では、生産性向上のための原因分析と改善のために、今後取りうる対応を検討した。

3. 包括外部監査の方法

本年度の包括外部監査の方法は次の(1)～(3)のとおりである。

(1)「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務の概要の把握

県の農業施策に関する基本的な方針や取り組むべき施策は食料・農業・農村基本計画に定められていることを把握し、次の手続を実施した。

- 監査対象事業の概要を把握するため、監査対象部署より事業内容に関する説明資料を入手し、調査分析を実施した。
- 監査対象部署へのヒアリングを実施した。
- 監査対象事業の活動実績等を示す書類の閲覧等を実施し、監査対象事業は関連する法令・条例・規則等にしがたって実施されているか、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して実施されているかを検討した。

(2)節科目に応じた監査手続の実施

地方公共団体の支出内容は、委託料、備品購入費、補助金(負担金補助及び交付金)など 27 種類の節科目に区分される。

監査対象とした事業について、節科目に応じた監査手続を実施した。

たとえば、補助金については、補助金の申請、決定、交付の手続、補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算が要綱などに準拠しているか、経済性・効率性の観点から、補助事業の業務が経済的、効率的に行われているかについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。

委託事業については、委託理由に合理性はあるか、委託料の算定方法は適正か、委託料は業務の内容に対し適正な水準か、委託先では業務コストの削減努力が行われているかなどについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。

そのほかの節科目についてもその性質に応じた監査手続を実施した。

(3)現地機関の監査

監査対象とした現地機関の一部において、資料及び関連する文書を閲覧するとともにヒアリングを実施した。監査を実施した現地機関は次のとおりである。

- 松本農業農村支援センター(松本地域振興局)
- 長野農業農村支援センター(長野地域振興局)
- 松本家畜保健衛生所
- 佐久家畜保健衛生所
- 畜産試験場
- 野菜花き試験場
- 野菜花き試験場佐久支場
- 農業試験場
- 果樹試験場
- 農業大学校研修部

第2 選定した特定の事件の概要

1. 食料・農業・農村基本法と食料・農業・農村基本計画

(1)食料・農業・農村基本法の目的

食料、農業および農村の各分野にわたる政策の基本理念と基本方向を明らかにするための法律として、平成 11 年 7 月に食料・農業・農村基本法(以下「基本法」という。)が公布・施行された。

高度経済成長以降、我が国経済社会が大きな変化を遂げ、食料自給率の低下、農業者の高齢化・農地面積の減少、農村の活力低下が進むなど、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化してきたことから、「農業基本法」がほぼ 40 年ぶりに見直され、基本法が施行された。

(2)基本法の基本理念

基本法が掲げている基本理念は次の 4 点である。

- 食料の安定供給の確保
- 多面的機能の発揮
- 農業の持続的発展
- 農村の振興

① 食料の安定供給の確保(基本法第 2 条)

- 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。
- 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。
- 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。
- 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

② 多面的機能の発揮(基本法第 3 条)

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

③ 農業の持続的発展(基本法第 4 条)

農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効

率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

④ 農村の振興(基本法第5条)

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(3)基本法の概要

基本法の概要は次表のとおりである。

表 基本法の概要

項目	内容
基本理念	食料の安定供給の確保 多面的機能の発揮 農業の持続的発展 農村の振興
国の責務	基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 また、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。
地方公共団体の責務	基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
食料・農業・農村基本計画	政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針 二 食料自給率の目標 三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(4)食料・農業・農村基本計画

① 概要

食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)は、基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもので、基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という4つの基本理念の実現に向けた具体的な施策展開のプログラムである。

基本計画は、食料・農業・農村を取り巻く様々な情勢の変化に対応できるよう、おおむね5年ごとに変更することとされており、これまで平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年と5回策定されている。

② 令和2年策定の基本計画の概要

令和2年3月に策定された基本計画の概要は次表のとおりである。

表 令和2年策定の基本計画の概要

項目	内容
基本的な方針	「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立
施策推進の基本的な視点	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者や実需者のニーズに即した施策 ○食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成 ○農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開 ○スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進 ○地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮 ○災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化 ○農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進 ○SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策
目標・展望等	食料自給率の目標 【カロリーベース】37%(2018)→45%(2030) 【生産額ベース】66%(2018)→75%(2030) 食料国産率の目標(国内生産の状況を評価するために新たに設定) 【カロリーベース】46%(2018)→53%(2030) 【生産額ベース】69%(2018)→79%(2030)
講ずべき施策1	食料の安定供給の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○新たな価値の創出による需要の開拓 <ul style="list-style-type: none"> － 食市場の変化に対応した新市場創出、食品産業の競争力強化、食品ロスの削減 ○グローバルマーケットの戦略的な開拓 <ul style="list-style-type: none"> － 農林水産物・食品の輸出額5兆円目標(2030年)を設定 ○消費者と食・農とのつながりの深化 <ul style="list-style-type: none"> － 食育や地産地消、国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○食品の安全確保と消費者の信頼の確保 <ul style="list-style-type: none"> － 科学的知見に基づくリスク評価・管理、食品表示の適正化等を通じた消費者の信頼確保 ○食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立 <ul style="list-style-type: none"> － 不測時に備えたリスク分析と対応の検討、国際的な食料需給の把握・分析、動植物防疫措置の強化 ○TPP 等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応 <ul style="list-style-type: none"> － 「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づく生産基盤強化、センシティブティに十分配慮し、輸出拡大に繋がる交渉
講ずべき施策2	<p>農業の持続的な発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ○力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> － 法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進 ○農業現場を支える多様な人材や主体の活躍 <ul style="list-style-type: none"> － 中小・家族経営など多様な経営体、農業支援サービス ○担い手等への農地集積・集約化と農地の確保 <ul style="list-style-type: none"> － 人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働、荒廃農地の発生防止・解消 ○農業経営の安定化に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> － 収入保険の普及促進、経営所得安定対策等の着実な推進 ○農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> － 農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化、農業水利施設の戦略的な保全管理、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策 ○需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 <ul style="list-style-type: none"> － 肉用牛・酪農・園芸作物等の生産拡大など品目別対策、GAP の推進、農作業等安全対策の展開、資材・流通・加工構造の合理化 ○農業生産・流通現場のイノベーションの促進 <ul style="list-style-type: none"> － スマート農業の加速化など農業現場でのデジタル技術の利活用推進、農業施策の展開におけるデジタル化の推進 ○気候変動への対応等環境政策の推進 <ul style="list-style-type: none"> － 再生可能エネルギー、気候変動対応技術の開発・普及、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進
講ずべき施策3	<p>農村の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> － 複合経営等の多様な農業経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環 ○中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備 <ul style="list-style-type: none"> － 地域コミュニティ機能の維持・強化に向けたビジョンづくり、日本型直接支払による多面的機能の発揮、鳥獣被害対策 ○農村を支える新たな動きや活力の創出

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> － 地域運営組織、関係人口の創出・拡大、半農半X等の多様なライフスタイルの提示、棚田地域の魅力発信 <p>○上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり</p>
講ずべき施策4	<p>東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応</p> <p>○東日本大震災からの復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> － 地震・津波災害及び原子力災害からの復旧・復興 <p>○大規模自然災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> － 事前防災の徹底、災害に備える農業経営の取組の展開 <p>○大規模自然災害からの復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> － 迅速な被害の把握、被災地の早期復旧支援
講ずべき施策5	<p>団体に対する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> － 農協が農村地域の産業や生活のインフラを支える役割等を引き続き果たしつつ、引き続き、自己改革の取組を推進 － 農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区の機能・役割の効果的かつ効率的な発揮
講ずべき施策6	<p>食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> － 消費者、食品関連事業者、農協等の生産者団体を含めた官民の協働による、食と農のつながりの深化に着目した新たな国民運動の展開
講ずべき施策7	<p>新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> － 国産農産物の内需の喚起、農業労働力の確保、国産原料への切替えや経営改善などの中食・外食・加工業者対策等の機動的実施、食料供給についての情報提供

2. 長野県の食料・農業・農村基本計画と農業施策

(1) 長野県食と農業農村振興の県民条例の目的

県では、平成18年3月10日に議員提案により「長野県食と農業農村振興の県民条例(案)」が提案され、同条例(案)は議員全員の賛成で可決成立し、同年4月1日から施行されている。

長野県食と農業農村振興の県民条例(以下「県民条例」という。)制定時の県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められていた。

このような情勢を踏まえ県民条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者及び事業者等の責務等を明らかにすることにより、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した県農業及び農村の持続的発展並びに県経済の健全な発展を図ることを目的としている。

(2) 県民条例の基本理念

県民条例は、基本法と同様に次の4点の基本理念を掲げている。

- 安全で良質な食料の安定供給の確保
- 農業・農村の多面的機能の発揮
- 農業の持続的な発展
- 農村の生産・生活環境の整備による振興

(3) 県民条例の概要

県民条例の概要は次表のとおりである。

表 県民条例の概要

項目	内容
基本理念	安全で良質な食料の安定供給の確保 農業・農村の多面的機能の発揮 農業の持続的な発展 農村の生産・生活環境の整備による振興
県の責務	基本理念にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。
財政上の措置	県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
施策の実施状況の公表	知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

項目	内容
食と農業農村振興計画	知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画を定めなければならない。 食と農業農村振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。このことは同計画の変更について準用する。

(4)食と農業農村振興計画

① 概要

県は、県民条例第9条に基づき、県の食と農業・農村の将来のめざす姿を明確にし、その実現に向けて、全ての関係者が一体となって施策を総合的かつ計画的に推進するため、食と農業農村振興計画を策定している。

食と農業農村振興計画は、関係する行政機関はもとより、農業者や実需者、消費者など幅広い県民の意見を反映し、県民条例第9条第2項及び第25条の規定による「長野県食と農業農村振興審議会」の審議を経て知事が定めるものである。

食と農業農村振興計画は、県の食と農業・農村に関する施策の指針となる計画であるとともに、農業者、消費者などを問わず、全ての県民の「食」と各地域で営まれる「農業」、人々が暮らす「農村」の発展に向けた今後の方向性を示すものとされている。

食と農業農村振興計画の策定状況は次表のとおりである。

表 食と農業農村振興計画の策定状況

項目	策定年月	計画の期間
第1期	平成19年9月	平成20年度から平成24年度までの5か年
第2期	平成25年2月	平成25年度から平成29年度までの5か年
第3期	平成30年3月	平成30年度から令和4年度までの5か年

② 第3期長野県食と農業農村振興計画の概要

平成30年3月に策定された第3期長野県食と農業農村振興計画のポイントは次表のとおりである。

表 第3期長野県食と農業農村振興計画のポイント

内容
1 信州の食と農業・農村を確実に次代へ“つなぐ”ため、今後5年間の施策の指針として計画を策定 農業者が減少する中で、次代の本県農業・農村を担う者に、農地や技術、郷土食、農村の文化や景観などを確実につなぐため、10年後のめざす姿の実現に向けた今後の方向性を明示
2 「次代へつなぐ信州農業」「消費者とつながる信州の食」「人と人がつながる信州の農村」の3つの基本方向で施策を展開 産業としての農業、暮らしの場として農村に、消費者が求める食を基本方向として明確に位置付け、総合的かつ計画的に施策を推進

内容	
3	中核的経営体※が主力となる農業構造に転換するとともに、小規模農家や兼業農家のほか、農村に関わる全ての方の参画を明確化 農業の現状と課題を踏まえ、農業構造の転換を図るとともに、皆で支える農業・農村をめざし、地域住民や移住者、都市住民やNPO 法人など農村に関わる方の出番と役割を明示
4	10 地域の特性を踏まえ、地域別の将来の発展方向、目標、取組内容を明示 各地域の 10 年後の地域農業・農村の目指す姿の実現に向けた取組内容を明確化
5	農業分野だけでは解決できない広域的かつ横断的な課題に他分野と連携して重点的に取組 製造業、観光業などの民間企業を含め、他分野との連携により、農業分野だけでは解決できない6 つの課題に地域と一体となって重点的に取組

※中核的経営体:次代を担い本県農業の中核となる経営体

認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農組織の総称

表 第3期長野県食と農業農村振興計画の概要

項目	内容
計画の性格	県の食と農業・農村の施策の指針となる計画であるとともに、農業者、消費者などを問わず、全ての県民の「食」と各地域で営まれる「農業」、人々が暮らす「農村」の発展に向けた、今後の方向性を示すもの。
基本目標	次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村 農業者が減少する中で、次代の県農業・農村を担う者に、農地や技術、郷土食、農村の文化や景観などを確実に“つなぐ”とともに、農業・農村の魅力向上を図り、農業・農村に関わる方の満足度を高めていく。
施策の基本方向	I 次代へつなぐ信州農業(産業としての農業) 今後も農家数や耕地面積が減少する中、農産物産出額を増加させ、収益力の高い農業構造に転換していく。 II 消費者とつながる信州の食(消費者が求める食) 生活に欠かすことのできない「食」について、県民など多くの消費者に、その必要性和重要性の理解促進を進めていく。 県の農畜産物や加工品、郷土食などの魅力を県民や県内企業の方々に共有していただき、それぞれの積極的な県産品の利用を進めていく。 III 人と人がつながる信州の農村(暮らしの場としての農村) 高齢化や人口減少が急速に進む中、兼業農家や小規模農家、地域住民など多様な方々の参画により農村コミュニティの維持を図る。 都市住民との交流、多様な地域資源の活用などにより、農村の活性化を図る。

③ 施策体系

第3期長野県食と農業農村振興計画では、施策の基本方向として、I. 次代へつなぐ信州農業(産業としての農業)、II. 消費者とつながる信州の食(消費者が求める食)、III. 人と人がつながる信州の農村(暮らしの場としての農村)の3項目が掲げられている。

図 施策体系

次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村

I 次代へつなぐ信州農業(産業としての農業)

- 1 次代を担う経営体の育成と人材の確保
 - ア 企業マインドで信州農業を支える中核的経営体の育成
 - イ 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保
 - ウ 次代の信州農業を担う新規就農者の確保・育成
 - エ 地域農業を支える多様な農業経営体等の確保・育成
- 2 消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産
 - ア マーケットニーズに応える競争力の高い信州農畜産物の生産
 - イ 環境農業の推進と農畜産物の安全性の確保
 - ウ 次代を拓く新品種・新技術開発と普及活動の展開
 - エ 稼ぐ農業を支える基盤整備の推進
- 3 需要を創出するマーケティング
 - ア プレミアム・オリジナル・ヘリテイジによるブランド力の強化
 - イ マーケットインによる農畜産物の需要創出
 - ウ 世界に求められる信州農畜産物の戦略的な輸出促進
 - エ 稼ぐ6次産業化ビジネスの展開

II 消費者とつながる信州の食(消費者が求める食)

- 1 本物を味わう食と食し方の提供
 - ア 「おいしい信州ふーど」の取組による信州産食材の魅力発信
 - イ 食の地消地産と農産物直売所の機能強化
- 2 しあわせな暮らしを支える豊かな食の提案
 - ア 未来を担う子どもたちへの信州の食の伝承
 - イ 地域ぐるみで取り組む食育の推進

III 人と人がつながる信州の農村(暮らしの場としての農村)

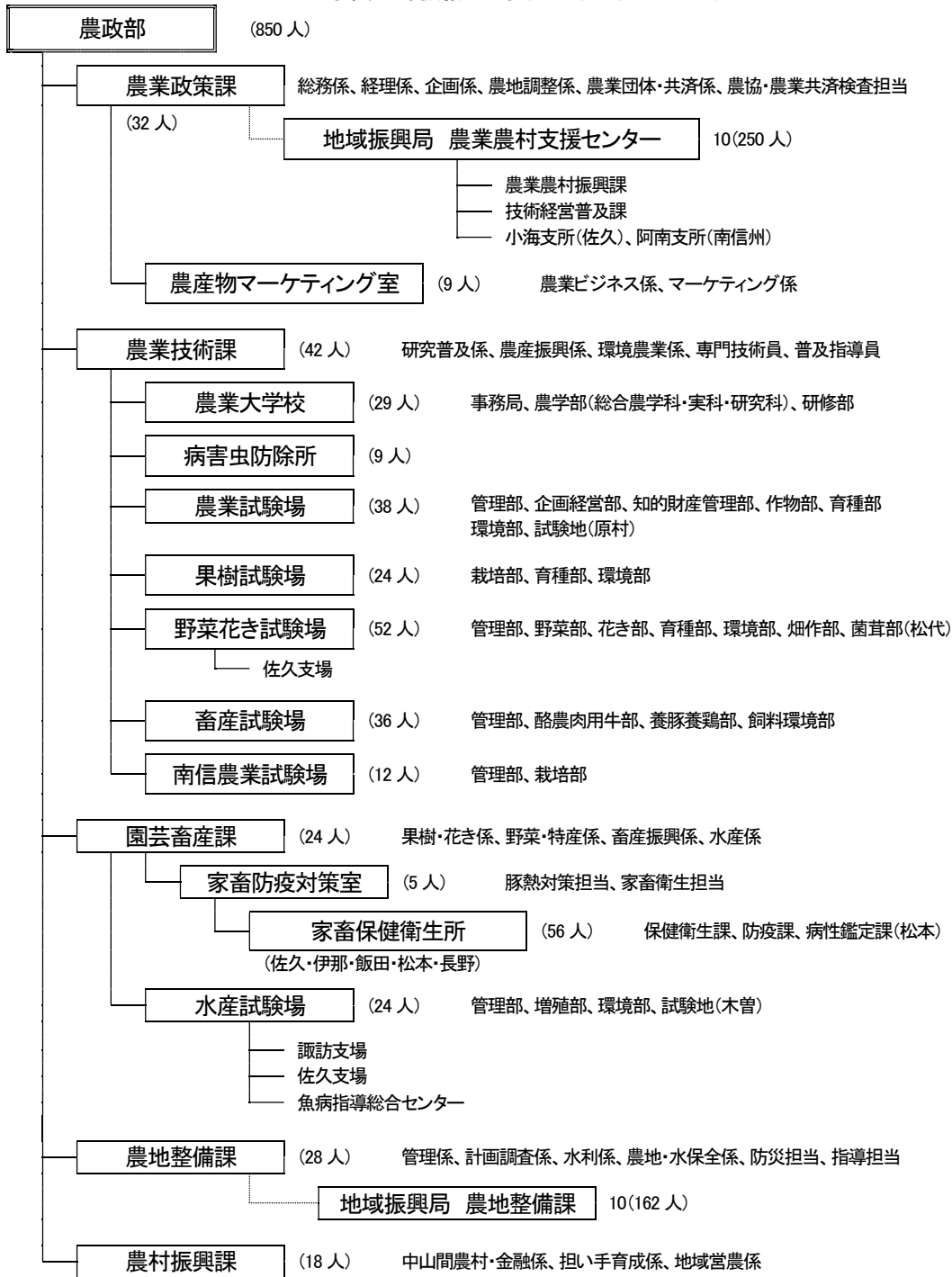
- 1 持続的な農業生産活動を支える基盤づくり
 - ア 持続的な営農を支え、暮らしを守る農村環境の整備
 - イ 都市住民との協働など皆に理解されて進める多面的機能の維持
- 2 多様な人材の活躍による農村コミュニティの維持
- 3 地域の強みを活かした農村景観や地域資源の活用

3. 長野県農政部の概要

(1) 長野県農政部の機構図(令和4年4月1日現在)

次図は、令和4年4月1日現在の長野県農政部(以下「県農政部」という。)の機構図である。

図 県農政部機構図(令和4年1月1日現在)



(出典:県農政部「令和4年度 長野県農業の概要」より監査人作成)

(2)地域振興局と現地機関

表 地域振興局

地域振興局	農業農村支援センター	住所
佐久	佐久農業農村支援センター	〒385-8533 佐久市跡部 65-1
上田	上田農業農村支援センター	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6
諏訪	諏訪農業農村支援センター	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10
上伊那	上伊那農業農村支援センター	〒396-8666 伊那市荒井 3497
南信州	南信州農業農村支援センター	〒395-0034 飯田市追手町 2-678
木曾	木曾農業農村支援センター	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1
松本	松本農業農村支援センター	〒390-0852 松本市大字島立 1020
北アルプス	北アルプス農業農村支援センター	〒398-8602 大町市大町 1058-2
長野	長野農業農村支援センター	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1
北信	北信農業農村支援センター	〒383-8515 中野市大字壁田 955

表 現地機関

現地機関	住所	
農業大学校	[松代]	〒381-1211 長野市松代町大室 3700
	[小諸]	〒384-0807 小諸市大字山浦 4857-1
病虫害防御所	〒382-0072 須坂市大字小河原 492	
農業試験場	〒382-0072 須坂市大字小河原 492	
果樹試験場	〒382-0072 須坂市大字小河原 492	
野菜花き試験場	〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾 1066-1	
	野菜花き試験場佐久支場	〒384-0807 小諸市大字山浦 4857-1
畜産試験場	〒399-0711 塩尻市大字片丘 10931-1	
南信農業試験場	〒399-3103 下伊那郡高森町下市田 2476	
水産試験所	水産試験場	〒399-7102 安曇野市明科中川手 2871
	水産試験場木曾試験地	〒397-0002 木曾郡木曾町新開字正ノ平 127-238
	水産試験場諏訪支場	〒393-0034 諏訪郡下諏訪町 6188-10
	水産試験場佐久支場	〒385-0042 佐久市高柳 282
家畜保健衛生所	佐久家畜保健衛生所	〒385-0035 佐久市瀬戸中庭 1111-179
	伊那家畜保健衛生所	〒396-0026 伊那市西町 5764
	飯田家畜保健衛生所	〒395-0034 飯田市追手町 2-678
	松本家畜保健衛生所	〒390-0851 松本市島内西川原 6931
	長野家畜保健衛生所	〒380-0944 長野市安茂里米村 1993

第3 監査の結果及び意見の総括

1. 包括外部監査の総括

「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～についての総括は次のとおりである。

(1) 生産性向上に向けて

今回の監査では、第3期長野県食と農業農村振興計画が定める三つの基本方向のうち、「産業としての農業<次代へつなぐ信州農業>」を監査対象とした。

産業としての農業の発展のためには、付加価値総額が増えると同時に、付加価値生産性の向上が重要である。

県農政部では、様々な施策を立案しそれぞれの目標を設定し、計画達成のために日々懸命に取り組んでいる。その結果、達成された目標も数多くあるし、解決された課題もある。

また、毎年度、目標達成に向けて実施した事業を評価し、実施事業の改善や次年度事業の構築につなげる行政評価システムも運用されている。

しかしながら、それらの目標が、どのように結合されて最終目標達成に繋がっているのか、分かりにくい面がないとは言えない。

今回、監査人は、「農家の所得の増加」という KGI (Key Goal Indicator) を設定した場合に、どのような KPI (Key Performance Indicator) に分解できるかを示し、その分析結果から導かれる注力すべき施策目標について記載した。

県は、EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案) を推進していく方針であるため、今後、県農政部においても、統計等のデータと施策立案の連結について検討していく必要がある。

(2) 補助金に係る消費税相当額の返還事務について

補助金に係る消費税相当額の返還事務は複雑であり、網羅的かつ正確に事務を行うことは極めて困難である。今回、県農政部においても、当該事務について適切に行われていない事例があった。

会計検査院のホームページを見ると、全国の自治体で、毎年のように、補助金に係る消費税相当額の返還ミスがあり、後日指摘を受けて返還する事例があることがわかる。

補助金返還事務を網羅的かつ正確に行うには、補助事業者や地方自治体の職員が消費税法に精通している必要がある。しかしながら、消費税法は複雑であり、特に公益法人等で特定収入がある場合などはなおさらである。また、税務調査等で後日、消費税の納税額が変わる可能性があるが、その場合には補助金に係る消費税相当額が変更となる可能性がある。

そのようなことを踏まえ、報告書の本文には、補助金の返還義務から納税義務に転換することについて記載した。しかしながら、それは国が対応すべきことであって、県農政部が対応できる範囲を超えている。

よって、県農政部への意見としては、職員向けの手続書作成やその周知、補助事業者向けの資料整備やホームページでの周知等をお願いすることとした。

なお、インボイス制度が導入された場合に、補助事業者が免税事業者から課税仕入を行った場合に経過措置により控除する消費税等に対応する補助金に係る消費税相当額を返還すべきかについては、今のところ明らかではないため、国等の動向を踏まえた対応を依頼することとした。

(3) 地球温暖化対策への農業部門の貢献

県は、長野県ゼロカーボン戦略を立案し、地球温暖化対策の推進等に取り組んでいる。

農林水産省の資料によれば、世界の温室効果ガスの排出量のうち、農業・林業・その他土地利用の排出は全体の4分の1を占める。¹

県の農業関係試験場における試験研究では、これまでの取組に加えて、温暖化に備えた品種改良等にも取り組んでいる。さらに、直接、温室効果ガス削減に向けたすばらしい研究成果も出している。

今後、県の農業関係試験場が世界の温室効果ガス削減にさらなる貢献をすることが期待される。

また、削減した温室効果ガスをクレジット化して売却し、農業関係者の所得拡大と温暖化防止を両立することについても今後研究が必要である。

¹ 気候変動に対する農林水産省の取組み 2020年11月20日 農林水産省
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/GR/attach/pdf/s_win_abs-69.pdf

2. 監査の結果及び意見の項目数

監査対象項目	結果	意見
I. 総論	-	7
II. 農村振興課の事業	-	12
III. 農地整備課の事業	1	3
IV. 農業技術課の事業	-	12
V. 園芸畜産課・家畜防疫対策室の事業	-	9
VI. 農産物マーケティング室の事業	-	1
合計	1	44

「監査の結果」とは、今後、県において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

「監査の意見」とは、「監査の結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待する事項をいう。

3. 監査の結果及び意見の要約

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
I. 総論に関する結果及び意見			
<p>2 収益性・生産性指標</p> <p>① 収益性・生産性指標について(意見 1)</p> <p>施策の達成目標や効果測定を考える場合には、民間経営体と行政機関等が一体となって、「農業所得」や、それを構成する「農業生産高」「原価(経営費)」を考慮した目標設定にすることがあると考える。その際に KGI・KPI 分析と EBPM の手法を使って構築していくことについて検討が必要である。</p> <p>たとえば、「農家の所得」増加を KGI(成果目標)とし、「農業所得」の算式を構成する「生産高」や「原価」は KPI として設定することが考えられる。これには「デシジョンツリー」という考え方が有効である。これは、取りうる選択肢や起こりうるシナリオ全てを樹形図(ツリー図)の形で洗い出し、それぞれの選択肢の期待値を論理的に比較選択し、意思決定する経営管理ツールである。この考え方を使って、最終ゴールである KGI に向けて KPI 設定を行うと、KPI 要素の因果関係が見える化され、EBPM の実現に効果的である。</p> <p>なお、現在の計数集計関係のシステムは、コード体系や設定・運用上の課題があり、情報システム内に EBPM のためのデータベースが構築できない状況にあるため、県の情報システム見直しの際に県農政部として改善を要求していくことも考えられる。また、BI(ビジネス・インテリジェンス)ツールを用いて予算編成過程、予算進捗やエビデンス確認等を県民に分かりやすく提供することも今後の課題である。</p>		○	58
<p>3 補助金に係る消費税等の返還</p> <p>① 職員向け手続書の整備の必要性について(意見 2)</p> <p>補助金によって賄われた経費等に係る消費税等について、返還義務の有無や返還金額の計算は複雑であるため、その適正な執行にあたっては、県農政部の職員が、返還の有無の判定や返還された補助金の額が正しいかの検討を行うにあたっての手続書の整備を検討していく必要がある。</p> <p>県農政部では、部内のマニュアルである「補助事業を正しく進めるために」(令和 3 年 4 月 県農政部)の中で、補助事業等における消費税相当額の取扱いについて定めている。しかしながら、この記載のみでは、県農政部職員が補助事業等における消費税相当額について、適切に対応することは困難であると思われる。</p> <p>複雑な消費税相当額の返還事務を行うには、より詳細な手続書を作成して、県農政部職員に周知することについて検討が必要である。</p>		○	68

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>② 補助事業者向け説明資料の作成について(意見 3)</p> <p>県農政部職員にとっても複雑な補助金に係る消費税相当額の返還事務については、補助事業者にとっても同様に判断が難しい面がある。</p> <p>そのため、補助事業者にとってわかりやすい説明資料やホームページを整備していくことを検討していく必要がある。</p>		○	69
<p>③ 補助事業者が消費税課税事業者であるかの確認について(意見 4)</p> <p>補助事業者が免税事業者であるかを確認する際、「損益計算書及び売上高を確認できる資料」との記載がある例があったが、誤解を受けやすい。確認すべきは、基準期間または特定期間の課税売上高等であるため、今後改善について検討が必要である。</p>		○	70
<p>④ インボイス制度導入後の免税事業者等からの仕入に係る経過措置の取扱いについて(意見 5)</p> <p>令和 5 年 10 月 1 日より、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始される。</p> <p>インボイス制度では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができない。</p> <p>しかしながら、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置がある。</p> <p>そうすると、補助事業者が補助金で免税事業者等から仕入を行った場合には、経過措置により控除した仕入控除税額についても返還すべき消費税相当額が生じると考えられる。</p> <p>一方、この経過措置は、免税事業者等が取引から排除されることなどを防止するために設けられた側面があることから、補助事業者が補助金に係る消費税相当額の返還が必要だとすると、当該効果が減殺される恐れがある。</p> <p>したがって、今後、県農政部として、国等の動向も踏まえて、対応を検討しておく必要がある。</p>		○	70

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>4 農業分野における排出量取引</p> <p>① 排出量取引への取組準備について(意見 6)</p> <p>東京証券取引所においては、2022年9月から2023年1月まで、カーボン・クレジット市場実証事業が行われている。</p> <p>当該市場で取引の対象とされているのは J-クレジットである。J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。</p> <p>農業分野での J-クレジットの認証はまだ少ないが、「バイオ炭の農地施用」については、新たに方法論が確立し、売買できるようになった。これには、農業試験場で研究している籾殻くん炭も含まれる。</p> <p>今後は、県においても、研究成果を生かし、新たな方法論の確立や、農家等が J-クレジットを創出し、温暖化防止に貢献するとともに所得も得ることができるよう、準備を進めていく必要がある。</p>		○	72
<p>5 農業土木職員の年齢構成</p> <p>① 農地整備課の農業土木職員の年齢構成について(意見 7)</p> <p>農地整備課には、県内各所の地域振興局を含めて 153 名(令和 4 年度)の農業土木職員が所属している。そのうち、50 歳台が 95 名で、62.1%を占める。</p> <p>近い将来、現在 50 歳台の職員が退職を迎えると、農業土木職員の数は著しく減少し、業務に支障をきたす可能性がある。</p> <p>農業土木職員は技術職員であり、他の行政職員の異動等により職員数を調整することは極めて難しいものであると思われる。</p> <p>県は、若手農業土木職員の仕事の様子やインタビューの動画サイトへのアップロード、教育課程に農業土木がある全国 36 の大学に対するアプローチ(PR メールを送付や OB・OG を通じたコミュニケーション)、職員採用試験の見直し等を通じて農業土木職の PR 及び採用強化を図っている。長期的な視点で、将来の県の農業土木職を担う人材の採用及び育成を図っていくため、今後も引き続きより一層の業務の PR 及び採用活動に取り組む必要がある。</p>		○	73

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
II. 農村振興課の事業に関する結果及び意見			
1 新規就農者支援事業			
① 長野県里親農業者登録会議の出席者について(意見 8) <p>農業大学校研修においては、新規就農里親研修がカリキュラムとして定められており、就農希望者は、「新規就農里親支援事業実施要綱」及び「新規就農里親農業者登録事業実施要領」に定める里親農業者の就農支援活動を受けることができる。里親農業者は、本実施要領に基づき登録された個人・法人であり、登録にあたっては、学識経験者、里親農業者の代表者、市町村等農業研修機関の代表者、農業団体の代表者、公益社団法人長野県農業担い手育成基金(長野県青年農業者等育成センター)、農業者組織の代表者、県農政部の 7 者の委員で構成される長野県里親農業者登録会議(以下「登録会議」という。)で意見を募ることとしている。</p> <p>令和 3 年度の登録会議の委員名簿によれば、上記の 7 者のうち、農業者組織の代表者が登録会議の委員として選任されていなかった。県の担当者によれば、委員名簿上確かに農業者組織の代表者は不在であるが、里親農業者の代表が「長野県農業経営者協会」の会長(農業者組織の代表者)でもあることから、それぞれの立場からの意見を十分に徴することができていると判断し、県による登録合否の決定に支障はないと考えているとのことであった。</p> <p>しかしながら、単一の委員が複数の立場(区分)を兼ねることについての可否や基準については、実施要綱または実施要領等に定められておらず、主観的な判断によって許容されているに過ぎない。実施要綱または実施要領等において、その可否や基準について客観的な根拠を定めておくことが望ましい。</p>	○	78	
② 農業人材力強化総合支援における資金の交付対象者と成果目標の齟齬について(意見 9) <p>県は、本事業の成果目標の一つとして、「新規就農者数(45 歳未満)」を設定し、毎年度終了後、成果目標に対する実績をモニタリングすることにより、事業の成果を測定している。一方で、就農準備資金及び就農直後の経営確立に資する経営開始資金の交付について国が定めた「新規就農者育成総合対策実施要綱」及びその別記資料によれば、資金交付の対象者は、就農予定時の年齢が原則 50 歳未満とされており、県も同要綱にしたがい事業を執行している。</p> <p>この点、45 歳から 49 歳までの新規就農者については、資金交付の対象になっているにもかかわらず、県が成果目標としている「新規就農者数(45 歳未満)」に数えられず、事業の成果が成果目標に適切に反映されない状態になっていると考えられる。当該成果目標については、事業の成果を適切に反映できる指標に修正することが望ましい。</p>	○	78	

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>③ 成果目標「新規就農者数(45歳未満)」の達成に向けた取組について(意見 10)</p> <p>県が令和4年度の目標としている「新規就農者数(45歳未満)」の数値は250人である。一方、これまでの実績をみると、平成30年度は216人の新規就農者があったものの、ここ3年は190人、173人、181人と、目標と比較して低い水準にとどまっている。</p> <p>平成30年度からの減少要因としては、「独立自営の参入者」の数が横ばいであることに対し、「親元就農の後継者」の数が減少傾向にあることがあげられる。</p> <p>「独立自営の参入者」と「親元就農の後継者」は、それぞれ就農に対する目的や動機が異なるものと考えられることから、成果目標値の達成に向け、また、令和5年度以降に目標とする新たな成果目標値も念頭に、独立自営の参入者の数が増える余地があるのか、または、親元就農の後継者の数が増える余地があるのか分析を行ったうえで、伸び代の大きいターゲット層に訴求するアプローチを集中的に行っていくことが望まれる。</p>		○	79
<p>2 農業リーダー育成事業</p> <p>① 農業リーダー認定数の目標値の設定について(意見 11)</p> <p>本事業における各農業リーダー(農業士、農業経営士、農村生活マイスター)の認定数の令和4年度の目標値は50人である。しかしながら、平成30年度以降、農業リーダーの認定者数は減少傾向にあり、令和4年度の目標達成も極めて難しい状況であると思われる。</p> <p>県の方針である「次代の農業を担うリーダーを育成」という観点について異論はないが、いずれの称号制度も、創設から30年以上が経過して既に多くの農業者がこれらの称号を得ており、また、全体的な農業者数や就農者数の減少により、今後の認定数の大幅な増加は見込めないと考えられることから、農業リーダーの認定者数が、本事業の「次代の農業を担うリーダーを育成」という趣旨に合致する目標として適切かどうかを検討していく必要がある。</p>		○	81
<p>3 NAGANO 女子ステップアップ支援</p> <p>① 「若手女性農業者」の定義について(意見 12)</p> <p>本事業の補助金は、補助事業者たる再生協議会が、若手女性農業者が経営発展に向けて自ら実施または出展するマルシェ活動等を支援するために行う事業に要する経費を対象としている。補助金交付要領では、助成金の交付対象者である「若手女性農業者」について次のように定めている。</p> <p>(1)年齢45歳以下で結成された、2名以上の県内在住女性農業者グループ</p> <p>(2)グループの全体人数のうち、3分の2以上が年齢45歳以下で結成された、3名以上の県内在住女性農業者グループ</p> <p>しかしながら、上記の定めのうち、「女性農業者」の属性は明らかでない。今後、要綱、要領等で「女性農業者」がいかなる属性なのか明確にしておくことが望ましい。</p>		○	83

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>5 農業トップランナー応援</p> <p>① 事業の達成度合いを測定する指標の設定について(意見 13)</p> <p>外国人人材確保支援に関して、技能実習生から特定技能外国人への転換拡大に向け、県は支援センター及び特定技能外国人の登録支援機関である JA 長野開発機構の職員の人件費等に対して補助を行っている。しかしながら、本事業の目的を表す成果指標としては中核的経営体数を掲げているのみであり、主眼である県内外国人労働者を確保・増加させるといった観点に基づいた目標や指標などは現状設定されていない。</p> <p>本事業は、特定の団体(支援センター(補助事業者)及びその委託先である JA 長野開発機構)の運営経費に対して定額補助を支給するものであるため、PDCA サイクルが有効に実施できるよう、定量的な数値による成果指標が設定され、その動機づけされた指標に向け補助事業者が事業を遂行し、事後的に活動実績並びに成果を適切に測定できる体制を整えることが望まれる。</p>		○	88
<p>6 強い農業・担い手づくり総合支援(経営体育成支援事業)</p> <p>① 事業実施主体の提出書類の記載ミスへの対応について(意見 14)</p> <p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(以下、要綱という)によると、地域担い手育成支援タイプ(条件不利地域型)の要件の一つに“対象地域において農家一戸当たりの平均農地面積が概ね 0.5ha 未満であり、かつ、農地面積が 0.5ha 未満の農家が概ね 5 割以上占める地域であること”が規定されている。事業実施主体は支援計画書を県へ提出することにより、その要件が充足されることを含めて記載される手続となっている。</p> <p>監査人が抽出したサンプル(事業実施:千曲市)を確認したところ、支援計画書における上記“概ね 5 割以上とする”要件に係る記載事項に、“0.58%”と記載されていた。本来 58%と計算され要件を満たすことから、実質的な判断に影響を与えるものではないが、形式的な記載ミスが是正されぬまま採択されていたものと見受けられる。</p> <p>事業実施主体から提出された要件充足に関する申請書類の審査・確認をより精緻に不備なく実施できる体制が望まれる。</p>		○	90

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>② 助成対象となる事業費の確認について(意見 15)</p> <p>要綱によると、助成対象となる事業内容の要件として、事業費が整備内容ごとに50万円以上であることであり、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定されていることが求められている。監査人が抽出したサンプル事業(事業実施:千曲市)においては、17件の施設(設備)等を導入していたが、うち5件が上記要件の下限金額である1件当たり50万円とされていた。</p> <p>要綱において一単位の金額下限が設定されているため、同業者から調達する場合等にあつては、本来助成対象とならない金額の物品についても、金額の調整により助成対象に該当せしめることも可能となる等の不正のリスクが存在していると考えられる。</p> <p>同サンプル事業においては、形式的な問題はないものの、不正な申請に対応するためにリスクを念頭に置いた慎重な審査が望まれる。</p>		○	90
<p>9 農地中間管理機構事業補助金</p> <p>① 複数の農地集積率の計算方法の併存について(意見 16)</p> <p>効率的な農業経営を進めていくためには、担い手への農地の集積・集約化を進める必要があり、国は、平成25年12月に公表した「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、今後10年間で“担い手”への農地の集積率を8割へ向上させる目標を定めている。</p> <p>ここで、国が定める“担い手への集積率”とは「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」に基づき算定され、そこでの“担い手”とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農経営(共同経営型のみ)を指す。</p> <p>一方、県においては、農地中間管理事業の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)により、担い手(認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む者)が利用する農用地の面積の目標を掲げるとともに、耕地面積に対するその割合、すなわち“担い手”への農地集積率を第3期食農計画基準年である平成27年度における39%から令和5年度では68%まで向上させることを計画している。</p> <p>ここで、県が定める基本方針における“担い手への集積率”とは「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」に加え「集落営農実態調査」に基づき数値が補正され、そこでの“担い手”とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農経営(共同経営型、作業受託組織及び機械利用組合等を含む)を指すこととしている。すなわち、国の定義に比して広い概念とされているため県の数値は大きく算定される。</p> <p>上述のとおり、事業の成果目標指標である担い手への農地集積率としては、国が掲げる目標を基礎とした数値と県独自の数値の2種類が併存している状況にあるため、県独自の農地集積率を開示する際には、判断を誤導することのないように算定方法を明示するなどの配慮が必要と考える。</p>		○	95

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>② 県及び中間管理機構のさらなる各地域との連携について(意見 17)</p> <p>県、県農業会議、JA 県中央会、県土地改良事業団体連合会、農業開発公社(中間管理機構)の5団体が連携して「農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」が策定されたことは意義があると考えます。</p> <p>一方、県及び中間管理機構のみでは人員が少なく、集積に向けた貸手と借手のマッチングなどの具体的な業務を行うことは困難な状況下であり、地域の話合いに基づく「人・農地プラン」の実質化の取組に即した対応が求められる。</p> <p>具体的な業務は、地域的に細分化された市町村、農協、農業再生協議会など、地域との連携を図る必要性があるため、県においても当該各主体と業務委託契約を締結している。</p> <p>担い手への農地集積及び集積率の県単位での成果指標(令和3年度は51%)を達成できるか否かは、地元の取組の成否に依存している。このことは、地域間・市町村間の集積率等の実績に格差が拡大している要因の一つに位置づけられるものと考えます。</p> <p>改正農業経営基盤強化促進法は、地域農業の在り方を落とし込む従来の「人・農地プラン」を、「地域計画」として法定化し、農地中間管理機構(農地バンク)と連動させ、地域の農地利用を効率的・総合的に進めていくことが狙いである。その中で県及び中間管理機構は、業務推進を担う役割として、市町村ごとの地域単位で指標を細分化し、集積率向上の余地がある地域へ重点的に働きかけることも有用であると考えます。</p> <p>また、現場の情報を吸収して活用できる体制を整えていくなど、たとえば地域ごとの農地情報をデータベース化してこれを有効に利用することが、市町村等の地域を超えた有用な情報のやりとりや農地の集積に対する取組状況の違いを把握することに向けて有効と考えます。</p>		○	97
<p>10 機構集積協力金</p> <p>① 協力金の効果的な活用について(意見 18)</p> <p>本事業の令和3年度の決算額は、当初予算を大幅に下回り余剰が生じている。機構集積協力金についても、上記「9 農地中間管理機構事業補助金」と同様の趣旨にて地域や市町村、都道府県などの取組に依存する中で、地域格差が生じているなど計画どおりの執行ができていない状況にある。</p> <p>協力金は農地を貸すための動機付けとして効果的なものであるとされるアンケート調査結果等もあり、細分化された地域計画での活用が望まれる。</p>		○	98

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>12 地域営農基盤強化総合対策事業</p> <p>① 補助事業者の活動予算の形骸化について(意見 19)</p> <p>長野県農業会議による農地有効利用支援事業に関して、活動予算が見込まれていない活動が実施されたうえで、事業実績報告書において補助対象経費として記載され補助金が支給されている。他方で、補助対象となる活動として予算に含まれていた活動項目が実施されず、他の活動へ流用されていた事項が検出された。</p> <p>その要因は補助事業者である長野県農業会議から提出される計画段階での交付申請書の緻密さ、正確性が低いものと推察され、活動予算の設定が形骸化しているためとも考えられる。</p> <p>補助金は公益上必要があるとして特定の目的の下で公金にて補助することが妥当と判断された活動を支援することが趣旨であり、その手続きである交付申請及び交付決定プロセスの意義は、活動が同目的に整合的であるか否かを判定することにあると考える。</p> <p>地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱等に照らすと、活動細目間の流用は直接的な逸脱には該当しないものとも考えられるが、特定団体(長野県農業会議)への運営資金の定額補助という側面を鑑みると、そのプロセスの形骸化は、補助対象とする活動が曖昧となるとともに、補助事業者の活動への統制が効かず、補助金の趣旨を没却するおそれがある。</p> <p>県としては、補助対象となる交付申請における活動内容とその予算の精緻なチェック、及び実績報告における活動内容との整合性を確認する必要がある。</p>		○	101

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
Ⅲ. 農地整備課の事業に関する結果及び意見			
1 かんがい排水事業 ① 県営農業農村整備事業新規地区検討委員会における議事録等の作成について(意見 20) <p>県は、本事業並びに後述する「県営畑地帯総合土地改良事業」及び「経営体育成基盤整備事業」において、新規に事業実施を要望する地区(以下「新規要望地区」という。)に係る調査計画業務の取扱いについて、県営農業農村整備事業新規地区調査計画業務取扱要領を定め、同要領に基づき事業を実施することとしている。</p> <p>同要領の第4第1項においては、県の農政部長が新規要望地区から提出のあった審査依頼書等を検討するものとされ、具体的な検討機関として、県営農業農村整備事業新規地区検討委員会設置要領に基づく県営農業農村整備事業新規地区検討委員会(以下「検討委員会」という。)が設置されている。</p> <p>検討委員会における検討過程については、非公式な文書として、検討結果が記された書面が残されている場合があるが、これら書面を議事録等として作成するルールは設けておらず、出席者の発言や具体的な検討過程等が必ずしも残されているとは言えない状態である。</p> <p>新規要望地区について、検討委員会において適正に検討した根拠として、検討委員会における検討過程、検討結果等を議事録等として書面に残しておくことが望ましい。</p>		○	104
② 補助事業者からの状況報告の提出期日の管理体制について(意見 21) <p>長野県土地改良事業等補助金交付要綱には、補助金を受けた事業者が補助事業の進捗に応じて、定められた期日までに状況報告を提出すべき旨が定められている。</p> <p>県内の2つの地域振興局で、当該書類の管理・保存状況を確認したところ、いずれの局においても、書類の報告期日についての情報が適切に管理されておらず、また、提出書類の様式においても報告日を記載する欄がないことから、補助事業者が要綱に従い定められた期日までに書類を提出しているか否かについて、事後的な検証が困難な状況となっていた。</p> <p>様式に報告日の記載欄を設ける、あるいは、管理上、報告日を明確にするなどして、当該書類が期日までに報告されていることが確認できる体制を整えることが望ましい。</p>		○	105

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>2 県営畑地帯総合土地改良事業</p> <p>① 公共事業評価における実効性確保について(意見 22)</p> <p>1)事前評価の適時性について</p> <p>今回、監査対象のサンプルとして令和3年度に実施した事業につき、新規事業優先順位評価シートを確認したところ、効率性の視点において評価指標とされる費用対効果分析に関する評価が、県公共事業評価の前段階における県農政部内での検討・審査(県営農業農村整備事業新規地区検討委員会)の段階では未算定となっていた。</p> <p>実質的には、費用対効果が1.0以上であることは概算により見込まれていると考えられるが、当該評価プロセスの実効的な運用を確保するために、県農政部内での検討段階においても定量的な根拠をもって確認される運用が望ましい。</p> <p>2)事後評価の運用について</p> <p>事業の内容及びその事業に対する事後評価結果を、県民に対するアカウントビリティのために、積極的に情報発信・見える化を行うことが望ましい。</p>		○	108
<p>3 経営体育成基盤整備事業</p> <p>① 消費税の還付に係る仕入控除税額報告書の提出期限について(結果 1)</p> <p>長野県土地改良事業等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)によると、補助金に係る消費税仕入控除税額については、補助金の受給と消費税等の控除が重複することを避けるため、補助金より減額又は返還することが求められている。</p> <p>要綱によれば、交付申請時点において消費税仕入控除金額が明らかでなかったとしても、実績報告書提出時点で確定していれば実績報告書を提出するとき、また、実績報告書を提出した後に消費税仕入控除税額が確定したときには、速やかに報告する義務が補助事業者に課せられており、同税額が確定しない場合等例外的なケースについてのみ翌年の6月15日までを報告期限としている。</p> <p>今回、サンプルとして検討した事案について、補助事業者の決算並びに消費税等の確定申告が令和4年中に完了しており、消費税仕入控除税額が確定していたが、補助事業者から県に消費税仕入控除税額報告書が提出されていなかった。要綱に照らしてみれば、当該確定後速やかに提出すべきであった。</p> <p>要綱の報告についての周知徹底を図るとともに、補助事業者の確定申告時期を把握しておく必要がある。</p>		○	111

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
IV. 農地技術課の事業に関する結果及び意見			
1 農業経営カイゼン導入促進事業 ① 委託契約の相手先の権限の確認について(意見 23) <p>県は、農業カイゼン指導業務について委託契約を締結している。当該契約に係る契約書の相手先の記名押印が、株式会社の事業部長によりなされていたことから県の担当者に確認したところ、契約締結の代理権の有無について確認していないとのことであった。</p> <p>今回のケースでは、実質的には県にリスクはないと思われるものの、契約の相手方に契約締結の権限があるのか、特に法人の場合は代理権の有無について確認が必要である。</p> <p>今後、契約締結の相手方、特に法人の使用人に契約締結の代理権が付与されているのかに留意する必要がある。</p>	○		115
2 農業大学校費 ① 目標設定について(意見 24) <p>卒業生の進路を見ると、就農していなくても、公務員や農業指導員、農業関係企業に就職しており、農業大学校としての教育成果は十分出ていると考えられる。</p> <p>そうであれば、今後、目標としている就農率の見直しを検討することが望ましい。</p>	○		117
② 定員の充足率について(意見 25) <p>総合農学科は概ね募集人員に近い合格者となっているが、実科、研究科は、コロナ感染症拡大の影響があったとはいえ、募集人員に対する受験者数や合格者数は著しく少ない。</p> <p>今後は、環境変化や受入体制に、より合致した募集人員についての検討が必要と考える。</p>	○		118
③ 研修部で使用する農業用機械について(意見 26) <p>研修部では、農業機械利用技術向上研修やスマート農業先端機械操作研修等を行っている。</p> <p>今後、農業分野の技術革新は急速に進展すると考えられるため、研修受講者にとって有用な研修となるよう、研修部ははじめ農業大学校で保有する機械装置の更新や新規取得の必要性について、常に検討していく必要がある。</p>	○		118
④ 移住希望者への農ある暮らしの提案について(意見 27) <p>移住や交流の推進を行っている県企画振興部の信州暮らし推進課と連携し、楽園信州ホームページにおいて、農ある暮らし入門研修などの周知を行い、移住希望者への情報発信に努めている。</p> <p>研修部の施設での研修は、農ある暮らしにあこがれを持つ移住希望者にとって極めて魅力的であると思われるので、今後も関係部局等と連携し、移住希望者への周知・研修を充実させていく必要がある。</p>	○		118

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>5 水田農業競争力向上推進事業</p> <p>① 補助金申請時や交付決定時の消費税の取扱いについて(意見 28)</p> <p>令和 3 年度の水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金について、県は、株式会社、農業再生協議会、農業協同組合の各 1 件(計 3 件)について国に補助金の申請を行い、また、事業者に補助金の交付を行っている。</p> <p>この申請及び交付決定にあたっては、いずれも消費税等が含まれておらず、補助事業者の自己負担となっている。</p> <p>このうち、農業再生会議は、仮に免税事業者であれば消費税等を含めて補助金を交付する必要があった。また、農業協同組合については、消費税の課税事業者であり、なおかつ課税売上割合が 95%未満であると考えられる。したがって、交付決定は、農業協同組合が消費税の申告を行い、課税売上割合が明らかとなっている場合は、控除できなかった消費税等を含めて行うべきであるし、交付決定時に消費税相当額が確定していない場合には、返還条件を付けて消費税相当額を含む金額で交付決定を行い、後日消費税の返還を受けるべきである。</p> <p>今後、県農政部は、補助金交付決定時に消費税相当額を含めて交付するか否かについて、慎重に検討を行う必要がある。</p>		○	123
<p>6 将来を担う種子生産者支援事業</p> <p>① 補助金交付時の消費税相当額の取扱いについて(意見 29)</p> <p>本事業に係る補助金交付先である一般社団法人長野県原種センターは、その決算書を見ると、消費税の課税事業者である。そこで、県農政部に対し、原種センターに対して消費税相当額を含めて補助金を交付したか、また、返還を受けたかについて質問したところ、「実績事業費のうち、税抜き事業費に補助率を乗じた額を上限に、予算の範囲内で補助しているため、消費税に係る補助はないことから返還はない。」旨回答を得た。</p> <p>決算書によれば、原種センターは、特定収入割合が 5%を超えると考えられるので、補助金に消費税相当額を加算して交付した場合には、その補助金に係る消費税相当額の返還義務はない。しかしながら、これは初めから消費税相当額を控除して補助金を交付するということと同じではない。</p> <p>また、一般社団法人長野県原種センターは、その決算書によれば、課税売上割合は 95%以下になると考えられるから、確定申告を待たなければ補助金に対応する消費税等仕入れ控除税額は確定しない。この面からも、県は補助金を交付する際、消費税相当額を含めて交付すべきであった。</p> <p>上記の点を踏まえて、補助金交付時の消費税相当額の取扱いについては、今後は慎重に検討する必要がある。</p>		○	127

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>8 植物防疫事業</p> <p>① 植物防疫体制の検証について(意見 30)</p> <p>県農業の生産維持にとって植物防疫の果たす役割は重要である。一度重要病害虫がまん延するようなことになれば、農作物の生産量維持や価格安定にとって、甚大な影響を与える可能性がある。</p> <p>また、県では、農産物の輸出拡大を施策に掲げているが、その意味で生産性向上の面でも検疫制度の構築や運用が果たす役割は大きい。</p> <p>コロナウイルス感染拡大の経験を踏まえれば、県のこれまでの防疫体制で十分であるのかについては、今後も常に検証を行っていく必要がある。</p> <p>県は特に次の点について検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病害虫防除所を中心とする植物防疫体制 病害虫防除所は、兼務の所長を含め 4 名である。これを JA 等の病害虫防除員、農業試験場や県の農業技術課職員が支援する体制となっているものの、この体制で十分かは常に検証が必要である。 ○ 農薬登録拡大の推進 県では、中山間地での農業も多く、狭い耕地で多品種の農作物を栽培しているため対応する農薬の登録が少ない。今後も、県の多品種の農作物に対応する農薬の試験が必要である。 ○ 薬剤抵抗性への対応 過度に農薬に依存せず、生態系が有する機能を可能な限り活用し、自然の病害虫制御作用を促す方策の推進について、関係者の協力を得て取り組む必要がある。 		○	130
<p>② BCPとしての植物防疫計画の策定について(意見 31)</p> <p>平成 29 年 9 月、諏訪郡原村の一部のほ場において、ブロッコリー等のアブラナ属植物等の地下部に寄生し、特にてんさい生産に大きな被害を与えるおそれがある重要病害虫であるテンサイシストセンチュウが国内で初めて確認された。</p> <p>県は、国の指示の下、発生ほ場のくん蒸材処理や発生防止対策、防除効果確認作業を行っている。残念ながら根絶には至っていないが、県や関係者の努力下、被害の拡大を防いだことは高く評価できる。</p> <p>重要病害虫発生時の計画や体制の整備は、言わば県農業全体のBCP(事業継続計画)といえる。今回の経験を生かして、被害の拡大防止、農家の事業継続、早期普及を可能とするために、関係者全体で計画や体制を整備し、人材養成や訓練に取り組む必要がある。</p>		○	132

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>9 国際水準GAP推進事業</p> <p>① ASIAGAP 等の国際認証取得について(意見 32)</p> <p>国の食料・農業・農村基本計画では、「農業生産工程管理の推進 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等に資する農業生産工程管理(GAP)について、令和 12 年までにはほぼ全ての産地で国際水準 GAP が実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する。」と述べている。</p> <p>今後は、県農産物のブランド力の強化や輸出促進のために、JGAP のみならず、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP の認証取得も、これまで以上に支援していく必要があると考える。</p>		○	134
<p>12 農政試験研究関係事業（農業関係試験場）</p> <p>① 職場環境の点検について(意見 33)</p> <p>民間では、労働者の安全や心身の健康に配慮し、職場環境を快適に保つ義務がある(労働契約法第 5 条、労働安全衛生法第 3 条等)。</p> <p>農業試験場八重森庁舎のトイレは、男女共用ではないものの、仕切り板又は上部若しくは下部に間隙のある壁等により構成されており、プライバシーが確保されているとはいえない。</p> <p>近年、女性の職員も増加していることから、県の各事業所では、設備の設置や改修にあたって、トイレにおけるプライバシーの確保について配慮が必要である。</p> <p>今回、農業試験場でこのような事例があったということは、県農政部として、職場環境についての点検を十分に行っていない可能性があるため、対応が必要である。</p> <p>地方公務員の一般職については、労働契約法や労働安全衛生法が適用除外となっているが、だからこそ、県としては、職員の職場環境については配慮が必要である。なお、県農政部からは、令和 5 年度には、上記課題について解消予定と説明を受けている。</p>		○	146
<p>② 薬用作物への注力について(意見 34)</p> <p>野菜花き試験場佐久支場では薬用作物の研究にも取り組んでいる。</p> <p>薬用作物とは、生薬の原料となる作物で、その一部又は全部が乾燥や簡単な加工を施され、漢方薬等に使用されるものをいう。</p> <p>農林水産省の「薬用作物(生薬)をめぐる事情 令和 4 年 11 月」によると、薬用作物の約 9 割は輸入に頼っている。</p> <p>漢方製剤等は医療現場におけるニーズが高まっており、今後とも増加が見込まれる。原料となる生薬は約 8 割を中国産が占めており、価格の上昇などにより中国産の確保が難しくなる中で、原料生薬の安定確保のため国産ニーズが高まっている。</p> <p>近年、耕作放棄地の再生利用や中山間地域の活性化に繋がる作物として期待されており、県農政部としても、今後も薬用作物の生産を支援していく必要があると考える。</p>		○	147

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
V. 園芸畜産課・家畜防疫対策室の事業に関する結果及び意見			
2 信州園芸産地生産力強化事業 ① サンプル調査の方法について(意見 35) 産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策・生産基盤強化対策)都道府県事業実施方針は、その目的を、“国際競争力を持った攻めの農業を展開するため、本県の農業について、県の様々な計画等と整合させつつ、地域の営農戦略等に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。”としている。 基本方針では、収益力アップの KPI を種々設定し、測定・報告・評価を実施することになっており、当該調査は、全ての受益農業者または受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査または作業日誌等の提出等により行くとされている。 この場合、若干注意が必要だと考えたのは、単純に県の農業人口(102,706 人)を母数と考え、この平方根で約 320 件のサンプルと考えることについてである。 単純無作為抽出で、信頼係数 95%(許容誤差 5%)のアンケート調査を実施する場合に必要なサンプル数や、そもそも作業体系が異なる作物に従事する農家全体をひとつの母集団で捉えることについては検討が必要である。 適切にサンプル数を設定しないと、現場の聞き取りを行っても代表値が求められない懸念があるため、サンプル母集団の捉え方には十分留意する必要がある。		○	154
② 信州農業生産力強化対策事業の実績報告について(意見 36) 信州農業生産力強化対策事業の補助金を利用するためには、事業者による「実施計画書」の作成が必要である。 「実施計画書」には、3 年後までの品目別作付面積見込等を記載することとなっているが、これらは、信州農業生産力強化対策事業実施基準によりメニューによって異なる。計画書の記載時の目標設定内容は、関係者の協議後、最終的には現地機関の承認で決まる。これにより、補助金を利用することによって、農業生産性、収益がどのように向上するのかを明確にすることとなる。 しかしながら、この計画に対する実績報告に関しては特に求められておらず、専ら現地機関のフォローに任せているとのことである。 国費の補助金に関しては、収益性等の向上評価や実績報告が義務付けられているが、県費の補助金事業は、評価実績報告を義務付けるシステムになっていない。現地機関のみならず、県担当部門でもその評価方法を明確にし、実績報告を継続的に受け取る仕組みを作る必要がある。		○	155

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>③ 信州農業生産力強化対策事業予算の内訳について(意見 37)</p> <p>信州農業生産力強化対策事業の令和3年度の当初予算は52百万円とされている。この予算については、園芸畜産課のみに配当されている予算のように見える。しかしながら、実際には園芸畜産課以外の農村振興課、農業技術課の予算も含まれているとのことであった。</p> <p>県農政部の補助金は、「細目」及び「細々目」ごとに予算配当がされている。課内あるいは所別に予算配当額は把握しているが、予算書や支出負担行為データには、この分類を正確に反映したデータが確認できる形で登録されていない。</p> <p>予算集計と会計システムの連携及び部門・事業コード体系の整理と集計システムの構築に向けての検討が必要である。</p>		○	156
<p>3 信州果実で稼ぐ力強化事業</p> <p>① 施策評価の指標について(意見 38)</p> <p>本事業では、成果目標として、新品種である、りんご「シナノリップ」、ぶどう「クイーンルージュ®」、日本すもも「シナノパール」の栽培面積等を掲げて取り組んでいる。</p> <p>りんごの経営体数の減少は集約化の影響があるとしても、懸念されるのは、栽培面積が減少し、また、「新しい化(高密度わい化)」面積が伸び悩んでいることである。生産高確保の基本ベースとして、栽培面積を維持するため計画的に改植を実施する対策は必須である。</p> <p>もうひとつ、加えて述べたいのは、生産性についてである。その意味で憂慮すべき傾向が、「単位収穫量」の大幅減少である。この現象は、既存品種のりんごに留まらず、日本なし、もも等にも顕著に表れている。農家の収益力アップを実現するため、また、食糧自給対策も考慮すると、「生産性の向上」としての「単位収穫量」の向上を実現するための施策と評価に注力する必要がある。</p> <p>生産性を考えるとき、ロス率(=出荷高/生産高)に関しても検討が必要と思われる。これは生産高に占める、収益(=売上)に結びつかない金額である。ロス率は、りんごで約8%、ぶどうで5.6%、日本なしで5.8%、ももに至っては9.9%となっている。日本なしのロス率は、最大出荷高を誇る千葉県の1.1%と比較するとかなり高い。また、もものロス率は全国平均7.7%を上回っている。したがって、改善すべき余地がある可能性があり、今後検討が必要である。</p>		○	162
<p>5 信州伝統野菜継承・産地育成事業</p> <p>① 伝統野菜の種子について(意見 39)</p> <p>伝統野菜の種子を保存する事業は、認定品種数、団体数とも一定の成果を上げている。一方で、種子法・種苗法の廃止・改正が話題となっており、一般的に流通している野菜市場の種子は、ほとんどが海外のF1品種で占められている。</p> <p>食糧自給率対策も考えると、伝統野菜種子については、伝承・保護政策のみならず、その生産・販売拡大を含めた対策へと拡充していくことが望ましい。</p>		○	171

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>12 農場 HACCP 実践拡大支援事業</p> <p>① 成果指標について(意見 40)</p> <p>本事業は、「令和4年 長野県農業の概要」の「施策の達成指標」が記載されているが、「事業」別には成果目標の設定がない。HACCP と GAP を組合わせた「信州あんしん農産物[牛肉]生産農場認定制度」は、農業の JAS 規格として、安心だけでなく、差別化のための認証制度としても広がることが期待される。したがって、公表資料には成果目標を記載すべきと考える。</p> <p>また、成果目標に関しても、認証数の目標値に留まらず、その実績が、農業者にどのような効果をもたらしたかも併せて評価できる成果目標を設定することが望ましい。</p>		○	191
<p>② 畜産におけるアニマルウェルフェア等への貢献について(意見 41)</p> <p>国際獣疫事務局(OIE)のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状態をいう。」と定義されている。家畜のアニマルウェルフェアについては、適正な飼養管理を行うことで家畜の健康が維持され、結果として安全な畜産物の生産と生産性の向上につながるとされている。</p> <p>国レベルでは、公営社団法人畜産技術協会等が策定した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」が、平成21年3月から順次公開されている。</p> <p>農林水産省では、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」(平成29年11月15日付け29生畜第794号)を発出しているが、国際獣疫事務局(OIE)の「陸生動物衛生規約」におけるアニマルウェルフェアに関する勧告の見直しなども踏まえ、令和2年3月に見直しを行っている。</p> <p>県においては、松本家畜保健衛生所が、平成19年2月に、国内の行政機関としていち早くアニマルウェルフェアの概念を取り入れた自然循環型畜産及び家畜の福祉に関する基準として、「家畜にも人にも優しい信州コンフォート畜産認定基準」を制定し、啓発に努めている。この基準は、アニマルウェルフェアだけでなく環境負荷の低減も目的としており、時代を先取りした取組であった。</p> <p>県の家畜保健衛生所が、今後も、県内のみならず、日本国内の畜産における理念の構築や啓発に主導的な役割を果たしていくことが望まれる。</p>		○	192

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
13 家畜衛生対策事業 ① 豚熱対策事業の情報開示について(意見 42) 豚熱対策事業について、連携事業先である独立行政法人農畜産業振興機構との連携概要について、内容が分かり難い面がある。 このような外部団体との業務連携や資金造成関連に関して、「令和 4 年度 施策別予算・主要事業の概要」あるいは「令和 4 年 長野県農業の概要」の該当箇所に分かりやすく記載することが望ましい。		○	197
② 職員の待遇について(意見 43) 家畜保健衛生所では、基本的に獣医師の資格を持つ職員の採用を行っている。県には獣医学部のある大学がない状況下で、他の都道府県と待遇を合わせるという意味で、令和 2 年度から初任給調整手当として採用 1～5 年目は月額 50,000 円、6 年目以降は漸減して最長 15 年間支給することとして、現在の初任給は 271,600 円となっている。 初任給調整手当の効果もあって、たとえば神奈川県の前任給 272,000 円と比しても、遜色はなくなっている面もある。 ただし、隣県の岐阜県では、初任給調整手当が月額 55,000 円(最長 20 年間支給)、中央家畜保健衛生所に勤務した場合の令和 3 年度の初任給として 295,608 円という金額が記載されている。 初任給手当の差や、支給期間、漸減支給等を考慮すると、近隣へ人材が流れてしまう可能性もある。今後、採用活動が一層困難になり、さらなる給与待遇の充実も必要になる可能性もある。そのような状況に備え、他自治体の状況については留意しておく必要がある。		○	197
VI. 農産物マーケティング室の事業に関する結果及び意見			
3 信州農業6次産業化推進事業 ① 信州6次産業化推進協議会の監事の人選について(意見 44) 信州6次産業化推進協議会の人事において、県農政部長が会長に就任していることに対して、監事 2 名のうち、1 名は長野県の外部者、もう 1 名は、県農政部農業政策課企画幹兼課長補佐が就任している。 組織のチェック機能を強化し、内部牽制を有効化させるためには、監事は、県職員ではなく、外部者に就任していただくことが望ましい。		○	210

第4 監査の結果及び意見

I. 全般的事項

1. 農業施策に関する長野県の歳出額の状況

(1)概要

① 都道府県決算状況調による長野県の農林水産業費

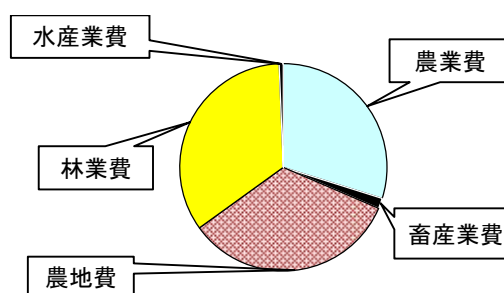
総務省は毎年度、各都道府県の普通会計(※)決算に係る主要な情報をまとめた都道府県決算状況調を公表している。

都道府県決算状況調には各都道府県の農林水産業費が示されており、さらに農林水産業費を農業費、畜産業費、農地費、林業費及び水産業費の5つに区分している。

本年度の包括外部監査実施時点では、都道府県決算状況調は令和2年度まで公表されている。次表及び次図は、県の令和2年度の農林水産業費とその内訳を示したものである。令和2年度の県の農林水産業費は、農業費、農地費及び林業費が比較的に大きな割合を占めている。

表及び図 令和2年度の長野県の農林水産業費の内訳

農林水産業費	金額(千円)	割合
農業費	15,295,354	29.9%
畜産業費	827,196	1.6%
農地費	17,196,987	33.6%
林業費	17,579,159	34.3%
水産業費	331,153	0.6%
合計	51,229,849	100.0%



(出典:都道府県決算状況調より監査人作成)

※普通会計について

普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握、地方財政全体の分析等に用いられる統計上の会計で、総務省の定める基準をもって各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものである。そもそも個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、このことへの対応として普通会計が設定されている。

普通会計は、地方公共団体の一般会計と一部の特別会計が含まれ、一部の特別会計とは、次の特別会計以外の特別会計をいう。

- 1) 地方財政法施行令第12条に掲げる事業に係る公営企業会計
- 2) 収益事業会計、農業共済事業会計等の事業会計
- 3) 上記1)及び2)の事業以外の事業で、地方公営企業法の全部または一部を適用している事業に係る特別会計

②農業費の推移

県においては、平成18年3月30日から県民条例が施行されている。

次図は、県民条例が施行された平成17年度から令和2年度までの都道府県決算状況調に基づく県農

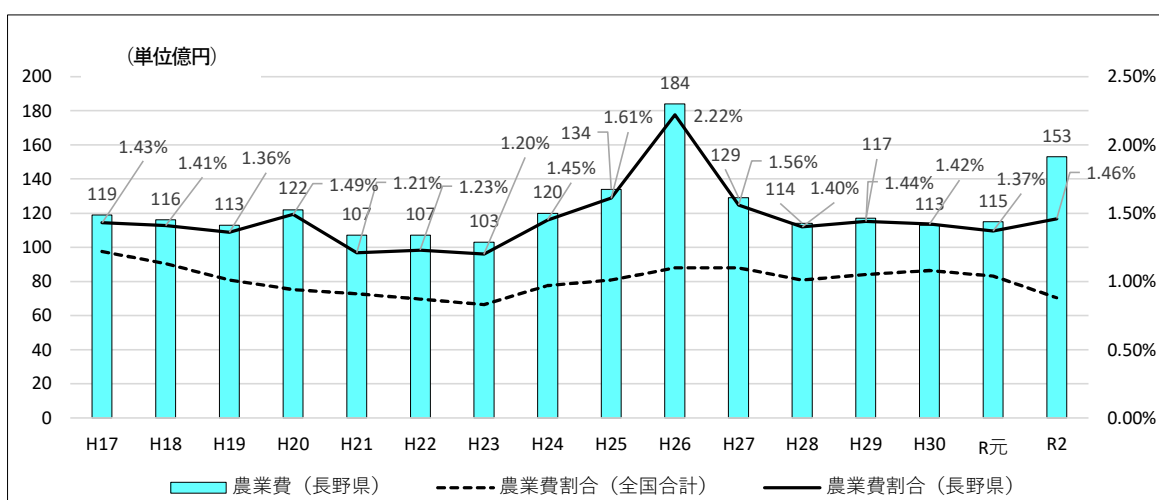
業費の推移と、県歳出総額に占める県農業費の割合(以下「県農業費割合」という。)の推移を示したものである。また、47都道府県の歳出総額の合計額(以下「歳出総額全国合計」という。)に占める47都道府県の農業費の合計額の割合(以下「農業費全国合計割合」という。)の推移を示している。

県農業費は、平成23年度までは平成20年度を除き減少傾向だったが、平成24年度から平成26年度までは増加傾向、平成27年度は大きく減少し、平成28年度も減少、平成29年度は増加、平成30年度は減少、令和元年度、令和2年度は増加している。

県農業費は年度により変動がみられ、特定の傾向は見受けられず、県農業費割合もほぼ県農業費の動きに連動しており、特定の傾向は見受けられない。

また、県農業費割合は農業費全国合計割合を常に上回って推移している。県農業費が大きく増加している平成26年度は県農業費割合と農業費全国合計割合の開きが大きかったが、平成26年度を除くと2つの割合の開きに大きな変化は見受けられない。

図 県農業費の推移



(出典:都道府県決算状況調より監査人作成)

③ 農地費の推移

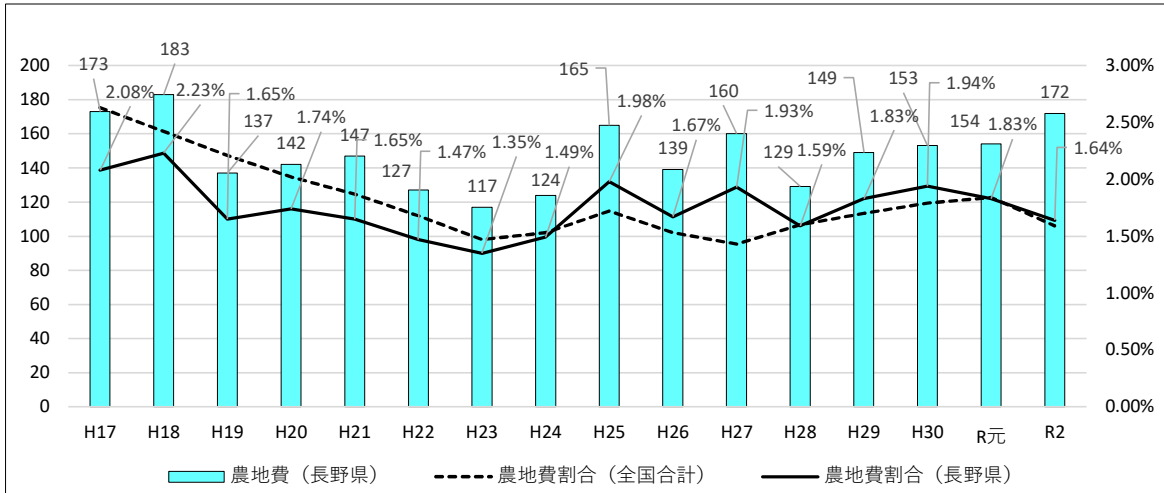
次図は、平成17年度から令和2年度までの都道府県決算状況調に基づく県農地費の推移と、県歳出総額に占める県農地費の割合(以下「県農地費割合」という。)の推移を示したものである。また、歳出総額全国合計に占める47都道府県の農地費の合計額の割合(以下「農地費全国合計割合」という。)の推移を示している。

県農地費も県農業費と同様、年度により増減にばらつきがみられ、特定の傾向は読み取れない。

平成28年度は大きく減少しているが、平成29年度以降は増加傾向にある。ただし、令和2年度の県農地費は平成17年度と大きな開きはなく、長期的には増加傾向とも減少傾向とも言い難い状況である。

また、県農地費割合は農地費全国合計割合に近似して推移している。平成24年度までは県農地費割合は農地費全国合計割合を下回っているが、平成25年度は県農地費割合が上回っている。以後は、平成28年度と令和元年度を除き、県農地費割合が農地費全国合計割合を上回っている。平成25年度以降は県農地費割合が上回っている年度が多いが、平成28年度以降は両割合に大きな開きはみられない。

図 県農地費と県農地費割合の推移



(出典:都道府県決算状況調より監査人作成)

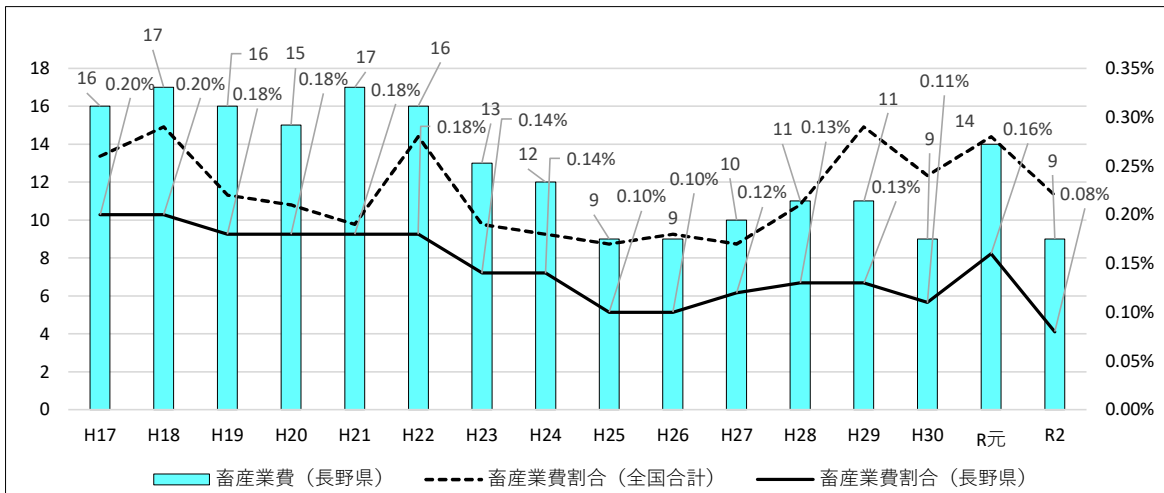
④ 畜産業費の推移

次図は、平成 17 年度から令和 2 年度までの都道府県決算状況調に基づく県畜産業費の推移と、県歳出総額に占める県畜産業費の割合(以下「県畜産業費割合」という。)の推移を示したものである。また、歳出総額全国合計に占める 47 都道府県の畜産業費の合計額の割合(以下「畜産業費全国合計割合」という。)の推移を示している。

県畜産業費も県農業費及び県農地費と同様、年度により増減にばらつきがみられるが、近年は、令和元年度を除き、平成 17 年度から平成 22 年度の期間と比較すると県畜産業費は減少傾向にあると見受けられる。また、県畜産業費割合も令和元年度を除き、低下傾向にあると見受けられる。

一方、畜産業費全国合計割合は、平成 30 年度、令和 2 年度を除くと近年は上昇傾向にあると見受けられる。県畜産業費割合は畜産業費全国合計割合を下回って推移しているが、近年は両割合の差が平成 17 年当時よりも拡大している

図 県畜産業費と県畜産業費割合の推移



(出典:都道府県決算状況調より監査人作成)

⑤ 農業費の都道府県比較

次表は、47都道府県の 農業費、農地費及び畜産業費(以下「農業費等」という。)の状況を比較したものである。

平成 17 年度の農業費等を基準値(1.00)として、平成 18 年度から令和 2 年度までの 15 事業年度の農業費等を合算し、平成 17 年度の農業費等で除して「合計」を算出している。また、「合計」を 15 で除して、平成 17 年度の農業費等に対する平成 18 年度から令和 2 年度までの 15 事業年度の農業費等の比率(「平均」)を算出している。

「平均」が 1.00 を超えている都道府県は、平成 18 年度から令和 2 年度までの農業費等の平均額が平成 17 年度の水準を上回っていることになる。

農業費について、「平均」が 1.00 を超えているのは 13 都道府県で、多くの道府県が農業費を減らしている。長野県は 1.00 を超えており、その「平均」は 47 都道府県中 10 番目で、平成 18 年度以降、農業費の支出が増加している都道府県となっている。

農地費について、「平均」が 1.00 を超えているのは 2 県のみで、ほとんどの都道府県が農地費を減らしている。長野県も 1.00 を下回っているが、その「平均」は 47 都道府県中 6 番目で、減り幅が比較的少ない都道府県となっている。

畜産業費について、「平均」が 1.00 を超えているのは 13 都道府県で、多くの県が畜産業費を減らしている。長野県も 1.00 を下回っており、その「平均」は 47 都道府県中 42 番目で、平成 18 年度以降、畜産業費の支出が大きく減少県となっている。

47 都道府県について、平成 17 年度を基準とした平成 18 年度以降の状況をみると、多くの都道府県が農業費等を減らしている。長野県は、農地費と畜産業費を減らしており、農業費は増やしている。

なお、農業費、農地費、畜産業費の 3 項目いずれも増やしている都道府県はない。2 項目を増やしているのは 5 都県あり、宮城県と愛知県は農業費と農地費、山形県、東京都及び岐阜県は農業費と畜産業費を増やしている。長野県を含む 18 道府県は 3 項目のうちの 1 項目を増やしており、その他の 24 府県は 3 項目すべてを減らしている。

表 都道府県農業費等の状況

(単位:億円)

都道府県	農業費			農地費			畜産業費		
	合計	平均	順位	合計	平均	順位	合計	平均	順位
1 北海道	11.70	0.780	35	10.314	0.688	24	17.875	1.192	5
2 青森県	6.54	0.436	46	11.050	0.737	15	8.302	0.554	45
3 岩手県	11.98	0.799	31	10.507	0.700	22	11.302	0.754	39
4 宮城県	16.15	1.077	8	15.316	1.021	1	12.029	0.802	35
5 秋田県	20.69	1.380	2	10.847	0.723	19	11.611	0.774	37
6 山形県	16.39	1.093	7	13.990	0.933	4	16.800	1.120	6
7 福島県	19.55	1.304	4	8.062	0.538	44	13.419	0.895	25
8 茨城県	11.79	0.786	34	9.223	0.615	32	7.148	0.477	47
9 栃木県	12.70	0.847	28	8.901	0.593	38	12.556	0.837	31
10 群馬県	14.30	0.953	15	9.630	0.642	28	12.940	0.863	28
11 埼玉県	13.00	0.867	25	9.874	0.658	27	10.883	0.726	41
12 千葉県	13.33	0.889	21	11.467	0.765	10	13.968	0.931	22
13 東京都	20.55	1.370	3	14.750	0.983	3	16.700	1.113	7
14 神奈川県	13.28	0.886	22	10.875	0.725	18	7.297	0.487	46
15 新潟県	12.66	0.844	29	11.238	0.749	13	11.530	0.769	38
16 富山県	15.16	1.011	12	12.161	0.811	8	9.693	0.646	43

都道府県	農業費			農地費			畜産業費		
	合計	平均	順位	合計	平均	順位	合計	平均	順位
17 石川県	23.57	1.572	1	9.123	0.608	34	14.364	0.958	20
18 福井県	17.96	1.198	5	10.913	0.728	17	12.111	0.807	33
19 山梨県	13.10	0.874	24	11.068	0.738	14	13.462	0.897	24
20 長野県	15.40	1.026	10	12.618	0.841	6	10.813	0.721	42
21 岐阜県	15.06	1.004	13	10.019	0.668	26	16.125	1.075	10
22 静岡県	13.88	0.925	18	10.367	0.691	23	16.350	1.090	8
23 愛知県	15.20	1.013	11	15.020	1.001	2	14.556	0.970	17
24 三重県	17.08	1.139	6	9.496	0.633	29	12.077	0.805	34
25 滋賀県	12.92	0.861	26	7.450	0.497	46	22.091	1.473	3
26 京都府	15.85	1.057	9	9.207	0.614	33	9.566	0.638	44
27 大阪府	6.09	0.406	47	10.967	0.731	16	23.167	1.544	2
28 兵庫県	12.83	0.856	27	11.380	0.759	12	15.588	1.039	11
29 奈良県	10.66	0.711	40	7.902	0.527	45	11.091	0.739	40
30 和歌山県	10.80	0.720	38	12.684	0.846	5	12.714	0.848	29
31 鳥取県	10.78	0.719	39	9.038	0.603	36	13.667	0.911	23
32 島根県	11.97	0.798	32	9.027	0.602	37	14.421	0.961	19
33 岡山県	10.41	0.694	43	8.086	0.539	43	12.621	0.841	30
34 広島県	6.91	0.460	45	7.228	0.482	47	14.945	0.996	14
35 山口県	8.13	0.542	44	8.384	0.559	41	14.118	0.941	21
36 徳島県	11.61	0.774	36	8.517	0.568	40	12.000	0.800	36
37 香川県	12.44	0.829	30	11.957	0.797	9	16.222	1.082	9
38 愛媛県	11.22	0.748	37	8.096	0.540	42	14.714	0.981	16
39 高知県	13.44	0.896	20	9.052	0.604	35	13.222	0.882	27
40 福岡県	14.44	0.963	14	10.303	0.687	25	13.294	0.886	26
41 佐賀県	13.25	0.884	23	10.642	0.710	21	19.250	1.283	4
42 長崎県	14.12	0.941	16	8.712	0.581	39	15.462	1.031	12
43 熊本県	13.85	0.923	19	10.676	0.712	20	14.865	0.991	15
44 大分県	11.82	0.788	33	11.404	0.760	11	14.500	0.967	18
45 宮崎県	10.65	0.710	41	9.472	0.632	30	24.522	1.635	1
46 鹿児島県	10.59	0.706	42	9.353	0.624	31	12.114	0.808	32
47 沖縄県	14.00	0.933	17	12.212	0.814	7	15.083	1.006	13
合計	12.73	0.849	—	10.434	0.696	—	13.447	0.897	—

⑥ 長野県農業の姿

次ページに記載しているのは、県農政部が公表している令和4年度長野県農業の概要(以下「農業の概要」という。)に記載されている統計で見る長野県農業の姿である。また、その次のページ及び次々ページに記載しているのは、農業の概要に記載されている県農業の特徴である。

統計で見る長野県農業の姿より、令和2年値では、農業経営体数は全国3位で、農家戸数は全国1位である。農産物産出額は全国8位、生産農業所得は全国10位である。

上記指標をみると長野県は、比較的農業の盛んな都道府県といえるが、1農業経営体当たり経営耕地面積は全国32位、農家1戸当たり生産農業所得は33位と47都道府県のなかで低い方である。農家戸数が全国1位であることを踏まえると、零細な農家が多い状況が推測される。

令和2年の主要品目別指数(収穫量等)をみると、野菜はレタス、セルリが全国1位、はくさいが全国2位、果樹はりんご、ぶどう、日本なし、ももがいずれも全国2位、花きではカーネーション、トルコギキョウ、アルストロメリアが全国1位、そのほか、わさび、えのきたけ、ぶなしめじの主要品目別指数が全国1位である。

I 長野県農業の姿

1 統計で見る長野県農業の姿

区分	単位	長野県実数	全国実数	長野県／国(%)	全国における順位	全国第1位の県名と実数	備考		
農業経営体	経営体	42,777	1,075,705	4.0	3	茨城県 44,852	令和2(2020)年値		
	個人経営体	41,419	1,037,342	4.0	4	茨城県 44,009	〃		
	団体経営体	1,358	38,363	3.5	4	北海道 4,347	〃		
	法人経営体	1,132	30,707	3.7	4	北海道 4,047	〃		
農業従事者数	人	102,706	2,493,672	4.1	4	新潟県 107,016	〃		
基幹的農業従事者数	人	55,516	1,363,038	4.1	3	北海道 70,643	〃		
農家戸数	戸	89,786	1,747,079	5.1	1	-	〃		
販売農家戸	戸	40,510	1,027,892	3.9	4	茨城県 43,920	〃		
耕地面積	ha	105,200	4,349,000	2.4	14	北海道 1,143,000	令和3(2021)年値		
水田率	%	49.1	54.4	90.3	36	富山県 95.3	〃		
耕地利用率	%	84.1	91.3	92.1	33	佐賀県 132.5	令和2(2020)年値		
農産物産出額	億円	3,243 (2,926)	91,630	3.5	8	北海道 12,764	令和2(2020)年国公表値 ()内は県推計値		
農業関連産出額	億円	193	-	-	-	-	令和2(2020)年県推計値		
生産農業所得	億円	1,063	33,433	3.2	10	北海道 4,985	令和2(2020)年値		
農産物輸出額	億円	14.9	-	-	-	-	令和2(2020)年県推計値		
基本指数	1農業経営体当たり	経営耕地面積	a	150.7	305.3	49.4	32	北海道 3,021.0	令和2(2020)年値
	農家1戸当たり	生産農業所得	千円	1,184	1,914	61.9	33	北海道 13,260	令和2(2020)年値
	自営農業労働1時間当たり	付加価値額	円	518	756	68.5			平成26(2014)年値
	農業固定資産1,000円当たり	付加価値額	円	352	410	85.9			〃
	経営耕地10a当たり	付加価値額	千円	100	57	175.4			〃
主要品目別指数(収穫量等)	水稻(水陸稲)	t	192,700	7,763,000	2.5	13	新潟県 666,800	令和2(2020)年値	
	そば	t	3,960	44,800	8.8	2	北海道 19,300	〃	
	野菜	レタス	t	182,200	563,900	32.3	1	-	〃
		セルリー	t	12,000	29,500	40.7	1	-	〃
		はくさい	t	224,200	892,300	25.1	2	茨城県 243,900	〃
		キャベツ	t	61,800	1,434,000	4.3	7	愛知県 262,300	〃
		加工トマト	t	5,470	20,500	26.7	2	茨城県 10,300	〃
		アスパラガス	t	1,830	26,700	6.9	5	北海道 3,810	〃
	果樹	りんご	t	135,400	763,300	17.7	2	青森県 463,000	〃
		ぶどう	t	32,300	163,400	19.8	2	山梨県 35,000	〃
		日本なし	t	13,700	170,500	8.0	2	千葉県 18,200	〃
		もも	t	10,300	98,900	10.4	3	山梨県 30,400	〃
	花き	カーネーション	千本	46,500	206,100	22.6	1	-	〃
		トルコギキョウ	千本	13,000	88,000	14.8	1	-	〃
		スターチス	千本	8,300	118,000	7.0	3	和歌山県 65,000	〃
		アルストロメリア	千本	19,500	54,300	35.9	1	-	〃
	特用作物	き	千本	24,500	1,300,000	1.9	10	愛知県 440,700	〃
		わさび	t	876	2,017	43.4	1	-	〃
		えのきたけ	t	77,230	127,914	60.4	1	-	〃
		ぶなしめじ	t	51,965	122,061	42.6	1	-	〃
まゆ		t	2	80	3.1	7	群馬県 28	〃	
畜産		乳用牛頭	頭	14,400	1,356,000	1.1	11	北海道 829,900	令和3(2021)年2月値
		肉用牛頭	頭	20,500	2,605,000	0.8	29	北海道 536,200	〃
その他	高齢化率(基幹的農業従事者)平均年齢	歳	69.4歳	67.8歳	102.4	30	北海道 58.5歳	令和2(2020)年値	
	65歳以上の比率	%	73.5	69.6	105.6	25	北海道 40.5	〃	
	参考 長野県全体の高齢化率	%	32.0	28.6	111.9	29	沖縄県 22.6	令和2(2020)年値	
食料自給率(カロリーベース)	%	53	37	143.2	19	北海道 216	県:令和元年度(概算値) 国:令和2年度(概算値)		

2 長野県農業の特徴

(1) 変化に富んだ自然的立地条件

① 南北に長く、広い圏域

縦・横断距離	面積
南北 212 km、東西 120 km	13,562 km ² (全国第4位)

② 耕地の標高差が大きく(260m~1,490m)、農地の約8割が標高500m以上に存在

区分	300m以下	300~500	500~700	700~900	900~1,100	1,100m以上
長野県	0%	21%	41%	←-----38%-----→		
全国	88	7	3	←-----2-----→		

資料：「農山漁村地域活性化要因調査」標高別耕地面積割合〔平成3(1991)年〕

③ 水田の約3割は1/20以上の傾斜地に存在(農振農用地の面積割合)

(単位：%)

区分	水田			畑		
	1/100未満	1/100~1/20	1/20以上	8°未満	8°~15°	15°以上
長野県	10.8	58.8	30.4	78.7	17.5	3.8
全国	43.8	42.0	14.2	86.6	9.9	3.5

資料：「第4次土地利用基盤整備基本調査」〔平成13(2001)年〕

④ 地域による気象条件の違い

項目	最大	最小	差
年平均気温(平均値)	13.1℃(飯田)	6.6℃(菅平)	6.5℃
年間降水量(平均値)	2,644.2mm(浪合)	906.2mm(上田)	1,738.0mm
年間日照時間(平均値)	2,221.9h(上田)	1,556.2h(白馬)	665.7h
月平均気温較差(長野)	25.4℃(8月)	-0.4℃(1月)	25.8℃
“(松本)	25.1℃(8月)	-0.3℃(1月)	25.4℃
“(飯田)	25.4℃(8月)	1.0℃(1月)	24.4℃

注：気象庁平年値、統計期間：1991~2020年

(2) 三大都市圏への近距離性

① 三大消費地までの距離と時間

(単位：距離：km、時間：時間・分)

場所	東京		名古屋		大阪	
	距離	時間	距離	時間	距離	時間
佐久	183	2:20	247	3:40	415	5:30
飯田	265	3:10	118	1:40	287	3:30
松本	221	2:50	213	2:40	381	4:20
長野	241	3:10	275	3:30	443	5:20

注：各市役所(都庁)間で高速道路を利用した場合。

「NAVITIME」(<http://www.navitime.co.jp/drive/>)から作成

② 園芸作物の消費地別出荷動向(令和2(2020)年産)

(単位：%)

区分	京浜	中京・北陸	京阪神・中四国	九州	県内
野菜	32.7	18.3	29.0	9.9	10.1
果実	31.0	20.6	26.1	5.1	17.3
きのこ	37.0	22.8	32.0	0.8	7.4
花き	35.2	20.7	43.8	0.2	0.1

資料：「園芸畜産課」

(3) 多様な農業生産と生鮮農産物の供給

① 園芸作物の取扱品目とシェア第1位品目 [令和2(2020)年産]

区分	果 樹	野 菜	花 き	きのこ	計
品目数	11	41	55	8	115
主な全国1位品目と全国シェア(生産量ベース)	ネクタリン (68%) ㊦	レタス (32%)	アルストロメリア (36%)	えのきたけ (60%)	
	くるみ (62%) ㊦	セルリー (41%)	カーネーション (23%)	ぶなしめじ (42%)	
	ブルーベリー (60%) ㊦	漬け菜 (44%) ㊨	トルコギキョウ (15%)	エリンギ (39%)	
		ズッキーニ (32%) ㊨	シクラメン (13%)		

出典：特産果樹生産等動態調査、野菜生産出荷統計、地域特産野菜生産状況調査、特用林産物生産統計調査（農林水産省）
 注：㊦は平成30(2018)年値、㊧は令和元(2019)年値
 取扱品目は、全農長野県本部取扱品目数

② 農業産出額（粗生産額）構成比

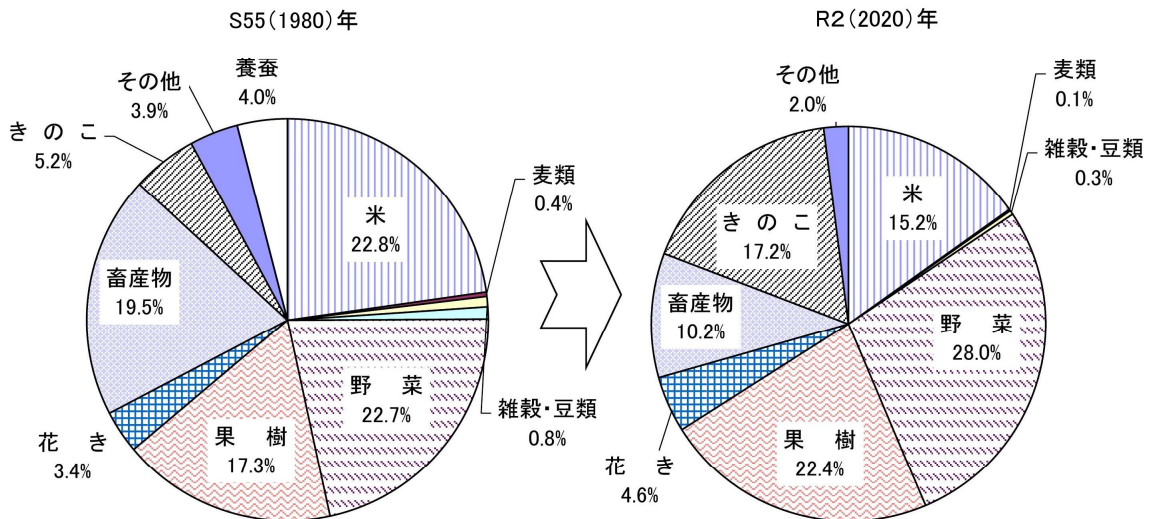
(単位：億円、%)

部 門	S55(1980)年				R2(2020)年			
	県実額	構成比	全国実額	構成比	県推計値 ^{※1}	構成比	全国実額	構成比
米	772	22.8	29,486	28.3	444	15.2	16,431	18.0
麦 類	12	0.4	1,655	1.6	4	0.1	508	0.6
雑穀・豆類	28	0.8	1,006	1.0	10	0.3	765	0.8
果 樹	587	17.3	6,967	6.7	656	22.4	8,741	9.5
野 菜	769	22.7	20,848	20.0	818	28.0	24,890	27.1
花 き	117	3.4	1,714	1.6	134	4.6	3,080	3.4
畜 産	660	19.5	31,705	30.5	298	10.2	32,372	35.3
養 蚕	137	4.0	1,558	1.5	—	—	—	—
きのこ	178	5.2	1,762	1.7	503	17.2	2,260	2.5
その他	133	3.9	7,335	7.1	59	2.0	2,584	2.8
合 計 ^{※2}	3,393	100.0	104,036	100.0	2,926	100.0	91,630	100.0

資料：「生産農業所得統計」、「生産林業所得統計」、「長野農林水産統計年報」、農業政策課調べ

※1 H28年から国の算出方法が変更され、国公表値と県推計値にかい離があるため、R2年は県推計値を記載。

※2 合計値はラウンドにより各項目の合計と一致しない場合がある。また、「野菜」にはいも類を含む。



(4) 農業の生産性 [平成26(2014)年]

項 目	長野県	全 国	全国対比
自営農業労働1時間当たり生産性(労働生産性)	518円	756円	68.5%
農業固定資産1,000円当たり生産性(資本生産性)	352円	410円	85.9%
経営農地面積10a当たり生産性(土地生産性)	100,000円	57,000円	175.4%

資料：「長野県農林水産統計年報」 ※平成27年以降、都道府県別数値の公表なし

農業の概要に記載されている長野県農業の特徴より、令和 2 年の農業産出額(粗生産額)構成比をみると、長野県は果樹ときのこの構成比が全国実額を大きく上回っており、畜産の構成比が全国実額を大きく下回っている。米の構成比は全国実額を若干下回っており、野菜の構成比は全国実額に近似している。

以上より、長野県は果樹栽培ときのこの栽培が盛んで、稲作と野菜栽培は平均的、畜産は、農業の盛んな都道府県としては盛んとは言い難い状況となっている。

農業の生産性については、平成 27 年以降、都道府県別数値の公表はされていないが、平成 26 年の数値をみると、自営農業労働 1 時間あたり生産性(労働生産性)と農業固定資産 1,000 円当たり生産性(資本生産性)は全国平均を下回っているが、経営農地面積 10a 当たり生産性(土地生産性)は全国平均を大きく上回っている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 収益性・生産性指標

(1)概要

① 農業の収益性・生産性・所得(付加価値)

第3期長野県食と農業農村振興計画の施策の基本3方向のうち、第1の柱が次のように「I.次代へつなぐ信州農業(産業としての農業)」と、その具体的施策群となっている。

「I.次代へつなぐ信州農業(産業としての農業)」と、その具体的施策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 次代を担う経営体の育成と人材の確保<ul style="list-style-type: none">ア 企業マインドで信州農業を支える中核的経営体の育成イ 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保ウ 次代の信州農業を担う新規就農者の確保・育成エ 地域農業を支える多様な農業経営体等の確保・育成2 消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産<ul style="list-style-type: none">ア マーケットニーズに応える競争力の高い信州農畜産物の生産イ 環境農業の推進と農畜産物の安全性の確保ウ 次代を拓く新品種・新技術開発と普及活動の展開エ 稼ぐ農業を支える基盤整備の推進3 需要を創出するマーケティング<ul style="list-style-type: none">ア プレミアム・オリジナル・ヘリテイジによるブランド力の強化イ マーケットインによる農畜産物の需要創出ウ 世界に求められる信州農畜産物の戦略的な輸出促進エ 稼ぐ6次産業化ビジネスの展開 |
|---|

これらの施策は、「産業」としての農業の発展を目的としたもので、その中心的対象となるのは、民間経済主体である農家及び農業経営体である。民間経済主体が中心的対象となるのは他の産業と同様である。

農業という産業は、1次産業という「自然界」に働きかけ資源の採取を行うという特殊性や、食料という命を支える重要生産物の提供を担いながらも、市場による需給と価格のコントロールが工業製品に比して極めて難しいこと、また、歴史的経緯等も踏まえて、行政機関等の支援、あるいはこれらと一体となった対応が必要となること等、施策の立案には考慮すべき要因が多い。

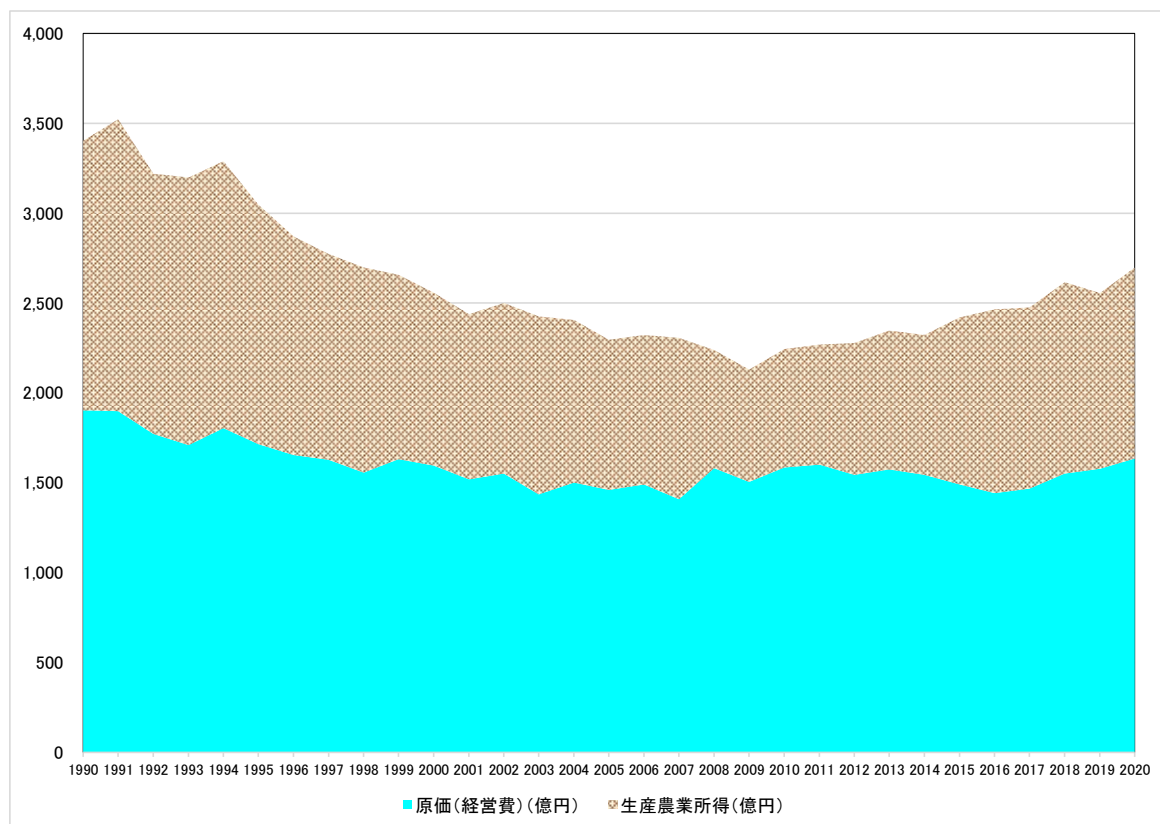
しかしながら、上述の様に、ひとつの民間経済主体であると考え、その維持・発展のための経済活動の必要性は他の産業と変わりはない。したがって、2次産業以降の民間経済主体が、適正な利益(付加価値)と所得(あるいは実質賃金)を獲得することを、その本来的な目的としていることと同様、農家及び農業経営体もそれが本来的な目的になると考える。

次図は農水省「生産農業所得統計」より、1990年から2020年までの長野県の「原価(経営費)」、「生産農業所得」、「農業産出額」の推移である。

生産農業所得統計には生産農業所得と農業産出額が示されているが、農業産出額－生産農業所得＝原価(経営費)として、次図には、原価(経営費)を記載している。

次図より長野県の農業産出額は、2009年までは減少傾向にあったが、2010年以降は概ね増加傾向にある。一方、原価(経営費)は、ほぼ横ばいで推移しているため、生産農業所得も2009年までは減少傾向にあったが、2010年以降は概ね増加傾向にある。

図 長野県の原価(経営費)、生産農業所得、農業産出額の推移



② EBPM と KPI について

昨今では、行政機関で EBPM への取組が注目されている。

EBPM は (Evidence・Based・Policy・Making) の略称で、「エビデンス(合理的根拠)に基づき、より実効性の高い政策を立案すること」と定義される。

具体的な手法としては、有効な KGI (Key Goal Indicator)、KPI (Key Performance Indicator) を設定することである。現在、県でもこの手法を利用して、第 3 期長野県食と農業農村振興計画で、施策の「達成目標」(KGI に当たる) を 26 項目設定している。そしてこの KGI を達成するための“対策”の有効性を図る指標として、各「事業」ごとに「成果目標」(KPI に当たる) を設定し、毎年その達成状況をチェックしている。

上記とは別に、県では、5 年に 1 度、県農政部と農業協同組合中央会、JA 長野営農センターが「農業経営指標」(以下、「経営指標」という。)を作成しており、最近では、平成 28 年度、令和 3 年度に調査・公表されている。経営指標は、長野県の主要作物 100 種類程度につき次の事項が詳細に記されている。

- 1) 経済性(経営費内訳・収益(単価×収量)・所得等)
- 2) 作業別・月別労働時間
- 3) 資本装備状況(建物、機械等所有)

経営指標は、農業の担い手である最終農家の経営状況と生産性を把握することで、将来の施策や対策を立てるための資料として各部署で利用されている。

E B P M (Evidence-based policy making) 証拠に基づく政策立案

現状

- ▶ 欧米諸国では、E B P Mによる取組が比較的進んできたのに比べ、我が国では、統計や業務データが十分に活用されず、往々にしてエピソードベースでの政策立案が行われているとの指摘がされてきた。
- ▶ 我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を活用し、国民に信頼を寄せられる行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用してE B P Mを推進する必要がある。

証拠に基づく政策立案とは

見聞きした事例や限られた経験のみに基づき政策を立案した場合、政策とその効果の分析が不十分

◇ 以下の3つが明示されていることが重要

- ① 政策立案の前提となる事実認識
- ② 立案された政策とその効果を結びつけるロジック
- ③ 政策のコストと効果の関係

◇ 統計等は、事実認識と政策効果の測定や予測と評価に関しての客観的な根拠となる

政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル(EBPMサイクル)が必要

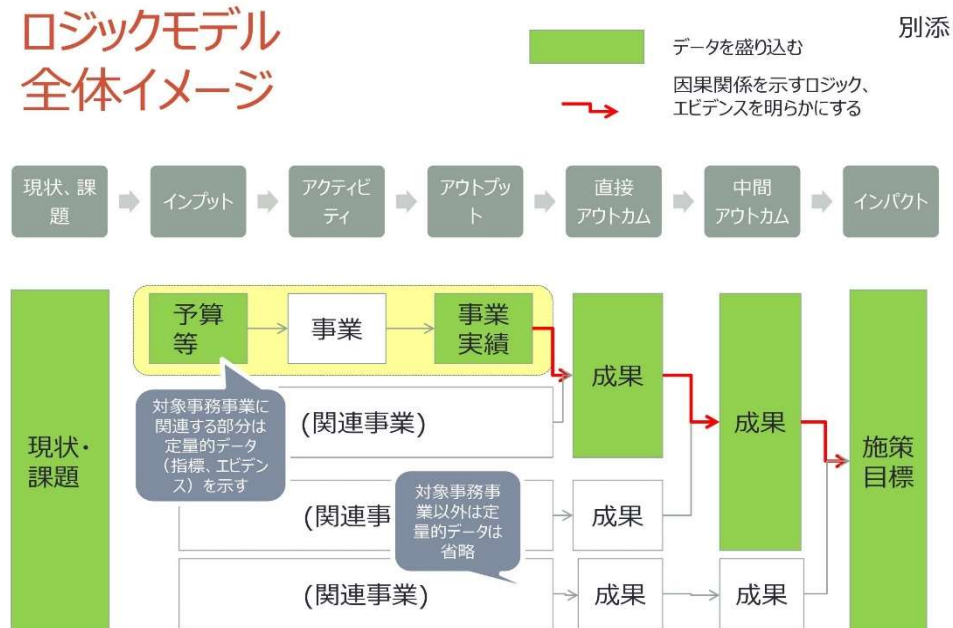
EBPMサイクル

- ▶ 政策部局において、統計等データを用いて事実・課題の把握、政策効果の予測と測定、評価を行う。
- ▶ EBPMの取組に必要な統計等データに対するニーズ・要望が顕在化し、それが統計部局やデータ管理部局に伝達される。
- ▶ 要望を受けた統計部局やデータ管理部局は統計等データの整備を行い、それが政策部局に提供されて、改善された統計データの利活用につながる。

(資料) 統計改革推進会議最終とりまとめをもとに作成

ロジックモデルのイメージ

ロジックモデル 全体イメージ



(出典:厚生労働省資料)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 収益性・生産性指標について(意見 1)

施策の達成目標や効果測定を考える場合に、民間経営体と行政機関等が一体となって、「農業所得」や、それを構成する「農業産出高」「原価(経営費)」を考慮した目標設定にする必要があると考える。その際に KGI・KPI 分析と EBPM の手法を使って構築していくことも検討が必要である。

行政機関が効果的な EBPM を実現するポイントは、“エビデンスが後付しているか”だけでなく、政策の効果のエビデンスに“どのように結びつけるか”が重要である。そのために EBPM 構築の前提として、農業政策に前述の KGI、KPI を有効に設定する必要がある。

農業政策に関して、一般企業のように“売上高”や“来場数”といった、明瞭な効果指標を設定することは中々難しい。そのような状況下では、次のように KGI、KPI を設定するという考え方が重要と考える。

第一に、KGI(成果目標)をどう設定するのかという点については、行政機関としての県の成果目標という設定ではなく、たとえば、その目的の最終ゴールのひとつである「農家の所得」を用いるということである。

次に、「農業所得」の算式を構成する「産出高」や「原価」を KPI として設定する。

これには「デシジョンツリー」という考え方が有効である。これは、とりうる選択肢や起こりうるシナリオ全てを樹形図(ツリー図)のカタチで洗い出し、それぞれの選択肢の期待値を論理的に比較選択し、意思決定する経営管理ツールである。この考え方を使得、最終ゴールである KGI に向けて KPI 設定を行うのが良いと考える。この“ツリー化する”という行為が、KPI 要素の因果関係を“見える化”するので、EBPM の実現には効果的である。

以下、そのための考え方の例を記す。厳密に原因と結果の因果関係にならない場合もあるが、“エビデンス”を意識するという意味ではこの検討を行うこと自体が重要である。また、現在設定している「成果目標」が、この「農業所得」という KGI にどのような貢献があるかを見直すことにもなる。

1) 指標例

特に重要と考える KGI のひとつは、最終的な“農家の農業所得の増加”である。

農家の農業所得は、以下の計算式で求められる。

$$\text{農家の農業所得} = \text{販売単価} \times \text{出荷数} - \text{経営費}$$

仮に、「農家の農業所得」を KGI に設定すると、これを達成するために KPI に分解する要素がいくつか見えてくる。

$$\begin{aligned} \text{農家の農業所得(KGI)} \\ = \text{販売単価(KPI)} \times \text{収穫量(KPI)} \times \text{歩留(KPI)} - (\text{資材費(KPI)} + \text{外部労働費(KPI)} \\ + \text{償却費(KPI)} + \text{光熱水費費(KPI)} + \text{物流費(KPI)}) \end{aligned}$$

さらに、資材費、労働費は以下のような KPI に細分解する事ができる。

$$\begin{aligned} \text{資材費} &= \text{資材単価(KPI)} \times \text{購入数量(KPI)} \\ \text{外部労働費} &= \text{労務単価(KPI)} \times \text{作業時間(KPI)} \end{aligned}$$

また、1 時間あたりの作業に対応する農家の所得を計算すると以下となる。同じ労働でも経営者にとっては、経営者報酬あるいは個人農業所得そのものとなり、同じく労働対価であるが、単純に経営費として捉えることはできない。その場合、むしろこの指標が有効である。農業所得が増加すれば、必然的に 1 時間あたりの農業所得も増加するが、農家の所得が不変でも、作業時間が減ると(生産性が上がると)、1 時間あたりの農業所得が上がるので、有効な KGI となりうるからである。

$$\text{1時間あたりの農業所得(KGI)} = \text{農家の所得(KGI)} \div \text{作業時間(KPI)}$$

究極的には、それぞれの KPI をいかにして増大(あるいは減少)させることができたかが、「施策(事業)」の成果となる。

KPI の分析は本来、農家自身が自分のために行うものであるが、農業の特殊性も考慮し、県も農家等と一体となって、KPI を施策の指標にするという対応を図っている。

このことについて県は、KPI と最終のゴールである KGI の関係について留意していく必要がある。たとえば、“産出高が増加しているが販売数に反映していない”、“収穫量が増えているが農業所得に反映していない”、“作業時間が減らず生産性が下がっている”、などの状況が発生し、その結果、KGI である“「農業所得」が減った”という状況が生じる場合もあるかもしれない。すなわち、KPI は目標を達成しているにもかかわらず、KGI が目標に達していない状況が生じる可能性も考えられる。

このことについては、その原因を明らかにして改善する必要がある。また、改善のために施策評価指標(KPI)を新たに設定する必要があるかもしれない。

以上を踏まえ、エビデンスの裏付けのある KGI や KPI を設定するためには、DX(デジタルトランスフォーメーション化)を同時に検討していくことも必要である。

現在の県の情報システムは、コード体系や設定・運用面に課題があり、情報システム内に EBPM のためのデータベースが構築できない状況にある。EBPM のためのデータベースを有効に機能させるためには、少なくとも下記事項の見直しが必要と考える。

- 1)「事業」コード体系の運用整理
- 2)「部署」「(事業)所」コード体系の運用整理
- 3)基幹システムとしての「予算システム」の導入
- 4)「予算システム」と「会計システム」の連携
- 5)現地機関の予算・実績管理業務(システム)の統一化
- 6)できれば 5)のデータの自動会計連携による現地機関の省力化
- 7)集計データベース装備(予算/実績を「事業」「部門(所)」「科目(款項目節)」の即時自由集計)

情報システムの機能と運用が明確になり、様々な情報の集計がフレキシブルに行えることで、有効性の高い EBPM が構築できると考える。

また、EBPM の構築に当たっては、BI(ビジネス・インテリジェンス)ツールを用いることも検討の余地がある。

BI ツールとは、組織内に蓄積されている様々なデータを分析・見える化して、運営や業務に役立てるソフトウェアである。民間企業では、自らが保有しているビッグデータを活用し、経営に役立てる動きが高まっており、そのためには BI ツールの活用が不可欠とされている。行政もこのような動きを注視していく必要があり、なかでも農業分野は、ビッグデータを施策に反映させる余地がある分野と考える。

BIによって、情報の集計範囲の制限が原則としてなくなるので、新たなエビデンス追跡ルートを発見する可能性もある。すなわち、大量のデータから有用な知見を見つけ出し、施策に役立てていくというデータ・マイニングの観点からも有用と考える。

BIを利用することによって、予算編成過程、予算進捗やエビデンス確認等を一般市民に分かりやすく提供した、柏崎市の「デジタル予算書」システムは一つの参考になると考える。

さらに、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と内閣府地方創生推進室が提供している「V-RESAS」も参考になると考える。現状では、情報種が限定的ではあるが、上記システムに併せて、今後、他県比較等、より効果的にデータ・マイニングを行うために有用となるかもしれない。

いずれにしても、KGI・KPI 分析と、EBPM の構築については、今後の重要なテーマと捉え、あり方を検討していく必要がある。

※ KPI 分析の例

上記の考え方を前提に、上述した経営指標データを見てみる。以下のグラフ群は、経営指標のデータから監査人が作成したものである。なお、数値はいずれも 10a あたりの経済性を示している。

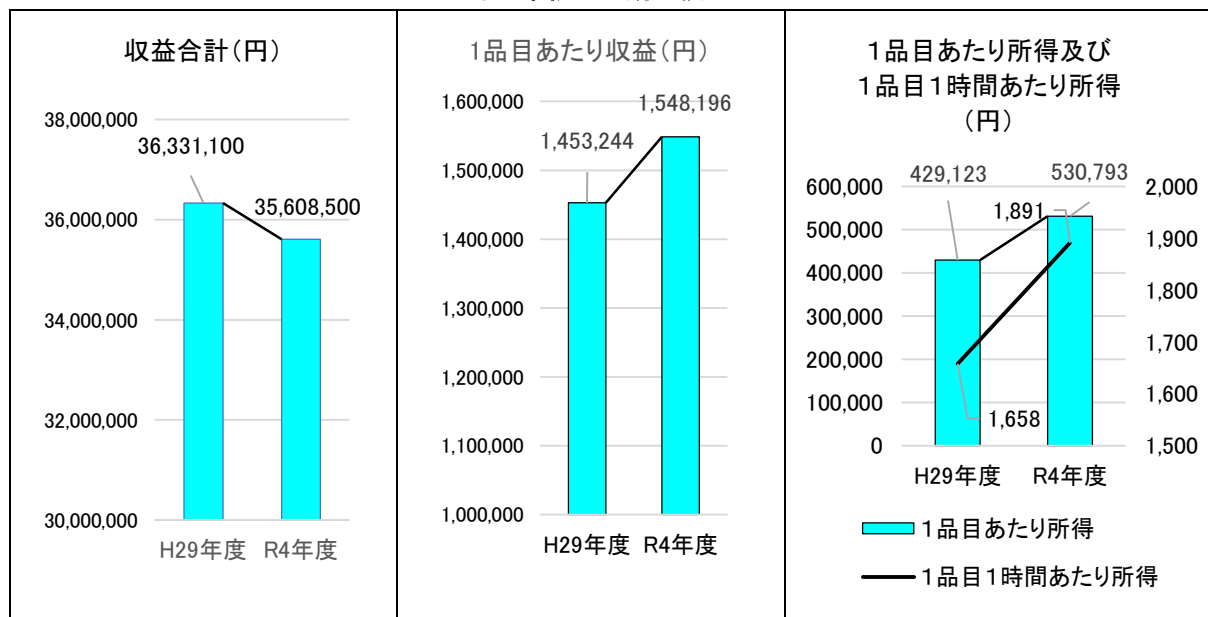
1)「果物」の2期比較

次のグラフは、果物の平成 29 年度と令和 4 年度の 2 期比較である。

左の棒グラフから順に、「収益(売上高)合計」、「1 品目あたり収益(売上高)」、「1 品目あたり所得及び 1 品目 1 時間あたり所得」である。

好調の果物なので増加傾向が顕著であり、1 時間あたり農業所得も増加している(付加価値が増加している)。

図 果物の 2 期比較

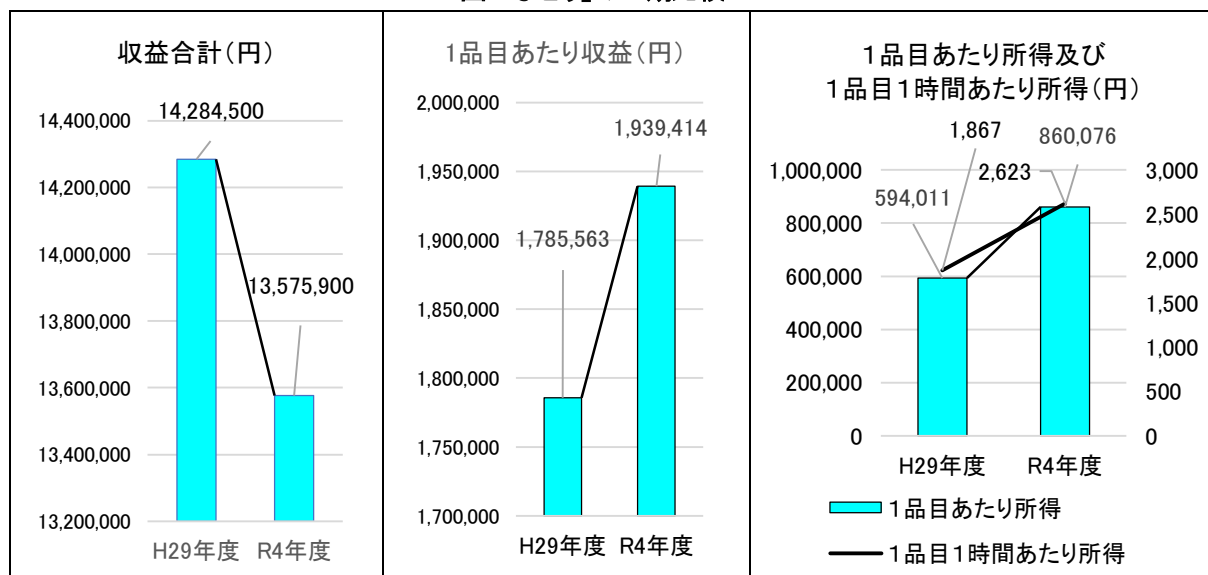


2)「ぶどう」の2期比較

果物のなかでも特に好調な「ぶどう」に絞ってみると、収益こそ微減ではあるが、1品目あたり所得や1品目1時間あたり所得は改善している。

なお、経営指標でぶどうは、「巨峰」、「無核巨峰」、「ピオーネ」、「ナガノパープル」、「シャインマスカット」、「シャインマスカット(3月加温)」、「醸造用ぶどう」、「巨峰(露地)」及び「巨峰(3月加温)」の9品目に分類されている。

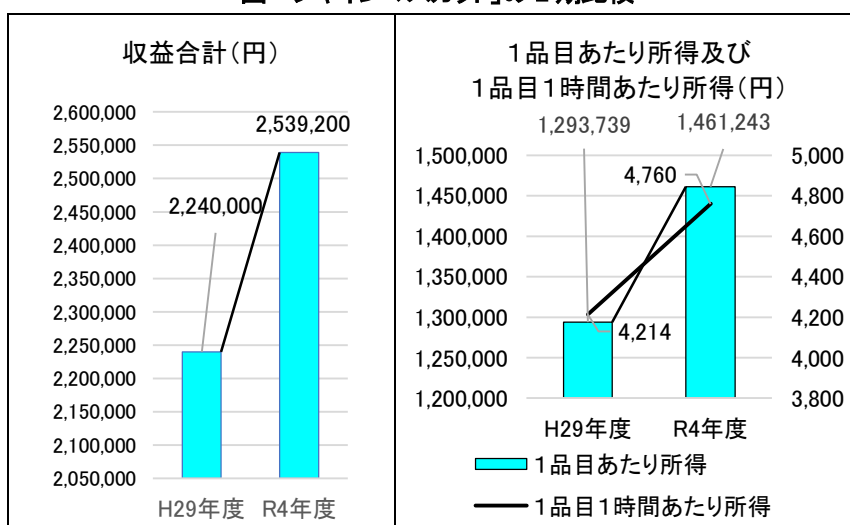
図「ぶどう」の2期比較



3)「シャインマスカット」の2期比較

ぶどうのなかでも近年人気の高い「シャインマスカット」に絞って集計すると好調であることが見て取れる。

図「シャインマスカット」の2期比較

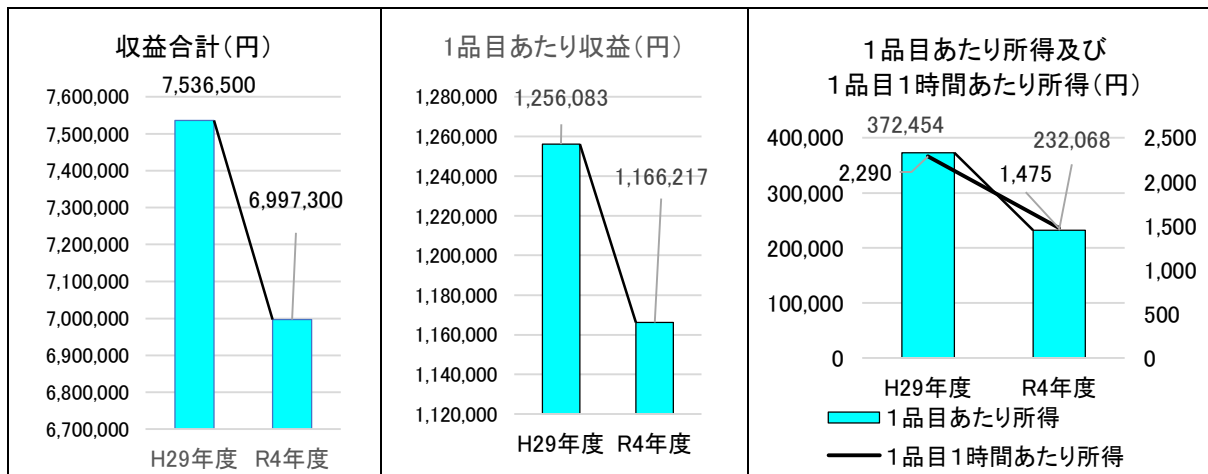


4)「りんご」の2期比較

県を代表する果物の一つである「りんご」であるが、いずれも下落傾向にある。

なお、経営指標でりんごは、「ふじ(普通)」、「ふじ(新しい化)」、「つがる(新しい化)」、「秋映(新しい化)」、「シナノスイート(新しい化)」及び「シナノゴールド(新しい化)」の6品目に区分されている。

図「りんご」の2期比較



5)「ふじ(新しい化)」の2期比較

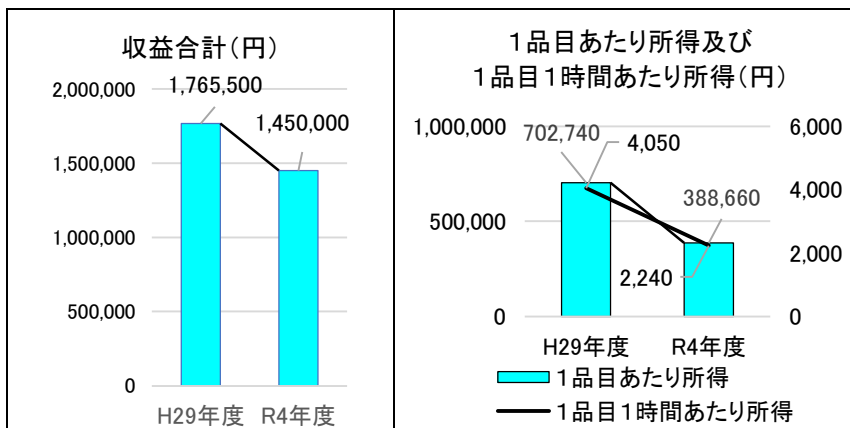
ア.「ふじ(新しい化)」の収益・所得・1時間あたり所得2期比較

りんごのなかで主力の「ふじ(新しい化)」に絞ってみると、下降傾向は変わっておらず、1品目あたり所得や1品目1時間あたり所得は減少している。

わい性台木を用いて樹高を低くし、植え付けの密度を密にして栽培する方法を「わい化栽培」といい、「わい化栽培」をさらに発展させ、フェザー苗木を利用した、コンパクトな密植型栽培で、省力化と早期成園化(これまで6、7年かかったものが4、5年)・多収が見込める栽培方法を「新しい化栽培」という。

新しい化(栽培)は、収穫量と作業の省力化を図って導入を進めてきたものであるが、その効果が十分に反映されていないと思われる数値となっている。

図「ふじ(新しい化)」の収益・所得・1時間あたり所得2期比較

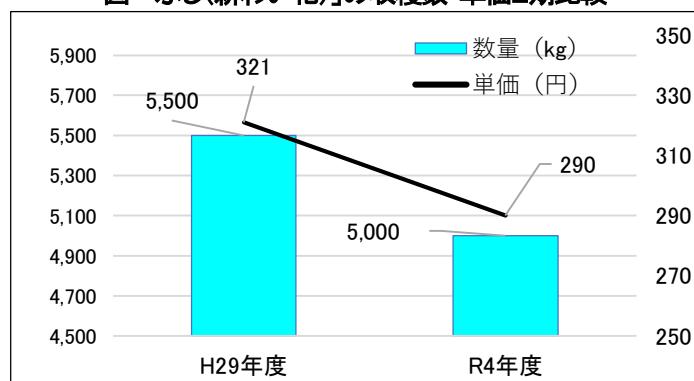


イ.「ふじ(新しい化)」の収穫数・単価2期比較

「ふじ(新しい化)」の「所得」が減少した理由を分析するため、「収益」を「収穫数」と「単価」に分解して見ると、どちらも減少している。

新しい化について生産者は計画的な改植を進めているとのことだが、市場等が求める需要量に応じた計画生産が必要である。

図「ふじ(新しい化)」の収穫数・単価2期比較



ウ.「ふじ(新しい化)」の経営費比較

次に原価である「経営費」を分析する。

「所得」＝「収益」－「経営費」なので、「収益」が頭打ちであるなら、「経営費」を減少させることが効果的である。

平成 29 年度と令和 4 年度の「経営費」総額の比較では、1,063 千円から 1,061 千円と大きくは改善されていないが、これを改善させようとする場合に必要な考え方が原価計算である。

生鮮品が多い農産物の原価計算で重要な指標は次の 3 項目と考える。

①原価構成要素分析

①歩留(ロス率) (ロス率の検討は「**第4 V 3. 信州果実で稼ぐ力強化事業**」参照)

②生産性(一人あたり労働付加価値/資本付加価値)。

①原価構成要素分析からは次の項目が注目される。これらは施策目標の設定にも一部反映されているものがある。注目する項目の平成 29 年度と令和 4 年度の経営費に占める割合は次のとおりである。

(1)設備導入による償却費負担(35.8%→36.3%)

(2)種子・農薬・肥料費(8.1%→8.7%)

(3)光熱水費費(1.7%→1.9%)

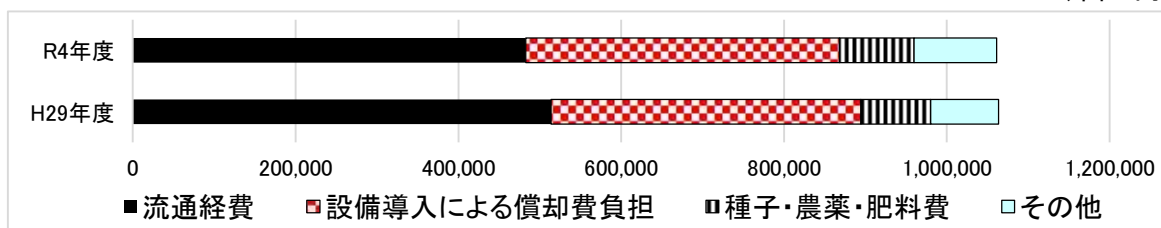
(4)雇用労賃(外注費)(0.0%→0.0%)

(5)支払利息(1.5%→1.5%)

ここで注目したいのは、「流通経費」である。「経営費」の約半分近くを占める費用が「流通経費」である。全国どこからでも中央集荷、全国配送が前提になっており、「流通経費」が多額になる理由はあるが、KGIを「農家の農業所得の増加」とするならば、この部分の対策は大きな効果をもたらすと考える。

図及び表「ふじ(新わい化)」の経営費2期比較

(単位:円)



項目	H29 年度	R4 年度	H29 年度	R4 年度
設備導入による償却費負担	380,637	385,530	35.8%	36.3%
種子・農薬・肥料費	85,692	91,906	8.1%	8.7%
光熱水費	18,380	20,311	1.7%	1.9%
雇用労賃(外注費)	429	429	0.0%	0.0%
支払利息	16,201	16,373	1.5%	1.5%
流通経費	514,050	482,500	48.3%	45.5%
その他	48,398	64,292	4.5%	6.1%
合計	1,063,787	1,061,341	100.0%	100.0%

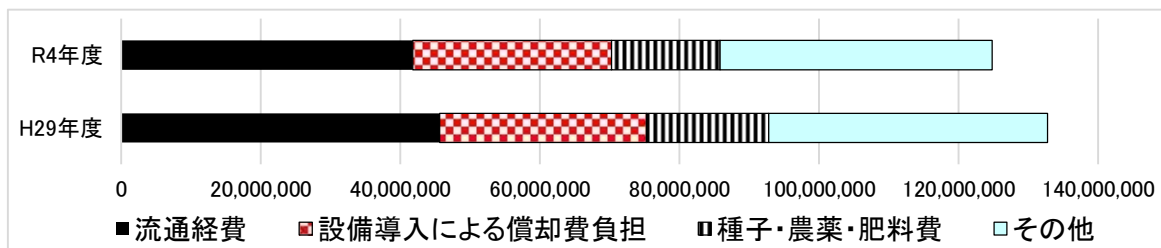
6) 経営指標の調査対象品目全体の経営費2期比較

次図は、経営指標の調査対象となっている約 100 品目の経営費の 2 期比較である。

上記 5) では、例として「ふじ(新わい化)」の経営費の傾向を分析したが、傾向は他の作物も変わりなく、「流通経費」が「経営費」のなかで大きな割合を占めている。

図及び表 経営指標の調査対象品目の経営費2期比較

(単位:円)



項目	H29 年度	R4 年度	H29 年度	R4 年度
設備導入による償却費負担	29,652,317	28,476,476	22.3%	22.8%
種子・農薬・肥料費	17,522,784	15,539,429	13.2%	12.5%
光熱水費	8,104,633	6,969,238	6.1%	5.6%
雇用労賃	3,864,396	4,562,329	2.9%	3.7%
支払利息	2,408,895	1,648,200	1.8%	1.3%
流通経費	45,634,341	41,763,824	34.4%	33.5%
その他	25,543,245	25,837,790	19.2%	20.7%
合計	132,730,611	124,797,286	100.0%	100.0%

3. 補助金に係る消費税等の返還

(1)概要

① 補助金に係る消費税相当額の返還事務の課題

補助金に消費税相当額が含まれている場合に、場合により、当該消費税相当額の全額、または一部について返還義務が生ずる。

しかしながら、この返還事務については、次のような課題がある。

1)消費税の制度が複雑

消費税の制度は、特に公益法人等の特例まで含めると、非常に複雑である。それを踏まえた、補助金交付事務や補助金に係る消費税相当額の返還事務も同様である。

2)事務の困難性

1)の結果、補助金に係る消費税相当額の返還事務を、正確に、かつ、網羅的に行う事は非常に困難であるし、正確性や網羅性を追求することは事務の生産性を犠牲にすることにつながる。

3)安易に補助金の交付対象を税抜きにすべきでない

補助金に係る消費税相当額の返還事務を回避するために、補助事業者の課税仕入に対応する補助金でも消費税等を除いて交付することも考えられる。

しかしながら、公益法人等で最終消費者的側面を有している事業者に、安易に消費税等を除いた額を基準に補助金を交付することは、補助金の効果を減殺することにつながる。

したがって、補助金に係る消費税相当額の返還事務を避けるためにのみ、消費税等を除いた額を基準に補助金を交付することは避けるべきである。

この点については、「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱い」が参考となる。

(参考)

「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」

<https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/081/79000460/79000460.html>

4)修正申告や調整対象固定資産

確定申告で消費税等の額が確定しても、その後、修正申告等があった場合には、補助事業に係る消費税相当額に変動が生じる可能性がある。また、補助事業者が、調整対象固定資産を取得した場合には、通算課税売上割合による仕入控除税額の調整が発生する場合がある。本来、そのような場合にも、返還すべき補助金の額に変動があれば報告すべきである。しかしながら、補助金交付事務を行う側が、そのようなことを網羅的に把握するのは困難である。

以上のような点を考慮すると、補助金に係る消費税相当額の返還事務を、正確、公平、かつ、網羅的に行うことは現実的には非常な困難を伴うし、事務の生産性の低下につながるともいえる。

そうであれば、課税仕入に充当される補助金を交付する時には、消費税相当額を含めて交付し、補助事業者側に当該消費税相当額を踏まえた消費税の申告納税義務を課すことも考えられるのではないか。そのようにしたとしても、補助事業者側は、確定申告の手間が大きく変わるわけではない。

これにより、国や地方自治体の職員は、補助金に係る消費税相当額の返還事務から解放されることとなるし、後日、消費税の申告内容が変更されても、自動的に補助金に係る消費税相当額が調整され、国に追加で納付されたり、国から還付を受けたりすることになる。

もちろん、補助金は、本来消費税の課税対象ではない。しかしながら、消費税法では、本来、課税仕入に該当する取引であっても、課税対象になじまないものや社会政策的配慮から消費税を課税しない取引は、非課税取引として扱うこととなっている。(消費税法第6条)

そうであれば、収入についても、不課税取引を課税取引と擬制し、補助事業者側に納税義務を転換することも考えられないわけではない。

しかしながら、上記のような消費税法の改正は、多くの議論が必要で容易なことではない。県が交付した補助金に係る消費税相当額が、国に返還されてしまうなどの課題もある。

したがって、県農政部としては、以下の意見で述べる点について検討していく必要がある。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

補助金によって賄われた経費等に係る消費税等について、返還義務の有無や返還金額の計算は複雑である。

そこで、県農政部の補助金返還事務について検討するために、令和3年度に交付した直接補助金に限りて交付事務を抽出し、令和4年11月30日現在の状況についてアンケートを行った。

その結果は、次のとおりである。

抽出件数	107件
消費税等はすでに返還されている。	0件
県として11月30日現在返還義務の有無の報告を受領している。	17件
既に返還されている場合や、返還すべき報告があった場合に、添付書類等で内容を確認している。	1件
消費税等の返還義務がないと報告があった場合、資料を基に確認している。	22件
免税事業者である。	13件
簡易課税方式である。	1件
公益法人等で特定収入割合が5%超である。	1件
補助金を充てた支出は人件費等の不・非課税仕入のみである。	5件
補助対象支出に係る消費税等を個別対応方式で「非課税売上」に対応するものとして申告している。	0件

抽出件数と、回答件数が一致しないが、それについては次の理由が付されている。

回答未記載の理由区分	件数
1) 当初から消費税分を補助対象にしていない	3件
2) 税抜金額を補助対象経費としている	5件
3) 税抜事業費に交付率を乗じた額を上限に交付しているため消費税の返還なし	4件
4) 事業費から消費税を除いた額に対して補助金を交付(補助率1/2以内)	3件
5) 交付決定時に消費税を除いた額で交付決定している	5件
6) 税額を除いて額を確定している	1件
7) 交付申請時、実績報告時に消費税を除外しているため、返還及び報告の対象外	1件

回答未記載の理由区分		件数
(関東農政局確認済)		
8)	交付要綱の規定により、消費税仕入控除税額報告書の提出期限: 令和5年6月15日 (課税売上1,000万円未満で免税となる見込み)	59件
9)	報告期限: 令和5年6月15日	1件
10)	地方公共団体	2件
総計		84件

このうち、1)2)については、留意が必要である。補助事業者が免税事業者や公益法人等で特定収入割合が5%を超える場合などでは、予め消費税等を補助対象から除くと、補助事業者が消費税等を負担することとなり、補助の効果に影響が出るからである。なお、場合によっては、3)4)5)についても同様の問題が発生する。

6)については、実績報告の段階で、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合に、実績報告及び補助金の額の確定時に、仕入税額控除対象額を除いた額で確定している事例と考えられる。この場合は、実績報告の段階で消費税等の確定申告書を添付させ、内容の確認を行わなければ、厳密な仕入税額控除対象額は確定できない。

8)9)では、県農政部の関係する補助金の交付要綱では、消費税等の返還の有無や返還相当額の報告書を県農政部に提出する期限を、補助金の交付額の確定のあった日の翌年6月までと定めている例が多い。3月31日までに事業が完了し実績報告が提出されていても、交付額の確定は翌会計年度の出納整理期間に行われることがあるため、8)9)のような回答となると考えられる。

しかしながら、交付要綱で、「実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに報告するとともに、返還命令を受けてこれを返還しなければならない。」と定めている例もあるから、一律に提出期限が令和5年6月15日と判断すべきでない。

事実、一部の地域振興局では、同様の事例でも返還義務の有無について確認している。

また、県健康福祉部では、補助事業者宛の説明資料で、「該当する課税期間の消費税の確定申告が終わり、消費税等に係る仕入れ控除税額が確定しましたら、消費税の確定申告書提出の1か月後を目安に、適宜報告をお願いいたします。」等と記載して、最終報告期限を待たず早めの報告を求めている。県農政部においても、交付要綱の期限まで待つのではなく、補助事業者の申告期限等を確認し、その後、計画的にできるだけ早く確認を行うことが、事務の正確性確保や業務の集中による事務の生産性低下の防止につながると考えられ、今後改善が必要である。

次に10)については、地方公共団体であるため、返還すべき消費税相当額はないとの回答である。しかしながら、地方公共団体についても特別会計については申告義務があるのであるから、安易に地方公共団体であることのみを以て申告義務がないと判断することは早計である。実際、補助金の交付先は、地方自治体の公営企業管理者であるからなおさらである。

アンケートの回答を踏まえると、県農政部は、補助金に係る消費税相当額の返還事務について、適正に対応できていない可能性がある。事実、農地整備課では、返還に係る報告書の提出期限等の認識が不十分な例があった。したがって、今後、県農政部は、補助金に係る消費税相当額の返還事務の適正執行について手続や制度を整備して行くことを検討する必要がある。

なお、今回、抽出した交付事務は直接補助金のみである。間接補助金についても、同様に制度や手続の整備が必要である。

① 職員向け手続書の整備の必要性について(意見 2)

上述のとおり、補助金によって賄われた経費等に係る消費税等について、返還義務の有無や返還金額の計算は複雑であるため、その適正な執行にあたっては、県農政部の職員が、返還の有無の判定や返還された補助金の額が正しいかの検討を行うにあたっての手続書の整備が必要である。

県農政部では、部内のマニュアルである「補助事業を正しく進めるために」(令和3年4月 県農政部)の中で、補助事業等における消費税相当額の取扱いについて、次のように定めている。

11 補助事業等における消費税相当額の取扱い

補助事業の事業主体が、補助事業を実施する過程において消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する課税仕入れを行うときには、仕入先に対し消費税相当額を含む支払を行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。このため、補助事業における消費税相当額が仕入れ税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定の取扱いについては、次によるものとする。

- ア 補助金の交付決定の段階で、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合には、この仕入税控除対象額を除いた額について交付決定を行うものとする。
- イ 補助事業の実績報告の段階で、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合には、精算条件を付した上で消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行うが、実績報告及び補助金の額の確定は、この仕入税額控除対象額を除いた額について行うものとする。
- ウ 補助金の額の確定後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、返還条件を付した上で、消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税相当額を含む額について補助金の額の確定を行うが、この仕入税額控除対象額が確定した段階で、その額を返還させるものとする。
- エ 返還手続においては、補助事業者から提出された消費税仕入控除税額報告書を受理し、返還命令を通知した日から20日以内に消費税相当額を納付させることとなっている。

しかしながら、この記載のみでは、県農政部職員が補助事業等における消費税相当額について、適切に対応することは困難であると思われる。

まず、アで述べている「補助金の交付決定の段階で、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合」に、どのようなケースが該当するのか明らかでない。

補助金の交付決定の段階で、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合となる可能性があるのは、課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%超の場合のケースのみである。

この場合も補助金が交付された事業年度において、補助事業者の課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%超となるか否かは、事業年度終了時点でしか確定しない。

そのため、「補助金の交付決定の段階で、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合」となることは、仮に蓋然性が高いとしても、厳密にはあり得ないことになる。

次に、イでは、補助事業の実績報告の段階で、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合には、交付決定は消費税相当額を含めて行うが、実績報告及び補助金の額の確定は、この仕入税額控除対象額を除いた額について行うものとすることになっている。この場合、「補助事業の実績報告の段階で、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合」とは、既に補助事業は完了し消費税等の確

定申告も完了しているが、実績報告の提出や補助金の額の確定が未だなされていない場合と考えられる。たとえば次のようなケースとなる。

- 11月 補助事業が完了
- 12月 補助事業者の決算
- 翌年2月 消費税等の確定申告と納付
- 翌年3月 実績報告の提出
- 翌年4月 補助金の受領

上記のような場合を除き、「補助事業の実績報告の段階で、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合」には、通常該当しない。

仮に補助事業者が仕入控除税額を正確に計算したと主張し、それに基づいて仕入税額控除対象額を除いた額で補助金を交付することは、補助金交付事務としては不適切である。

なぜなら、確定申告書等の添付が無ければ、適正な補助金額を交付した確認が得られないからである。

以上を踏まえると、実際の対応はウ及びエになることが多いと想定される。

エによれば、補助事業者からの消費税仕入控除税額報告書の提出を待って、報告書受理後、返還命令を出し、その後20日以内に補助金の返還を受けることになっている。

県農政部の補助金の交付要綱では、消費税等の返還の有無や返還相当額の報告書を県農政部に提出する期限を、補助金の交付額の確定のあった日の翌年6月までと定めている例が多い。そうすると、補助事業年度の翌々年6月まで報告書が提出されないことが起こりうる。しかしながら、そのように長期にわたって、消費税等の返還の有無や返還相当額について把握しないのは不合理である。

したがって、補助事業者の消費税等の確定申告時期を踏まえた対応が必要である。なお、消費税等の申告・納付期限は、法人や個人事業者の場合、原則は課税期間終了後2カ月以内である。この場合、課税期間を1カ月や3カ月に短縮する特例があることにも留意が必要である。また、地方公営企業は課税期間終了後3カ月以内、地方公共団体の特別会計は課税期間終了後6カ月以内、消費税法別表第三に掲げる法人は法令等の定めに基づき税務署長に申告・納付の延長承認を受けた場合を除き課税期間終了後2カ月以内、人格のない社団等も2カ月以内である。

以上のように複雑な消費税相当額の返還事務を行うには、それらを踏まえた、より詳細な手続書を作成して、県農政部職員に周知することについて検討が必要である。

② 補助事業者向け説明資料の作成について(意見 3)

県農政部職員にとっても複雑な補助金に係る消費税相当額の返還事務については、補助事業者にとっても同様に判断が難しい面がある。

そこで、補助事業者向けの説明書やパンフレットの作成が必要である。

県健康福祉部では、「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額(以下「返納額」という。)の計算方法(平成17年度国からの通知より抜粋)」という説明資料を配付したりホームページで周知したりしている。また、他の都道府県の福祉分野等で、丁寧な説明資料を作成している例がある。たとえば、東京都福祉保健局障害者施設推進部の「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告マニュアル」などである。県農政部においても、消費税相当額の返還事務が円滑に進むよう補助事業者にとってわかりやすい説明資料やホームページを整備していくことを検討していく必要がある。

(参考)

長野県健康福祉部

「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について」

https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/202009_kansenkakudai波士.html

<https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/documents/shiirekoujyo-seidogaiyou.pdf>

東京都福祉保健局障害者施設推進部

「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告マニュアル」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsu_kaigo.html

③ 補助事業者が消費税課税事業者であるかの確認について(意見 4)

今回、土地改良区については、場合によっては消費税の課税事業者である可能性があるため、県農政部に対して、過去もれなく消費税の納税義務について確認したかについて質問した。

その結果、「消費税の納税義務については、長野県土地改良事業等補助金交付要綱様式第 2 号に基づき、売上高を確認できる資料(収支決算書)を以て確認を行っている。」旨の回答を得た。様式第 2 号では、免税事業者である場合の確認資料のひとつとして、「損益計算書及び売上高を確認できる資料」との記載があるが、誤解を受けやすい。確認すべきは、基準期間または特定期間の課税売上高等だからである。

したがって、県農政部の判断根拠には問題があるため、今後改善について検討が必要である。

④ インボイス制度導入後の免税事業者等からの仕入に係る経過措置の取扱いについて(意見 5)

令和 5 年 10 月 1 日より、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始される。

インボイス制度では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができない。

しかしながら、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる次のような経過措置がある。

表 経過措置の内容

期間	経過措置の内容
令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日	適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入につき仕入税額相当額の 80%を仕入税額とみなして控除可能
令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日	適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入につき仕入税額相当額の 50%を仕入税額とみなして控除可能

そうすると、補助事業者が補助金で免税事業者等から仕入を行った場合には、経過措置により控除した仕入控除税額についても返還すべき消費税相当額が生じると考えられる。

一方、この経過措置は、免税事業者等が取引から排除されることなどを防止するために設けられた側面があることから、補助事業者が補助金に係る消費税相当額の返還が必要だとすると、当該効果が減殺される恐れがある。

したがって、今後、県農政部として、国等の動向も踏まえて、対応を検討しておく必要がある。

4. 農業分野における排出量取引

(1)概要

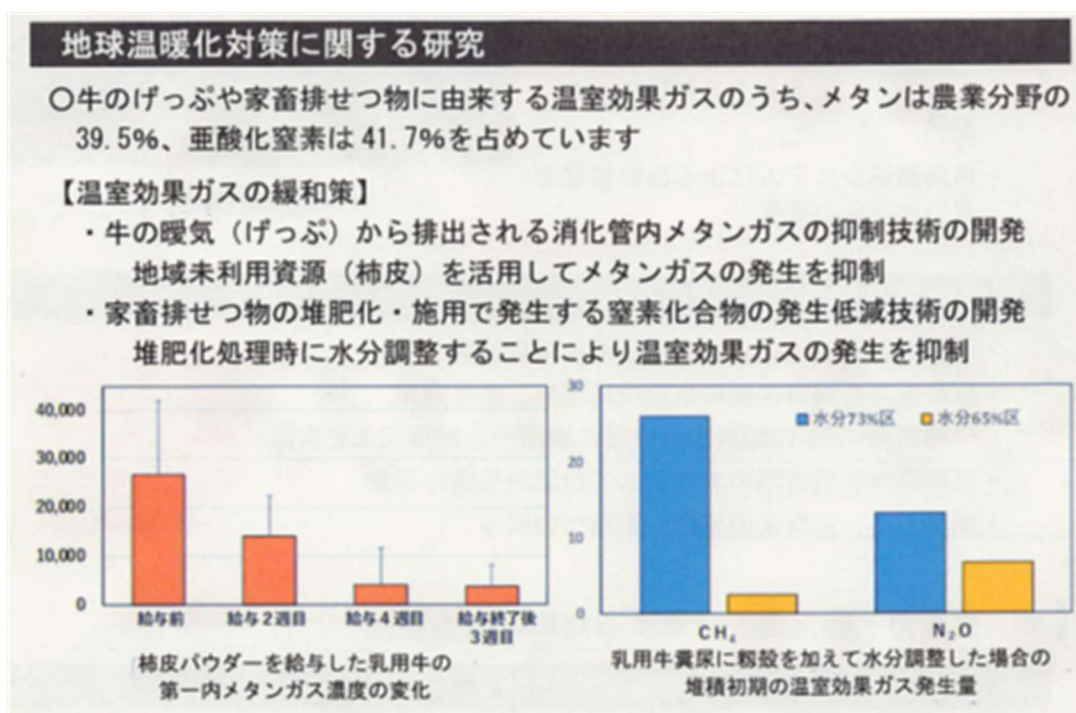
① 県農政部の地球温暖化防止への貢献

県では、長野県ゼロカーボン戦略を策定し、地球温暖化対策の推進等に取り組んでいる。

県農政部においても、地球温暖化防止のための様々な取組を行っており、たとえば、次のような例がある。

(畜産試験場)

- 1) 柿皮(地域未利用資源)パウダーを給与した乳用牛の暖気(げっぶ)から排出されるメタンガス濃度が劇的に減少した事例。
- 2) 堆肥化处理のため乳牛ふん尿にもみ殻を加え水分 65%に調整すると、水分 73%に調整した場合と比較して、温室効果ガスの発生量を CO₂ 換算で3~4割減少できる



(農業試験場)

地球上の炭素量を調べてみると、大気中には7600億トン、植物としては5000億トン含まれているのに対して、土壤中(地表下1mの有機炭素量)には実に2兆トンも存在していると考えられている(OECD)。全土壌のうち農業の影響は40%にも及ぶと見積もられており、土づくりを通して管理できる農地土壌は、二酸化炭素の大きな貯蔵庫として注目されている。

農業試験場では、籾殻くん炭を利用した土壌炭素貯留効果についての研究を行っている。

上記のような研究成果は世界的にも価値が高いと考えられる。

たとえば、ニュージーランド環境省の公表している「New Zealand's Greenhouse Gas Inventory 1990-2020」によれば、2020年のニュージーランドの温室効果ガス総排出量は78,778kt-CO₂e(二酸化

炭素換算)で、そのうち農業分野は 39,425.5 kt-CO₂e で 50%を占める。腸内発酵は農業部門の主な排出源で、同部門の排出量の 73.1%(28,831.5 kt-CO₂e)を占めており、農業用土壌(20.0%)が 2 番目に大きな排出源である。腸内発酵によるメタン(CH₄)排出量はニュージーランドの総排出量の 36.6%を占めている。そのため、ニュージーランド政府は、家畜の暖気等から発生する温室効果ガスに課税する提案まで行っている。

県の研究が、地球温暖化防止に貢献する可能性は大きい。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 排出量取引への取組準備について(意見 6)

2050年カーボンニュートラル目標実現のため、政府より「GX(グリーン・トランスフォーメーション)リーグ基本構想」が示され、そこで進められる項目として、自主的な排出削減目標の設定及び目標達成のための排出量取引の仕組みと共に、その排出量取引を自主的に行う場として「カーボン・クレジット市場」の創設が掲げられている。

東京証券取引所においては、2022年9月から2023年1月まで、カーボン・クレジット市場実証事業が行われている。

当該市場で取引の対象とされているのは J-クレジットである。J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

農業分野での J-クレジットの認証はまだ少ないが、「バイオ炭の農地施用」については、新たに方法論が確立し、売買できるようになった。これには、農業試験場で研究している籾殻くん炭も含まれる。

今後は、県においても、研究成果を生かし、新たな方法論の確立や、農家等が J-クレジットを創出し、温暖化防止に貢献するとともに所得も得ることができるよう、準備を進めていく必要がある。

5. 農業土木職員の年齢構成

(1)概要

農地整備課には、県内各所の地域振興局を含めて 153 名(令和 4 年度)の農業土木職員が所属している。当該農業土木職員の年齢構成と平均年齢の推移は次のとおりである。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 農地整備課の農業土木職員の年齢構成について(意見 7)

農地整備課には、県内各所の地域振興局を含めて 153 名(令和 4 年度)の農業土木職員が所属している。当該農業土木職員の年齢構成と平均年齢の推移は次のとおりである。

表 農地整備課における農業土木職員の年齢構成及び平均年齢の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
職員数(人)	180	177	175	173	172	175	175	171	164	161	153
20代	7	9	8	8	11	12	14	18	19	22	24
30代	16	12	11	12	7	10	13	13	13	14	14
40代	97	95	83	77	77	66	53	43	33	26	20
50代	60	61	73	76	77	87	95	97	99	99	95
平均年齢(歳)	46.3	46.3	47.0	47.4	47.8	48.2	49.2	48.0	48.1	47.7	47.4

平成 24 年度から令和 4 年度にかけて、平均年齢こそ 40 歳台後半で大きな変化はないものの、50 歳以上の職員の比率が上がり、40 歳台以下の職員の全体に占める比率が大幅に下がっている。近い将来、現在 50 歳台の職員が退職を迎えると、農業土木職員の数は著しく減少し、業務に支障をきたす可能性がある。

農業土木職員は技術職員であり、他の行政職員の異動等により職員数を調整することは極めて難しいものであると思われる。

県は、若手農業土木職員の仕事の様子やインタビューの動画サイトへのアップロード、教育課程に農業土木がある全国 36 の大学に対するアプローチ(PRメールの送付やOB・OGを通じたコミュニケーション)、職員採用試験の見直し等を通じて農業土木職のPR及び採用強化を図っている。長期的な視点で、将来の県の農業土木職を担う人材の採用及び育成を図っていくため、今後も引き続きより一層の業務のPR及び採用活動に取り組む必要がある。

II. 農村振興課の事業

1. 新規就農者支援事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	新規就農者支援事業(次代の農業を支える担い手支援事業)			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	新規就農希望者の誘致と就農後の定着、経営安定・発展に向けた支援、次代を担う農業リーダーの育成や女性農業者への支援等により、本県農業の持続的な発展を図る。			
事業の概要	1) 就農サポート	Web サイト「デジタル農活信州」を通じた就農支援情報の発信、就農相談、セミナー、新規就農トライアル研修等を通じて、県内外からの新規参入者の誘致促進を図る。		
	2) 農業人材力強化総合支援(注1)	新規就農者の就農前の研修中の生活安定、就農後の経営確立に向けた支援等を行う。		
	3) 農業大学校研修	就農体験研修、里親研修等を通じて新規就農者の農業術力向上を支援する。		
(単位:千円)	令和元年度 ※	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	1,025,057	924,921	933,614	910,920
決算	743,093	763,126	718,741	—

※ 令和元年度は前身の事業名である「新規就農里親支援事業」の金額を記載している。

注1 令和4年度は「新規就農者育成総合対策」

② 業務内容

本事業の目的は、県が県内の各市町村及び農業団体と連携して就農促進活動を推進し、意欲ある新規就農者の確保・育成を図ることにある。

県が新規就農者の支援に注力する背景としては、基幹的農業従事者の高齢化が進行しているという現状がある。このため、県内の市町村や農業団体等との連携を強化するとともに、就農希望者への就農相談活動や新規就農者へのセミナーの開催、フォローアップ活動の実施、地域が主体となった支援体制づくり等を推進する必要があるとの認識のもと、様々な施策を行っている。具体的には、就農希望者への就農サポート、新規就農者の就農前後の経営確立に資する資金の交付、農業大学校研修等であり、これら様々な細事業を総称して「新規就農者支援事業」と定義している。

1) 就農サポート

ア 新規就農サポート事業

本事業は、次代の農業を担う新規就農者の確保及び育成を図るため、新規就農相談や就農支援情報検索システム「デジタル農活信州」の保守管理・運用、里親の知識・経験・信用を活かした就農希望者への支援(新規就農里親研修等)を行うものである。

新規就農相談業務及び就農支援情報検索システム「デジタル農活信州」の保守管理・運用業務については、その事業を公益社団法人長野県農業担い手育成基金に委託している。なお、「デジタル農活信州」の保守管理・運用は、同法人から民間企業に再委託がなされている。

新規就農相談に関しては、「新規就農サポート事業実施要領」に基づき、同法人の就農相談員 2 名がその任に当たっており、県は、同法人に対して事業費の 2 分の 1 を限度に補助金を交付している。令和 3 年度においては、新規就農相談会イベントを 21 回実施したほか、県独自のオンラインイベントである信州就農 Web 相談会を 30 回実施し、延べ 290 人・組の相談に応じている。

「デジタル農活信州」は、県内の新規就農に関する情報や就農支援施策等について一元的に発信し、マッチングの機会を増大するために平成 25 年度に制作された Web サイトであり、令和元年度には、スマートフォンやタブレット端末での閲覧に最適化された仕様に改修された。本サイトは、県内の市町村や農協が自らの就農誘致に係る情報や、若手女性農業者の農業での活躍が公開されるなど、閲覧者である就農希望者に対して県における就農を PR する場として機能している。また、イベントや相談会の開催についてもサイトにおいて告知がされており、かつ、サイトから参加の申込みができるため、就農希望者がアクセスする実際の就農窓口としての役割も担っている。令和 3 年度においては、前年度を上回る月平均 4,000 人程度の訪問者数があった。



(出典: デジタル農活信州 (<https://www.nougatsu-nagano.net/>))

里親の知識・経験・信用を活かした就農希望者への支援については、「里親登録」と、新規参加者が里親の下で実践的な技術・経営研修を行う「新規就農里親研修」がセットになっている。

「里親登録」は、「新規就農里親農業者登録事業実施要綱」及び「新規就農里親農業者登録事業実施要領」に基づき、里親の申請、審査、更新、継承等の手続きが行われており、特にその審査にあたっては、県内の農業関係者で構成される「長野県里親農業者登録会議」を開催することにより、意見等を募ることとしている。なお、令和4年4月1日付の認定者は66名(新規39、更新27)である。

「新規就農里親研修」は、「新規就農里親活動支援事業実施要綱」及び「新規就農里親活動支援事業実施要領」に基づき実施される。これは、上記「里親登録」にて県の登録を受けた里親農業者が、農業大学校研修事業の受講者を研修生として受け入れ、農作物の栽培管理技術や就農に必要な農地の確保等の独立支援を行う就農前の実務研修(里親研修)である。また「就農トライアル研修」は、同様の実施要綱及び実施要領に基づき、里親研修の実施希望者を対象とした事前研修として実施するものである。

イ その他の事業

地域における新規就農者の確保・育成を図るため、地区推進協議会の設置や新規就農者に対する巡回指導等を行う「就農促進プロジェクト事業」、地域農業の活性化及び農地・農業用施設の保全、地域住民活動等の活性化の推進役となる将来の農業の担い手を育成するため、農業研修生や新規就農希望者の研修受入れ等に対して支援を行う「若年層に対する農業体験研修事業(新規就農者体験研修支援事業)」、農業者団体、教育機関等と連携し、将来就農を目指す中高生等を支援する「農業の未来の担い手支援事業」等の事業を行っている。

2)農業人材力強化総合支援

本事業は、ア 次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、就農前の研修期間の生活安定と経営が不安定な就農直後の経営確立に資する資金の交付を行う「農業次世代人材投資事業」と、イ 農業教育機関における農業教育の高度化、充実のための取組みを支援する「農業教育高度化事業」の2つの細事業から構成されている。

特に農業次世代人材投資事業については、事業費が例年9億円程度で推移しており、新規就農者支援事業の中の予算額の大部分を占めている事業である。

ア 農業次世代人材投資事業

本事業は、「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)及び実施要綱の別記「農業次世代人材投資事業」に基づき、次世代を担う農業者になることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付する事業である。具体的には、就農に向けて研修機関等において研修を受ける者に対して資金を交付する「準備型」については、年間最大150万円が最長2年間、経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する「経営開始型」については、年間最大150万円が最長5年間支給される。

イ 農業教育高度化事業

農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を図るため、農業教育カリキュラムの強化、国際定的期な人材の育成に向けた海外研修、リカレント教育の充実、若者の就農意欲を喚起する活動、研修用機械・設備の導入を支援する事業である。

3) 農業大学校研修

農業大学校は、「農業改良助長法」第7条第5号に基づく「農業者研修教育施設」に基づき、各道府県が近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うために設置する機関である。県においては、昭和50年に制定した「長野県農業大学校条例」で、長野県農業大学校の設置及びその管理等を定めている。

本事業における農業大学校研修とは、新規就農希望者の技術・知識習得の支援を目的としており、主なものとして就農体験研修、里親前基礎研修、里親研修等がある。

表 農業大学校研修の概要

研修の種類	概要
就農体験研修	主に農業未経験者を対象として、1泊2日の農業体験により就農への動機づけを明確にすることを目的としている。
新規就農里親前基礎研修 (里親前基礎研修)	主に将来長野県で就農を希望する者を対象として、原則1年間の期間で、基礎的な農業技術・知識の習得ができるよう、講義、実習、農家実習を実施するものである。
新規就農者里親研修	上記の里親前基礎研修を修了した者を対象として、原則2年間の期間で、里親農業者の下や学内で実践的技術等を学ぶものである。

③ 成果指標の推移

本事業を含めた「次代の農業を支える担い手支援事業」においては、「新規就農者数(45歳未満)」及び「中核的経営体数」の二つの成果指標が設定されている。成果指標の推移は次のとおりである。

表 新規就農者数(45歳未満)の推移

(単位:人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (目標)
独立自営の参入者		93	95	94	91	—
親元就農の 後継者	Uターン	106	73	58	72	—
	新規学卒者	17	22	21	18	—
合計		216	190	173	181	250

表 中核的経営体数の推移

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (目標)
認定農業者 ²	6,968	6,891	6,750	6,525	—
基本構想水準到達者 ³	1,872	1,951	2,338	2,630	—

² 認定農業者・・・農業者のうち、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等から認定された農業者をいう(出典:農林水産省ホームページ)。

³ 基本構想水準到達者・・・年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体、または、農業改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している経営体をいう(出典:平成29年12月18日付事務連絡 経営局農地政策課農地集積促進室長「担い手の農地利用集積状況調査における基本構想水準到達者等の確認方法について」)。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (目標)
認定新規就農者 ⁴	532	506	510	511	—
集落営農組織 ⁵	335	343	350	378	—
合計	9,707	9,691	9,948	10,044	10,000

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 長野県里親農業者登録会議の出席者について(意見 8)

農業大学校研修においては、新規就農里親研修がカリキュラムとして定められており、就農希望者は、「新規就農里親支援事業実施要綱」及び「新規就農里親農業者登録事業実施要領」に定める里親農業者の就農支援活動を受けることができる。里親農業者は、本実施要領に基づき登録された個人・法人であり、登録にあたっては、学識経験者、里親農業者の代表者、市町村等農業研修機関の代表者、農業団体の代表者、公益社団法人長野県農業担い手育成基金(長野県青年農業者等育成センター)、農業者組織の代表者、県農政部の7者の委員で構成される長野県里親農業者登録会議(以下「登録会議」という。)で意見を募ることとしている。

令和3年度の登録会議の委員名簿によれば、上記の7者のうち、農業者組織の代表者が登録会議の委員として選任されていなかった。県の担当者によれば、委員名簿上確かに農業者組織の代表者は不在であるが、里親農業者の代表が「長野県農業経営者協会」の会長(農業者組織の代表者)でもあることから、それぞれの立場からの意見を十分に徴することができていると判断し、県による登録合否の決定に支障はないと考えているとのことであった。

しかしながら、単一の委員が複数の立場(区分)を兼ねることについての可否や基準については、実施要綱または実施要領等に定められておらず、主観的な判断によって許容されているに過ぎない。実施要綱または実施要領等において、その可否や基準について客観的な根拠を定めておくことが望ましい。

② 農業人材力強化総合支援における資金の交付対象者と成果目標の齟齬について(意見 9)

県は、本事業の成果目標の一つとして、「新規就農者数(45歳未満)」を設定し、毎年度終了後、成果目標に対する実績をモニタリングすることにより、事業の成果を測定している。一方で、就農準備資金及び就農直後の経営確立に資する経営開始資金の交付について国が定めた「新規就農者育成総合対策実施要綱」及びその別記資料によれば、資金交付の対象者は、就農予定時の年齢が原則50歳未満とされており、県も同要綱にしたがい事業を執行している。

この点、45歳から49歳までの新規就農者については、資金交付の対象になっているにも関わらず、県が成果目標としている「新規就農者数(45歳未満)」に数えられず、事業の成果が成果目標に適切に反映

⁴ 認定新規就農者…新たに農業を始める方のうち、青年等就農計画を市町村から認定された者をいう(出典:農林水産省ホームページ)。

⁵ 集落営農組織…集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう(出典:農林水産省ホームページ)。

されない状態になっていると考えられる。当該成果目標については、事業の成果を適切に反映できる指標に修正することが望ましい。

③ 成果目標「新規就農者数(45歳未満)」の達成に向けた取組について(意見 10)

〔(1)概要 ③ 成果目標の推移〕の項目でも記載したとおり、県が令和4年度の目標としている「新規就農者数(45歳未満)」の数値は250人である。一方、これまでの実績をみると、平成30年度は216人の新規就農者があったものの、ここ3年は190人、173人、181人(それぞれ令和元年度、令和2年度、令和3年度)と、目標と比較して低い水準にとどまっている。平成30年度からの減少要因としては、「独立自営の参入者」の数が横ばいであることに対し、「親元就農の後継者」の数が減少傾向にあることがあげられる。

「独立自営の参入者」と「親元就農の後継者」は、それぞれ就農に対する目的や動機が異なるものと考えられることから、成果目標値の達成に向け、また、令和5年度以降に目標とする新たな成果目標値も念頭に、独立自営の参入者の数が増える余地があるのか、または、親元就農の後継者の数が増える余地があるのか分析を行ったうえで、伸び代の大きいターゲット層に訴求するアプローチを集中的に行っていくことが望まれる。

2. 農業リーダー育成事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農業リーダー育成事業(次代の農業を支える担い手支援事業)			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	新規就農希望者の誘致と就農後の定着、経営安定・発展に向けた支援、次代を担う農業リーダーの育成や女性農業者への支援等により、本県農業の持続的な発展を図る。			
事業概要	次代の農業を担うリーダーを育成するため、青年農業者等育成セミナーや女性農業者の活躍に向けた研修会等を開催する。			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	12,540	7,983	7,380	13,170
決算	8,841	1,811	2,475	—

② 業務内容

農業従事者の高齢化や担い手の減少が進む中で、次世代の県の農業を担う多様な農業者を確保していくことが課題としてあげられている。そのような背景の中、本事業は、地域の農業・農村のリーダーを育成していくため、各農業リーダーの称号の認定や、農業技術・経営研修等の講座を開催していくものである。

1) 農業リーダー認定

県では、農業士、農業経営士、農村生活マイスターの三つの称号の認定を通じて、農業リーダーの育成に努めている。各称号の概要は次のとおりである。

ア 農業士

農業士は、昭和42年度に創設された制度である。本称号は、農業経営者に対し、青年農業者研修の目標と励みを与えることを目的として、農業経営について高度な学識と実践力を保持する者及び企業の農業経営者として期待される者等に対し、「長野県農業士認定要領」に基づき認定希望者について審査を行い、県が認定を与えるものである。

農業士の認定にあたっては、毎年3月に認定を行うため、学識経験者・県関係職員等で構成される長野県農業士・農業経営士認定会議を開催して意見を聴いている。

また、農業士の所属する任意団体として、長野県農業士協会(平成30年現在で会員数186名)があり、農業士の活動の助長援助並びにその資質の向上等を図っている。

イ 農業経営士

農業経営士は、昭和58年度に創設された制度である。本称号は、優れた農業経営を通して農業後継者の育成に指導的役割を果たし、地域農業の発展に貢献している農業経営者に対し、「長野県農業経営士認定要領」に基づき、県が認定を与えるものである。

認定に年齢制限が設けられていることや経験のある自営農業者であること等が認定要件となっており、地域農業の振興や農業後継者の育成指導等の役割が期待されている。

なお、農業経営士の認定についても、農業士同様、長野県農業士・農業経営士認定会議を開催して意見を聴くこととしている。

ウ 農村生活マスター

農村生活マスターは、平成4年度に創設された制度である。本称号は、地域農業の振興、望ましい農家生活の推進及びむらづくり活動等に女性の立場から取り組み、地域の実践的リーダーとして活動することをねらいに、農業経営と農家生活の向上に意欲的な女性農業者に対し、「長野県農村生活マスター認定要領」に基づき、県が認定を与えるものである。

農村生活マスターの認定にあたっては、市町村長の意見の聴取と農村生活マスター事前研修の受講を経て、学識経験者・農業関係団体等で構成される長野県農村生活マスター認定会議を開催して意見を聴き、適当と認める者を認定している。

2) 農業リーダー育成研修等

農業リーダーを育成するための研修事業としては、「農業リーダー等育成研修事業実施要領」に基づき、事業実施の役割を農業農村支援センターが担っている。具体的な事業内容及び令和3年度の実績は次のとおりである。

表 農業リーダー育成研修等の事業内容

研修講座	対象者	内容	令和3年度の実績	
			回数	人数
青年農業者育成研修講座	概ね45歳未満の就農者	農業経営の基礎的知識の習得、作目別の専門技術の習得、経営管理能力の向上等を目的とした講座	44回	579名
新規就農者フォローアップ講座	新規就農後概ね5年未満の者	地域の状況に応じた基礎的・実践的技術の習得等を目的とした講座	64回	1,202名
女性農業者講座	女性農業者	基礎的知識や技術の習得等を目的とした基礎講座、及び地域リーダーの育成を目的とした専門講座	19回	310名
定年帰農者講座	概ね40歳以上の他産業からの就農者等	基礎的な農業技術の習得、地域農村社会との関わり方を目的とした講座	67回	713名
特認講座	農業農村支援センターが指定した者	上記以外で地域の農業・農村リーダー育成を目的とした講座	1回	17名

(出典:農業リーダー等育成研修事業実施要領及び県提供資料)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 農業リーダー認定数の目標値の設定について(意見 11)

本事業における各農業リーダー(農業士、農業経営士、農村生活マスター)の認定数の各年度推移及び令和4年度の目標値は次のとおりである。

表 農業リーダーの認定数の各年度推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (目標)
農業士	9	11	7	11	-
農業経営士	4	8	7	7	-
農村生活マイスター	25	16	16	6	-
合計	38	35	30	24	50

平成 30 年度以降、農業リーダーの認定者数は減少傾向にあり、50 人の認定目標を掲げている令和 4 年度の達成も極めて難しい状況であると思われる。

県の方針である「次代の農業を担うリーダーを育成」という観点について異論はないが、いずれの称号制度も、創設から 30 年以上が経過(農業士 55 年、農業経営士 39 年、農村生活マイスター30 年)して既に多くの農業者がこれらの称号を得ており、また、全体的な農業者数や就農者数の減少により、今後の認定数の大幅な増加は見込めないと考えられることから、農業リーダーの認定者数が、本事業の「次代の農業を担うリーダーを育成」という趣旨に合致する目標として適切かどうか検討していく必要がある。

3. NAGANO 農業女子ステップアップ支援

(1)概要

① 事業概要

項目	内容				
事業名	NAGANO 女子ステップアップ支援(次代の農業を支える担い手支援事業)				
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保				
事業の目的	新規就農希望者の誘致と就農後の定着、経営安定・発展に向けた支援、次代を担う農業リーダーの育成や女性農業者への支援等により、本県農業の持続的な発展を図る。				
事業の概要	農業女子の農業経営者への発展支援、助成の移住・就農を促進するため、農業女子によるマルシェ活動等の企画・実践など経営発展に向けた取組を支援する。				
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
当初予算	3,698	3,333	1,216	2,216	
決算	2,696	665	711	-	

② 業務内容

本事業は、長野県農業再生協議会(以下「再生協議会」という。)が、若手女性農業者の経営発展に向けて自ら実施または出展するマルシェ活動等を支援するために行う事業に対する経費を補助するものである。補助金の概要については、「農業女子経営力アップ支援事業補助金交付要綱」及び「農業女子経営力アップ支援事業補助金交付要領」にその要綱、要領が定められている。

令和3年度は、12の団体が本事業を活用してマルシェ活動等を行った。

表 再生協議会が支援の対象としているマルシェ活動等

項目	概要
マルシェ活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農産物・農産加工品等を生産者が持ち寄って一般消費者に販売する形式の臨時の市場、朝市等への出展(助成対象者専用のブースを設け、対面販売を行うもの) ■ スーパーマーケット、直売所、観光施設、公園等において助成対象者が行う対面販売
勉強会活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性農業者グループが自ら開催または参加する、農業生産、販売、加工、経営、マーケティング力の向上のための勉強会、研修会、セミナーまたは視察活動

(出典:農業女子経営力アップ支援事業補助金交付要領)

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 「若手女性農業者」の定義について(意見 12)

本事業における補助金は、補助事業者たる再生協議会が、若手女性農業者が経営発展に向けて自ら実施または出展するマルシェ活動等を支援するために行う事業に要する経費を対象としている。

補助金交付要領第2の2では、助成金の交付対象者である「若手女性農業者」について次のように定めている。

- | |
|---|
| (1)年齢 45 歳以下で結成された、2 名以上の県内在住女性農業者グループ
(2)グループの全体人数のうち、3 分の 2 以上が年齢 45 歳以下で結成された、3 名以上の県内在住女性農業者グループ |
|---|

この点、本要領においては、交付対象者の年齢や人数については明記されているものの、「女性農業者」がどのような属性であるのか、たとえば、「女性農業者」が「女性農業経営者」を指しているのか、「女性農業従事者」を指しているのか、あるいは、農業経営者の専従者も含まれるのか、さらには、季節労働者等として一日でも農業に従事していれば良いのか等、その明確な定義については触れられていない。

本事業の趣旨も踏まえつつ、本要綱、本要領又はその他の文書等において「女性農業者」がいかなる属性なのか明確にしておくことが望ましい。

4. 担い手育成総合支援

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	担い手育成総合支援(次代の農業を支える担い手支援事業)			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	新規就農希望者の誘致と就農後の定着、経営安定・発展に向けた支援、次代を担う農業リーダーの育成や女性農業者への支援等により、本県農業の持続的な発展を図る。			
事業の概要	県農業経営・就農支援センターによる専門家の派遣や、同センターによる伴走サポート等を通じ、農業経営者の経営サポートを行う。			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	31,449	27,023	25,023	23,418
決算	17,158	18,293	12,563	—

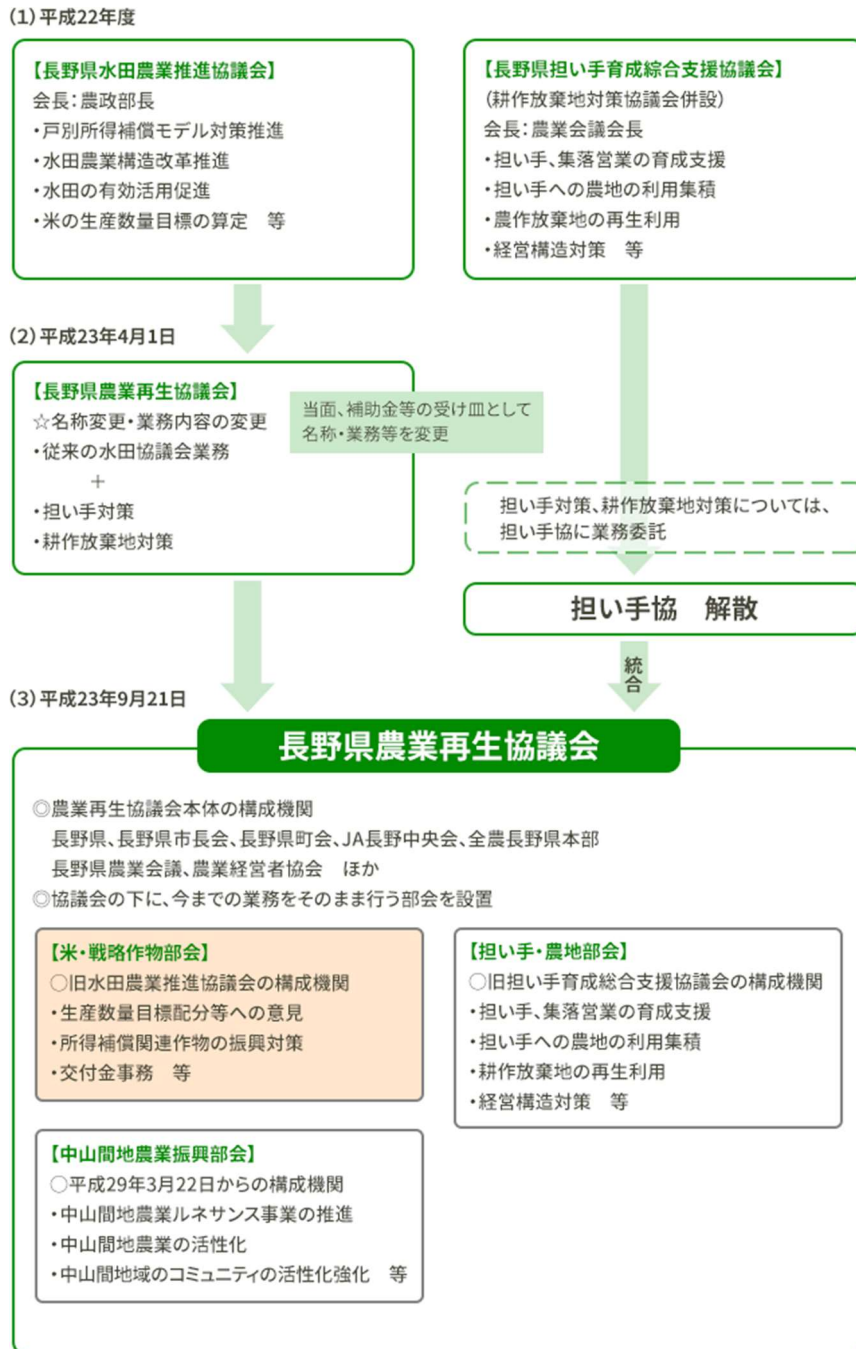
② 業務内容

本事業は、長野県農業再生協議会(以下「再生協議会」という。)における「担い手・農地部会」により実施される以下の活動を実施するための運営資金に対する補助金の交付事業である。

再生協議会は、県内の地域農業の持続的な維持・発展に向け、関係機関・農業団体などが組織し、地域の農業を担う認定農業者や多様な農業者が参画した集落営農の組織化など担い手の育成を進めるとともに、優良農地の確保と有効利用の取組を強化しつつ、担い手の経営基盤の確立・強化に向けた支援を行う団体である。

- 1) 農業構造政策の一層の推進を図るため市町村・農協・市町村営の支援センター・地域農業再生協議会等と連絡を図りながら、実質化された「人・農地プラン」の推進をするとともに、優良事例を「担い手・農地だより」による発信等情報共有を行うとともに、研修会・遊休農地の発生防止・再生活用を推進する研修会を開催している。
主には、県事業の推進する上で中心的な役割を担う者として、農業経営、農業技術、流通、加工、販売及び補助事業制度等に精通した経営構造コンダクターを設置し、点検評価・指導助言・情報の収集提供等を行っている。「人・農地プラン」の地区別検討会を県内10地区で実施、推進研修会、及び農地利用の最適化推進研修会をWEB開催するなどの活動を実施している。
- 2) 認定農業者・中心的農業経営体の確保・育成を図るため、市町村、関係機関・団体と連携し、個別経営体の法人化啓発、農業経営改善・経営の多角化及び経営管理能力の向上を図る研修会等を開催しているとともに、雇用人材確保の一環として障がい者雇用の推進のため研修会を開催している。
- 3) 地域農業基盤の強化を図るため、集落営農の組織化、法人化、経営安定に向け、集落営農組織の役員等を対象に研修会を開催している。また、税務、労務管理、経営計画の立て方等経営安定に不可欠な知識の向上を図るため、専門家によるセミナーを開催している。

農業再生協議会の統合までの概念図



(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

5. 農業トップランナー応援

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農業トップランナー応援(次代の農業を支える担い手支援事業)			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	新規就農希望者の誘致と就農後の定着、経営安定・発展に向けた支援、次代を担う農業リーダーの育成や女性農業者への支援等により、本県農業の持続的な発展を図る。			
事業の概要	特定技能外国人の受け入れ拡大や雇用人材の安定確保と農業の働き方改革等の施策を通じて、農業労働力の安定確保を支援する。			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	681	1,186	6,061	6,047
決算	581	1,065	4,867	—

② 業務内容

本事業は、さらなる農業人口の減少や高齢化の進展が見込まれるなか、外国人材や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で増加している求職者等多様な雇用人材(働き手)の確保に向け、関係機関が一体となり、新たな体制・仕組みの構築を進めるとともに、経営者の働き方改革の意識醸成を図り、中核的経営体が継続して安定的な経営を展開できる環境づくりを推進する事業である。

1)外国人材等雇用人材の確保支援

外国人材確保について、技能実習生から特定技能外国人への転換拡大、及び特定技能外国人の受け入れにより人材の確保に向けた事業である。補助事業者であるJA長野県農業労働力支援センター(以下「支援センター」という。)へ活動運営費用を支援する制度となっており、県内農家への派遣を推進する。

また、産地との連携(長崎県ないし県内リレー)、特定技能外国人の受け入れ体制整備構築を支援センターに対する補助金(農業労働力の安定確保支援事業)により実施している。具体的には、長崎県など他県の人材派遣会社等と連携し、農繁期が異なる他産地から、本県の農繁期にあわせて特定技能外国人の受入れを行うものであり、同じ特定技能外国人が、農繁期ごとに産地間移動(リレー)し農作業に通年で従事(たとえば、長崎県では11月～5月に従事し、長野県では6月～10月に移動する)ことなどである。

技能実習生から特定技能外国人への転換、特定活動を経由した転換、または特定技能外国人の県内農家による受入実績は次表のとおりである。

表 受入実績

国籍	従前在留資格	変更在留資格	人数(人)
中国	技能実習	特定技能	4
ベトナム	技能実習	特定技能	2
	技能実習	特定活動	2
	特定技能	特定技能	1
	特定活動	特定活動	15
インドネシア	技能実習	特定技能	3
合計			27

特定技能外国人受け入れについて、他産地との連携実績は次表のとおりである。

表 他産地との連携実績

国籍	従前勤務地	人数(人)
カンボジア	長崎県	5
	県内他産地	1
ベトナム	香川県	1
インドネシア	県内他産地	6
合計		13

2) その他の多様な人材雇用支援

その他多様な人材雇用支援として、以下の細事業を実施している。

- 長野県農業再生協議会による事業として、農業者、福祉関係者、市町村、農業団体等の参集による研修会の開催を実施するなどした障がい者雇用の促進。
- 農家及び福祉関係者バスツアーを開催し、「JA における農福連携の実践」のための現地視察研修会を開催し、岐阜県の株式会社 JA ぎふはっぴいまるけにおいて県農政部農村振興課担当者、長野県セルプセンター協議会担当者等の参加により、講演・意見交換・作業現場見学などが企画された。同社は農を通じた障がい者雇用を目的とした JA の特例子会社であり、理念や具体的な組織体制づくり等ノウハウの交換を実施している。
- 農福連携の県内外の優良事例等を発信するための PR 動画制作・Web 配信及び福祉事務所等への配布等の農福連携プロモーションにより情報提供を通じて意識醸成している。
- 福祉施設職員等農業技術取得研修の開催。
- 農業分野での施設外就労を目指す就労支援事業所が、農家と協力して実施する農作業を体験する「お試しノウフク」の実施。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 事業の達成度合いを測定する指標の設定について(意見 13)

本事業の外国人人材確保支援に関して、技能実習生から特定技能外国人への転換拡大に向け、県は支援センター及び特定技能外国人の登録支援機関である JA 長野開発機構の職員の人件費等に対して補助を行っている。しかしながら、本事業の目的を表す成果指標としては中核的経営体数を掲げているのみであり、主眼である県内外外国人労働者を確保・増加させるといった観点に基づいた目標や指標などは、現状設定されていない。

本事業は、特定の団体(支援センター(補助事業者)及びその委託先である JA 長野開発機構)の運営経費に対して定額補助を支給するものであるため、PDCA サイクルが有効に実施できるよう、定量的な数値による成果指標が設定され、その動機づけされた指標に向け補助事業者が事業を遂行し、事後的に活動実績並びに成果を適切に測定できる体制を整えることが望まれる。

6. 強い農業・担い手づくり総合支援(経営体育成支援事業)

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	強い農業・担い手づくり総合支援(次代の農業を支える担い手支援事業)			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	新規就農希望者の誘致と就農後の定着、経営安定・発展に向けた支援、次代を担う農業リーダーの育成や女性農業者への支援等により、本県農業の持続的な発展を図る。			
事業概要	農業経営体の農業機械等の導入に対して支援を行う。			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	113,083	141,984	198,926	362,894
決算	43,030	4,352,095	448,563	—

② 業務内容

本事業は、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地等とが協働する中で、それぞれの能力を發揮して課題解決に取り組む生産事業の形成、農業者が営農活動の外部委託などで経営の継続や効率化を図ることができるよう次世代型の農業支援サービス事業の定着を促進するという最重要課題に対処するため、産地の基幹施設や食品流通拠点施設(以下「施設等」という。)の整備及び先駆的な生産事業に係るモデル的な取組等を支援することとした国の補助金を財源とした事業である。

本補助金には、広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入支援を目的とする「先進的農業経営確立支援タイプ」、及び農業者の経営基盤の確立又は小規模・零細地域における、意欲ある経営体の共同利用機械・施設の導入を支援する「地域担い手育成支援タイプ」の二つの類型がある。

先進的農業経営確立支援タイプ

助成対象者:	人・農地プランの中心 経営体
助成対象:	農業用機械・施設(耐用年数5~20年)
補助率:	融資残額(事業費の3/10以内)等
上限額:	個人1,000万円、法人1,500万円等

地域担い手育成支援タイプ

助成対象者:	人・農地プランの中心 経営体
助成対象:	農業用機械・施設(耐用年数5~20年)
上限額:	300万円等

優先枠を設定し、ロボット技術・ICT 機械等の導入や、中山間地域を含め集約型の農業経営を行う担い手の経営発展を推進

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 事業実施主体の提出書類の記載ミスへの対応について(意見 14)

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(以下、要綱という)によると、地域担い手育成支援タイプ(条件不利地域型)の要件の一つに“対象地域において農家一戸当たりの平均農地面積が概ね 0.5ha 未満であり、かつ、農地面積が 0.5ha 未満の農家が概ね 5 割以上占める地域であること”が規定されている。事業実施主体は支援計画書を県へ提出することにより、その要件が充足されることを含めて記載される手続となっている。

監査人が抽出したサンプル(事業実施:千曲市)を確認したところ、支援計画書における上記“概ね 5 割以上とする”要件に係る記載事項に、“0.58%”と記載されていた。本来 58%と計算され要件を満たすことから、実質的な判断に影響を与えるものではないが、形式的な記載ミスが是正されぬまま採択されていたものと見受けられる。

事業実施主体から提出された要件充足に関する申請書類の審査・確認をより精緻に不備なく実施できる体制が望まれる。

② 助成対象となる事業費の確認について(意見 15)

要綱によると助成対象となる事業内容の要件として、事業費が整備内容ごとに 50 万円以上であることであり、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定されていることが求められている。監査人が抽出したサンプル事業(事業実施:千曲市)においては、17 件の施設(設備)等を導入していたが、うち 5 件が上記要件の下限金額である 1 件当たり 50 万円とされていた。

施設規模決定の根拠として“事業内容の妥当性”を明示した資料は存するものの、金額の妥当性を示したものではなく、また、入札等の手続きにより一定の投資単位で他者との価格の優位性を判定しているが、施設等每一単位での価格の妥当性は必ずしも確認できるものではないと思料される。

要綱において一単位の金額下限が設定されているため、同業者から調達する場合等にあつては、本来助成対象とならない金額の物品についても、金額の調整により助成対象に該当せしめることも可能となる等の不正のリスクが存在していると考えられる。

同サンプル事業においては、形式的な問題はないものの、不正な申請に対応するためにリスクを念頭に置いた慎重な審査が望まれる。

7. 農業制度資金利子補給事業(利子補給を行う資金)

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農業制度資金利子補給事業(利子補給を行う資金)			
目標	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	農業の担い手が、長期かつ低利な資金を借りることができるよう、国や県、市町村が法律に基づき、融資機関が貸し付ける資金に対して利子補給等を行うことにより、借受者の金利負担を軽減する。			
事業の概要	1)農業近代化資金	農業近代化資金の融資を行った融資機関に対する利子補給金の支給		
	2)農業経営負担軽減支援資金	農業経営負担軽減支援資金の融資を行った融資機関に対する利子補給金の支給		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	104,442	100,083	101,811	101,377
決算	84,219	81,242	80,699	-

② 業務内容

1)農業近代化資金

農業近代化資金とは、農業近代化資金融通法に基づき、農業者の経営の近代化を推進するために必要な生産施設等の整備拡充を図ることを目的とした融資制度である。農業者等の経営の近代化に資するため、農業協同組合その他の農業関係の融資を行う融資機関が当該農業者等に対して貸付ける長期かつ低利の資金で、経営意欲と能力のある農業の担い手が経営改善を図ろうとする場合に、融資期間から必要な長期資金が的確に供給されるよう、県が「農業近代化資金融資利子補給金交付要綱」に基づき、融資機関に対し利子補給を行い、資金の円滑な融通を図るものである。

農業近代化資金の概要は次のとおりである。

表 農業近代化資金の概要

項目	概要
融資対象者	認定農業者、認定新規就農者、主業農業者等
融資枠	15億円(うち認定農業者12億円)
貸付利率	0.16～0.30% ※県の利子補給率は1.30%である(いずれも令和3年度末現在)
償還期間	15年以内(据置3～7年以内)
融資限度枠	個人1,800万円、法人2億円
資金使途	①農業施設・機械等の取得、改良に要する費用 ②果樹等の植栽・育成に要する費用 ③家畜の購入・育成に要する費用 ④農地の改良・造成に要する費用 等

農業近代化資金は、県が実施する農業制度資金利子補給事業の中でも、予算額及び決算額の規模が最も大きい事業(令和3年度の当初予算額 90,435 千円、決算額 74,916 千円)である。令和3年度においては、県内21の融資機関(農業協同組合、民間金融機関)に対し、利子補給を行っている。

2) その他の利子補給金事業

表 その他の利子補給金事業の概要(令和3年度)

(単位:千円)

名称	概要	予算額 (令和3年度)	決算額 (令和3年度)
農業経営基盤強化 資金利子助成金	農業経営改善計画の達成に必要な長期 かつ低利の資金	6,933	4,375
農業経営負担軽減支援 資金利子補給金	経済環境の変化等によって、負債の償還 が困難となっている農業者が、償還負担 の軽減を図るために必要な資金	2,085	660
農作物等災害経営支援 利子助成事業補助金	災害により農作物等に著しい被害を受け た農業者の農業経営の安定を図るため の資金	2,177	635
農業で豊かなライフスタイル 応援資金利子補給金	「農ある暮らし」による新しいライフスタイル を求める農業者の就農を支援し、多様 な働き方や暮らし方の定着と農業農村の 活性化を図るための資金	181	113

出典:農林水産省ホームページ及び県提供資料より監査人作成

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

8. 農業制度資金利子補給事業(協調融資方式により貸付を行う資金)

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農業制度資金利子補給事業(協調融資方式により貸付を行う資金)			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	農業の担い手が、長期かつ低利な資金を借りることができるよう、国や県、市町村が法律に基づき、融資機関が貸し付ける資金に対して利子補給等を行うことにより、借受者の金利負担を軽減する。			
事業の概要	農業経営改善促進資金	協調融資方式により低利な短期運転資金を利用できるよう、貸付原資の一部を農業信用基金協会へ貸付		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	50,000	50,000	50,000	50,000
決算	29,000	22,500	22,500	—

② 業務内容

本事業は、「長野県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して、長野県農業信用基金協会(以下「基金協会」とする)及び民間金融機関の協調融資により実行する農業経営改善促進資金(以下「スーパーS 資金」という。)に関して、その貸付原資の一部を基金協会に貸し付けるものである。なお、本事業において執行される事業費は、年度末に基金協会より返済を受けている。

スーパーS 資金の概要は次のとおりである。

表 農業経営改善促進資金(スーパーS 資金)の概要

項目	概要
融資対象者	認定農業者
融資枠	3億円
貸付利率	1.50%(令和3年度末現在)
償還期間	1年以内
融資限度枠	個人500万円、法人2,000万円
資金使途	経営改善計画の達成に必要な運転資金

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

9. 農地中間管理機構事業補助金

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農地中間管理機構事業補助金(農地中間管理機構事業)			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	農地利用の効率化及び高度化を促進し農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構の指定を受けた長野県農業開発公社が行う担い手への農地の集積と集約化 ⁶ を支援する。			
事業概要	農地管理費	農地の保全・管理(草刈・耕起)、農地借入に要する経費		
	調整推進費	業務推進に要する経費		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	139,998	207,718	202,884	206,280
決算	130,710	195,161	187,603	—

② 業務内容

令和2年3月に農林水産省から公表された「食料・農業・農村基本計画」においては、農業の持続的な発展に関する施策の一つとして、農地利用の効率化や、スマート農業を促進していく等の観点から「担い手等への農地集積・集約化と農地の確保」が謳われており、その施策を推進するため「農地中間管理機構のフル稼働」を求めている。

県においても、平成30年3月に策定した第3期長野県食と農業農村振興計画において、「農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化」を明記し、農業委員会やJAなど関係機関・団体との推進体制を強化し、農地中間管理事業を活用して中核的経営体への農地の集積・集約化を進めることとしている。このような背景の中、県は、農地中間管理事業の推進に関する法律第4条に基づき、公益財団法人長野県農業開発公社(以下「農業開発公社」という。)を農地中間管理機構に指定している。本事業は、国の「農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱」及び県の「農地集積・集約化促進事業補助金交付要綱」に基づく当該農地中間管理機構に交付する補助金に関するものである。

農地中間管理機構の役割は、農地の出し手と担い手との間を仲介することで、分散し錯綜している農地を整理して集約化を図り、まとまった形での農地の担い手への貸し付けを実現することであり、本事業は、農地中間管理機構が行う農地管理・保全、賃借料支払い及び業務推進のための経費を補助金として交付することを目的としている。

⁶ 農地の集約化・・・担い手が農地を団地的にまとまった形で利用できるようにすること



(出典:公益財団法人長野県農業開発公社ホームページ)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

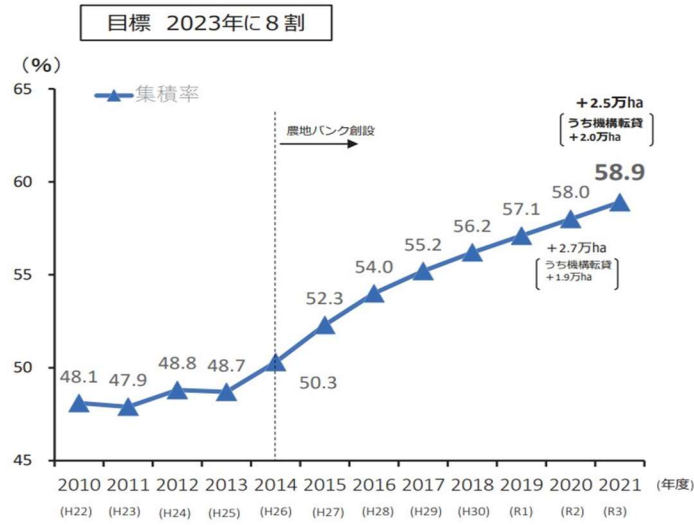
① 複数の農地集積率の計算方法の併存について(意見 16)

効率的な農業経営を進めていくためには、担い手への農地の集積・集約化を進める必要があり、国は、平成 25 年 12 月に公表した「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、今後 10 年間で“担い手”への農地の集積率を8割へ向上させる目標を定めている。

ここで、国が定める“担い手への集積率”とは「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」に基づき算定され、そこでの“担い手”とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農経営(共同経営型のみ)を指す。

国の統計による都道府県別の担い手への農地集積率について県の数値は、令和 3 年度末において 39.5%であり、全国平均の 58.9%に比して下回っている状況にある。また、同基本方針における目標とは別に単年度の事業成果目標を令和 3 年度においては 51%と設定している。

○全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア



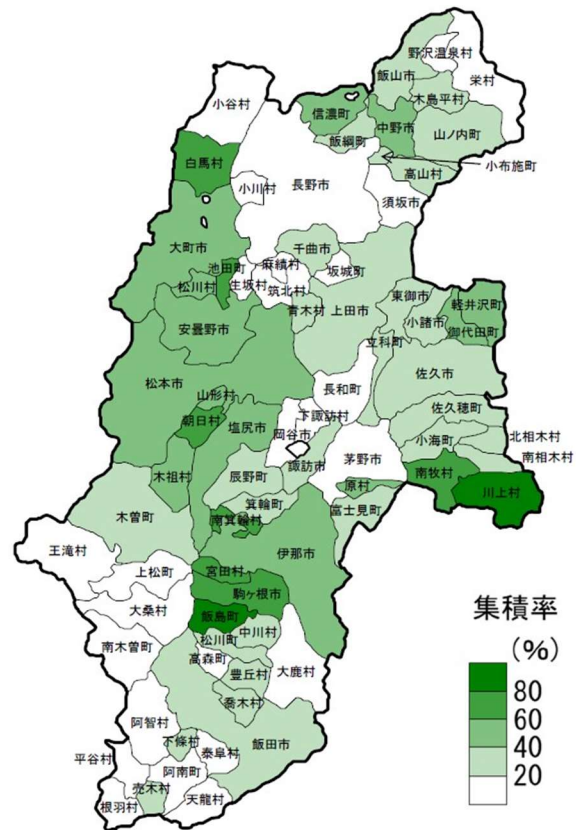
長野県

集積率(県全体)

H26.3末	R3.3末	R4.3末
29.7%	38.9%	39.5%

農地中間管理事業の実施状況(R4.3末)

全市町村数	77市町村
農地中間管理事業実施市町村数	71市町村



(出典:農林水産省 農地中間管理機構の実績等に関する資料(令和3年度版)より抜粋)

県においては、農地中間管理事業の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)により、担い手(認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む者)が利用する農用地の面積の目標を掲げるとともに、耕地面積に対するその割合、すなわち“担い手”への農地集積率を第3期食農計画基準年である平成27年度における39%から令和5年度では68%まで向上させることを計画している。

ここで、県が定める基本方針における“担い手への集積率”とは「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」に加え「集落営農実態調査」に基づき数値が補正され、そこでの“担い手”とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農経営（共同経営型、作業受託組織及び機械利用組合等を含む）を指すこととしている。すなわち、国の定義に比して広い概念とされているため県の数値は大きく算定される。

表 県が定める“担い手への集積率”

項目	平成 27 年 【第3期食農計画基準年】	令和 5 年度目標
耕地面積(①)	108,900ha	104,400ha
うち担い手が利用する面積(②)	42,255ha	70,500ha
②/①	39%	68%

(出典:農地中間管理事業の推進に関する基本方針 令和 2 年 3 月長野県より抜粋)

事業の成果目標指標である担い手への農地集積率としては、国が掲げる目標を基礎とした数値と県独自の数値の 2 種類が併存している状況にある。

国の指標、長野県農地中間管理事業の推進に関する基本方針、農地利用集積・集約化基金に係る基本的事項の公表、及び農業開発公社(中間管理機構)の公表情報については前者、県の公表する成果目標においては後者とされ、別個の目標数値並びに実績数値を算定している状況にある。県独自の農地集積率を開示する際には、判断を誤導することのないように算定方法を明示するなどの配慮が必要と考える。

② 県及び中間管理機構のさらなる各地域との連携について(意見 17)

県、県農業会議、JA 県中央会、県土地改良事業団体連合会、農業開発公社(中間管理機構)の 5 団体が連携して「農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」が策定されたことについては意義があると考ええる。

一方、県及び中間管理機構のみでは人員が少なく、集積に向けた貸手と借手のマッチングなどの具体的な業務を行うことは困難な状況下であり、地域の話合いに基づく「人・農地プラン」の実質化の取組に即した対応が求められる。

具体的な業務は、地域的に細分化された市町村、農協、農業再生協議会など、地域との連携を図る必要性があるため、県においても当該各主体と業務委託契約を締結している。

担い手への農地集積及び集積率の県単位での成果指標(令和 3 年度は 51%)を達成できるか否かは、地元の取組の成否に依存している。このことは、地域間・市町村間の集積率等の実績に格差が拡大している要因の一つに位置づけられるものと考ええる。

改正農業経営基盤強化促進法は、地域農業の在り方を落とし込む従来の「人・農地プラン」を、「地域計画」として法定化し、農地中間管理機構(農地バンク)と連動させ、地域の農地利用を効率的・総合的に進めていくことが狙いである。その中で県及び中間管理機構は、業務推進を担う役割として、市町村ごとの地域単位で指標を細分化し、集積率向上の余地がある地域へ重点的に働きかけることも有用であると考ええる。

また、現場の情報を吸収して活用できる体制を整えていくなど、たとえば地域ごとの農地情報をデータベース化してこれを有効に利用することが、市町村等の地域を超えた有用な情報のやりとりや農地の集積に対する取組状況の違いを把握することに向けて有効と考える。

10. 機構集積協力金

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	機構集積協力金(農地中間管理機構事業)			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	農地利用の効率化及び高度化を促進し農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構の指定を受けた長野県農業開発公社が行う担い手への農地の集積と集約化を支援する。			
事業概要	機構への農地の出し手に対するインセンティブとして、「人・農地プラン」を実質化し、まとまった農地を機構に貸付けた地域等に対し、協力金を交付する。			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	248,000	150,000	117,000	93,000
決算	26,148	30,167	40,036	—

② 業務内容

機構集積協力金は、各都道府県に配分された予算の範囲内で県が市町村に補助金を配分し、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域や、同機構に農地を貸し付けることにより経営転換またはリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、市町村から協力金を交付する事業であり、実質的には機構への農地の出し手に対するインセンティブとして、「人・農地プラン」を実質化及び地域等に対しまとまった農地を機構に貸し付けることを促進する以下の類型により構成される事業である。

- 地域集積協力金交付事業: 農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援。
- 経営転換協力金交付事業: 担い手への農地集積・集約化を加速化させるために、農地中間管理機構に対し農地を貸し付けたリタイアした個人などに市町村を通じて交付される。
- 集約化奨励金: 担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 協力金の効果的な活用について(意見 18)

本事業の令和3年度の決算額は、当初予算を大幅に下回り余剰が生じている。機構集積協力金についても、上記「9. 農地中間管理機構事業補助金」と同様の趣旨にて地域や市町村、都道府県などの取組に依存する中で、地域格差が生じているなど計画どおりの執行ができていない状況にある。

協力金は農地を貸すための動機付けとして効果的なものであるとされるアンケート調査結果等もあり、上記「9. 農地中間管理機構事業補助金 (3) 監査の意見 ②」と同様に、細分化された地域計画での活用が望まれる。

11. 農村活性化支援事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農村活性化支援事業(農地有効活用推進事業)			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	中核的経営体(担い手)の育成を促進するとともに、農地集積・有効利用に向けた支援により、地域農業の持続的発展及び生産性の向上等を図る。			
事業の概要	1) 農地中間管理機構活用遊休農地再生事業(注)	農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農地管理事業と併せ行う農地再生利用の取組を支援する。		
	2) 農地最適利用対策事業	重要な地域資源である農地等を有効活用するための簡易整備等を支援する。		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	1,400	1,200	10,960	8,000
決算	341	1,152	960	—

注 令和4年度は「遊休農地解消緊急対策事業」

② 業務内容

1) 農地中間管理機構活用遊休農地再生事業

本事業は、再生対象農地を含めた一連の集約的農用地について、農用地の利用集積を支援するため農地中間管理機構が主体となって農地再生する目的で、市を通じて事業費を補助する事業である。

本事業の県の補助率は地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱によって3分の1以内と定められており、その他市町村の補助以外については農地中間管理機構が負担するものの、機構負担部分については担い手への転貸期間中に農地所有者へ支払われる賃借料を減しており賃借期間中に回収する運用となっている。

なお、令和3年度は2件の実績があった。

2) 農地最適利用対策事業

重要な地域資源である農地等を有効活用するための簡易整備等を支援する事業である。なお、令和3年度の実績はなかった。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

12. 地域営農基盤強化総合対策事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	地域営農基盤強化総合対策事業(農地有効活用推進事業)			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	中核的経営体(担い手)の育成を促進するとともに、農地集積・有効利用に向けた支援により、地域農業の持続的発展及び生産性の向上等を図る。			
事業の概要	1)人・農地プラン総合対策事業	人・農地プランの実質化に向けた市町村のプラン作成や見直し等に係る取組を支援する。		
	2)農地有効利用支援事業	地域における担い手への農地の利用集積や有効利用のための活動を支援する。		
	3)担い手育成総合支援事業	担い手の経営管理能力向上、経営の多角化等のさまざまな課題に対し総合的に支援する。		
	4)農地売買支援事業	農業開発公社が行う農地等の買入、貸借等資金の利子及び業務費を助成する。		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	106,135	112,614	96,169	126,649
決算	85,895	85,380	71,647	—

② 業務内容

1)農地有効利用支援事業

本事業は、中核的経営体(担い手)の育成を促進するとともに、農地集積・有効利用に向けた支援により、地域農業の持続的発展及び生産性の向上等を図ることを目的として、市町村農業委員会、及び長野県農業会議等の活動を支援するために、補助金を交付する事業である。

具体的には、主に長野県農業会議が行う農業委員に対して研修会開催などの支援活動に要する経費、あるいは、農地に関する情報の整理及び提供に係る経費等広域的な農地利用調整活動等への経費を補助するものである。

また、市町村農業委員会に対して遊休農地の確保、農地の有効利用を図るために、「人・農地プラン」の実質化支援、農業委員が研修を実施する経費、その他農業委員会の会議議事録作成に係る経費を補助する事業などの業務がある。

2)担い手育成総合支援事業

長野県農業再生協議会により農業構造政策の推進を図るため、市町村・農協・市町村営農支援センター・地域農業再生協議会等と連携を図りながら実質化された「人・農地プラン」の推進をするとともに、優良事例の発信等情報共有を実施した。また、「人・農地プラン」の推進に係る研修会、遊休農地の発生防止・再生活用を推進する研修会を開催している。

さらに、農業経営者の多様な課題に対応する農業経営相談所を設置し、各専門家の能力を活用しながら課題解決の支援に取り組むことで経営力の向上を図ることを目的とし、長野県農業再生協議会による農業経営者サポート事業として、(1)農業経営戦略会議の開催(2)農業経営相談所の設置と専門家派遣によるサポート活動(3)経営相談会の開催を担うとともに、農業経営法人化支援を実施した。なお 令和3年度は

新型コロナウイルスの急拡大と蔓延防止措置の影響で、派遣する専門家及び受け手の農家においても計画どおりの実施は困難となり、相談会等の中止並びに派遣件数が減少した。その結果、当初予定していた事業予算を大幅に下回ることとなった。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 補助事業者の活動予算の形骸化について(意見 19)

長野県農業会議による農地有効利用支援事業(地域営農基盤強化総合対策事業(広域的農地利用調整活動支援事業))に関して、計画段階・交付申請においては活動予算が見込まれていない活動、たとえば各種研修会の実施や小冊子の配布活動に印刷製本費又は賃金の予算は見込んでいなかったが、活動が実施されたうえで事業実績報告書において補助対象経費として記載され補助金が支給されている。

他方で、補助対象となる活動として予算に含まれていた活動項目が実施されず、他の活動へ流用されていた事項が検出された。その要因は補助事業者である長野県農業会議から提出される計画段階での交付申請書の緻密さ、正確性が低いものと推察され、活動予算の設定が形骸化しているためとも考えられる。

補助金は公益上必要があるとして特定の目的の下で公金にて補助することが妥当と判断された活動を支援することが趣旨であり、その手続きである交付申請及び交付決定プロセスの意義は、活動が同目的に整合的であるか否かを判定することにあると考える。

地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱等に照らすと、活動細目間の流用は直接的な逸脱には該当しないものとも考えられるが、特定団体(長野県農業会議)への運営資金の定額補助という側面を鑑みると、そのプロセスの形骸化は、補助対象とする活動が曖昧となるとともに、補助事業者の活動への統制が効かず、補助金の趣旨を没却するおそれがある。

県としては、補助対象となる交付申請における活動内容とその予算の精緻なチェック、及び実績報告における活動内容との整合性を確認する必要がある。

Ⅲ. 農地整備課の事業

1. かんがい排水事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	かんがい排水事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	農業生産の基盤である農業用排水路の補修・補強・更新により、農業用水を安定的に供給し、農業生産量と品質の確保を図る。			
事業の概要	1) 県営かんがい排水事業	一般型 基幹水利施設ストックマネジメント		
		2) 団体営土地改良事業	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業			
	農地耕作条件改善事業 農業基盤整備促進事業			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	3,160,804	2,986,743	3,000,282	1,921,198
決算	2,012,816	2,428,334	2,736,755	—

② 業務内容

本事業は、農業用水の安定的な供給を目的として、農業生産の基盤である農業用排水路の補修・補強・更新を図るものである。直近の課題としては、老朽化により補修や更新の必要が生じている施設を早急に整備すること、さらには、集落内や自然環境に恵まれた地域の用排水路を、生態系や景観などに配慮した地域資源としての施設整備を併せて進めていくことなどがあげられている。

本事業は、補修工事等を実施する地区への補助事業である。補助金の交付に関しては、国の通知である「水利施設等保全高度化事業実施要綱」、「水利施設等保全高度化事業実施要領」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱」及び「農山漁村地域整備交付金実施要領」並びに「長野県土地改良事業等補助金交付要綱」(以下「交付要綱等」という。)にその規則が定められている。

事業は、県が事業主体となる県営事業、市町村や各地区の土地改良区等が事業主体になる団体営事業の二つに大別される。各事業の内容や補助率は次のとおりである。

区 分	事 業 内 容	事業主体	補助率
(1) 県営かんがい排水事業			
① 一般型	ア 農業用排水施設整備 イ 水管理施設整備 ウ 取水施設整備 <実施要件> ■受益面積200ha、末端支配面積100ha以上 ■畑地の受益面積100ha、末端支配面積20ha以上	県	国 50% 県 25% 地元 25%
② 基幹水利施設ストックマネジメント	ア 機能診断調査・機能保全計画策定 イ 機能保全計画に基づく対策工事 ウ 緊急補修工事 <実施要件> ■国・県営土地改良事業により造成された施設 ■末端受益面積100ha（畑地20ha）以上		
(2) 団体営土地改良事業			
① 地域農業水利施設ストックマネジメント事業	ア 機能診断、機能保全計画策定 イ 農業用排水施設整備 <実施要件> ■アは、末端支配面積100ha以上 ■イは、受益面積10ha以上	市町村 土地改良区 等	国 50[55]％ ^{※1} 県 14% 地元 36[31]％
② 農業水路等長寿命化・防災減災事業	【定率】農業用排水施設整備 【定額】機能保全計画策定等 <実施要件> ■1地区当りの事業費200万円以上 ■農業者数2者以上	市町村 土地改良区 等	【定率】 国 50[55]％ ^{※1} 県 14% 地元 36[31]％ 【定額】
② 農地耕作条件改善事業	【定率】農業用排水施設整備、区画整理等 【定額】田畑の区画拡大、暗渠排水、客土等 <実施要件> ■1地区当りの事業費200万円以上 ■農業者数2者以上	市町村 土地改良区 農業生産法人 等	【定率】 国 50[55]％ ^{※1} 県 14% 地元 36[31]％ 【定額】 10.5万円/10a 等
③ 農業基盤整備促進事業	■農地中間管理機構との連携概要の策定 ^{※2} 等		

※1：[]は、過疎、振興山村、特定農山村、急傾斜、特別豪雪

※2：農地耕作条件改善事業に限る

(出典:令和3年度施策別予算・主要事業の概要)

また、本事業において補助対象とすべき県営事業の新規地区の採択の方針については、令和元年9月30日付文書「県営農業農村整備事業 新規地区の採択方針」(以下「Ⅲ. 農地整備課の事業」内において「採択方針」という。)に定める方針に基づきこれを決定している。本事業の具体的な採択方針は次のとおりである。

<p>1. かんがい排水</p> <p>(1) 国・県営で造成された基幹的農業水利施設の補修・更新整備を基本とし、個別施設計画(機能保全計画)に基づき実施する地区に限る。</p> <p>(2) 基幹的農業水利施設の長寿命化は、頭首工、用排水機場、水路橋などの重要構造物を優先する。</p>
--

- (3)施設管理の省力化及び安全性の向上を図るため、頭首工の取水ゲート、余水吐ゲート、分水ゲート等の電動化・自動化を取り入れる地区を優先する。
- (4)小水力発電施設の整備は、基幹的農業水利施設の更新整備と併せて行う地区に限り、単独での整備は、県営事業では採択しない。

(出典:採択方針 第3 事業ごとの採択方針)

本事業において補助対象となる新規地区の窓口は、県内各地にある地域振興局がその役割を担っている。地域振興局は、管轄地域の市町村や土地改良区と連携を密にし、地域の課題や要望を事業化していくための助言、調整等を行っている。具体的な事業実施までのプロセスについては、「県営農業農村整備事業新規地区調査計画業務取扱要領」に定められており、調査、実施要望の審査依頼を経て、県農政部内における県営農業農村整備事業新規地区検討委員会(以下「検討委員会」という。)によって事業実施の決定を行い、実施計画の作成及び申請を経て事業に着手することとなる。また、検討委員会の開催前に農地整備課内における課内検討会を実施し、事業を要望する地区に対して助言を行っている。

なお、令和3年度における本事業の地域振興局別実績件数は次のとおりであった。

表 かんがい排水事業の地域振興局別実績 (単位:件)

地区	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽
県営	4	2	1	3	1	-
団体営	10	6	2	8	4	-

地区	松本	北アルプス	長野	北信	全県扱い	合計
県営	3	-	2	5	-	21
団体営	14	5	13	4	3	69

また本事業の経費の中には、昭和44年4月1日付で締結した「菅平ダムの管理に関する協定書」に基づく、菅平ダム管理費・受託工事費等の経費に係る64.25%分の県の負担額が含まれている。令和3年度における菅平ダム負担金は、予算額47,729千円、決算額24,464千円であった。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 県営農業農村整備事業新規地区検討委員会における議事録等の作成について(意見 20)

県は、本事業並びに後述する「県営畑地帯総合土地改良事業」及び「経営体育成基盤整備事業」において、新規に事業実施を要望する地区(以下「新規要望地区」という。)に係る調査計画業務の取扱いについて、県営農業農村整備事業新規地区調査計画業務取扱要領を定め、同要領に基づき事業を実施することとしている。

同要領の第4第1項においては、県の農政部長が新規要望地区から提出のあった審査依頼書等を検討するものとされ、具体的な検討機関として、県営農業農村整備事業新規地区検討委員会設置要領に基づく県営農業農村整備事業新規地区検討委員会(以下「検討委員会」という。)が設置されている。

検討委員会は、農地整備課長を座長とし、県農政部各課の係長 5 名で構成され、おおむね年 1 回程度開催されているが、令和 3 年度は、令和元年台風第 19 号災害の早期復旧対応で前年度に開催予定であった検討委員会がずれ込んだ影響により、令和 4 年度事業実施予定分として令和 3 年 5 月 19 日、令和 5 年度事業実施予定分として令和 4 年 3 月 11 日に、それぞれ検討委員会が開催された。

検討委員会における検討過程については、非公式な文書として、検討結果が記された書面が残されている場合があるが、これら書面を議事録等として作成するルールは設けておらず、出席者の発言や具体的な検討過程等が必ずしも残されているとは言えない状態である。

新規要望地区について、検討委員会において適正に検討した根拠として、検討委員会における検討過程、検討結果等を議事録等として書面に残しておくことが望ましい。

② 補助事業者からの状況報告の提出期日の管理体制について(意見 21)

長野県土地改良事業等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)においては、要綱に基づき補助金を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)の、その補助事業に関する状況報告が次のとおり定められている。

表 補助事業に関する状況報告の一覧

号	区分	期日
(1)	補助事業に着手したとき	速やかに
(2)	第1四半期までの遂行状況	7月15日まで
(3)	第2四半期までの遂行状況	10月15日まで
(4)	第3四半期までの遂行状況	翌年の1月15日まで
(5)	工事又は業務の出来高確認を受けるとき	速やかに
(6)	工事がしゅん工したとき又は業務が完了したとき	速やかに

(出典:長野県土地改良事業等補助金交付要綱 第8)

本状況報告の書類に関しては、県内各地の地域振興局がその提出窓口となり、地域振興局では補助事業者より提出があった書類を農地整備課内で供覧し、管理、保存することとしている。

県内の 2 つの地域振興局で、当該書類の管理・保存状況を確認したところ、いずれの局においても、書類の報告期日についての情報が適切に管理されておらず、また、提出書類の様式(様式第 7 号)上においても報告日を記載する欄がないことから、補助事業者が要綱に従い定められた期日までに書類を提出しているか否かについて、事後的な検証が困難な状況となっていた。

様式第 7 号に報告日の記載欄を設ける、あるいは、管理上、報告日を明確にするなどして、当該書類が期日までに報告されていることが確認できる体制を整えることが望ましい。

2. 県営畑地帯総合土地改良事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	県営畑地帯総合土地改良事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	農業経営の体質強化や持続的発展を図るため、野菜や果樹等の栽培に必要な畑地かんがい施設等の農業生産基盤を総合的に整備・更新し、畑地帯における農業生産性の向上及び合理化を図る。			
事業の概要	1) 担い手育成型	<基幹産業> ■ 農業生産基盤整備 <併せ行う事業> ■ 農業生産基盤整備 ■ 農村生活環境整備 ■ 畑地かんがい施設		
	2) 担い手支援型			
(単位: 千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	1,510,950	1,455,551	1,697,010	1,207,560
決算	1,472,357	1,465,164	1,787,499	—

② 業務内容

本事業は、県内の畑地帯におけるかんがい施設等の農業生産基盤を総合的に整備・更新を実施し、もって畑地帯における農業生産性の向上及び合理化を図るものである。基本的な補助金の交付要綱や地区決定のプロセスについては、「1. かんがい排水事業」と同様である。

受益面積や担い手農地集積率等の要件に応じて、「担い手育成型」と「担い手支援型」に大別される。各区分の内容や補助率は次のとおりである。

区 分	事 業 内 容	事業主体	補助率
(1) 担い手育成型 <実施要件> ■基幹事業の(1)～(3)を含み実施 ■受益面積20ha以上 ・樹園地：5ha以上 (0.5ha規模の団地の合計) ・中山間地域：10ha以上 (あらかじめ受益地内に担い手が1戸以上存在すること) ■担い手農地集積率30%以上 ■認定農業者が一定以上増加	<基幹事業> ■農業生産基盤整備 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) 区画整理 <併せ行う事業> ■農業生産基盤整備 ア 客土 イ 暗渠排水 ウ 除礫 エ 農地造成 オ 農地保全 カ 土壌改良 キ 高付加価値農業施設移転等 ク 交換分合 ケ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易整備	県	国50[55]％ ^{※1} 県27.5% 地元22.5[17.5]％
(2) 担い手支援型 <実施要件> ■基幹事業の(1)～(3)を含み実施 ■受益面積30ha以上 ・樹園地：10ha以上 (5ha規模の団地の合計) ■担い手農家を3戸以上 ■担い手農家率が受益農家の10%以上、又は担い手農家経営面積が受益面積の10%以上	■農村生活環境整備 コ 農業集落道 サ 農業集落排水施設 シ 農業集落防災安全施設 ス 農業集落環境管理施設 セ 用地整備 ソ 環境整備 タ 生態系保全空間整備 チ 営農用水施設 ツ 農作業準備休憩施設 テ 地域資源利活用基盤 ■畑地かんがい施設 (更新補強)		国50[55]％ ^{※1} 県27.5% 地元22.5[17.5]％

※1：[]は、過疎、振興山村、特定農山村、急傾斜、特別豪雪

(出典：県農政部「令和3年度施策別予算・主要事業の概要」)

本事業における採択方針は次のとおりである。

2. 畑地整備

- (1)担い手への農地集積を加速化し、高収益作物の安定生産を図るための条件整備を基本とする。
- (2)様々な作物の特性に対応できる給水栓方式への転換や、点滴かん水などを取り入れた畑地かんがい施設の整備を行う地区を優先する。
- (3)リンゴ高密度植栽培・新しい化栽培、新たな農業機械の導入など、生産コストを削減し、収益性の向上につながる生産方式に転換するための樹園地整備を行う地区を優先する。

(出典：採択方針 第3 事業ごとの採択方針)

なお、令和3年度における本事業の地域振興局別実績件数は次のとおりであった。

表 県営畑地帯総合土地改良事業の地域振興局別実績

地区	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾
件数(件)	3	1	-	-	-	-
地区	松本	北アルプス	長野	北信	全県扱い	合計
件数(件)	5	-	1	1	-	11

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 公共事業評価における実効性確保について(意見 22)

本事業は公共事業であり、設備・施設の長寿命化や維持管理のために、限られた予算の中で適切な規模で推進し、最大の効用をもたらすための評価が必要とされることから、県は、公共事業評価制度に基づき新規評価、継続評価、再評価、及び事後評価を実施する運用となっている。

ここで、新規評価は、新たに着手しようとする箇所について、事業の必要性、重要性、効率性、緊急性、計画の熟度の視点から、新規事業優先順位評価シート等の様式により評価を行い事業採択の判断に活用することを主眼としており、実施時期は評価を活用するために適切な時期までに行うこととされる。

1) 事前評価の適時性について

今回、監査対象のサンプルとして令和 3 年度に実施した事業につき、新規事業優先順位評価シートを確認したところ、効率性の視点において評価指標とされる費用対効果分析に関する評価が、県公共事業評価の前段階における県農政部内での検討・審査(県営農業農村整備事業新規地区検討委員会)の段階では未算定となっていた。

なお、従前は、経済的評価手法が確立されていないこと等により、費用対効果分析を行っていなかったが、財政の効率性が課題となる中で、公共事業全体について、事業の決定過程における透明化及び評価の適正化のため、費用対効果分析の一層の活用が求められ、効果的かつ効率的に事業を実施するよう、基本的要件に「すべての効用がすべての費用を償うこと。」が規定されている。

実質的には、費用対効果が 1.0 以上であることは概算により見込まれているものではあると考えられるが、当該評価プロセスの実効的な運用を確保するために、県農政部内での検討段階においても定量的な根拠をもって確認される運用が望ましい。

2) 事後評価の運用について

事後評価は、公共事業評価制度においては、事業完了後 5 年を経過した時期に抽出して実施されることになっており、農地整備に関する県営事業についても一部事業が対象となりえるものである。

ここで、同事業は受益農家の農業生産への効果のみならず、公共インフラとしての波及効果も長期的に発現するものであるため、事業目的である施設・設備が計画どおりに利活用されていること、及び事業着手時に費用対効果分析における投資効果・効用の確認、さらに、将来の更新整備や同種事業の計画策定・評価へフィードバックのための情報としても有益と想定される。

そのため、主要な事業については評価対象とされたうえで、事後評価された事業の内容及びその事業に対する事後評価結果を、県民に対するアカウンタビリティのために、積極的に情報発信・見える化を行うことが望ましい。

3. 経営体育成基盤整備事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	経営体育成基盤整備事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	農村地域における過疎化、高齢化の急速な進行などの状況下で、食料自給率の向上等を図るため、生産性向上に資する農業生産基盤整備を行うとともに、次世代の農村地域を担う農業経営体(担い手)を育成し、効率的かつ安定的な農業経営を確保する。			
事業の概要	1)経営体育成基盤整備事業	ア. 経営体育成型 イ. 農地中間管理機構関連		
	2)団体営土地改良事業	農地耕作条件改善事業		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	1,413,814	1,427,583	1,231,026	1,183,844
決算	2,099,562	2,272,559	1,870,388	—

② 業務内容

本事業は、農産物の生産性向上に資する農業生産基盤整備を実施し、次世代の農村地域を担う農業経営体を育成し、効率的かつ安定的な農業経営の確保を図るものである。「2. 県営畑地帯総合土地改良事業」においては、畑地帯が対象であるのに対し、本事業は、主に水田地帯を対象としている。基本的な補助金の交付要綱や地区決定のプロセスについては、「1. かんがい排水事業」と同様である。

本事業は、県が事業主体となる県営事業、市町村や各地区の土地改良区等が事業主体になる団体営事業の二つに大別され、さらに前者の県営事業については、受益面積やその目的等によって「経営体育成型」と「農地中間管理機構関連」に分けられる。各事業の内容や補助率は次のとおりである。

区 分	事 業 内 容	事業主体	補助率
(1) 経営体育成基盤整備事業			
① 経営体育成型 <実施要件> ■受益面積20ha(中山間地域10ha)以上 ■担い手 ^{※1} への農地集積率が一定割合以上増加 等	<基幹事業> ■農業生産基盤整備 ① 農業用排水施設整備事業 ② 農道整備事業 ③ 客土事業 ④ 暗渠排水事業 ⑤ 区画整理事業 <併せ行う事業> ■農業生産基盤整備付帯 ア 土壤改良事業 イ 高付加価値農業施設移転等事業 ■農村生活環境整備 ウ 農業集落道整備事業 エ 農業集落排水施設整備事業 オ 農業集落防災安全施設整備事業 カ 農業集落環境管理施設整備事業 キ 用地整備事業 ク 環境整備事業 等	県	国50[55] ^{※2} % 県27.5% 地元22.5[17.5]%
② 農地中間管理機構関連 <実施要件> ■受益面積10ha(中山間地域5ha)以上 ■農地中間管理権設定15年以上 ■完了後5年以内に8割以上の農地を担い手へ集団化 等	<基幹事業> ① 区画整理 ② 農用地造成	県	国62.5% 県27.5% 市町村10%
(2) 団体営土地改良事業			
農地耕作条件改善事業 <実施要件> ■事業費200万円以上 ■農業者数2者以上 ■農地中間管理機構との連携概要の策定 等	【定率】 農業用排水施設整備、区画整理等 【定額】 区画拡大、暗渠排水、客土等	市町村 土地改良区 農業生産法人 等	【定率】 国50[55] ^{※2} % 県14% 地元36[31]% 【定額】 10.5万円/10a 等

※1：「担い手」とは、認定農業者や集落営農組織など

※2：[]は、過疎、振興山村、特定農山村、急傾斜、特別豪雪

(出典：県農政部「令和3年度施策別予算・主要事業の概要」)

本事業における採択方針は次のとおりである。

3. 水田整備

(1)水田への高収益作物の導入を目指す地区においては、担い手の営農計画に基づく多様な作物に対応する汎用化・畑地化のための整備を基本とする。

なお、地下水水位制御システム(FOEAS)などの新たな技術を取り入れる地区を優先する。

(2)水稲中心の営農体系を目指す地区においては、担い手の経営規模拡大、機械化体系の大型化・自動化等を考慮し、圃区均平を基本とするとともに、可能な限り区画を拡大する。

また、畦畔除草機が走行可能な緩傾斜畦畔(1:1.5~2.0程度)の築立を基本とする。

(3)用排水路網の整備に当たっては、水管理の省力化、作業機械のほ場間移動、草刈りの省力化などを可能にするため、パイプライン化(地中化)を基本とする。
また、用水管理の省力化を図るため、ICT を活用した自動給水栓の導入、ゲートの自動化・電動化を取り入れる地区を優先する。

(出典:採択方針 第3 事業ごとの採択方針)

なお、令和3年度における本事業の地域振興局別実績件数は次のとおりであった。

表 経営体育成基盤整備事業の地域振興局別実績

地区	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾
県営	-	-	1	1	-	-
団体営	-	1	1	9	4	1

地区	松本	北アルプス	長野	北信	全県扱い	合計
県営	1	3	3	-	-	9
団体営	1	4	1	-	-	22

(2)監査の結果

① 消費税の還付に係る仕入控除税額報告書の提出期限について(結果 1)

本事業により補助金を受給する事業者は、長野県土地改良事業等補助金交付要綱(以下、要綱という)によると、補助金に係る消費税仕入控除税額については、補助金の受給と消費税等の控除が重複することを避けるため、補助金より減額又は返還することが求められている。その際、交付申請時点においてその金額が明らかでない場合(要綱第4第4項ただし書)にあっては、実績報告書の提出時点以降の時点において以下要綱第13に従った報告が必要となる。

要綱 抜粋

第13 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合にあつては、次の各号の区分に応じ、消費税仕入控除税額報告書により、知事に報告するものとする。

- 1) 実績報告書の提出時において消費税仕入控除税額が確定しているとき
消費税仕入控除税額を補助金額から減額して、実績報告書の提出に合わせ報告すること。
- 2) 実績報告書を提出した後に消費税仕入控除税額が確定したとき
消費税仕入控除税額を速やかに知事に報告すること。

2 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定しない場合又はこれがない場合にあつては、消費税仕入控除税額状況について、規則第13条の規定により額の確定があつた日の翌年の6月15日までに、消費税仕入控除税額報告書により、知事に報告するものとする。

上記のとおり、要綱第13に従うと、交付申請時点において消費税仕入控除金額が明らかでなかったとしても、第1項により実績報告書提出時点で確定していれば実績報告書を提出するとき、また、実績報告書を提出した後に消費税仕入控除税額が確定したときには、速やかに報告することが補助事業者に課せ

られ、同税額が確定しない場合等例外的なケースにのみ、第 2 項を適用し翌年の 6 月 15 日までを期限としたものとされる。

今回サンプルとして検討した長野県土地改良事業等補助金(農地耕作条件改善事業(井上地区):事業費 50 百万円・補助金額 32 百万円)についてみると、実績報告書の提出日付は令和 4 年 2 月 4 日であり、補助金額の確定及び支払は令和 4 年中に完了してはいたものの、県担当者は消費税等の確定申告の時期を把握しておらず、最終報告日の令和 5 年 6 月 15 日までに報告があると考えていた。

当サンプルにおける補助事業者の決算並びに消費税等の確定申告は、県に確認したところ令和 4 年中に完了しており、消費税仕入控除税額が確定していたが、補助事業者から県に消費税仕入控除税額報告書が提出されていなかった。要綱第 13 第 1 項に照らしてみれば、当該確定後速やかに提出すべきであった。

要綱の報告についての周知徹底を図るとともに、補助事業者の確定申告時期を把握しておく必要がある。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

IV. 農業技術課の事業

1. 農業経営カイゼン導入促進事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農業経営カイゼン導入促進事			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	将来にわたり本県稲作の中心を担う大規模稲作法人の経営に、トヨタ式カイゼン手法を導入し、農業分野にはない新たな手法での経営改善を支援するとともに、そのノウハウを県内の農業経営体の指導に広く活用する。			
事業の概要	1)カイゼン手法を導入する農業経営体の育成	・カイゼン手法を活かした普及活動の展開 ・次世代水田農業経営体に向けたカイゼン塾の開催		
	2)カイゼン手法の指導体制の強化	普及指導員がカイゼン手法を習得するための研修を実施		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	3,726	3,114	2,776	2,546
決算	3,710	2,173	1,652	—

② 業務内容

1)カイゼン手法を導入する農業経営体の育成

ア. カイゼン手法を活かした普及活動の展開

- 農業農村支援センターにカイゼンチームを編成し、中核的経営体や若手農業者グループ等において5S・小集団活動を実践
- カイゼン手法導入法人に対する助言・指導

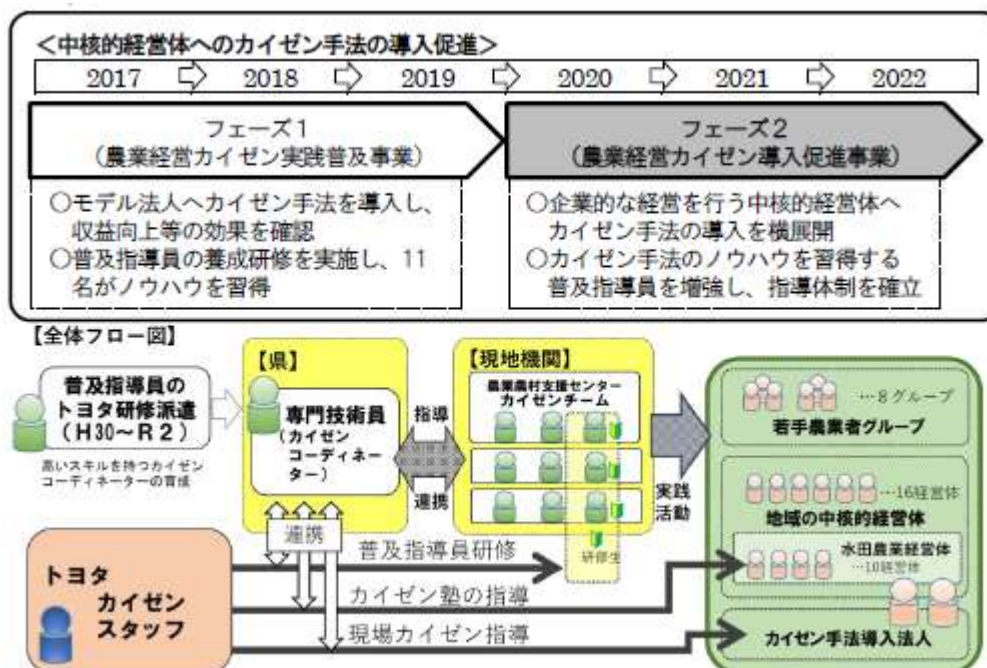
イ. 次世代水田農業経営体に向けたカイゼン塾の開催

- 中核的経営体を対象とした、カイゼン手法の基礎を学ぶ研修会の開催

2)カイゼン手法の指導体制の強化

- 普及指導員がカイゼン手法を習得するための研修を実施

3) 事業のイメージ



4) 成果目標と実績

本事業では、カイゼン塾に参加する中核的経営体の数と、カイゼン手法を習得する普及指導員の人数を成果目標としている。

令和3年度までの実績は次のとおりである。

表 令和3年度までの実績

項目	フェーズ1			フェーズ2			
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
カイゼン取組み経営体数(累積・人)	2	2	2	14	23	30	
項目				R2	R3	R4	合計
カイゼン塾受講経営体数(人) (主に大規模水田経営体が対象)				14	11	14	39
項目	フェーズ1			フェーズ2			合計
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
農業農村支援センター研修受講職員数(人)	11	11(1)	10(1)	10(1)	10	10	62(3)

()は、トヨタ自動車(株)派遣研修

トヨタのカイゼン方式を農業分野に導入し、農業者とともに無駄をなくして、生産性を向上させる取組である。具体的には、4S、作業場のレイアウト変更、動線の見直し、治具の開発などである。無駄を数値化し、カイゼンも目に見える形で示している。

成果事例として、次のようなものがある。

(リンゴ農家の事例)

- あるリンゴ農家で現状分析を行うと、倉庫の整理が悪く、どこに資材があるかわかりにくく、資材を探す時間がかかりかかっていることが分かった。また、リンゴの枝の誘引作業については、作業者により作業時間に大幅な差があることが分かった。これは作業者ごとにやり方が異なるからであった。
- そこで、倉庫については、置き場の 4Sに努め、不要なものを捨てたり、置き場にシールを貼ったりするなどして、誰もがすぐに資材を探せるように改善した。その結果、年間 180 時間のムダを改善できた。
- 誘引作業については、作業手順書を作成したり、作業動画マニュアルを作成したりすることで、作業の標準化を行った。その結果、10ha 当たり 600 時間の削減に成功した。

(ドローン作業の事例)

- ある法人では、水稻などの除草剤や殺虫殺菌剤散布にドローンを使用している。しかしながら、近年、受託している水稻栽培面積が増加し、より効率的なドローン作業が求められている。
- そこで、ドローン作業の工程分析を行ったところ、手続の複雑さ、ドローンの軽トラックへの固定作業に時間がかかること、洗浄作業の手順が確立していないことなどが判明した。
- そこで、手続きチェックシートの作成、ドローンを積載する車両の変更や治具の開発、写真付きの作業要領書の作成などを行った。
- その結果、1 回の散布に係る準備作業に、これまで 3 人体制で約 90 分かかっていたものが、2 人体制で約 55 分でできるようになった。

以上のように、県農業の生産性を上げていくために効果的な事業であるので、今後も、本事業でカイゼン手法を身につけた普及指導員等が、他の指導員や、より多くの農家にカイゼン手法を広めていくことが望まれる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 委託契約の相手先の権限の確認について(意見 23)

県は、農業カイゼン指導業務について、「トヨタ自動車株式会社アグリバイオ事業部」と当初契約金額 1,959,760 円で委託契約を締結している。この契約書の記名押印はアグリバイオ事業部長名であった。県の担当者に確認したところ、契約締結の代理権の有無について確認していないとのことであったので、監査人がトヨタ自動車株式会社の登記情報を確認したところ、支店登記や支配人登記はなく、アグリバイオ事業部長に契約権限があるのか定かでなかった。

今回のケースでは、実質的には県にリスクはないと思われるものの、契約の相手方に契約締結の権限があるのか、特に法人の場合は代理権の有無について確認が必要である。

今後、県として契約締結の相手方、特に法人の使用人に契約締結の代理権が付与されているのかに留意する必要がある。

2. 農業大学校費

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農業大学校費			
施策展開	次代を担う経営体の育成と人材の確保			
事業の目的	県農業の将来を担う「農業の担い手の育成」を推進するため、日本一の農業大学校を目指し、理論と実技を同時に学ぶ実践型の教育により企業的農業経営者や、農業・農村を担う人材を養成する。			
事業の概要	1)総合農学科の運営	ア. 座学講義と農場実習等により、農作物生産及び農業経営に関する基礎知識と技術習得を図る イ. 大学教授や公認会計士、先進農業経営者等の民間外部講師による専門的かつ実践的な講義を通じて企業的経営感覚を養う ウ. AI、ICT、ロボット技術等のスマート農業に関する講義・実習の充実強化を図る		
	2)実科・研究科の運営	生産基盤を持つ農家出身者を主体に、農業関係試験場での実習を通じて栽培技術の習得を図る		
	3)研修部の運営	里親研修や農業機械技術習得研修等を通じて、新規就農者の技術力向上を図る		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	74,403	70,161	68,672	69,944
決算	70,205	66,154	67,289	-

② 業務内容

農業教育の拠点として、農業技術の習得と経営改善に対応できる能力を備えた農業の担い手を養成している。

令和元年度卒業生は自家就農や農業法人への就職、農業協同組合、農業関連企業に就職し、多くの卒業生が本県農業の振興のために活躍している。

平成26年度からは、企業的農業経営体の育成を目的とした実践経営者コースを開設したほか、農業経営コースの農家実習の拡充(24日→45日)、外部講師の充実等、農大全体の就農率向上のため、農大改革を進めており、就農率は35.4%(H26)から55.6%(R元)と向上している。

また、平成30年度から農産物輸出を見据え、総合農学科でGLOBAL GAP取得支援を含むGAP講義を開始し、令和元年度からは先端技術に対応できる人材を育成するため、スマート農業に関する講義を開始している。

定員及び在学年限等は、次のとおりである。

学部	学科	コース・専攻	目的	定員	入学資格	修業年限
農学部	総合農学科	実践経営者コース	企業的農業経営者の養成	20人 (10人/学年)	高校卒業程度	2年
		農業経営コース 作物 果樹 野菜 花き	農業・農村を担う人材の養成	80人 (40人/学年)		
	実科	果樹 野菜花き 畜産	農業の担い手の養成	50人	高校卒業程度	1年
	研究科	南信農業		50人	実科卒業又は 短大卒業程度	
研修部			○新規就農者支援 ○農業技術力向上支援 ○農とのふれあいの促進			

※総合農学科の卒業生は、「専門士」の称号が付与される。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 目標設定について(意見 24)

令和3年度において、本事業について設定されている目標と実績は、次のとおりである。

表 目標と実績

項目	目標	実績
農学部卒業生就農率	67%	53%
研修部けん引免許取得率	98%	98%
研修部大型特殊免許取得率	99%	99%

これを見ると、農学部卒業生の就農率は目標に比べて低い。

しかしながら、卒業生の進路を見ると、就農していなくても、公務員や農業指導員、農業関係企業に就職しており、農業大学校としての教育成果は十分出ていると考えられる。そうであれば、今後、目標の見直しを検討することが望ましい。

② 定員の充足率について(意見 25)

入学試験の実施状況

令和 2 年度	学科	総合農学科		実科				研究科				合計
	コース・科	実践 経営者	農業 経営	果樹	野菜 花き	畜産	南信 農業	果樹	野菜 花き	畜産	南信 農業	
	募集人員	10	40	50				50				150
	受験者数合計	10	64	14	3	9	0	9	0	4	3	116
	合格者数合計	7	43	13	3	9	0	9	0	4	3	91
	合格者数/募集人員	70.0%	107.5%	50.0%				32.0%				60.7%

令和 3 年度	学科	総合農学科		実科				研究科				合計
	コース・科	実践 経営者	農業 経営	果樹	野菜 花き	畜産	南信 農業	果樹	野菜 花き	畜産	南信 農業	
	募集人員	10	40	50				50				150
	受験者数合計	10	53	18	7	9	1	6	2	0	0	98
	合格者数合計	6	41	18	7	9	1	6	2	0	0	84
	合格者数/募集人員	60.0%	102.5%	70.0%				4.0%				56.0%

これを見ると、総合農学科は概ね募集人員に近い合格者となっているが、実科、研究科は、コロナ感染症拡大の影響があったとはいえ、募集人員に対する受験者数や合格者数は著しく少ない。

今後は、環境変化や受入体制に、より合致した募集人員についての検討が必要と考える。

③ 研修部で使用する農業用機械について(意見 26)

研修部では、農業機械利用技術向上研修やスマート農業先端機械操作研修等を行っている。

今後、農業分野の技術革新は急速に進展すると考えられるため、研修受講者にとって有用な研修となるよう、研修部はじめ農業大学校で保有する機械装置の更新や新規取得の必要性について、常に検討していく必要がある。

④ 移住希望者への農ある暮らしの提案について(意見 27)

県では、暮らしの中に農を取り入れる「農ある暮らし」を推進している。たとえば、「半農半 X」「家庭菜園」「定年帰農」「農業バイト・パート」のような、農への関わり方である。

移住や交流の推進を行っている県企画振興部の信州暮らし推進課と連携し、楽園信州ホームページにおいて、農ある暮らし入門研修などの周知を行い、移住希望者への情報発信に努めている。

<https://www.rakuen-shinsyu.jp/modules/event/page/1969>

研修部の施設での研修は、農ある暮らしにあこがれを持つ移住希望者にとって極めて魅力的であると思われるので、今後も関係部局等と連携し、移住希望者への周知・研修を充実させていく必要がある。

3. スマート農業導入加速化事業

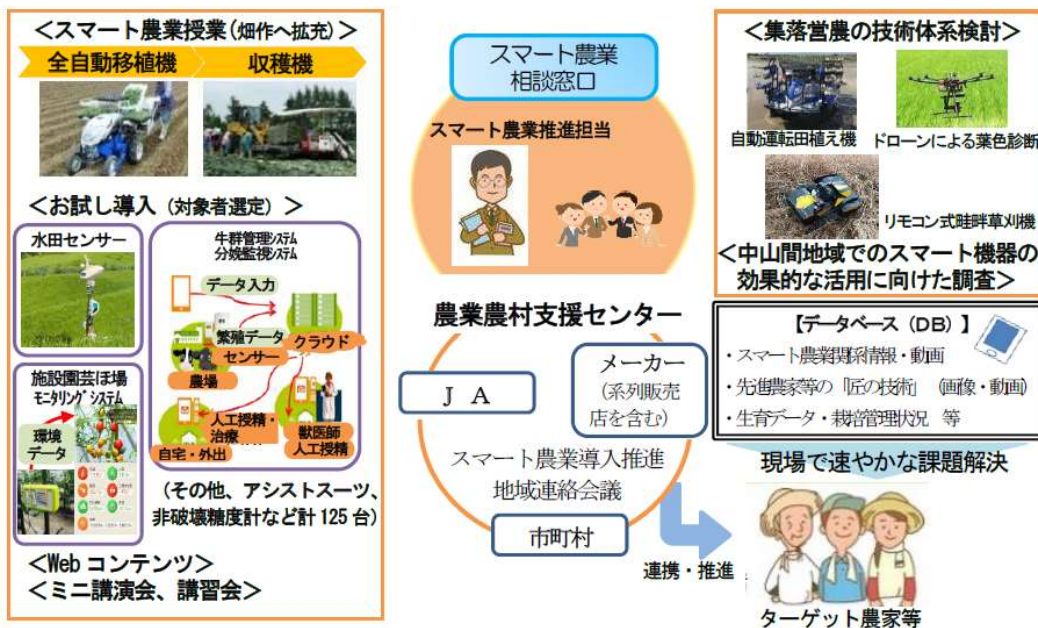
(1) 概要

① 事業概要

項目	内容				
事業名	スマート農業導入加速化事業				
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産				
事業の目的	農業の担い手不足・高齢化が進む中、近年、技術発展の著しいロボット・AI・ICT等先端技術を活用した「スマート農業」の実現による人手不足の解消と生産性向上を図るため、推進体制を整備し、農業の生産現場への先端技術の実装を支援・加速化する。				
事業の概要	農業農村支援センターの相談・支援体制の強化	・「スマート農業相談窓口」の開設、推進担当の配置 ・JA と連携した指導体制を拡張			
	スマート農業の理解促進	・スマート農業導入研修会、先端技術研究会の開催 ・活用事例を Web 動画で紹介			
	スマート農業技術の普及拡大	・スマート農業機械のお試し導入 ・試験場開発技術の現場での活用を支援(補助金) ・農業大学校でのスマート農業教育の充実			
	集落営農組織による技術体系の検討	・地域の協議会による調査、検討等の活動を支援(補助金)			
	中山間地域でのスマート農業機械の効果的活用に向けた調査	・県が開発を支援したリモコン畦畔除草機の効果的な活用方法を調査			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
当初予算	27,125	16,933	12,120	40,093	
決算	22,343	11,640	9,280	—	

② 業務内容

事業のイメージは次のとおりである。



(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

4. 信州農業を革新する技術開発・実用化推進事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	信州農業を革新する技術開発・実用化推進事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	大学や民間企業等と連携して、生産現場を革新する技術・機械の開発等を行うことにより、本県農業の生産性の向上、企業的農業経営体の規模拡大・所得向上等を支援する。			
事業の概要	1)レタス収穫機の開発と実用化推進(H27～R3) 2)「市田柿」のピッキング&ハンギングロボットの開発(H29～R4)			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	14,843	13,661	4,022	2,022
決算	13,158	11,639	1,008	-

② 業務内容

農業生産の効率化等を実現するためには、新たな技術・機械の開発が必要である。生産現場のニーズを把握し解決するために、県内企業等とのコンソーシアムを立ち上げ、研究開発を行っている。開発された試作機は、現地実証によるPRやプロポーザルによる販売企業等とのマッチングを行って実用化を推進している。近年の研究テーマとして次のようなものがある。

- ・ レタス収穫機の開発
- ・ 水田畦畔除草管理機の開発
- ・ 農業用バイオマスボイラーの開発
- ・ 農業生産と両立できる太陽光発電装置の開発と活用方法の確立
- ・ 重量農作物の移動を軽労化するパワーアシストスーツの開発
- ・ プレミアム果実生産を後押しするハンディ型熟度(色・糖度・酸度)測定機の開発
- ・ 「市田柿」のピッキング&ハンギングロボットの開発

このうち、レタス収穫機の開発と実用化推進および「市田柿」のピッキング&ハンギングロボットの開発が、令和3年度における本事業の内容である。

レタス栽培は、作業全体の中で収穫作業の労働力が多く必要で、労働不可も大きい。そのため、生産者の労働負荷を軽減し、所得向上に向けた大規模化に貢献するため、開発に取り組んできた。収穫速度や収穫品質がニーズに近づいており令和3年度で県としての事業は完了する。

「市田柿」の加工は、手作業で行っており、担い手の減少・高齢化に対応した作業の機械化・省力化を可能とする、皮剥きと連吊り工程のロボット化の実現を目指しており、本事業は令和4年度も継続する。

少子化・高齢化が進む中で、県内農業の生産性を上げるための技術開発とその実用化は、きわめて重要であるので、今後も県として、ニーズを踏まえて取組を継続する必要がある。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

5. 水田農業競争力向上推進事業

(1) 概要

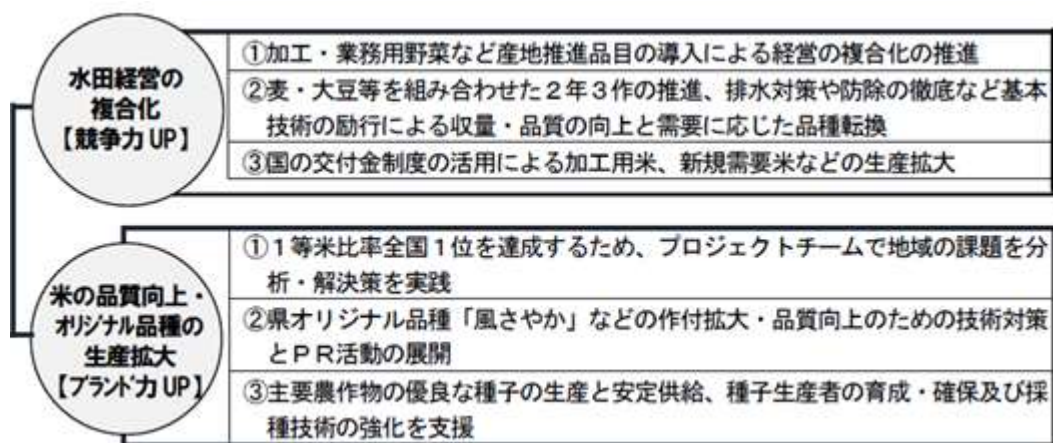
① 事業概要

項目	内容			
事業名	水田農業競争力向上推進事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	園芸品目等を経営に導入する複合化などによる「競争力」と県産米の高品質化やオリジナル品種の生産拡大などによる「ブランド力」、スマート農業の導入など徹底したコスト削減による「収益力」の3つの力を向上させる「第2期水田農業トリプルアップ運動(R3～R5)」を、第1期での取組実績を検証して、効果が出ている取組はさらに強化するとともに、停滞している取組は違った視点・角度からのアプローチで推進し、水田農業の体質強化を図る。			
事業の概要	1) 多様なニーズに対応する穀物生産振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・団地化や営農技術導入等による水田麦・大豆の生産性向上を支援 ・消費者や実需者ニーズに対応した産地の生産強化に向けた穀類生産施設等の整備支援や現地実証ほの設置、技術検討会の開催など ・スマート農業技術の農業者への実装を加速化 		
	2) 種子対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・主要農作物種子の安定的な生産・供給に向けた原種ほ等の設置や奨励品種決定調査の実施、種子生産者に対する支援等 		
	3) 経営所得安定対策等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の活用推進や、水田への園芸作物等の作付誘導などによる産地づくりの推進 		
	4) 主要穀類戦略的産地育成・普及拡大支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・米「風さやか」や麦、大豆、そばなどオリジナル品種の作付拡大や需要に応じた品種転換・品質向上や認知度向上に向けたPR活動等 		
	5) 農業経営カイゼン導入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カイゼン手法を活かした普及活動の展開と、カイゼン手法の指導体制の強化 		
	6) 水田農業経営確立推進指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米、そばの取組を拡大する農業者への支援 ・園芸部署と連益を強化した新たな推進体制による園芸品目導入支援 ・1等米比率全国1位プロジェクトチームの設置 		
	7) 信州農業生産力強化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・水田経営の複合化に向けた園芸作物などの導入に必要な機械・施設整備に対する支援、スマート農機の導入支援 		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	394,207	406,571	995,421	1,246,180
決算	331,772	267,637	364,543	-

② 業務内容

水田農業の競争力を向上させるための様々な施策(主な細事業数で10)をまとめた事業である。

県によれば、その事業イメージは次のとおりである。



(出典: 県農政部「令和3年度 施策別予算・主要事業の概要」 P20 の図を加工)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 補助金申請時や交付決定時の消費税の取扱いについて(意見 28)

令和3年度の水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金について、県は、株式会社、農業再生協議会、農業協同組合の各1件(計3件)について国に補助金の申請を行い、また、事業者に補助金の交付を行っている。

この申請及び交付決定にあたっては、いずれも消費税等が含まれておらず、補助事業者の自己負担となっている。

ところで、国の「水田麦・大豆産地生産性向上事業交付要綱」の第4には、次のとおり記載がある。(下線部筆者)

…

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

…

今回、県が、A 農業再生協議会に交付した補助金は次のとおりである。

区分	事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助金	自己負担	その他		
水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入	28,000	28,000	0	0	定額	該当なし
水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等	17,230,000	7,831,000	9,399,000	0	1/2以内	除税額 1566,363円 うち国費 783,100円
合計	17,258,000	7,859,000	9,399,000	0	-	

「備考」欄には、仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載することになっている。

さて、交付された補助金のうち、水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等に係るものについては、はじめから消費税相当額を減額して、それに 1/2 を乗じて国庫補助金の請求を行い、実際の交付決定も同額で行っている。

しかしながら、A 農業再生協議会は免税事業者である可能性が高い。通常、農業再生協議会に課税売上が発生する可能性が低いからである。A 農業再生協議会が免税事業者であれば、税額を除いて補助金の申請を行ったり、補助金の交付を行ったりすることは誤りである。

また、備考欄の記載方法で、除税額 1,566,363 円は税込事業費 17,230,00 円×10/110 で計算されているが、うち国費 783,100 円の記載については理由がわかりにくい。消費税相当額 1,566,363 円と記載することで、国庫補助金には消費税相当額は含まれていないからである。

補助金事務の執行にあたって、後日の消費税返還事務を回避するために安易に消費税相当額を除いて交付申請や決定を行うことがあってはならない。なぜなら、消費税分をすべて自己負担とすることで、本来政策が目指す補助金の効果が減殺される恐れがあるからである。

交付要綱の補助金上限が 1/2 以内となっており、「以内」であるから問題なしとは必ずしもいえない。

次に、B 農業協同組合に交付された補助金の内訳は、次のとおりである。

区分	事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助金	自己負担	その他		
水田における麦・大豆の圃地化推進	(890,000) 645,000		(380,000) 145,000	0	定額	(該当なし) 除税額 58,636円 うち国費 50,000円
水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入	1,610,000	1,610,000	0	0	定額	該当なし
水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等	66,708,910	30,316,000	36,392,910	0	1/2以内	除税額 6,064,447円 うち国費 3,031,600円
水田における麦・大豆の生産性向上の推進	522,429	261,000		261,429	1/2以内	該当なし
合計	(69,721,339) 69,486,339	32,687,000	(36,772,910) 36,537,910	261,429	-	

さて、**B** 農業協同組合に対する水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等に係る補助金については、**A** 農業再生協議会同様、はじめから消費税相当額を減額して、それに 1/2 を乗じて国庫補助金の請求を行い、実際の交付決定も同額で行っている。

しかしながら、**B** 農業協同組合のディスクロージャー誌を見ると、同組合は消費税の課税事業者であり、なおかつ課税売上割合が 95%未満であると考えられる。そうであれば、課税売上割合が確定するまで補助金に係る消費税相当額の金額は不明であるから、補助金の申請は税込で行い備考欄には(含税額)と記載すべきであった。

また、交付決定は、**B** 農業協同組合が消費税の申告を行い、課税売上割合が明らかとなっていれば控除できなかった消費税等を含めて行うべきである。交付決定時に消費税相当額が確定していない場合には、返還条件を付けて消費税相当額を含む金額で交付決定を行い、後日消費税の返還を受けるべきである。

今後、県農政部は、補助金交付決定時に消費税相当額を含めて交付するか否かについて、慎重に検討を行う必要がある。

6. 将来を担う種子生産者支援事業

(1) 概要

① 事業概要

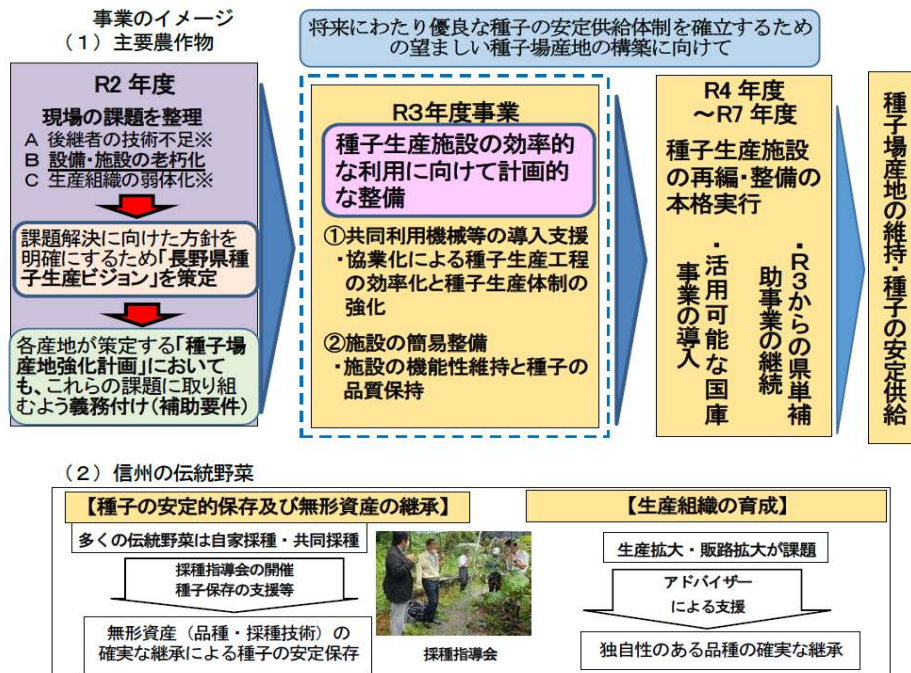
項目	内容			
事業名	将来を担う種子生産者支援事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	主要農作物の種子生産地における生産者の高齢化による生産組織の弱体化、生産施設の老朽化等の課題に対して、安定的な種子の供給体制を確立するための支援を行うとともに、主要農作物及び伝統野菜等の産地における採種技術の向上と継承を図る。			
事業の概要	1) 主要農作物種子生産設備の整備に対する支援	・共同利用機械等の導入支援 ・施設の簡易整備に使用する部材の購入支援		
	2) 信州の伝統野菜の種子生産者に対する支援【再掲】	・種子の安定的保存および無形資産の継承 ・生産グループの育成と生産力強化		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	-	3,892	2,786	3,236
決算	-	2,350	2,251	-

② 業務内容

「主要農作物種子法」の廃止により、県内の稲作生産者や消費者などの多くの県民から主要農作物の種子生産に対する不安の声が寄せられたことから、県では、将来にわたって優良な主要農作物等の種子を安定的に供給していくという基本理念を掲げた「長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例」(以下「種子条例」という。)を制定し、令和2年(2020年)4月1日に施行した。

さらに、「種子条例」の基本理念の実効確保を図るため、具体的な体制整備に向けた5年間の行動計画を示す「長野県主要農作物種子生産ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定し、進行管理を行っている。

県によれば、事業イメージは次のとおりである。



(出典:県農政部「令和3年度 施策別予算・主要事業の概要」P21の図を加工)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 補助金交付時の消費税相当額の取扱いについて(意見 29)

一般社団法人長野県原種センターは、その決算書を見ると、消費税の課税事業者である。

そこで、県農政部に対し、一般社団法人長野県原種センターに対して消費税相当額を含めて補助金を交付したか、また、返還を受けたかについて質問したところ、「実績事業費のうち、税抜き事業費に補助率を乗じた額を上限に、予算の範囲内で補助しているため、消費税に係る補助はないことから返還はない。」旨回答を得た。

県農政部の部内のマニュアルである「補助事業を正しく進めるために」には、次の記載がある。(下線筆者)

…

11 補助事業等における消費税相当額の取扱い

補助事業の事業主体が、補助事業を実施する過程において消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する課税仕入れを行うときには、仕入先に対し消費税相当額を含む支払を行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。

…

また、県農政部の「主要農産物生産対策事業所補助金交付要綱」には、次の定めがある。(下線筆者)

…

交付申請者は当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額 J」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

…

一般社団法人長野県原種センターは、特定収入割合が5%を超えると考えられるので、補助金に消費税相当額を加算して交付した場合には、その補助金に係る消費税相当額の返還義務はない。しかしながら、これは初めから消費税相当額を控除して補助金を交付するということと同じではない。

また、一般社団法人長野県原種センターは、その決算書によれば、課税売上割合は 95%以下になると考えられるから、確定申告を待たなければ補助金に対応する消費税等仕入れ控除税額は確定しない。この面からも、県は補助金を交付する際、消費税相当額を含めて交付すべきであった。

上記の点を踏まえて、補助金交付時の消費税相当額の取扱いについては、今後は慎重に検討する必要がある。

7. NAGANO WINE 栽培情報プラットフォーム推進事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	NAGANO WINE 栽培情報プラットフォーム推進事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	NAGANO WINE の振興に向けたワイン用ぶどう栽培関係者のプラットフォームの機能をさらに向上させるため、ほ場データの活用による研究開発等を進め、安定生産、高品質化を実現する。			
事業の概要	1)気象、病虫害、生育、栽培地の情報収集及び活用	技術指導者及び生産者のニーズに対応した各地域の栽培に関する情報の収集及びデータベースの拡充		
	2)ワイン用ぶどう栽培情報プラットフォーム専用 Web サイトの運営	・専用 Web サイトの管理運営 ・気象観測及び観測装置の維持管理		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	7,182	2,852	2,852	2,834
決算	7,182	2,852	2,852	-

② 業務内容

県下 4 ワインバレーのワイン用ぶどう栽培ほ場 30 か所に気象観測装置を設置し気象データを収集、また、生産者から集めた生育や病虫害の発生状況と併せて分析し、専用 Web サイトにおいてデータを会員に提供している。

プラットフォーム参画者数は、R3.2.25 現在、208 者・団体・機関であり、その内訳は、生産者 111、生産者組織 7、市町村 5、大学 6(信州大、岡山理科大)、JA等 15、ワイナリー職員 51、企業 13 である。

この取組は 2017 年から行っているが、確実に成果が表れており、近年は長野県産ワインが高い評価を得ている。2022 年の日本ワインコンクールでは、NAGANO WINE が金賞 24 点中 12 点を占め、全国一となった。

県が全国に先駆けて、IoT を活用したこのような取組を行ったことは、県におけるワイン用ブドウの生産性向上や付加価値増加に貢献しており、高く評価される。

表 全国の受賞状況(金賞 24 点、銀賞 71 点、銅賞 109 点、奨励賞 56 点)

【金賞数】	1 位 長野県	2 位 山梨県	3 位 大分県	4 位 北海道、新潟県、広島県、熊本県	
	12 点	5 点	3 点	各 1 点	
【入賞数】	1 位 山梨県	2 位 長野県	3 位 山形県	4 位 北海道	5 位 大分県
	85 点	70 点	24 点	21 点	14 点

(出典:長野県(産業労働部)プレスリリース 令和4年7月27日 より監査人作成)

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

8. 植物防疫事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	植物防疫事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	植物防疫法に基づく発生予察事業の実施や病害虫防除所の設置・運営等を行う。また、有害な動植物(有用な植物を害する細菌やウイルス、昆虫等。以下、「病害虫」という。)のうち、国内にまん延した場合に農作物等の有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある重要病害虫が発生した場合、国の定める「重要病害虫発生時対応基本指針」に基づき、適切に対応する。			
事業の概要	1) 発生予察事業	・病害虫発生予察の推進		
		・植物防疫総合情報ネットワークへの加入		
		・病害虫防除員の設置		
		・農薬登録拡大の推進		
	2) 病害虫防除所運営費	・病害虫の発生予察		
		・植物防疫の企画調整		
・農薬安全使用の指導				
3) 重要病害虫まん延防止対策事業	・県内未発生病害虫の侵入警戒調査の実施			
	・テンサイストセンチウ緊急防除及び土壌消毒効果検証			
	・薬剤耐性リンゴ黒星病のまん延防止			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	16,373	15,983	16,431	16,097
決算	14,196	14,490	14,250	—

② 業務内容

1) 発生予察事業、病害虫防除所運営費

植物防疫法(昭和25年、法律第151号)に基づく発生予察事業の実施や病害虫防除所の設置・運営等を行っている。

植物防疫法第2条によれば、発生予察事業とは、「有害動物又は有害植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業」である。同法23条によれば、国は「指定有害動植物について発生予察事業を行う」ものとされ、同法31条により「都道府県は指定有害動植物」以外の有害動物又は有害植物について、発生予察事業を行う」とこととされている。現在、指定有害動物として62種類、指定有害植物として49種類が指定されている。

2) 重要病害虫まん延防止対策事業

県内で未発生のチチュウカイミバエなどの病害虫については、侵入後爆発的に被害が拡大する恐れがあることから、速やかな対応が取れるよう侵入警戒調査を実施している。

また、既に侵入が確認されているテンサイストセンチウ及び薬剤耐性リンゴ黒星病のまん延防止対策に取り組んでいる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 植物防疫体制の検証について(意見 30)

アイルランドでは、1840 年代に主食のジャガイモにアメリカから疫病が持ち込まれ、その結果食糧不足となり、100 万人が死亡したと言われている。現代においては、農薬の開発や防疫体制の整備が進んでいるものの、わが国では、近年、地球温暖化やグローバル化の進展により、重要病害虫の発生に伴う緊急防除の発動回数が増加している。

県農業の生産維持にとって植物防疫の果たす役割は重要である。一度重要病害虫がまん延するようなことになれば、農作物の生産量維持や価格安定にとって、甚大な影響を与える可能性がある。

また、県では、農産物の輸出拡大を施策に掲げているが、その意味で生産性向上の面でも検疫制度の構築や運用が果たす役割は大きい。

農林水産省が設置した「植物防疫の在り方検討会」の中間論点整理(概要)には、次のような課題が示されている。

.....

ア. 国内防除をめぐる状況の変化と課題

- 近年、温暖化等の気候変動を背景として、国内における病害虫の発生地域等の拡大、発生量の増加、発生時期の早期化等が報告されるなど、国内の病害虫のまん延リスクが高まっている
- 農業者の減少や高齢化が進展する中で、適時・適切な病害虫防除が困難となるケースや、経営の大規模化が進むことにより、きめ細やかな防除ができなくなっているケースが報告されている
- 病害虫防除指導の中核を担う病害虫防除所の職員数が減少するとともに、農協の広域化に伴い営農指導員数が減少している
- 上記のような状況の下、薬剤抵抗性の発達も相まって、化学農薬に依存した防除体系では防除が困難となっている事例が出現。また、防除が行われない耕作放棄地など管理が不十分な農地が増加し、周辺地域に病害虫被害が生じているケースも報告。新しい防除体系の確立・普及を進めていくことが求められている
- 農業構造が変化する中、病害虫防除に関する情報の伝達や地域内での効果的な防除体系の確立等が困難になっていることから、効果的な防除指導や調査・研究等の推進が求められている
- 近年、人やモノの国際移動の増加や気候変動等を背景として、諸外国で病害虫の発生地域が拡大。日本においても近隣諸国からの病害虫の飛来リスクが増加
- 従来から実施してきた侵入警戒調査について、病害虫リスク分析(PRA)の結果等に基づき、より効果的・安定的な調査の実施が求められている
- まん延スピードが速い病害虫の侵入が確認された場合、関係者の連携の下で、迅速に緊急防除に取り組むことが求められている

イ. 輸入検疫をめぐる状況の変化と課題

- 中古農業機械等、植物以外の物品を介した病害虫の侵入・まん延リスクが国際的に指摘されており、これらに対応した実効性の高い検査が求められている。また、海外から持ち込まれる雑草種子に対する対応も求められている。
- 日本への入国者・帰国者による果実等の輸入禁止品の持ち込みが増加しており、より実効性の高い検査が求められている。
- 病害虫の侵入・まん延リスクの高まりに対応し、日頃から海外における病害虫の発生等に関する情報を迅速かつ幅広く入手する重要性が高まっている

ウ. 輸出検疫をめぐる状況の変化と課題

- 国としては、農林水産物・食品の輸出額目標(5兆円)に向け、輸出促進のための環境整備が進められている状況の下、栽培地検査、精密検査等の輸出検査件数の更なる増加が見込まれており、効果的・効率的な検査が求められている
- 輸出解禁・条件緩和の要望の増加が見込まれるとともに、解禁協議の迅速化が求められている。また、輸出相手国が、輸出可能な植物に対し新たな検疫措置を追加する事例が見られる状況の下、的確に対応していくことが求められている

…

コロナウイルス感染拡大の経験を踏まえれば、長野県のこれまでの防疫体制で十分であるのかについては、今後も常に検証を行っていく必要がある。

県については、特に次の点について検討が必要である。

- 病害虫防除所を中心とする植物防疫体制
病害虫防除所は、兼務の所長を含め4名である。これをJA等の病害虫防除員、農業試験場や県の農業技術課職員が支援する体制となっているものの、この体制で十分かは常に検証が必要である。
- 農薬登録拡大の推進
県は、中山間地での農業も多く、狭い耕地で多品種の農作物を栽培しているため対応する農薬の登録が少ない。今後も、長野県の多品種の農作物に対応する農薬の試験が必要である。
- 薬剤抵抗性への対応
平成30年に県内で初めて薬剤抵抗性のリンゴ黒星病が発生した。その後、発生調査や防除に取り組み、概ね令和3年度には薬剤抵抗性に対応した防除の方法を確立したとのことである。

国の「植物防疫の在り方について(中間論点整理)」では、薬剤抵抗性が発達し、防除が困難な事例が出現している現状下、農業生産の持続性の観点から、総合的病害虫管理の推進として、

- 1) 病害虫が発生しにくい生産条件の整備 土づくり、健全な種苗の使用等をベースとして
- 2) 環境負荷の低減にも資する防除資材の選択 (防虫ネットや抵抗性品種)の活用等
- 3) 環境負荷の低減にも資する使用方法の選択 飛散しにくい散布ノズルの活用、発生予察に基づく適時防除等の3つの柱を適切に組み合わせた総合的病害虫管理の取組の推進が必要

を掲げており、過度に農薬に依存せず、生態系が有する機能を可能な限り活用し、自然の病害虫制御作用を促す方策を推奨している。県としても、関係者の協力を得て、このような方策の推進に取り組む必要がある。

② BCPとしての植物防疫計画の策定について(意見 31)

平成 29 年 9 月、諏訪郡原村の一部のほ場において、ブロッコリー等のアブラナ属植物等の地下部に寄生し、特にてんさい生産に大きな被害を与えるおそれがある重要病害虫であるテンサイシストセンチュウが国内で初めて確認された。

県は、国の指示の下、発生ほ場のくん蒸材処理や発生防止対策、防除効果確認作業を行っている。残念ながら根絶には至っていないが、県や関係者の努力で、被害の拡大を防いだことは高く評価できる。

緊急防除については、国が全国の病害虫防除所に対し行ったアンケート結果によれば、初動防除に、次のような課題があるとされている。

- これまで初動防除を実施した経験がないため、具体的にどういった対応が必要か想定しにくい。
- 発生時のマニュアル等がないので、発見時に円滑な対応ができない可能性がある。
- 植物防疫所やJA等の関係機関との連携体制を事前に構築しておくことが必要。
- 発生に備え、的確に初動対応できる人材を養成する必要がある(研修や机上演習の実施を検討)。

(出典:農林水産省 植物防疫の在り方に関する検討会 第2回資料)

重要病害虫発生時の計画や体制の整備は、言わば県農業全体の BCP(事業継続計画)といえる。今回の経験を生かして、被害の拡大防止、農家の事業継続、早期普及を可能とするために、関係者全体で計画や体制を整備し、人材養成や訓練に取り組む必要がある。

9. 国際水準GAP推進事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	国際水準GAP推進事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	農業法人や生産者団体及び教育機関における国際水準GAPの実践を支援し、第三者GAP認証の取得を促進する。			
事業の概要	1)GAP認知度の向上	GAPを「知る・する」を幅広く推進するGAPアカデミー及び事例発表や情報交換を行うフォーラムの開催		
	2)GAPの実践レベルアップ	GAPの実践研修会の開催や実践支援活動の実施 農業者等や農業教育機関の第三者認証取得に必要な経費支援		
	3)GAP支援人材の育成	民間団体主催の指導者養成研修受講		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	16,160	7,029	5,971	5,948
決算	7,986	1,026	1,885	—

② 業務内容

GAP(Good Agricultural Practices:農業生産工程管理)は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことである。農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を含む GAP を国際水準 GAP と呼称し、ガイドラインを策定し普及を推進している。

東京オリンピック・パラリンピックでは、GAP 認証が食材調達の基準として指定されたため、GAP 認知度は高まった。

日本で普及している GAP 認証として、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP がある。他に都道府県 GAP があり、県でも当該取組を推進している。

GAP の取組み分野は、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理、その他に分かれており、認証を受けるためには、これら分野ごとの取組事項に対応する必要がある。GAP の各分野は、いずれも SDGs に貢献することから、今後、農業者が取り組む意義は大きい。

農林水産省作成資料によれば、日本からの輸出に取り組むある大手小売業者が、日本から輸出する農産物の半数近くが GAP 認証農産物となっていると述べているとのことである。

したがって、特に GLOBALG.A.P.、ASIAGAP などの国際水準 GAP 認証取得は、長野県の農産物を海外に輸出するため、県が今後も継続的に本事業に取り組むことは極めて重要である。

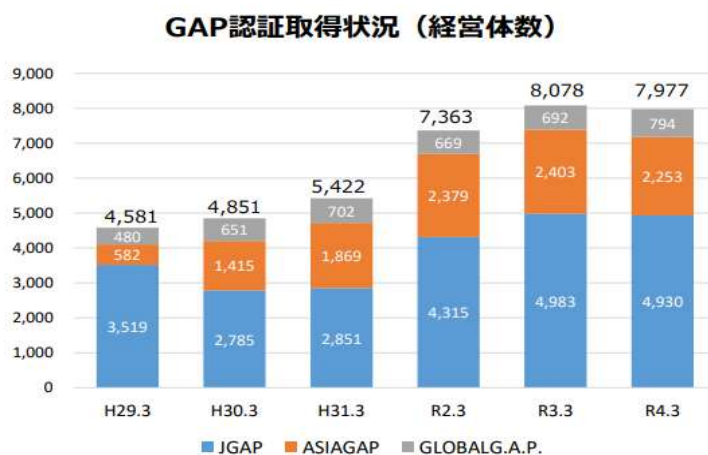
(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① ASIAGAP 等の国際認証取得について(意見 32)

日本における GAP 認証取得状況(経営体数)は、次のとおりである。⁷



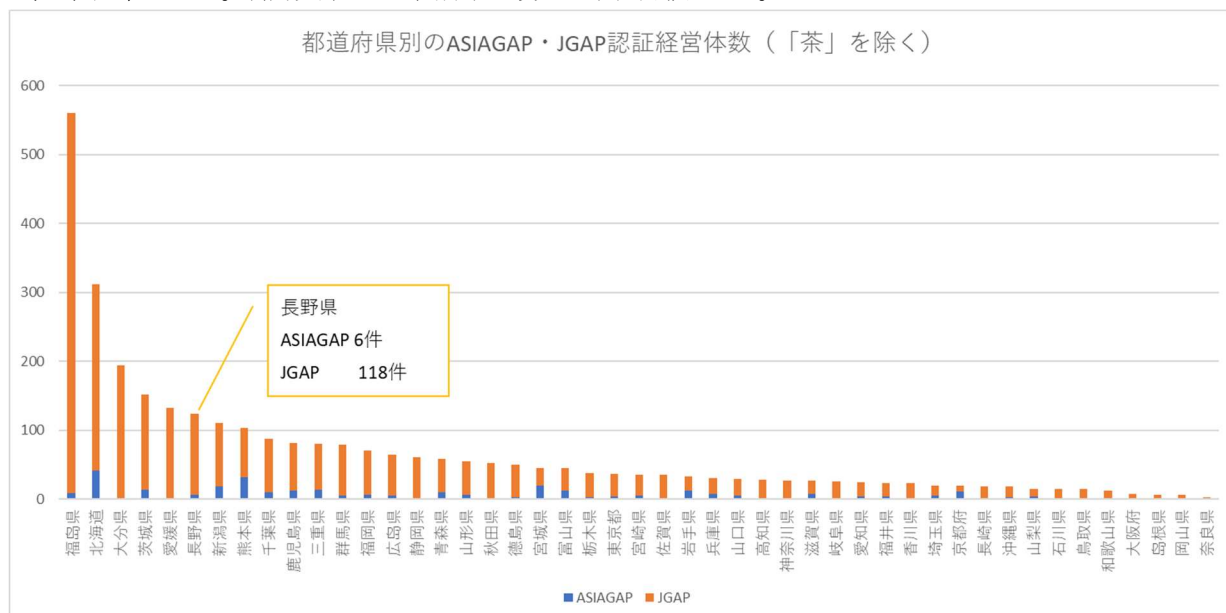
農林水産省農業環境対策課調べ

※ 青果物、穀物、茶、畜産に係る認証経営体数(国内のみ)

※ 複数の認証を取得している経営体については重複計上。

※ GLOBALG.A.P.の経営体数について、H30.3はH29.12時点、R3.3はR2.12時点、R4.3はR3.12時点。

ASIAGAP、JGAP で比較すると、長野県の GAP 認証経営体数は、「茶」を除く青果物や穀物と比較すると、全国 6 位である。県農政部はじめ関係者の努力は高く評価される。



※ https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/attach/pdf/index-2.pdf より加工して作成

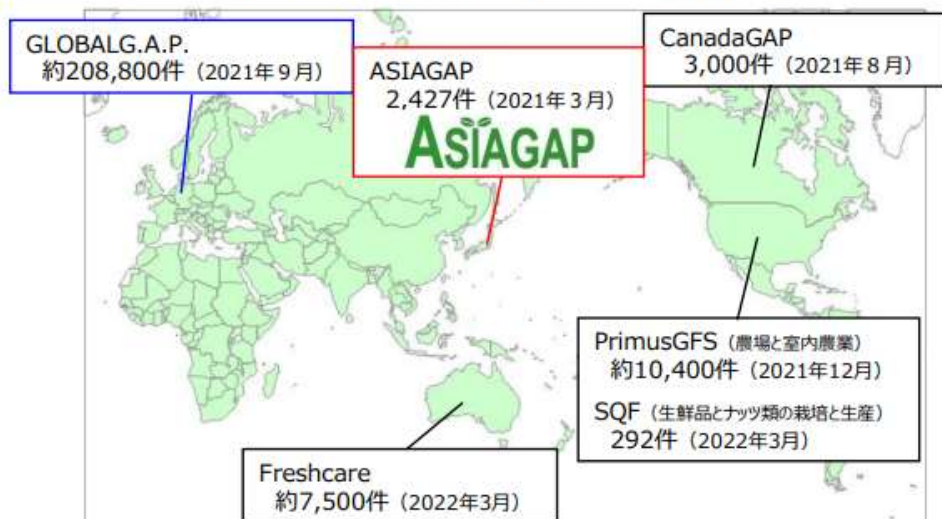
※ 「茶」を入れると、「茶」産地の影響が大きいので、除いて比較した。

(出典: 農林水産省ホームページ 都道府県別の GAP 認証経営体数(令和4年3月末時点))

⁷ GAP(農業生産工程管理)をめぐる情勢 令和4年12月 農林水産省農産局農業環境対策課 P9より

しかしながら、世界的に見ると、日本や長野県の認証件数は少ないといえる。⁸

世界のGAP認証プログラムの例と認証取得数



※ 出典:各認証プログラムの年報等を基に、農業環境対策課で作成。(2021年3月26日閲覧)
※ いずれもGFSI承認を取得している認証プログラムだが、GLOBALG.A.P.、CanadaGAP、Freshcareの承認取得数については、GFSI承認GAP認証プログラム以外の件数を含む。

国の食料・農業・農村基本計画では、「農業生産工程管理の推進 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等に資する農業生産工程管理(GAP)について、令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する。」⁹と述べている。

今後は、県農産物のブランド力の強化や輸出促進のために、JGAPのみならず、GLOBALG.A.P.、ASIAGAPの認証取得も、これまで以上に支援していく必要があると考える。

なお、国の食料・農業・農村基本計画では、農業教育機関におけるGAPに関する教育の充実についても述べているが、県農業大学校は、2つのGLOBALG.A.P.認証を受けており、これは農業大学校の中では全国一である。¹⁰

⁸ GAP(農業生産工程管理)をめぐる情勢 令和4年12月 農林水産省農産局農業環境対策課 P8

⁹ P50 食料・農業・農村基本計画 令和2年3月 P50

¹⁰ GAP(農業生産工程管理)をめぐる情勢 令和年12月 農林水産省農産局農業環境対策課 P34

10. 自然循環型農業定着促進事業

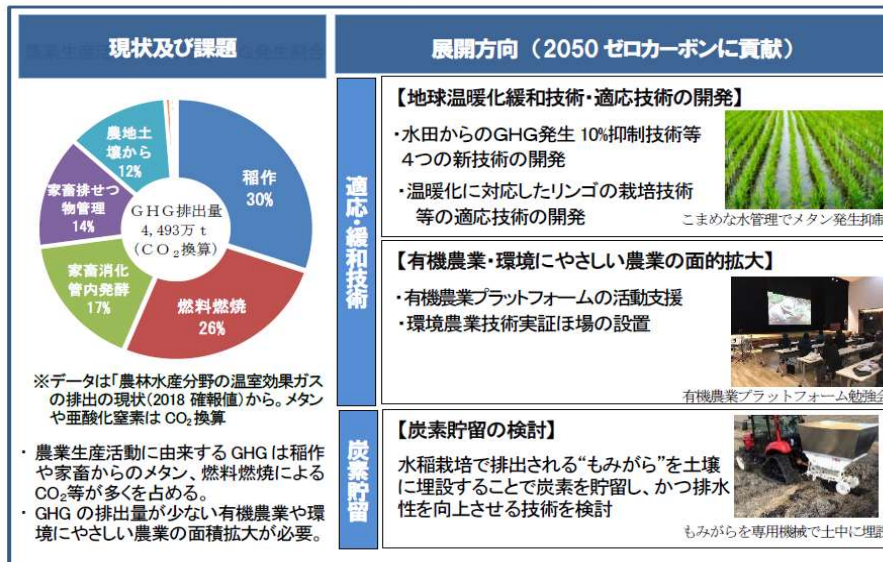
(1) 概要

① 事業概要

項目	内容				
事業名	自然循環型農業定着促進事業				
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産				
事業の目的	2050 ゼロカーボンの実現に向け、農業生産活動に由来する温室効果ガス(GHG)を削減するため、GHG発生量の削減技術の開発や土壌への炭素貯留の取組の検討を進めるとともに、有機農業などの「環境にやさしい農業」の面的な拡大を図る。				
事業の概要	緩和・適応技術の開発	地球温暖化に対応する技術に加え、水田からのメタン発生量抑制技術等の開発を推進			
	有機農業プラットフォーム推進事業	有機農業プラットフォームの活動支援等により有機農業の面的拡大を推進			
	環境農業推進事業	環境にやさしい農業の面的拡大を図るための現地実証ほ場の設置等			
	炭素貯留の検討	農業生産で排出される有機物(もみがら)を活用した炭素貯留を検討			
	環境保全型農業直接支払事業	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農家等を支援			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
当初予算	40,669	48,909	52,380	89,720	
決算	30,534	43,267	127,843	-	

② 業務内容

県によれば、事業イメージは次のとおりである。



環境保全型農業直接支払事業は、化学肥料、化学合成農薬の 5 割低減の取組みとセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援する事業である。

補助率は、国が 1/2、県と市町村がそれぞれ 1/4 となっている。

この交付金を受けるには、支援対象者、対象農地、事業要件、対象活動、品目ごとの慣行レベル、有機農業の対象品目について条件があり、複雑で誤りも生じやすい。

そのため、国の「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱」では、抽出検査を行い報告するよう定められている。県でも、「長野県環境保全型農業直接支払交付金実施要領」を定め、抽出検査を行うことになっている。

監査人が、令和3年度の抽出検査の結果についてヒアリングしたところ、22件抽出したうちの4件で不備があり、補助金を返還する対応をしたとのことであった。

不適切事案が発生する理由を確認したところ、制度の複雑さに加え、県が作成していた本交付金の資料が3つに分かれており、申請の誤りが生じやすかったとのことであった。そのため、県として、資料を1つにまとめた他、他県の資料も参考にしながらわかりやすい資料づくりに努めた。また、市町村の担当者等を対象に研修会を開催して、誤りが発生しないよう、制度内容の周知を行った。

その結果、令和4年度には、大きな誤りはなくなったとのことである。

さらに、交付金の申請フォームをエクセルで作成し、プルダウン等で選択できる内容を限定することで、更なる改善を図る予定である。

このような県の担当の取組は、高く評価される。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

11. 農業改良普及事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農業改良普及事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業目的	県農政の重点施策に対応し、農業や農村地域の担い手となる多様な人材の育成と、農業構造の体質強化による地域農業の振興及び農村社会の活性化を図るため、農業農村支援センター(10 所・2支所)に技術経営普及課を設置し、地域に根ざした農業改良普及事業を実施する。			
事業の概要	中核的経営体の育成	地域農業の将来ビジョンを描き、中核的経営体を明確にする「人・農地プラン」の実践を支援するとともに、農業経営サポート事業やトヨタ式カイゼン手法などの導入により中核的経営体の育成強化を推進		
	担い手の確保・育成	市町村やJA等との役割・機能分担を明確にして、就農相談から定着に至るまで一貫した支援を行うとともに、地域における新規就農者の円滑な受入と自立経営を促す仕組づくりの推進及びその支援体制を強化		
	農業者の所得向上	農業関係試験場等が開発した新たな生産技術や方式、品種等の速やかな普及を図るとともに、輸出や食品産業等実需者との契約的取引など販売チャネルの開拓に向けた啓発と生産体制づくりを支援		
	スマート農業の推進	AIやICTなどの導入により、省力化や生産性の向上を図り、理解を高めるための研修会等の開催や相談体制を整備する。また、拠点経営体の設置等による効果の検証や実演会を開催し、導入に向けて支援		
	中山間地域農業の振興	伝統野菜など中山間地ならではの農作物生産を振興するとともに、食文化の伝承や農村環境の保全を支援する。また、都市農村交流や「農ある暮らし」を志向する移住者や定年帰農者などの定着を確保する取組支援		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	62,697	60,562	59,691	63,527
決算	48,712	42,188	44,322	—

② 業務内容

県下 10 所の農業農村支援センターに普及指導員を配置して地域における課題を解決するため、普及活動を展開している。また、担い手の育成・確保や農業関係試験場が開発した新技術・新品種の普及、農業者の経営改善など、協同農業普及事業の実施に関する指針に基づいた普及活動(研修会 919 回、講習会 1,661 回)の展開、JA等の関係機関と連携した指導体制の整備を図り、本県農業のスマート化を加速させている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

12. 農政試験研究関係事業（農業関係試験場）

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農政試験研究関係事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	県農業の持続的な発展のために、県オリジナル品種の育成、収益性の高い農業生産技術、環境にやさしい農業技術、地球温暖化対応技術など、生産現場の問題解決や長期的な展望に立った技術開発を行う。			
事業の概要	高度化等開発研究	<ul style="list-style-type: none"> ・当面する重要課題に対して、競争的試験または農林水産省プロジェクト研究等を活用し、独立行政法人研究機関や大学と連携して研究開発を推進 ・機械化・省力化などの革新的農業技術を多分野連携により開発 		
	新資材試験等協力研究	<ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫協会からの農薬登録のための委託研究など、民間からの委託を受けて行う試験 		
	県単プロジェクト研究	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産をめぐる諸情勢や将来の県農業の発展を見据え、農業者及び関係機関からの要望に応え、地球温暖化への適応・緩和技術を普及するため、短期間に重点的に取り組み、技術確立を目指す研究 		
	素材開発研究	新技術開発、新品種育成を促進するための素材開発的研究		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	574,209	410,852	538,534	418,699
決算	456,738	332,611	427,121	-

② 業務内容

1) 試験研究の方向

農業を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、長野県の食と農業・農村の振興に向け、10年後のあるべき姿を示すとともに、それを具体的に進めるため、平成30年4月に第3期長野県食と農業農村振興計画が策定された。長野県農業関係試験場では、この振興計画の目標達成に向け、「長野県農業関係試験研究推進計画(農業技術ステップアッププログラム)」を策定し、消費者や実需者の多様なニーズに応えるオリジナル品種の育成、環境への負荷を軽減する病害虫防除技術、地球温暖化への対応技術、スマート農業技術の開発など、県農業の競争力強化と収益性の向上につながる研究を進めている。

< 試験研究の展開方向 >

I 日本をリードする研究力を活かした信州農業を革新する新品種・新技術の開発

- 1 魅力あるオリジナル品種の開発
- 2 環境への負荷を軽減できる技術の開発
- 3 多分野と連携した先端的な農業技術の開発
- 4 温暖化に適応するための技術開発

II 生産現場の課題を解決するための技術開発

- 1 安定生産のための品種改良・技術開発
- 2 低コスト・省力化・軽労化のための技術開発

(出典:長野県農業関係試験場要覧)

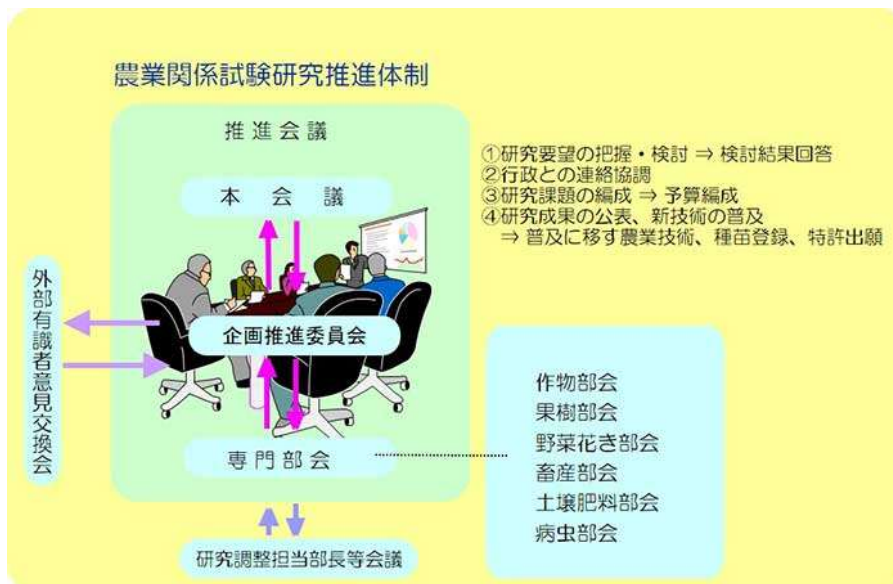
2) 農業関係試験場の所在地



(出典:長野県農業関係試験場要覧)

3) 試験研究の推進体制

行政、普及、生産現場と密接に連携しながら組織的、効率的に試験研究を推進するとともに、研究成果の速やかな公表・普及を行うため、農業関係試験研究推進会議等を設置し、研究目標、試験研究課題、研究成果等について、定期的に協議を行っている。農業試験場は、県農業関係試験場の企画調整業務を担っている。



農業試験場では、毎年、試験研究の要望・提案事項を受け付け、上記の推進体制で検討のうえ、研究課題を決定し、計画的に研究を行っている。

年度別要望事項件数の推移は、次のとおりである。

表 年度別要望事項件数の推移

(単位:件)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
件数	72	78	97	131	108	127	213	155	145	106	156	145

また、要望を受けて試験研究を行い、普及に移した農業技術の年度別の数は次のとおりであり、活発な研究を行って成果に繋がっていることが見て取れる。

表 年度別普及に移した農業技術件数の推移

(単位:件)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
普及技術	33	39	44	44	45	6	10	12	13	4
試行技術	13	17	6	11	10	10	10	5	12	10
技術情報	59	49	51	58	46	56	29	35	49	41
農薬情報	—	—	—	—	—	21	34	42	44	30
合計	105	105	101	113	101	93	83	94	118	

「普及技術」:新たな技術・品種として普及を図る農業技術

「試行技術」:普及技術とするには未解決の部分があるものの、生産技術の向上に役立ち、生産現場において試行する価値のある農業技術

「技術情報」:試験や調査で得た新たな知見で、生産技術の体系化には至らないものの、情報として参考となる農業技術

「農業情報」：農薬効果試験(対象や目的を特定した農薬(殺菌剤、殺虫剤、除草剤、植物成長調節剤等)の効果(施用により生じる薬害を含む)を検証する試験)によって得られた農業技術。平成 28 年度までは普及技術に含まれる。

(出典:「令和 3 年度農業関係試験場業務報告」より監査人作成)

近年、従来の縦割り組織を超えて、部局横断で取り組まなければならない研究テーマがある。

県でも、地球温暖化対策への取組については、産業労働部の工業技術総合センター、環境部の環境保全研究所、県農政部の農業関係試験場、林務部の林業総合センターの 4 つの試験場が、令和 2 年度に試験研究機関連携会議を設置し、令和 4 年度は農業試験場が事務局を務めている。

令和 5 年度以降、温暖化については、将来の温暖化予測を環境保全研究所が行い、対応する技術の開発を農業関係試験場や林業総合センターが行い、それに対する整理を工業技術総合センターが担う等、連携して取り組む方向である。

その他、酒米での農業関係試験場と工業技術総合センターとの連携等、必要に応じて部局を超えて研究に取り組んでいる。

4) 各試験場の業務内容

ア. 農業試験場

長野県の水稲は全国トップレベルの収量と品質を誇る。また、多様な栽培環境を活かした特色のある麦類が生産されている。

農業試験場では、水稲、麦類を対象とした先駆的で多様なニーズに応える魅力あるオリジナル品種の育成、環境への負荷を軽減できる技術、スマート農業技術、地球温暖化対策技術、安定生産のための技術、低コスト・省力化のための技術について、研究開発を行っている。また、農業関係試験場の共通の課題である、知的財産の保護・活用、農業経営管理技術の開発、農産物の安全性確保等に関する研究にも取り組んでいる。

表 農業試験場の業務内容

部	業務内容
管理部	農業関係試験場の人事・運営費予算の編成及び執行
	農業試験場及び果樹試験場の庶務及び会計
企画経営部	農業関係試験場の試験研究の企画及び調整、研究予算の編成
	農業経営及び農業情報の収集・利用に関する試験研究
知的財産管理部	農業に関する知的財産の管理及び保護活用に関する試験研究
作物部	主要穀物の栽培及び品種選定に関する試験研究
育種部	水稲・大麦・小麦等の新品種育成、原々種苗の生産配布
環境部	農用地等の環境保全、土壌保全及び農薬の安全使用に関する試験研究
	主要穀物の病害虫防除及び土壌肥料に関する試験研究、病害虫の発生予察
原村試験地	高冷地水稲の品種及び栽培に関する試験研究、麦の特性検定

(令和 3 年度の研究推進方向)

○ 技術開発の方向

- ・ 長野県の食と農業・農村の持続的発展を支える農業技術の革新に向けて、長野県の気候風土に適した特色ある水稲及び麦類等の品種育成と生産技術の開発を進める

- ・ 農業関係試験場の共通基盤部門として、知的財産の保護・活用、農産物の安全性確保対策及び農業情報システムの開発等を進める

○ 試験研究の主要項目

- ・ 日本をリードする研究力を活かした信州農業を革新する新品種・新技術の開発

⑦魅力あるオリジナル品種の開発	オリジナル酒造好適米品種の育成等
⑧環境負荷を軽減できる技術の開発	斑点米カメムシ類の総合的な発生予察技術の確立等
⑨多分野と連携した先端的な農業技術の開発	ICT を活用した畦畔の草刈り作業の省力化に向けた技術開発等
⑩温暖化に適応するための技術開発	高温条件が玄米品質低下に及ぼす影響評価と対策技術の提示

- ・ 生産現場の課題を解決するための技術開発

⑪安定生産のための品種改良・技術開発	生産・実需の多様なニーズに応える普通農作物新品種の育成等
⑫低コスト・省力化・軽作業化のための技術開発	大規模経営体の水田輪作体系に適した省力水管理技術の確立

- ・ 農業分野の知的財産権の保護・活用

県オリジナル品種の育成権の保護と鑑定技術の開発等

イ. 果樹試験場

県は恵まれた気象条件、立地条件を活かした全国屈指のくだもの生産地である。

果樹試験場では、主要品目のりんご、ぶどう、ももをはじめ、プルーン、すもも等の特産果樹について、新品種の育成、低コスト・省力化・高位安定生産技術、環境にやさしい農業生産技術及び地球温暖化対策技術等の開発に向けた試験研究に取り組んでいる。

表 果樹試験場の業務内容

部	業務内容
栽培部	果樹の栽培及び流通に関する試験研究
育種部	果樹の新品種育成、原々種苗の生産配布
環境部	果樹の病害虫防除及び土壌肥料に関する試験研究、病害虫の発生予察
(農大実科・研究科)	(農業大学校農学部果樹実科・研究科)

(令和3年度の研究推進方向)

○ 技術開発の方向

- ・ 先駆的で多様なニーズに応える新品種を開発する。
- ・ 環境への負荷を軽減できる病害虫防除、栽培技術の開発
- ・ 温暖化による果樹への影響評価とTR機構技術の開発
- ・ 新品種導入・生産拡大に向けた栽培技術を開発
- ・ 果樹の軽労化・作業簡略化に向けた栽培技術を開発

○ 試験研究のねらい

- ・ 日本をリードする研究力を活かした信州農業を革新する新品種・新技術の開発

⑦魅力あるオリジナル品種の開発	DNA マーカーの利用によるりんご黒星病抵抗品種の育成等
⑧環境負荷を軽減できる技術の開発	主要病害虫の効率的・安定的防除技術の開発
⑩温暖化に適応するための技術開発	地球温暖化によるりんご生産への影響評価

・生産現場の課題を解決するための技術開発

⑦安定生産のための品種改良・技術開発	ぶどう「クイーンルージュ®」のブランド化を推進する高品質果房の安定生産技術の開発等
⑧低コスト・省力化・軽作業化のための技術開発	省力樹形に適した果樹品種・系統の選定と最適な栽培管理方法の開発等

ウ. 野菜花き試験場 同佐久支場

県は、恵まれた気象条件と立地条件を活かした全国有数の野菜・花き・きのこの産地として発展してきた。野菜花き試験場では、安定生産と競争力の強化に向け、品質が高く病気に強い新品種の育成、低コスト・省力・軽労化技術、高品質・安定生産技術、環境にやさしい栽培技術、地球温暖化に対応できる技術の研究・開発を行っている。また、大豆、そばの高品質安定生産を目指した新品種の育成を行っている。

表 野菜花き試験場の業務内容

部	業務内容
管理部	庶務及び会計
野菜部	野菜の栽培及び流通に関する試験研究
花き部	花きの栽培及び流通に関する試験研究
育種部	野菜の新品種育成、野菜・花き等の原々種苗の生産配布
環境部	野菜・花き等の病害虫防除及び土壌肥料に関する試験研究、病害虫の発生予察
畑作部	畑作物の新品種育成、原々種苗の生産配布
菌茸部	菌茸類の栽培に関する試験研究、原々菌種の生産配布
佐久支場	東信地方の野菜等の栽培に関する試験研究
(農大実科・研究科)	(農業大学校農学部野菜花き実科・研究科)

(令和3年度の研究推進方向)

○ 技術開発の方向

- ・日本をリードする研究力を活かし信州農業を革新する野菜、花き、きのこ及び畑作物の新品種、新技術を開発
- ・野菜、花き、きのこ及び畑作物が直面している生産現場の課題を解決するための技術開発を進める

○ 試験研究の主要項目

- ・日本をリードする研究力を活かした信州農業を革新する新品種・新技術の開発

⑦魅力あるオリジナル品種の開発	魅力ある野菜、そばのオリジナル品種の開発
⑧環境負荷を軽減できる技術の開発	野菜花きの環境保全型病害虫管理技術の開発
⑨多分野と連携した先端的な農業技術の開発	レタスの機械化一環体系構築のための自動収穫機及び栽培技術の開発
⑩温暖化に適応するための新技術の開発とともに、品種育成、環境制御技術などを開発	将来的な地球温暖化がレタス生産に及ぼす影響評価と対策技術の開発

・生産現場の課題を解決するための技術開発

⑦安定生産のための品種改良・技術開発	多様なニーズに応える大豆新品種の育成等
⑧低コスト・省力化・軽作業化のための技術開発	機械利用による葉・根菜類栽培の省力化等

エ. 畜産試験場

県では、乳用牛が多く飼育されているほか、「信州プレミアム牛肉®」、「信州黄金シャモ®」などの特徴的な畜産物が生産されている。

畜産試験場では、ゆとりと夢のある畜産経営を実現するため、高品質畜産物や低コスト生産技術、環境にやさしい生産技術、地球温暖化対策技術の開発を進めるとともに、家畜・飼料作物の育種改良と増殖などをおこなっている。

表 畜産試験場の業務内容

部	業務内容
管理部	庶務及び会計
酪農肉用牛部	乳牛・肉用牛の飼養管理及び繁殖の試験研究並びに能力評価 種畜及び牛凍結精液・受精卵の生産配布
養豚養鶏部	豚・鶏の飼養管理及び繁殖の試験研究、種畜・精液・素びなの生産配布
飼料環境部	牧草・飼料作物・飼料及び畜産環境保全の試験研究、飼料の分析・検査、 飼料作物種子の生産配布
(農大実科・研究科)	(農業大学校農学部畜産実科・研究科)

(令和3年度の研究推進方向)

○ 技術開発の方向

- ・ 第3期食と農菜農村振興計画に基づき、高品質な畜産物の効率的な生産と収益性が高い畜産経営の確立に向け、新たな技術の開発や高能力種畜の効率的な作出に積極的に取り組む。また、優良種畜の受精卵や雛の配布を進めるとともに、温暖化抑制のため温室効果ガス排出抑制やアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術の開発に取り組む。
- ・ 国、県、民間企業等との連携を一層深めることにより、実用性の高い研究成果を早期に得るとともに先進的な技術開発の推進に努める。

○ 試験研究の主要項目

- ・ 魅力あるオリジナル品種の開発と多分野連携

⑦新たな遺伝的評価法による黒毛和牛の改良と、信州黄金シャモの安定生産を目的とした種鶏の選抜への取組等	
⑧多分野と連携した先端的な農業技術の開発	
・ 生産現場の課題を解決するための技術開発	
⑨温暖化に対応するための技術開発	家畜や堆肥など畜産から発生する温室効果ガスの排出を抑制する技術の開発等
⑩畜産物の安定生産と家畜の繁殖性を向上させる技術の開発	乳・肉用牛の繁殖性向上技術の開発等
⑪家畜・飼料作物生産の低コスト省力化及び家畜のストレス低減のための技術開発	アニマルウェルフェア対応型の飼育技術の開発等
⑫飼料の安定生産に向けた飼料作物新品種・栽培技術の開発	水田転作畑における子実とうもろこし増収技術等

オ. 南信農業試験場

南信地域は、気象や地形の変化に富み、数多くの作物が栽培されている。南信農業試験場では、こうした地域の特性を活かし、なしやかきを中心にブランドづくり、人や環境にやさしい技術、生産の安定化、温暖化に適応できる技術を試験研究の視点に据え、関係機関・団体、生産現場と連携して新たな品種や技術の開発に取り組んでいる。

表 南信農業試験場の業務内容

部	業務内容
管理部	庶務及び会計
栽培部	作物(なし、かき)の栽培、新品種育成、病害虫防除及び土壌肥料に関する試験研究、原々種苗の生産配布
(農大実科・研究科)	(農業大学校農学部南信農業実科・研究科)

(令和3年度の研究推進方向)

○ 技術開発の方向

- ・ 第3期長野県食と農業農村振興計画の実現を目標に、関係機関・団体、企集等との連携を図りながら、南信地域に特有な地勢や気候を生かせる農業技術や新品種を開発し、南信地域の農業の発展に貢献

○ 試験研究の主要項目

- ・ 日本をリードする研究力を活かした信州農業を革新する新品種・新技術の開発

㊦魅力あるオリジナル品種の開発	日本なしの高品質品種の育成
㊧環境負荷を軽減できる技術の開発	農薬を減らした果樹の害虫防除技術の開発
㊨多分野と連携した先端的な農業技術の開発	「市田柿」加工工程の省力化を可能とするロボット開発
㊩温暖化に適応するための技術開発	温暖化による日本なし及び「市田柿」原料かきへの影響評価
・ 生産現場の課題を解決するための技術開発	
㊪安定生産のための品種改良・技術開発	日本なし県オリジナル品種の安定生産技術の確立等
㊫低コスト・省力化・軽作業化のための技術開発	日本なしの省力・軽労栽培技術の開発等

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 職場環境の点検について(意見 33)

民間では、労働者の安全や心身の健康に配慮し、職場環境を快適に保つ義務がある(労働契約法第5条、労働安全衛生法第3条等)。

令和3年12月1日に、1)作業面の照度、2)便所の設備、3)救急用具の内容について、「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が交付され、2)3)は即日施行されている。

2)の便所については、男性用と女性用に区別することが原則であるが、同時に就業する労働者の数が常時10人以内である場合は、男性用と女性用を区別しないで、「独立個室型の便所」を設けることで足りることとされた。施行通達(基発1201第1号 令和3年12月1日 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について 令和労働省労働基準局長)によれば、「独立個室型の

便所」とは、男性用と女性用に区別しないでそれぞれでプライバシーが確保されている便所のことをいい、仕切り板又は上部若しくは下部に間隙のある壁等により構成されている便房からなる便所と対をなす概念であること」とされている。

農業試験場八重森庁舎のトイレは、男女共用ではないものの、仕切り板又は上部若しくは下部に間隙のある壁等により構成されており、プライバシーが確保されているとはいいがたい。施行通達が述べているのは、労働者の数が常時 10 人以内である場合であるが、10 人を超える場合に、間隙のある壁等でプライバシーが確保されないことを認める趣旨とは考えられない。

近年、女性の職員も増加していることから、県の各事業所では、設備の設置や改修にあたって、トイレにおけるプライバシーの確保について配慮が必要である。

今回、農業試験場でこのような事例があったということは、県農政部として、職場環境についての点検を十分に行っていない可能性があるため、対応が必要である。

地方公務員の一般職については、労働契約法や労働安全衛生法が適用除外となっているが、だからこそ、県としては、職員の職場環境については配慮が必要である。

なお、県農政部からは、令和 5 年度には、上記課題について解消予定と説明を受けている。

② 薬用作物への注力について(意見 34)

野菜花き試験場佐久支場では薬用作物の研究にも取り組んでいる。

薬用作物とは、生薬の原料となる作物で、その一部又は全部が乾燥や簡単な加工を施され、漢方薬等に使用されるものをいう。

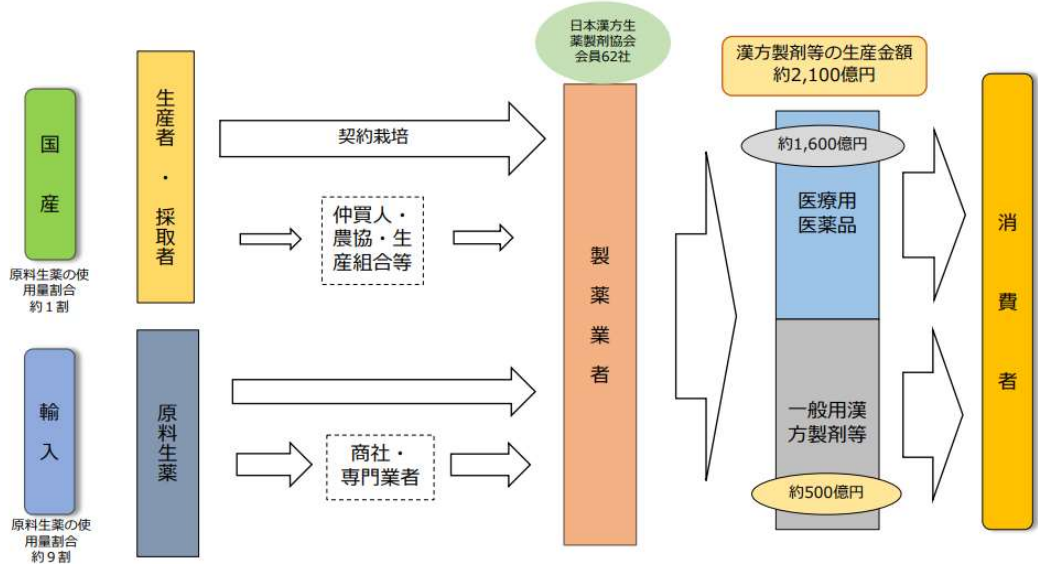
農林水産省の「薬用作物(生薬)をめぐる事情 令和 4 年 11 月」によると、薬用作物の約 9 割は輸入に頼っている。

漢方製剤等は医療現場におけるニーズが高まっており、その生産金額は直近 5 年間で約 30%増加し、2,136 億円(令和 2 年)である。その原料となる生薬の需要量は、今後とも増加が見込まれる。原料となる生薬は約 8 割を中国産が占めており、価格の上昇などにより中国産の確保が難しくなる中で、原料生薬の安定確保のため国産ニーズが高まっている。

近年、耕作放棄地の再生利用や中山間地域の活性化に繋がる作物として期待されており、県農政部としても、今後も薬用作物の生産を支援していく必要があると考える。

薬用作物の国内流通の状況

- 薬用作物の流通は、他作物のような取引市場がなく、ほとんどが製薬企業等との契約栽培。
- これにより、製薬企業等は原料の安定確保が可能となり、生産者（生産者団体）は買い取りの保証とともに、製薬企業等からの種苗の供給や栽培指導を受けている。



【漢方製剤等の生産金額の推移】

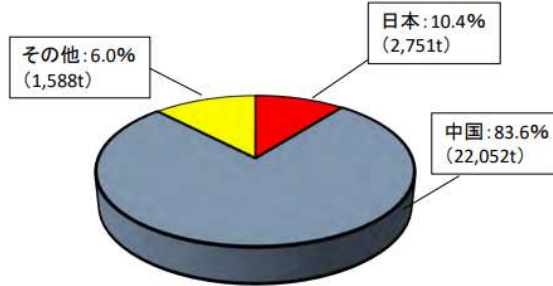
(単位：億円)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
生産金額	1,671	1,625	1,714	1,927	1,984	2,136

資料：厚生労働省「薬事工業生産動態統計調査」

注：漢方製剤等の生産金額は、薬効分類が①漢方製剤、②生薬、③其他生薬及び漢方処方に基づく医薬品に分類されるものの合計である。

【漢方製剤等の原料使用量及び生産国（平成30年度）】



資料：日本漢方生薬製剤協会調べ

注：漢方製剤等には、漢方製剤（漢方医学に基づいた複数の生薬の組み合わせ（処方）により作られた薬）のほかに生薬製剤（漢方医学には基づかない考え方で生薬等を材料に作られた薬）がある。

(出典：薬用作物(生薬)をめぐる事情 令和4年11月 農林水産省)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/yakuyou/attach/pdf/yakuyou-23.pdf> より)

V. 園芸畜産課・家畜防疫対策室の事業

1. スマート農業導入加速化事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	スマート農業導入加速化事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	農業の担い手不足・高齢化が進む中、近年、技術発展の著しいロボット・AI・ICT等先端技術を活用した「スマート農業」の実現による人手不足の解消と生産性向上を図るため、推進体制を整備し、農業の生産現場への先端技術の実装を支援・加速化する。			
事業の概要	1) スマート園芸体験事業	ア. 施設園芸指導者向けスマート農業講座 イ. お試し導入事業		
	2) スマート畜産普及推進事業	ア. スマート畜産普及推進事業(お試し導入) イ. 畜産 ICT 事業及び楽酪 GO 事業		
(単位: 千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	11,139	2,086	1,166	544
決算	10,012	1,683	911	-

② 業務内容

長野県の園芸作物(果樹、野菜、花き、きのこ)は、県農業農村総合生産の約 70%、(2,097 億円/県全体 2,983 億円 平成 30 年県推計)を占める主要部門であり、レタス、りんご、カーネーション、えのきたけなど全国シェア上位品目も多く、質の高い多様な品目・品種がバランスよく生産されている。

こうした長野県の特徴を元に、県内で育成されたオリジナル品種や立地条件を活かした販売力の高い品目・品種の導入、拡大等を進めることにより、競争力の高い園芸産地を実現する。

長野県の畜産は、従事者の高齢化が進み、農家数、家畜飼養頭羽数とも減少傾向となっている。また経営面では、生産物価格は堅調に推移している。

しかしながら、一方で、家畜導入費の高騰・飼料価格の高止まり等が収益に影響を及ぼしていることから、経営規模の拡大による効率化や自給飼料生産を推進し、生産性を向上させ収益性を高める必要がある。

1) スマート園芸体験事業

施設果菜類(きゅうり等)を対象に、環境モニタリング技術による栽培環境の「見える化」と、栽培・環境制御の両方を指導できる専門技術者の養成により、本県に適した信州型スマートハウス栽培技術の確立と普及を図るものである。具体的には次の事業を実施している。

表 スマート園芸体験事業

項目	内容
ア. 施設園芸指導者向けスマート農業講座	普及指導員、JA 技術員等を対象に環境モニタリングや、それを活用した環境制御技術、養液栽培の体系的セミナーを開催し、導入支援、技術支援のできる専門家を養成する。
イ. お試し導入事業 (令和4年度は「スマートハウス栽培実践産地育成支援」)	県が購入したスマート農業機械を、JA 等を通じて意欲ある農業生産者がお試し利用する。

ア. 施設園芸指導者向けスマート農業講座

生産流通コスト低減や付加価値の高い生産・供給体制の確立に向けた施設整備、新たな技術の現地への普及等に必要な機械等の導入を支援している。また、スマート農業技術の効果を生産者が実感できるよう、生産者への「お試し導入」を実施している。「お試し導入」について令和3年度は、4種類28台の導入実績がある。

普及指導員、JA技術員等を対象に環境モニタリングや、それを活用した環境制御技術、養液栽培の体系的セミナーを開催し、導入支援、技術支援のできる専門家を養成している。

イ. スマートハウス栽培実践産地育成支援

次表の機械を県が購入し、JA等を通じて意欲ある農業生産者がお試し利用している。

表 スマートハウス栽培実践産地育成支援

項目\商品名	みどりボックス (施設園芸圃場モニタリングシステム)	おいし果 (果実非破壊糖度計)	ラクベスト (果樹樹作業用アシストスーツ)	AeroBack (重量物運搬アシストスーツ)
総台数	5台	6	10	10
対象作物等	施設栽培(果樹・野菜・花き)	果樹(主にシソ/ナス科)	果樹(ぶどう、なし)	野菜、果樹等
管理者(貸付先)	生産者5戸	JA等(最終利用者は生産者)		
利用方法	農場に設置	JAに一任	生産者日替り交代等	
貸付期間	原則1年(作物栽培状況により変更する場合がある)			
利用後の報告	指導機関聞き取り	JA意見集約	利用者からのアンケート	
役割	農業農村振興課	貸付事務、機器管理(適正な管理状況の把握)		
	技術経営普及課	栽培指導、適正な使用指導		

注：令和4年からの通信費は利用者負担

上表の機器の購入価格は次表のとおりである。

表 機器購入価格

機器名	1台当たりの価格(税込み)	台数	資産合計額(税込み)
みどりボックス	215,784円	5台	1,078,820円
おいし果	370,170円	6台	2,221,020円
ラクベスト	110,160円	10台	1,101,600円
AeroBack	162,000円	10台	1,620,000円

直近4年間の回転率は、令和元年から令和4年で、みどりボックスとおいし果は、すべて100%、ラクベスト(100%、100%、80%、70%)、AeroBackが(100%、100%、100%、90%)と、良好である。

2)スマート畜産普及推進事業

AIやICT、IoT等を利用したスマート畜産技術の普及支援、それによる畜産生産現場の省力化と生産性向上を目指すものである。具体的には次の事業を実施している。

表 スマート畜産普及推進事業

項目	内容
1)スマート畜産普及推進事業(お試し導入)	県が所有する機器を、意欲ある農業生産者に貸し出しお試し利用する。
2)畜産 ICT 事業及び楽酪 GO 事業	以下の事業を通してスマート機器の導入推進を図る。 ア. 畜産 ICT 事業 イ. 楽酪 GO 事業

ア. スマート畜産普及推進事業(お試し導入)

牛群管理システム(酪農経営体及び乳肉複合経営体)及び分娩監視システム(繁殖肉牛経営体及び乳肉複合経営体)について、合計4件でお試し導入を行った。この結果、繁殖成績の向上や、分娩監視時間の大幅な削減等の効果が確認された。

県が貸し出している機器は次のとおりである。

①牛群管理システム

機 械 名	対 象	センサ
「Farmnote Color」	おおむね50頭飼養	20台
<ul style="list-style-type: none"> ・酪農家1戸あたりに20頭分のFarmnote Color(加速度センサー)を配布 ・リアルタイムで牛の活動情報をクラウドに集計して人工知能が状態を解析 ・畜産農家の携帯電話に発情徴候等の情報が通知・表示される 		

②分娩監視システム

機 械 名	対 象	センサ
「モバイル牛温恵」	おおむね20頭飼養	3台
<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家1戸あたりに機器一式(親機1台・子機1台・3台の体温センサー)を配布 ・分娩予定の7日前に母牛の膣内に体温センサーを挿入し、体温変化を分析 ・分娩徴候(分娩の約1日前に段取り通報と駆けつけ通報(1次破水))がメールで届く 		

③ 成果の評価方法

成果の評価方法として、たとえば、次表の分娩監視システムでは、牛の分娩後の受胎が目標から遅れた日数で、経済的な損失発生を試算している。これをシステムの導入前後で比較し両金額を算出し、その削減額(3,889,969円)を成果としている。

経営上の導入効果事例 (「①牛群管理システム」)

経営規模	監視時間	分娩事故
飼養20頭 自宅⇄牛舎 25分	95% (6h/頭) 削減 時給換算133,000円	20%→0% 子牛3頭増、うち雄2頭販売 1,594,000円の損失を回避

経営上の導入効果事例 (「②分娩監視システム」)

経営規模	牛群平均搾乳日数	分娩後初回授精日数
経産牛36頭	38日短縮	23日短縮 (74日 → 51日) 年間3,889,969円の損失を回避

④ 回転率の伸び悩み

令和4年4月時点で「Farmnote Color」のお試し要望は0件、「モバイル牛温恵」が1件と要望が少ないように見える。

しかしながら、令和元年度よりお試し導入事業を進めており、毎年各機器で2件ずつ実施してきており、その成果として、令和4年11月時点で「Farmnote Color」等の発情発見装置は24件、「モバイル牛温恵」等の分娩監視装置は34件導入されてきた。興味関心のある経営体には、かなりの程度導入が進んだと考えられる。

また、令和4年度より、通信費・利用料(年間5~15万円)は農家負担としたことに加え、昨今の飼料価格高騰が経営を圧迫する中、新たな取組に投資することが難しい面もあると考えられる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 信州園芸産地生産力強化事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	信州園芸産地生産力強化事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	県農業の多様な生産力を強化するため、高品質で付加価値の高い園芸作物等の生産・供給体制の確立を支援する。			
事業の概要	1)信州農業生産力強化対策事業	革新的新技術の普及、マーケットニーズに対応した生産施設等の導入を支援		
	2)園芸産地強化対策整備事業	品質向上、契約販売を推進するための集出荷施設等の整備を支援		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	1,178,705	1,049,882	1,576,040	1,416,917
決算	1,562,988	700,123	385,087	-

② 業務内容

1)信州農業生産力強化対策事業【県の事業】

ア. 事業の概要

本事業は、県農業の多様な生産力強化を図るため、新たな技術の現地への普及やマーケットニーズに対応した産地の育成に必要な機械・施設等の導入等を支援するものであり、令和3年度は23団体に対し支援を行った。事業実施主体は、3戸以上の農業者が組織する団体等である。事業実施主体の要件や補助率は農畜産業振興事業補助金交付要綱、信州農業生産力強化対策事業実施要領、信州農業生産力強化対策事業実施基準に記載されており、補助率は事業費の2分の1以内であり、上限は250万円である。

補助対象となる事業は毎年一定の見直しを行っており、令和3年度は次のメニューで支援を行っている。

表 令和3年度のメニュー

項目	内容
革新的新技術導入モデル事業	試験場等が開発した技術による機械・設備等のモデル導入支援
マーケットニーズ対応産地支援事業	マーケットニーズに対応した作物の生産施設・機械導入支援
経営管理システム導入支援事業	ICTを活用した経営管理システム化の新規導入に要する経費を支援
「もも」の戦略的導入支援対策事業	海外需要の高い「もも」の生産拡大に取り組む産地に対し種苗導入や園地整備等を支援
新規就農者向け共同利用作業場整備事業	新規就農者対象の共同利用作業場の整備支援
災害に強い園芸施設補強支援事業	りんごトレリスの補強に要する経費を支援

イ. 強化事業に選定される品目の選定方法について

事業実施の対象品目は、信州農業生産力強化対策事業実施基準に記載のものとなる。具体的な品目と生産振興方針は「長野県果樹農業振興計画書」、「長野県野菜基本計画」、「長野県花き振興計画」に記載されている。

ウ. 強化事業の選定採択方法について

選定を公平に行うため、各品目担当者(県庁職員)からなる「採択検討委員会」を設置して多角的に検討・決定している。

具体的には、現地機関から提出された「事業概要書」と「ポイント表」を元に、要件の充足性、事業の適正性等を検討している。

検討内容、ポイント数、各地域の優先順位等を勘案し、課員で総合的に審査した後、補助金割当は園芸畜産課で決定している。

エ. 対策実施と効果測定の判断について

事業活用のための申請に当たっては(補助金申請)、「信州農業生産力強化対策事業実施計画書」の作成・提出が必要であるが、そこに3年後までの品目別作付面積等の見込を記載する。これらはメニューによって異なる面積基準が記載されており、信州農業生産力強化対策事業実施基準に記載されている。この計画書の記載時の目標設定内容は、関係者の協議後、最終的には各現地機関の承認で決まる。

一方、実績報告に関しては、県として徴求する規定はなく、現地機関のフォローが中心(集合研修等で報告されるような形)となっている。

2)園芸産地強化対策整備事業【国の事業】

本事業は、生産・流通コストの低減や高品質で付加価値の高い生産・供給体制の確立を図るため、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」または「産地生産基盤パワーアップ事業補助金」を活用し、農業者や農業者団体等が行う集出荷貯蔵施設などの産地管理施設の整備や、農業用機械等の導入等を行う取組を支援するものである。

令和3年度は、果樹の加工施設の整備、資材導入、農業用機械リース導入など、5団体に対して支援を行った(繰越事業は除く)。

なお、「産地生産基盤パワーアップ事業補助金」では、国の交付要綱により、取組の方向性を定めるため、県が都道府県事業実施方針を作成し、これに沿った産地計画となるよう地域農業再生協議会等に対して指導・助言を行っている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① サンプル調査の方法について(意見 35)

「産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策・生産基盤強化対策)都道府県事業実施方針」は、その目的を、“国際競争力を持った攻めの農業を展開するため、本県の農業について、次の計画等と整合させつつ、地域の営農戦略等に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。”としている。

- 1) 第3期長野県食と農業農村振興計画
- 2) 長野県農業振興地域整備基本方針

- 3) 長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- 4) 長野県農地中間管理事業の推進に関する基本方針
- 5) 長野県水田収益力強化ビジョン
- 6) 長野米基本計画
- 7) 麦・大豆・そば生産振興方針
- 8) 長野県果樹農業振興計画
- 9) 長野県野菜基本計画
- 10) 長野県花き基本計画

この「2 基本方針」の中で、米・麦・大豆・そば等の作物ごとに、収益力アップの KPI (Key Performance Indicator) を種々設定し、測定・報告・評価を実施するという記載がある。このうち、米・麦・大豆・そば【労働生産性の比較の考え方】③で、“労働時間の現状値の把握は、全ての受益農業者または受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査または作業日誌等の提出等により行うものとする”とある(以下全ての作物で引用)。

ここで、サンプル数の考え方で“平方根で求めたサンプル以上・・・”という記載があるが、この方法はサンプル数を簡略的に求めるための方法と考えられる。この場合、若干注意が必要だと考えたのは、単純に長野県の農業人口(102,706人)を母数と考え、この平方根で約320件のサンプルと考えることについてである。

実際のサンプル数の取り方は不明なので分からないが、一般的に単純無作為抽出で、信頼係数 95% (許容誤差 5%) のアンケート調査を実施する場合に必要なサンプル数は次の数値になるといわれている。

必要なサンプル数	母集団
384 人	100 万人
383 人	10 万人
370 人	1 万人
278 人	1,000 人
80 人	100 人

すなわち、母数が一定以上大きい場合は、400人というサンプル数が統計学上妥当といわれている。

また、本来、作業体系が異なる作物に従事する農家全体をひとつの母集団で捉えることについては検討が必要である。本来であれば、作物別の農家グループをサンプル母集団として別個に捉える必要がある。

そうすると、たとえば同様の作業体系の作物グループが10グループに分かれたとすると、1グループが平均で10,000人になる。単純にこの平方根を採ると、100人というサンプル数になってしまう。しかしながら、信頼係数95%を確保するには、370人のサンプル数が各グループから必要である。このことを考慮してサンプル数を設定しないと、現場の聞き取りを行っても代表値が求められない懸念がある。

サンプル母集団の捉え方には十分留意する必要がある。

② 信州農業生産力強化対策事業の実績報告について(意見 36)

信州農業生産力強化対策事業の補助金を利用するためには、事業者による「実施計画書」の作成が必要である。

「実施計画書」には、3年後までの品目別作付面積見込等を記載することとなっているが、これらは、信州農業生産力強化対策事業実施基準によりメニューによって異なる。計画書の記載時の目標設定内容は、

関係者の協議後、最終的には現地機関の承認で決まる。これにより、補助金を利用することによって、農業生産性、収益がどのように向上するのかを明確にすることとなる。

しかしながら、この計画に対する実績報告に関しては特に求められておらず、専ら現地機関のフォローに任せているとのことである。

国費の補助金に関しては、収益性等の向上評価や実績報告が義務付けられているが、県費の補助金事業は、評価実績報告を義務付けるシステムになっていない。現地機関のみならず、県担当部門でもその評価方法を明確にし、実績報告を継続的に受け取る仕組みを整える必要がある。

③ 信州農業生産力強化対策事業予算の内訳について(意見 37)

信州農業生産力強化対策事業の令和3年度の当初予算は52百万円とされている。この予算については、園芸畜産課のみに配当されている予算のように見える。しかしながら、実際には園芸畜産課以外の農村振興課、農業技術課の予算も含まれているとのことであった。

県農政部の補助金は、「細目」及び「細々目」ごとに予算配当がされている。課内あるいは所別に予算配当額は把握しているが、予算書や支出負担行為データには、この分類を正確に反映したデータが確認できる形で登録されていない。

予算集計と会計システムの連携及び部門・事業コード体系の整理と集計システムの構築に向けての検討が必要である。

3. 信州果実で稼ぐ力強化事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	信州果実で稼ぐ力強化事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	県農業の基幹である果樹の“強み”を伸ばすため、りんご高密度栽培専用苗木の安定供給に向けた生産環境の整備支援と、期待の県オリジナル新品種のぶどう「クイーンルージュ®」の市場デビューに併せた市場評価の収集や、その反映による高品質果実の生産支援等により産地育成を図る。			
事業の概要	1)高密度・新しい化栽培 推進事業	りんごフェザー苗木増産支援		
	2)信州新果実市場評価 向上事業	県オリジナル新品種の評価向上		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	1,843	1,112	2,167	2,208
決算	1,256	696	960	-

② 業務内容

1)高密度・新しい化栽培 推進事業

りんごフェザー苗木増産支援として、専用台木の母株養成ほ場の整備及び管理に要する経費への補助を行っている。

「わい化栽培」とは、わい性台木を用いて樹高を低くし、栽植本数を多くして栽培する方法である。普通樹の栽培と比較すると、1本の木からの収量は減るが、同じ面積に約10倍以上の苗木を植えるため、全体の(単位面積当たりの)収量は逆に増加する。

「新しい化栽培」とは、「わい化栽培」をさらに発展させ、フェザー苗木を利用した、コンパクトで密植度を高めた栽培であり、一層の省力化と、早期(これまで6、7年かかったものが4、5年)に多収穫が見込める栽培方法である。

2)信州新果実市場評価 向上事業

県オリジナル新品種の評価向上を図るため次の事業を実施している。

- ア. 市場デビューに伴う市場評価獲得(ぶどう「クイーンルージュ®」)
- イ. 販路拡大に向けた市場評価向上(りんご「シナノリップ」、日本すもも「シナノパール」)
- ウ. マーケットにおける優位なポジションの確保

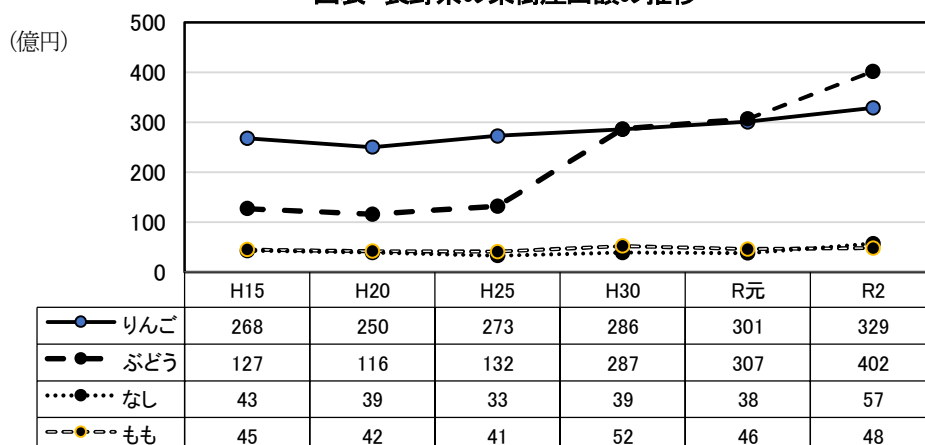
令和3年度は、新品種の評価獲得と栽培技術向上のため、研修会を実施(10回、301人)している。また、「クイーンルージュ®」の認知拡大に向けた県外市場関係者向けビデオメッセージの配信を行っている。

③ 果実産出額と単位収穫量(kg/ha)の推移

次の図及び表は、近年の長野県の果実産出額の推移を示したものである。

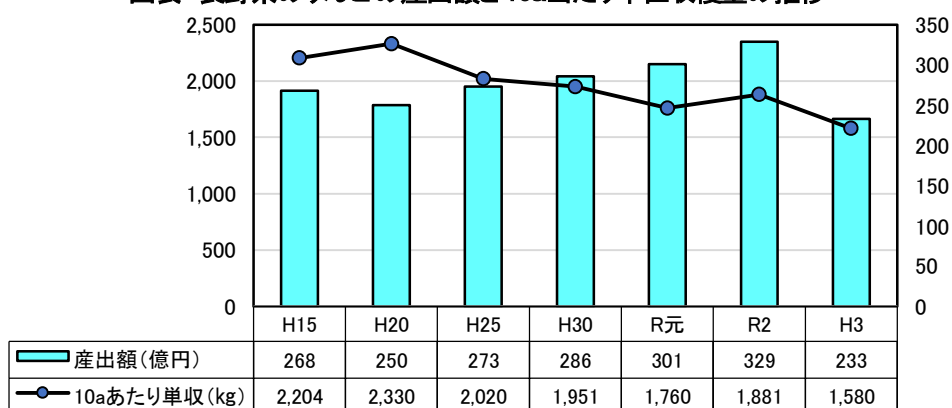
果実の主要4品種(りんご、ぶどう、日本なし及びもも)の産出額をみると、りんごは横ばいから微増、ぶどうは増加していることが分かる。また、日本なし及びももはほぼ横ばいで推移している。

図表 長野県の果樹産出額の推移



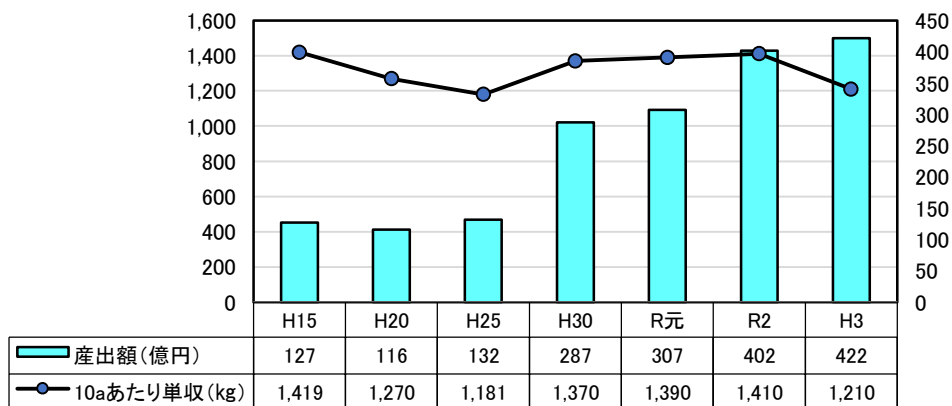
次の図及び表は、長野県のりんごの産出額と10aあたり単位収穫量の推移を示したものである。平成20年度と令和3年度を除き産出額は概ね増加傾向であるが、一方で、10aあたりの収穫量(以下「単位収穫量」という。)が下がっているのが気になるところである。

図表 長野県りんごの産出額と10aあたり単位収穫量の推移



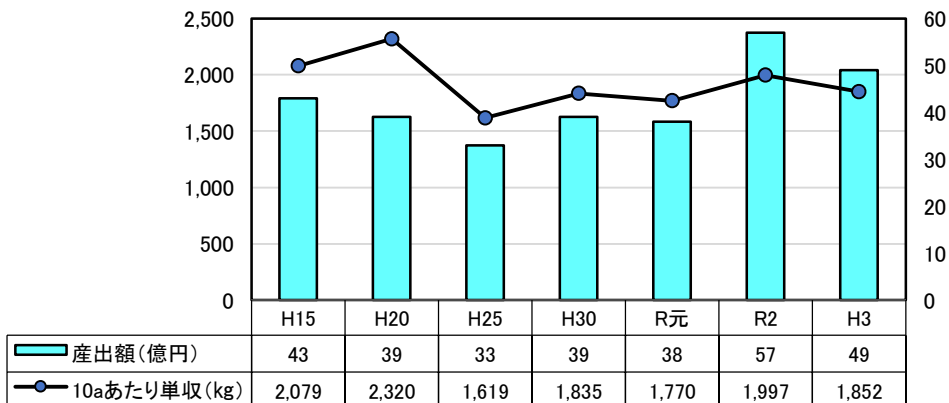
次の図及び表は、長野県のぶどうの産出額と10aあたり単位収穫量の推移を示したものである。産出額は概ね増加傾向であるが、一方で令和3年度は単位収穫量が下がっている。

図表 長野県ぶどうの産出額と10aあたり単位収穫量の推移



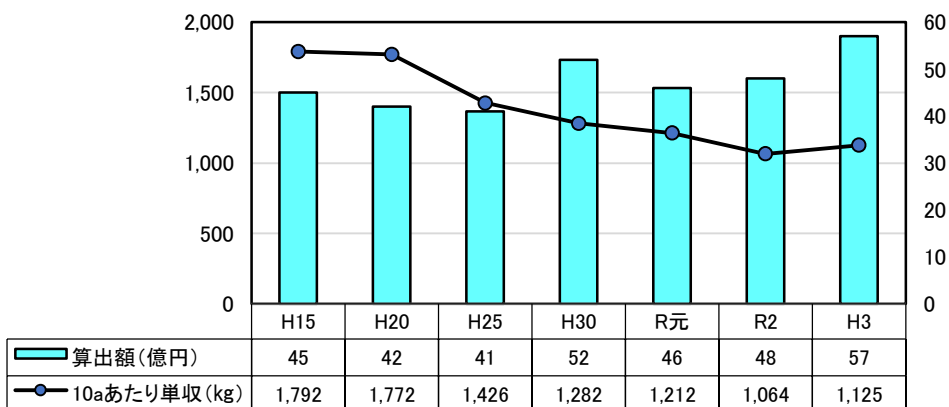
次の図及び表は、長野県の日本なしの産出額と 10a 当たり単収の推移を示したものである。令和 3 年度は、前年より産出額、単収とも下がっている。

図表 長野県の日本なしの産出額と 10a 当たり単収の推移



次の図及び表は、長野県のももの産出額と 10a 当たり単収の推移を示したものである。産出額は概ね増加傾向であるが、一方では単収は下がっている。

図表 長野県のももの産出額と 10a 当たり単収の推移



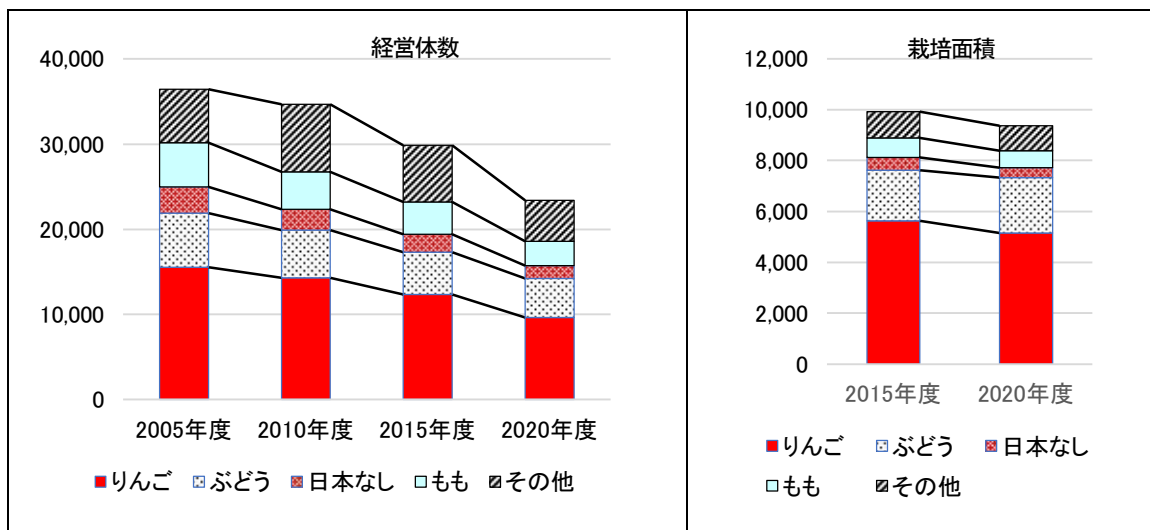
④ 栽培経営体数と栽培面積の推移

次の表及び図は、販売目的の果樹類の品目別栽培経営体数と栽培面積の推移を示したものである。

栽培経営体数、栽培面積とも減少傾向にある。栽培経営体数の減少は、集約化の効果の表れと言えなくもないが、栽培面積も減少し、同時に単収も減少にある点が非常に気になる点である。

表 経営体数と栽培面積の推移

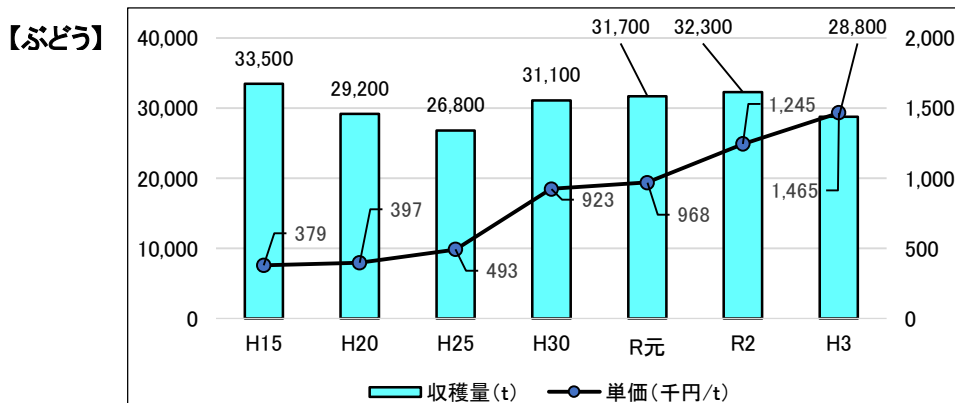
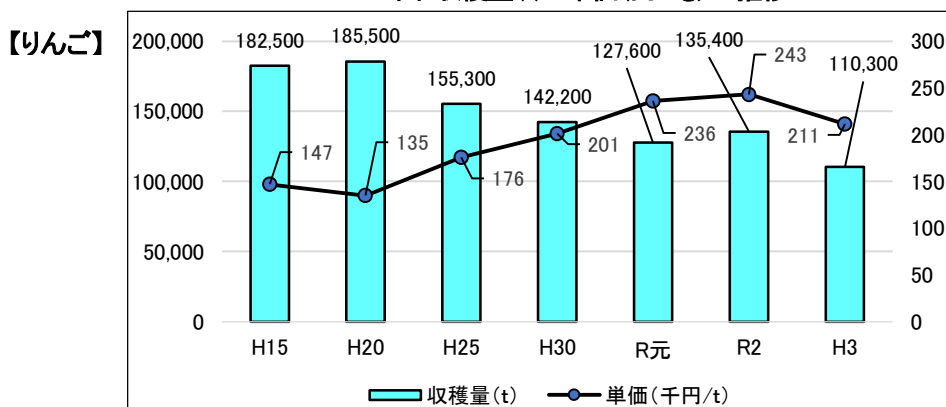
年度	経営体数				栽培面積	
	2005 年度	2010 年度	2015 年度	2020 年度	2015 年度	2020 年度
りんご	15,539	14,277	12,345	9,661	5,628	5,150
ぶどう	6,344	5,643	4,985	4,535	1,987	2,175
日本なし	3,086	2,435	2,095	1,528	497	389
もも	5,217	4,355	3,783	2,889	787	670
その他	6,260	7,968	6,680	4,778	1,029	985
合計	36,446	34,678	29,888	23,391	9,928	9,369



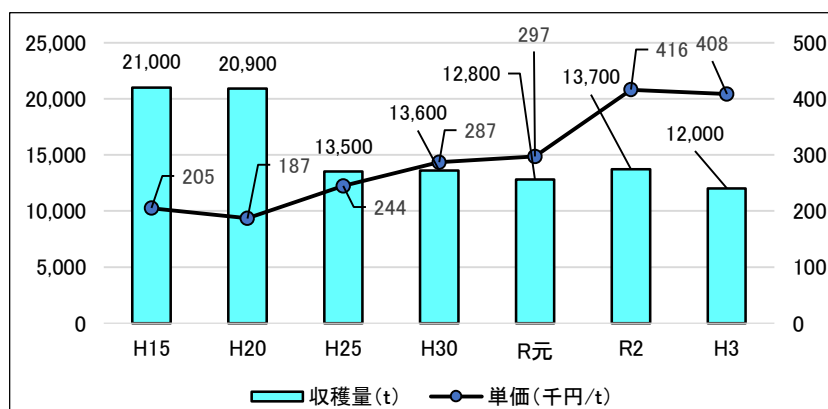
⑤ 生産額(単価と収穫数)の分析

上記の結果より、果実の主要4品種の産出額(金額ベース)は、概ね増加傾向にあることが分かる。産出高は単価×生産数(収穫数)で求められる。これら2つの要因に分解したものが次のグラフである(収穫量が左軸、単価が右軸)。

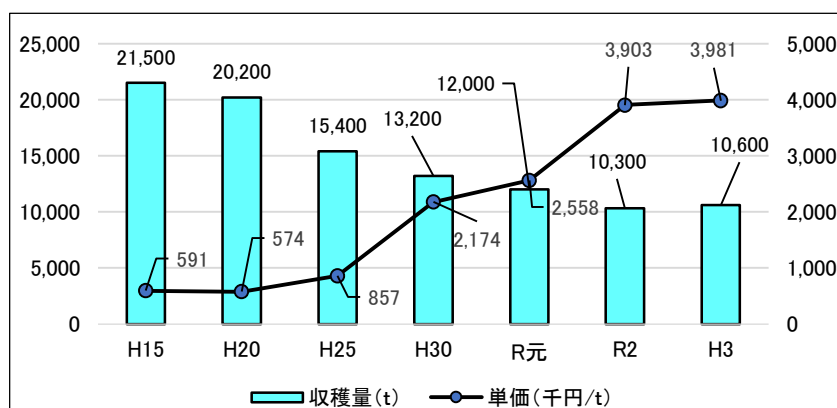
図 収穫量(t)と単価(円/kg)の推移



【日本なし】



【もも】



上記の表及びグラフから分かるのは、産出高の増加要因は単価の上昇による原因が大きいことである。一方で、収穫量は減少傾向にあることが分かる。

⑥ りんご新しい化面積の推移

次表は、りんご栽培面積に占めるわい化面積、わい化面積に占める高密度植・新しい化面積の推移である。

りんご栽培面積は減少傾向にあり、わい化面積はほぼ横ばいで推移、高密度植・新しい化面積は微増で、大幅な伸びは示していない。

表 りんご新しい化面積推移

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (目標)
りんご栽培面積	7,980	7,900	7,870	7,800	7,700	7,580	7,500	7,410	7,330	7,728
うち、わい化面積	3,711	3,703	3,656	3,546	3,817	3,616	3,649	3,689	3,498	—
うち、高密度植・新しい化面積	172	209	227	257	302	306	358	520	590	735

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 施策評価の指標について(意見 38)

事業では、第3次計画の〈成果目標〉として、以下の新品種の栽培面積等を掲げて取り組んでいる。

- ・りんご「シナノリップ」 224ha
- ・ぶどう「クイーンルージュ®」 100ha
- ・日本すもも「シナノパール」 14ha(2022)

ぶどうに関しては、「シャインマスカット」を中心に単価、生産数量とも好調で推移している。

りんごに関しては、県オリジナル品種を中心に、生産数量は減少傾向であるが、単価は上昇傾向のため、りんご全体の産出高は上昇基調で推移している。

上昇基調で推移している県オリジナル品種の優位性をさらに周知して、単価、生産数量とも上昇傾向ラインを維持していきたいところである。

経営体数の減少は集約化の影響があるとしても、懸念されるのは、栽培面積が減少し、また、「新わい化(高密度植わい化)」面積が伸び悩んでいることである。

栽培面積の減少が、集約化の過程での荒廃化等に伴う原因要素にあるとすると、非常に憂慮すべき内容なので、産出高確保の基本ベースとして、計画的な改植を推進し、生産量を維持するための対策は必須である。

栽培面積の減少による生産数量の減少をくいとめるため、計画的な改植を推進し、産出高確保を基本ベースとした対策は必須であると考えます。

もうひとつ、加えて述べたいのは生産性についてである。高密度植わい化は、工場製品に例えると作業時間短縮と製品歩留の向上を意味するものであり、即ち“生産性”の大幅改善である。

その意味で憂慮すべき傾向が、「単位収穫量」の大幅減少である。この現象は、既存品種のりんごに留まらず、県オリジナル品種のりんご、日本なし、もも等にも顕著に表れている。

特に、りんごの「単位収穫量」の大幅減少の要因は、「単位収穫量」が約 4tの普通樹の栽培面積が約 50%を占めていることも考慮すべき点である。このため、早期多収・高収量化が期待できる新わい化(高密度植わい化)栽培面積の拡大を進める必要がある。

ぶどうは、単位収穫量を維持しているが、先に述べたように、農家の収益力アップも実現するため、また食糧自給対策も考慮すると、「生産性の向上」としての「単位収穫量」の向上は最も重要なポイントではないだろうか。よってこの単位収穫量の減少、あるいは伸び悩みの原因分析を行い、単位収穫量の向上を実現するための施策と、その評価に注力する必要がある。

また、生産性を考えるとき、ロス率(=出荷高/産出高)に関しても検討が必要と思われる。これは産出高に占める、収益(=売上)に結びつかないものの金額である。

ロス率は、りんごで約8%、ぶどうで5.6%、日本なしで5.8%、ももに至っては約10%となっている。この割合は、変形果、作業上での毀損、その他様々な原因が考えられるが、たとえばロス率が10%ということは、売上(この場合は≒所得)が1000万円なら、100万円をなくしてしまったことになる。農業収益に影響するこのロス率の削減も、施策評価の指標として考慮する必要がある。

ただし、こうした単位収穫量やロス率を全国で求めて比較すると、長野県は、単位収穫量でりんごが6位、ぶどうは1位、日本なし3位、もも8位と、かなり優秀な成績である。またロス率に関しても、りんごが青森9.3%に対して8.0%、ぶどうは山梨の4.6%に対して5.6%、日本なしは平均ロス率7.0%に対して5.8%と優秀あるいは善戦しているといえる。

日本なしのロス率は、最大出荷高を誇る千葉県の 1.1%に比較すると、まだまだ改善すべきことがあるかもしれない。また、もものロス率は 9.9%と全国平均 7.7%を大きく上回っている。最大出荷高を誇る山梨県の 4.3%、第 2 位の福島県の 7.9%と比較しても見劣りがする。生産性が低下した園地の増加や、果実あるいは品種固有の問題があるかもしれない。いずれにしても、今後、改善すべき余地がある可能性があり検討が必要である。

表 果実所要 4 品目のロス率

項目	りんご	ぶどう	日本なし	もも
① 結果樹面積(10a)	72,000	22,900	6,860	9,680
② 経営体数(戸)	9,661	4,535	1,528	2,889
③ 結果樹面積(10a)/戸	7.5	5.1	4.5	3.4
④ 収量(kg)/単位面積(10a)	1881	1,410	1,997	1,064
⑤ 収穫量(kg)/(戸)	14,019	7,123	8,967	3,566
⑥ 単価(円/kg)	243	1,245	416	466
⑦ 産出高(円)	32,911,326,837	40,203,491,053	5,700,655,708	4,801,013,126
⑧ 出荷数(kg)	124,600,000	30,500,000	12,900,000	9,280,000
⑨ 売上高(円)	30,277,800,000	37,959,752,322	5,367,153,285	4,324,660,194
⑩ ロス	2,633,526,837	2,243,738,731	333,502,423	476,352,932
⑪ ロス率	8.0%	5.6%	5.9%	9.9%

①:生産農業所得統計

②:販売目的の果樹類の品目別栽培経営体数と栽培面積(センサスより)

③:①/②

④:長野県果樹生産状況

⑤:③×④

⑥:長野県果樹生産状況

⑦:⑤×⑥×①

⑧:農水省:作物統計調査(果樹)

⑨:⑧×⑥

⑩:⑦-⑨

⑪:⑩/⑦

表 都道府県別果樹結果樹面積、10a 当たり収量、収穫量及び出荷量(令和2年産)

【りんご】

単位収穫量順位	都道府県	結果樹面積(ha)	収量(10a 当たり)	収穫量(t)	出荷量(t)	ロス率
1	青森	19,700	2,350	463,000	420,100	9.3%
2	岩手	2,300	2,050	47,200	40,600	14.0%
3	広島	86	1,980	1,700	1,620	4.7%
4	秋田	1,290	1,950	25,200	23,000	8.7%
5	山形	2,150	1,930	41,500	36,300	12.5%
6	長野	7,200	1,880	135,400	124,600	8.0%
7	岐阜	81	1,830	1,480	1,340	9.5%
8	山口	43	1,800	774	686	11.4%
9	福島	1,200	1,760	21,100	18,300	13.3%
10	栃木	140	1,720	2,410	2,240	7.1%

【ぶどう】

単位収穫量順位	都道府県	結果樹面積(ha)	収量(10a 当たり)	収穫量(t)	出荷量(t)	ロス率
1	長野	2,290	1,410	32,300	30,500	5.6%
2	岡山	1,140	1,220	13,900	12,700	8.6%
3	青森	418	1,150	4,810	3,900	18.9%
4	秋田	184	1,140	2,100	1,910	9.0%
5	宮崎	136	1,130	1,540	1,410	8.4%
6	静岡	39	1,070	417	394	5.5%
8	山形	1,480	1,050	15,500	14,000	9.7%
8	広島	279	1,050	2,930	2,640	9.9%
9	岩手	352	988	3,480	3,210	7.8%
10	大阪	401	980	3,930	3,750	4.6%

【日本なし】

単位収穫量順位	都道府県	結果樹面積(ha)	収量(10a 当たり)	収穫量(t)	出荷量(t)	ロス率
1	大分	338	2,020	6,830	6,240	8.6%
2	徳島	203	2,000	4,060	3,810	6.2%
3	長野	686	2,000	13,700	12,900	5.8%
4	埼玉	330	1,880	6,200	5,820	6.1%
5	奈良	70	1,870	1,310	1,220	6.9%
6	群馬	204	1,850	3,770	3,690	2.1%
7	富山	162	1,840	2,980	2,880	3.4%
8	三重	139	1,820	2,530	2,280	9.9%
9	東京	86	1,810	1,560	1,510	3.2%
10	山梨	33	1,800	594	521	12.3%

【もも】

単位収穫量順位	都道府県	結果樹面積(ha)	収量(10a 当たり)	収穫量(t)	出荷量(t)	ロス率
1	福島	1,520	1,500	22,800	21,000	7.9%
2	山形	621	1,370	8,510	7,770	8.7%
3	秋田	106	1,240	1,310	1,200	8.4%
4.5	大阪	38	1,230	467	442	5.4%
5	岩手	79	1,230	972	905	6.9%
6	青森	131	1,170	1,530	1,360	11.1%
7	広島	87	1,110	966	860	11.0%
8	長野	968	1,060	10,300	9,280	9.9%
9	山梨	3,060	994	30,400	29,100	4.3%
10	長崎	22	982	216	173	19.9%

(出典: 作物統計調査(農林水産省))

4. 高品質ワイン用ぶどう産地育成支援事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	高品質ワイン用ぶどう産地育成支援事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	「信州ワインバレー構想」推進のための各機関の連携、産地活性化促進、台木のウイルス検査体制構築、場研究開発等による安定生産と高商品化			
事業の概要	1) 高品質ワイン用ぶどう産地育成(栽培指導研修会等の開催)	ワイン用ぶどう生産に携わる技術者を対象にした栽培技術研修会の実施		
	2) 高品質な台木品種の維持管理	ワイン用ぶどう苗木の需要拡大に備えた、台木原母樹の維持管理の実施		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	375	745	669	599
決算	330	367	430	-

② 事業背景

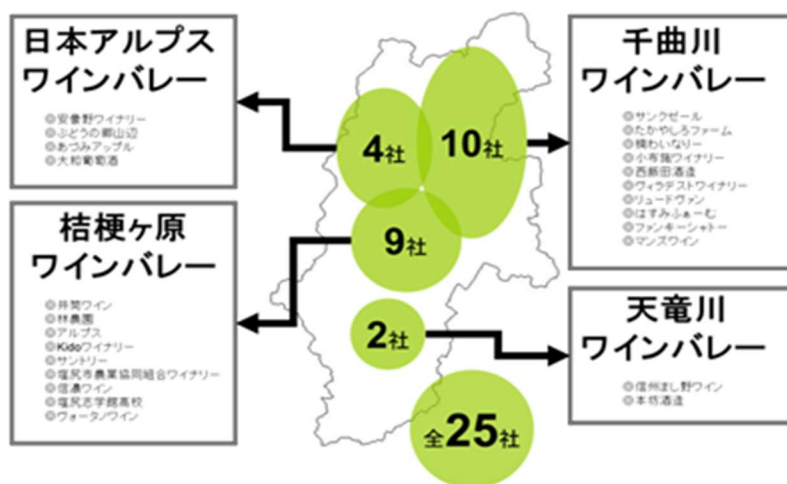
1) 信州ワインバレー構想

世界のワイン産地は谷地形に広がることから、ナパ・ヴァレー、ソノマ・ヴァレー (アメリカ)、ハンター・ヴァレー (オーストラリア) などと称され、「バレー」=「谷地」という本来の意味を超え、「ワイン産地」という意味も持ちつつある。そこで、各地でワイン用ぶどうやワインの生産が盛んな本県を「信州ワインバレー」とし、栽培から醸造、販売、消費にわたる振興策「信州ワインバレー構想」を策定し、地域の特性に配慮した振興を図る。

また、長野県産ワインのプロモーションにあたっては、「信州ブランド戦略」に基づき国内で産地をアピールする場合は「信州」を、ワインの呼称は世界を意識して「NAGANO WINE」としている。

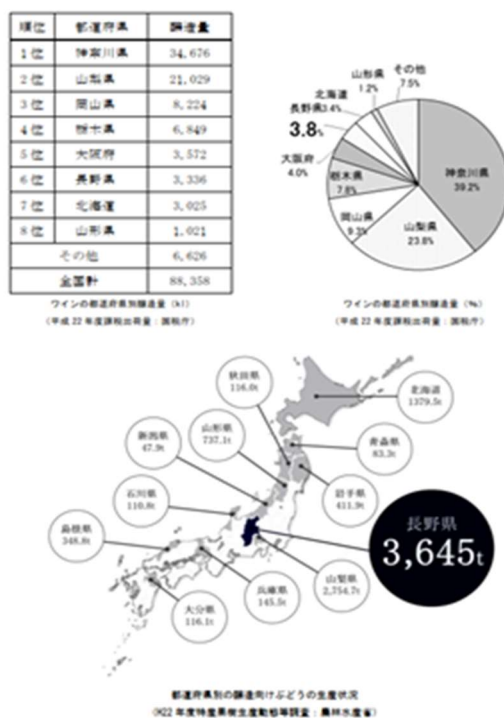
2) ワイナリーの立地

県には 25 社(平成 25 年 1 月現在)のワイナリーがある(ワイン用ぶどうを使用して果実酒を醸造しているメーカー)。



3) ワイン用ぶどうの生産量とワインの醸造量

ワインの醸造量は大手ワイナリーが立地する神奈川県、古くからの産地である山梨県が圧倒的に多く、長野県内での醸造量は全国6位の 3.8%。上位の県では海外からの輸入ぶどうや果汁を用いていることが多い。



一方、長野県は、醸造に用いるぶどうの生産量が全国1位で、県内のワイナリーでは高い比率で県内産ぶどうを使用している。

③ 事業内容

1) 高品質ワイン用ぶどう産地育成(栽培技術向上研修会等の開催)

次の3つの方針に基づき教育支援を実施してきている。

ア. 栽培・ワイナリー設立に必要な基礎知識の習得(新規参入者)支援

平成25年よりワイン生産アカデミーを開催、令和3年度はワイナリー設立準備WEBセミナーを開催し、これまで264名受講し、14名がワイナリーを設立している。

これらを受けて、民間や、市町村の支援も充実してきており、塩尻ワイン大学(塩尻市)、日本ワイン農業研究所(ヴィラデストワイナリー)等、民間や市町村でのワインセミナーの取組事例も上がってきている。

イ. 栽培・醸造技術習得支援

平成28年より初心者向け栽培指導研修会を実施、これまでに175名参加。平成26年より里親ワイナリー研修(日本酒・ワイン振興室)を開催しこれまでに29名参加している。

新規参入者の増加をうけ、各地域内における横の支援体制の充実を図る重要性が増しており、農業農村支援センターや市町村等で連携した支援体制の強化が図られている。

ウ. NAGANO WINE の品質向上支援

NAGANO WINE 栽培情報プラットフォーム(意見交換、情報共有の場)の構築を行ってきており、約 230 の機関・生産者・ワイナリーが加入し、関係者のすそ野が広がっている。

このプラットフォームを活用して、栽培技術向上研修会の開催や GI 申請手続き等の支援研修会、栽培振り返り検討会を開催している。

2)高品質苗木供給体制支援(需要拡大を見据えた高品質苗木供給体制支援)

需要拡大を見据えた高品質苗木供給体制支援として、果樹試験場で母樹維持管理、ウイルス検査支援を行っている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

5. 信州伝統野菜継承・産地育成事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	信州伝統野菜継承・産地育成事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	地域固有品種である「信州の伝統野菜」の栽培技術や食文化という無形の資産の継承、また「長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例」に基づき、種子を確実に継承できる仕組みを構築するとともに、生産者と実需者の連携による産地形成を推進し、中山間地域の活性化を図る。			
事業の概要	1) 種子の安定的保存及び無形資産(品種・採取技術)継承	<ul style="list-style-type: none"> ・信州伝統野菜認定委員会の開催 ・現地調査の実施 ・採種指導会の開催 		
	2) 生産組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・専門アドバイザーの産地派遣 ・産地情報交換会の開催 		
	3) 需要の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ロゴマークの商標登録 ・ホームページの作成 ・PRグッズ(リーフレット、のぼり)作成 ・商談会、展示会等イベントでのPR 		
	4) 食文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・食文化の継承研修会の開催 		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	5,368	2,415	1,874	975
決算	1,595	1,116	1,096	-

② 業務内容

古くから県は伝統野菜の宝庫であったが、戦後の経済発展の中で、野菜の生産は、“見栄え”や“育てやすさ”に主流が移った。一方、昨今の伝統野菜見直しの機運の中、県では平成 18 年に「信州伝統野菜認定制度」を制定し、これに基づき伝統野菜の確実な継承を行う事とした。本業務はこれをサポートする事業である。

1)「信州伝統野菜認定制度」

ア.「信州の伝統野菜」

県で栽培されている野菜のうち、「来歴」「食文化」「品種特性」という 3 項目について、一定の基準を満たしたものを「信州伝統野菜」として選定する制度。

信州伝統野菜認定事業の運営のために信州伝統野菜認定委員会(以下「委員会」という。)が開催されている。

イ.「伝承地栽培認定」

選定された「信州伝統野菜」のうち、伝承地で継続的に栽培されている伝統野菜、及び一定の基準を満たした生産者グループ(生産者組織、農協、市町村等)に対し、「伝承地栽培認定」を行う制度。

まずは「信州の伝統野菜」に“選定”をされ、その中から“一定の基準を満たした生産者グループ”(認定生産団体と呼ぶ)による生産品目に対し「伝承地栽培認定」を行っている。

ウ. 認定委員

委員会の認定委員は6人で、全農、出荷企業、種苗メーカー、大学、料理・調理関係専門家等様々な業界から参加している。

表 「信州の伝統野菜」、「伝承地栽培認証」の状況

信州の伝統野菜				
選定日	作物名	名称	栽培地	伝承地栽培認定野菜
H19.4.26	漬け菜	飯田かぶ菜	飯田市、下伊那全域	豊丘村
H19.4.26	漬け菜	源助蕪菜		泰阜村
H19.4.26	漬け菜	飯田冬菜	飯田市、下伊那全域	
H19.4.26	漬け菜	稲核菜	松本市安曇	松本市安曇
H19.4.26	漬け菜	野沢菜	野沢温泉村、県全域	野沢温泉村
H19.4.26	漬け菜	羽広菜	伊那市西箕輪	伊那市
H19.4.26	ねぎ	松本一本ねぎ	松本市	
H19.4.26	なす	小布施丸なす	小布施町	小布施町
H19.4.26	なす	ていざなす	天龍村	天龍村
H19.4.26	きゅうり	開田きゅうり	木曾町開田高原	
H19.4.26	きゅうり	清内路きゅうり	清内路村	阿智村
H19.4.26	きゅうり	八町きゅうり	須坂市八町	須坂市
H19.4.26	かぼちゃ	清内路かぼちゃ	清内路村	阿智村
H19.4.26	うり	沼目越瓜	須坂市沼目	須坂市
H19.4.26	うり	本しま瓜	飯田市、下伊那全域	
H19.4.26	いちご	御牧いちご	小諸市	
H19.4.26	いんげん	穂高いんげん	安曇野市穂高	
H19.4.26	ぱれいしょ	下栗芋(下栗二度芋)	飯田市上村下栗	飯田市上村
H19.4.26	大根	上野大根	諏訪市豊田上野	諏訪市
H19.4.26	大根	親田辛味大根	下條村	下條村
H19.4.26	大根	たたら大根	長野市芋井	
H19.4.26	大根	戸隠大根(戸隠おろし)	長野市戸隠	長野市戸隠他
H19.4.26	大根	ねずみ大根	坂城町	坂城町他
H19.4.26	大根	灰原辛味大根	長野市信更町灰原	長野市信更町
H19.4.26	大根	前坂大根	山ノ内町夜間瀬	山ノ内町
H19.4.26	大根	牧大根	安曇野市穂高	安曇野市穂高
H19.4.26	大根	山口大根	上田市山口	上田市
H19.4.26	かぶ	赤根大根(清内路蕪)	清内路村	阿智村
H19.4.26	かぶ	芦島かぶ	上松町	上松町小川
H19.4.26	かぶ	王滝蕪	王滝村	王滝村
H19.4.26	かぶ	開田蕪	木曾町開田高原	木曾町開田高原
H19.4.26	かぶ	細島蕪	木祖村	木祖村
H19.4.26	かぶ	保平蕪	松本市奈川	松本市奈川
H19.4.26	かぶ	三岳黒瀬蕪	木曾町三岳	木曾町三岳
H19.4.26	かぶ	吉野蕪	上松町	上松町荻原他
H19.4.26	ごぼう	常盤牛蒡	飯山市常盤地区	飯山市
H19.4.26	ごぼう	村山早生牛蒡	須坂市村山	須坂市
H19.4.26	さといも	坂井芋	飯山市木島	飯山市
H19.4.26	わさび	穂高山葵	安曇野市	
H20.1.31	漬け菜	木曾菜	塩尻市檜川、木曾郡全域	
H20.1.31	漬け菜	諏訪紅蕪	茅野市	

信州の伝統野菜				
選定日	作物名	名称	栽培地	伝承地栽培認定野菜
H20.1.31	なす	鈴ヶ沢なす	阿南町	阿南町
H20.1.31	なす	鈴ヶ沢の地ナス		
H20.1.31	うり	松本越瓜	松本市他	
H20.1.31	きゅうり	番所きゅうり	松本市安曇	松本市安曇
H20.1.31	ばれいしょ	むらさきいも	売木村	
H20.1.31	ばれいしょ	清内路黄いも	清内路村	阿智村
H20.1.31	ばれいしょ	平谷いも	平谷村	
H20.1.31	ばれいしょ	くだりさわ	飯田市南信濃	
H20.1.31	とうがらし	ぼたんこしょう	中野市豊田、信濃町他	中野市豊田
H20.1.31	とうがらし	ぼたごしょう		信濃町
H20.1.31	大根	切葉松本地大根	松本市、塩尻市、波田町、朝日村、山形村	
H20.1.31	大根	上平大根	千曲市森	千曲市
H20.4.25	ねぎ	千代ネギ	飯田市竜東地区(千代、千栄、龍江)	飯田市
H20.4.25	さといも	あかたつ(唐芋)	木曾地域、上伊那・下伊那地域	南木曾町
H21.2.12	とうがらし	ひしの南蛮	小諸市菱平地区(菱野、後平)	小諸市
H21.2.12	きゅうり	伍三郎うり	天龍村神原	
H21.2.12	きゅうり	鈴ヶ沢うり	阿南町和合	阿南町
H21.2.12	きゅうり	中根うり	飯田市南信濃和田	
H22.2.9	とうもろこし	もちもろこし	県内全域(信濃町や木曾地域など)	信濃町
H22.9.2	きゅうり	羽淵キウリ	塩尻市奈良井羽淵	塩尻市贄川他
H23.9.2	とうがらし	そら南蛮	小諸市耳取	小諸市
H23.11.7	きゅうり	乙事赤うり	富士見町	
H23.11.7	きゅうり	佐久古太きゅうり	佐久市(志賀、春日地区)	佐久市
H23.11.7	きゅうり	松代青大きうり	長野市松代町	
H24.2.1	ねぎ	松代一本ねぎ		長野市松代町・松本市他
H24.8.30	ゆうがお	内鎌ゆうがお	池田町会染内鎌	池田町
H25.2.13	大根	後山地大根	諏訪市湖南後山	
H25.9.11	にんにく	下條にんにく	下條村全域	下條村
H25.9.11	にんにく	清内路にんにく	阿智村清内路	
H26.1.24	きゅうり	河童瓜	茅野市北山(糸萱)、湖東(笹原、須栗平、白井出)	茅野市
H26.1.24	かぼちゃ	糸萱かぼちゃ		
H26.4.16	ねぎ	駒屋ねぎ	売木村全域	
H26.11.11	とうがらし	鈴ヶ沢南蛮	阿南町和合	
H27.10.19	とうがらし	ししこしょう	栄村(横倉、月岡、白鳥)	栄村
H27.10.19	なす	志げ子なす	喬木村(阿島、小川)	喬木村
H27.10.19	なす	小森茄子	長野市南部地域(篠ノ井、松代)、千曲市一部	
H27.10.19	にんにく	赤石紅にんにく	喬木村(富田、大和知、氏乗)	喬木村
H29.3.16	さといも	赤須さといも	駒ヶ根市(上赤須)	
R1.9.3	とうがらし	大鹿唐辛子	大鹿村	大鹿村
R2.11.10	とうがらし	高遠てんとうなんばん	伊那市高遠町	
R2.11.10	とうがらし	芝平なんばん		
R3.11.4	とうがらし	からごしょう	信濃町	
R3.11.4	いんげん	冬ささぎ		

2)将来を担う種子生産者支援事業【再掲】

種子の安定的保存が図られるように伝承地栽培認定組織を対象とした採種指導会を実施するほか、伝統野菜に選定された品種の種子について、一般社団法人長野県原種センターにおいて無償で種子を保存する制度を設けている。

※ 信州伝統野菜認定委員会の開催 3 回、現地調査 2 回(喬木村、信濃町)。採種指導会は 6 回(4 地域・「鈴ヶ沢なす」、「鈴ヶ沢うり」、「鈴ヶ沢南蛮」、「穂高いんげん」、「細島蕪」及び「前坂大根」の 6 品種)

※ 伝統野菜の無償保存に関しては、長野県原種センターの一者に提供(種子保存数 23 品種(R4.2.10 現在))。

※ 令和 3 年度は、「将来を担う種子生産者支援事業補助金」に関する実績はない。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 伝統野菜の種子について(意見 39)

伝統野菜の種子を保存する事業は、認定品種数、団体数とも一定の成果を上げている。一方で、種子法・種苗法の廃止・改正が話題となっており、一般的に流通している野菜市場の種子に関しては、ほとんどが海外の F1 品種で占められている。

食糧自給率対策も考えると、伝統野菜種子については、伝承・保護政策のみならず、その生産・販売拡大を含めた対策へと拡充していくことが望ましい。

6. 野菜等価格安定対策事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	野菜等価格安定対策事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	出荷野菜等の価格低落時等に価格差補てんや出荷調整に対応するための資金造成を行い、野菜等の生産安定と安定供給を図る。			
事業の概要	1)指定野菜価格安定資金造成円滑化事業	指定野菜の市場価格の下落時における補てん資金の造成		
	2)契約指定野菜安定供給資金造成円滑化事業	指定野菜の契約取引における作柄変動等により生産者が負う経費に対する補てん資金の造成		
	3)特定野菜価格安定資金造成事業	指定野菜に準ずる重要な野菜の市場価格の下落時における補てん資金の造成		
	4)野菜生産安定資金造成事業	国の制度の対象とならない時期・品目等の市場価格の下落時における補てん資金の造成		
	5)重要野菜出荷調整資金造成事業	価格回復のための産地廃棄等をした時の助成資金の造成		
	6)特産花き生産出荷安定資金造成事業	市場価格の下落時における補てん資金の造成		
	7)きのこ生産安定資金造成事業	市場価格等の下落時における補てん資金の造成		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	307,716	429,245	469,571	416,382
決算	307,365	427,645	469,327	-

② 業務内容

野菜は気象条件等による価格変動が大きいため、価格低落時に補てん金を交付することにより、農家経営を安定させ、次期作の確保を図る事で、野菜等の生産安定と安定供給を図る事業である。

表 事業区分

区分	対象品目	制度主体	負担区分
1)指定野菜価格安定資金造成円滑化事業	レタス、はくさい、キャベツ等9品目	国	国 50~60% 県 17.5~20% 生産者 17.5~20%
2)契約指定野菜安定供給資金造成円滑化事業	レタス、はくさい、キャベツ等9品目	国	国 50% 県 25% 生産者 25%
3)特定野菜価格安定資金造成事業	アスパラガス、セルリ、ながいも、スイートコーン、ブロッコリーの5品目	国	国 1/3 県 1/3 生産者 1/3
4)野菜生産安定資金造成事業	レタス等26品目	長野県	県定額
5)重要野菜出荷調整資金造成事業	レタス、セルリ、はくさい等	長野県	県定額
6)特産花き生産出荷安定資金造成事業	キク、カーネーション、トルコキキョウ、リンドウ、アルストロメリア	長野県	県定額
7)きのこ生産安定資金造成事業	えのきたけ、ぶなしめじ	長野県	県定額

1)野菜価格安定対策事業

上表より、本事業は、1)～3)は国、4)～7)は県が制度主体となっている。

国が制度主体となっている **1)指定野菜価格安定資金造成円滑化事業**を例にとると、同事業は、生産者、道府県及び国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価額が平均価格の90%(保証基準額)を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする(補給金を交付する)事業である。

「指定野菜の価格の著しい低落があった場合」(野菜生産出荷安定法第10条)に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図っている。

その仕組みは、出荷団体(農業者団体等)又は大規模生産者が、国、都道府県の補助金を加えて、独立行政法人農畜産業振興機構に資金を造成し、対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、安定的な野菜の生産及び供給の確保に向けた取組状況等に応じて、その差額の70～90%を生産者に対し生産者補給金として交付するものである。なお、平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額の差額の70～90%を生産者に交付する。

指定野菜価格安定対策事業の対象となる野菜は、野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜で、かつ、出荷団体又は大規模生産者が卸売市場に出荷したものである。

2)事業利用者(国制度)

県が行っている野菜等価格安定対策事業の利用者は、指定産地(※)で野菜を生産し、「農協、事業協同組合及びその連合会」又は「対象指定野菜の作付面積が2ha以上の者」となる。

※指定産地

野菜生産出荷安定法に基づき、主要な野菜の出荷が行われる一定の生産地域(集団産地)を指定産地として農林水産大臣が指定している。品目は指定野菜に限られている。

表 指定産地の要件

区分	内容	備考
面積	葉茎菜類・根菜類20ha、果菜類(夏秋)12ha、果菜類(冬春)8ha	複合産地(複数品目の指定産地)はこの8割
共販等率	共同出荷組織または大規模生産者による出荷数量の割合2/3以上	指定野菜の種類に応じて、その作付面積が一定以上の場合は1/2以上

3)資金造成の概要

補給金を交付するための資金は、業務区分ごと産地区分ごとの資金造成単価に交付予約数量を乗じて得た額を造成している。

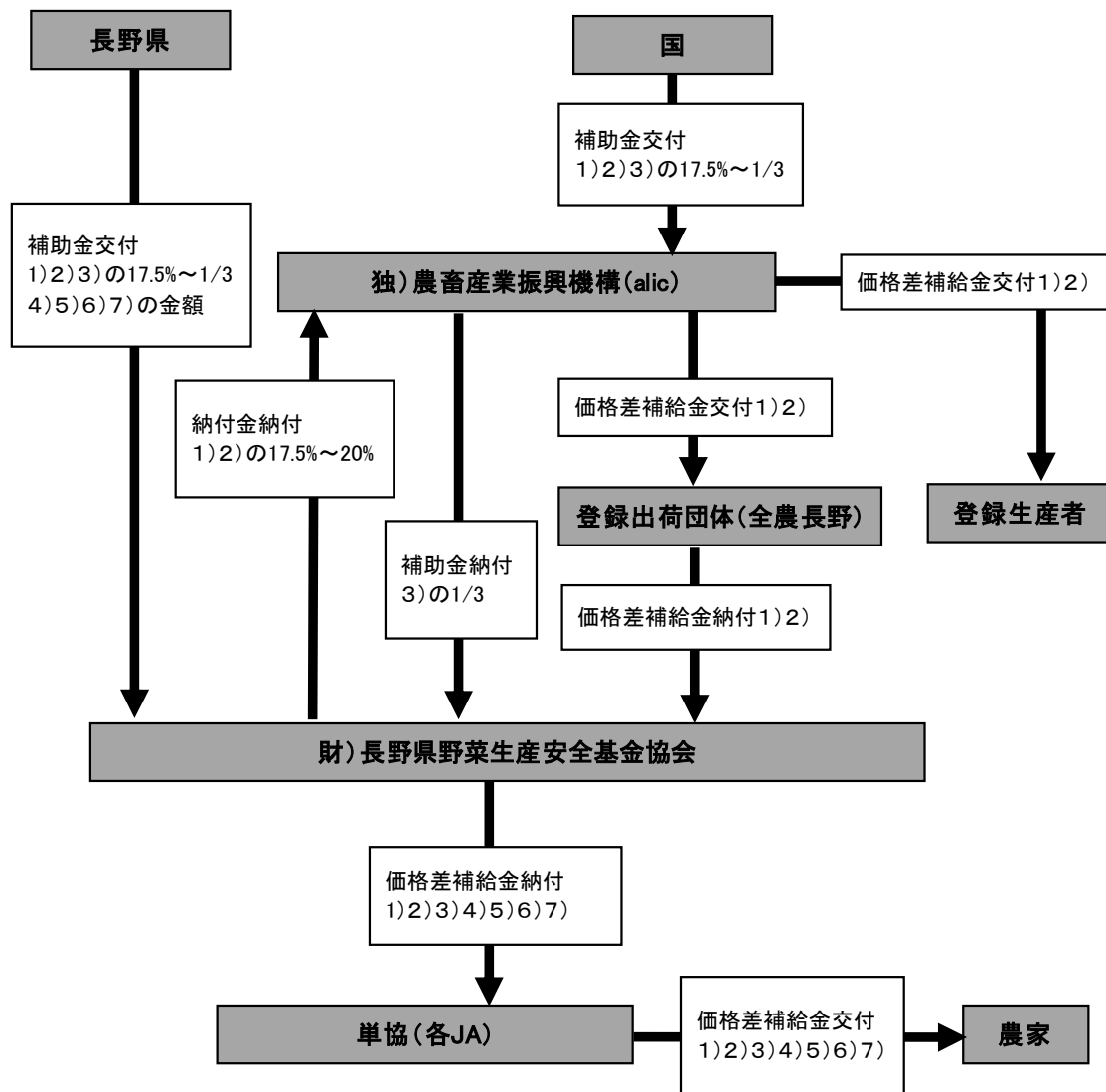
$$\text{資金造成} = \text{造成単価} \times \text{交付予約数量}$$

資金造成単価は、国が定めた保証基準額と最低基準額の差額に産地区分に応じた補てん率を乗じて得た額を単価としている。

③ 補給金交付までの流れ

農家に補給金を交付するまでの流れは次のとおりである。

図 補給金交付までの流れ



※ 上図の1)~7)は「事業の概要」に記載した7つの事業に対応している。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

7. 信州プレミアム牛肉生産流通強化事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	信州プレミアム牛肉生産流通強化事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	信州プレミアム牛肉のブランド確立及び流通拡大に向けて、「高品質な牛づくり」と「増産体制の構築」の両面から生産基盤を強化し、認定頭数の増加を図るとともに、大規模市場である首都圏での流通 拡大を図るため、県内生産者の東京食肉市場への自発的な出荷を促す。			
事業の概要	1) 信州プレミアム牛肉 生産基盤強化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高品質な牛づくりの推進ゲノミック評価及びオレイン酸育種価等を活用し、遺伝的能力が高く、信州プレミアム牛肉の認定基準であるオレイン酸含有率等の高い子牛を産む親牛を生産 ○ 受精卵移植の活用等による増産体制の構築優良受精卵の生産・供給を行うとともに、乳用牛と性選別精液や受精卵移植の活用、徹底的な飼養管理を通じた1年1産の達成による増産体制を構築 		
	2) 信州プレミアム牛肉 流通拡大推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信州プレミアム牛肉生産者による「定期・定量」出荷の支援東京食肉市場における信州プレミアム牛肉の認知度向上と地位確立のため、信州プレミアム牛肉の出荷者協議会等による東京出荷拡大を推進 ○ 信州プレミアム牛肉生産者の生産及び出荷意欲向上支援生産者自らが自農場の特徴を発信できるようサポートするとともに、生産者と消費者をつなぐことで生産者の意欲を向上 		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	9,963	8,915	6,734	6,896
決算	8,316	8,026	6,413	—

② 業務内容

本事業の目的は、「信州プレミアム牛肉」に関して生産基盤を強化し、首都圏を中心に県外への流通及びブランドの確立を推進することである。

1) 信州プレミアム牛肉について

信州プレミアム牛肉は平成 21 年から始まった制度で、「信州あんしん農産物認定農場」で育てられた牛のうち、従来の脂肪交雑だけでなく、牛肉の食味(香り・口溶け)を加えた基準で県が認定した牛肉をいう。

2) 信州あんしん農産物[牛肉]生産農場認定制度

信州あんしん農産物[牛肉]生産農場とは、牛肉を生産する農場の積極的な情報開示と、県が定期的実施する生産農場の衛生管理状況の確認、記帳確認及び食中毒を引き起こす可能性のある細菌のモニタリング検査等を受け、消費者に安全で安心な牛肉を提供できると県が認定した農場のことをいう。県では平成 16 年に創設した制度である。

3)認定牛肉の基準

認定牛肉の基準は次表のとおりである。

表 認定牛肉の基準

項目	内容		
対象牛	信州あんしん農産物[牛肉]生産農場から出荷された黒毛和種		
対象部位 (次に掲げるものを除く部位及びその加工肉)	・頭部、尾部及び横隔膜を含む内臓肉 ・ひき肉及び牛肉の整形に伴い副次的に得られた細切れ、切り落とし		
認定基準	肉質等級が4等級以上であり、かつ、胸最長筋(ロース)中の脂肪交雑(BMS: ビーフ・マーブリング・スタンダード)及びオレイン酸の含有率数値の両方を満たす以下のパターンに合致するもの		
		オレイン酸含有率	脂肪交雑(BMS)
	①	55%以上	7以上
	②	58%以上	5以上
	③	52%以上	8以上

※ オレイン酸:不飽和脂肪酸の一つで、長野県の調査では脂肪の風味や口溶けを良くすることが明らかになっている。一般に、血液中の悪玉コレステロールを下げる働きがあるとされている。

※ 脂肪交雑(BMS):日本食肉格付協会の基準で、牛肉中の脂肪の割合を12段階に区分したものの。長野県の調査では高いものほどジューシー感や和牛香を高める。

表 信州プレミアム牛肉の認定頭数の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
認定頭数	3,242	3,477	3,790	3,657	3,818	4,336	3,937

(出典:県農政部「令和4年度 長野県農業の概要」)

③ 長野県の肉用牛関連の統計について

長野県の肉用牛関連の統計データを確認する。

表 長野県の肉用牛関連の統計

	長野県実数	全国実数	全国における長野県割合	長野県順位	全国1位県	全国1位県実数
飼養戸数	354戸	42,100戸	0.84%	24位	鹿児島県	7,030戸
肉用牛頭数	20,500頭	2,605,000頭	0.78%	29位	北海道	536,200頭
1戸当たり飼養頭数	57.9頭	61.9頭	—	29位	北海道	2,36.2頭

(出典:農林水産省「農林水産省統計表」令和3年2月値)

表 長野県過年度推移

	H22年度	H27年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
飼養戸数	716戸	481戸	423戸	405戸	375戸	354戸
飼養頭数	29,500頭	23,000頭	21,600頭	20,800頭	20,600頭	20,500頭
1戸当たり飼養頭数	41頭	48頭	51頭	51頭	55頭	58頭

(出典:県農政部「令和4年度 長野県農業の概要」)

データからすると、県は肉用牛に関して出荷頭数は全国的に上位ではなく、また、肉用牛を飼養する農家も減少傾向にある。

県外への流通に関する黒毛和種の統計は次のとおりである。

表 黒毛和種の状況

黒毛和種	R 元年		R2 年		R3 年	
	頭数	割合	頭数	割合	頭数	割合
県外出荷	3,111	49%	2,931	46%	3,395	59%
京都府	1,493	48%	1,604	55%	1,463	43%
大阪府	622	20%	591	20%	360	11%
東京都	—	—	—	—	438	13%
愛知県	249	8%	214	7%	215	6%
その他	747	24%	522	18%	919	27%

※ 各都府県の割合は県外出荷における各都府県の割合。R 元年度の頭数は%からの推定値
(出典: 県農政部園芸畜産課 「長野県の園芸畜産」各年度より)

黒毛和種の出荷に関しては、およそ半分が県外へ出荷されており、その約半数が京都府への出荷となっているなど多くは関西地域に出荷されている。また、令和 3 年度は東京都への出荷も増加しており、関西地域以外の出荷も増加していることが読み取れる。

④ 長野県の肉用牛に関する方針について

県では、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和 29 年法律第 182 号)」第 2 条の 3 第 1 項に基づき、令和 3 年 3 月に「長野県酪農・肉用牛生産近代化計画」を作成・公表している。

計画の対象となる期間は令和 2 年度～令和 12 年度である。当該計画の目次としては次のようになっている。

- I. 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II. 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
- III. 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
- IV. 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
- V. 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI. 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び肉用牛の流通の合理化に関する事項
- VII. その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

目次の「IV. 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項」の中で、「2 肉用牛」の「(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置」のイ 肉専用種肥育経営(オ)で「オレイン酸測定値等を指標とした「信州プレミアム牛肉」認定制度の推進による信州産牛肉のブランド化」として本事業が記載されている。

⑤ 高品質な牛づくりの推進、受精卵移植の活用等による増産体制の構築

1) 高品質な牛づくりの推進

ゲノミック評価及びオレイン酸育種価等を活用し、遺伝的能力が高く、信州プレミアム牛肉の認定基準であるオレイン酸含有率等の高い子牛を産む親牛を生産する施策である。なお、県内既存の優良繁殖牛を県ではスペシャル繁殖牛として認定をしている。

研究は畜産試験場で行われており、直近でも以下のような情報・成果が公表されている。

- 黒毛和種繁殖雌牛の繁殖性に影響する血中生化学成分(畜産試験場 酪農肉用牛部 令和 4 年度普及に移す農業技術第 1 回)

- 交雑種レシピエントに自然哺乳をさせることで高増体の黒毛和種子牛を育成できる(畜産試験場 酪農肉用牛部 令和4年度 普及に移す農業技術第1回)
- 黒毛和種繁殖雌牛における推定育種価および登録審査時の体測値に対する産肉形質関連遺伝子の関連性(藤森祐紀・佐藤隆・高橋秀彰・小松正憲 畜産試験場研究報告第34号 一般論文)

2)受精卵移植の活用等による増産体制の構築

優良受精卵の生産・供給を行うとともに、乳用牛と性選別精液や受精卵移植の活用、徹底的な飼養管理を通じた1年1産の達成による増産体制を構築する施策である。詳細は、後述の優良後継牛確保促進事業を参照されたい。

3)信州プレミアム牛肉生産者による「定期・定量」出荷支援

東京食肉市場における信州プレミアム牛肉の認知度向上と地位確立のため、信州プレミアム牛肉の出荷者協議会等による東京市場への出荷拡大を推進する。

上記、流通状況から東京都への出荷数が増加していることから、一定の成果をあげているといえる。

4)信州プレミアム牛肉生産者の生産及び出荷意欲向上支援

生産者自らが自農場の特徴を発信できるようサポートするとともに、生産者と消費者をつなぐことで生産者の意欲を向上させる。

なお、上記3)及び4)は、令和4年度は事業別施策から削除されている。

⑥ 2018年度より輸出開始

令和3年5月15日付の信濃毎日新聞によれば、“「信州プレミアム牛肉」の米国への輸出が始まったとのことである。1頭当たり約130万円で取引され、年間の輸出額は3億円に上る見込み。県内農産物の輸出総額は、2014年度は2億1千万円に過ぎなかったが、2019年度にはシャインマスカットの人気もあり(7億4千万円、輸入総額の61%)、12億1千万円に増加するも、和牛の輸出はほぼなかったが、これを踏まえて2022年度は輸出総額を20億円まで伸ばす見込“とのことであり、大いに期待される。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

8. 信州の畜産生産力強化事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	信州の畜産生産力強化事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	畜産の収益力の向上や高品質な県産畜産物の供給拡大を図るため、生産基盤の強化や生産性向上等の取組を推進する。			
事業の概要	1) 畜産振興施設整備事業	畜産クラスター関連事業などを活用し、中心的な畜産経営体の規模拡大、収益性向上のための施設整備を推進する。		
	2) 優良後継牛確保促進事業	優良種畜を確保し生産基盤を強化するため、体外受精卵移植技術を活用して受精卵の生産と供給を実施する。		
	3) 養豚生産力強化支援事業	中核的養豚経営体の収益性を向上するため、疾病対策、子豚の事故防止対策、母豚の繁殖性向上対策等を実施する。		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	328,104	107,034	9,411	48,332
決算	361,418	281,778	99,323	—

② 業務内容

1) 畜産振興施設整備事業

本事業は畜産クラスター関連事業などを活用し、中心的な畜産経営体の規模拡大・収益性向上のための施設整備を推進する事業である。

ア. 畜産クラスター協議会の設立支援

畜産クラスターとは、畜産農家をはじめ、地域の事業関係者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のことをいう。畜産クラスター協議会には畜産経営体の他、県関係機関・市町村・JA・地域農業再生協議会などが参加しており、県には、24 の地域畜産クラスター協議会(令和4年9月現在)がある。

なお、本事業は令和4年度に「畜産クラスター事業」とされている。

イ. 畜舎等の施設整備事業

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて行う補助事業である。

交付要綱の第2条に規定されている本補助金の目的は、「地域の畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を力強く、集中的に進めるため、畜産農家を始めとする関係者で組織する畜産クラスター協議会(以下「協議会」という。)が作成した畜産クラスター計画等を達成する取組に必要となる、家畜飼養管理施設等の整備を目的として交付する」となっている。

補助金の概要は次のとおりである。

表 補助金の概要

区分	対象経費	補助率
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	1. 施設の整備	1. 1/2 以内
	2. 家畜の導入	2. 1/2 以内
	3. 附帯事務費	3. 1/2 以内
	4. 市町村が1及び2に掲げる事業を行う協議会に対し補助する場合における当該補助に要する経費	4. 10/10 以内。ただし1～2に掲げる事業に要する経費に1～2に係る交付率を乗じた額を限度とする。
畜産環境対策総合支援事業	1. 堆肥生産流通体制又は畜産環境対策推進体制の支援	定額または 1/2 以内
	2. 畜産・土づくり施設、畜産環境関連施設等の整備又は補改修	2. 1/2 以内
	3. 附帯事務費	3. 1/2 以内
	4. 市町村が1及び2に掲げる事業を行う協議会に対し、補助する場合における当該補助に要する経費	4. 10/10 以内 ただし、1～2に掲げる事業に要する経費に1～2に係る交付率を乗じた額を限度とする。

令和3年度(一部4年度)は次の事業に対し補助が行われている。

表 施設整備事業(令和3年度以降実施予定)

番号	事業実施主体名	畜種	事業内容	備考	事業費合計(千円)
1	佐久地域畜産クラスター協議会	採卵鶏	堆肥処理施設一式	R3 年度協議 R4 年度交付申請	453,316
2	上伊那畜産クラスター協議会	養豚	堆肥処理施設一式	R3 年度協議 R4 年度交付申請	
3	松本畜産クラスター協議会	採卵鶏	家畜飼養管理施設一式	R3 年度交付申請、 R4 年度繰越	

表 機械導入事業(令和3年度配分状況)

番号	協議会名	機械件数(件)	事業内容	事業費合計(千円)
1	JA 佐久浅間畜産クラスター協議会	1	堆肥調整散布関係機械装置	262,442
2	長野八ヶ岳畜産クラスター協議会	11	飼料給与関係機械装置 飼料収穫・調整用機械装置 堆肥調整散布関係機械装置 その他	
3	東御地域畜産クラスター協議会	1	堆肥調整散布関係機械装置	
4	信州諏訪畜産クラスター協議会	1	搾乳関係機械装置	
5	伊那南箕輪畜産クラスター協議会	9	飼料給与関係機械装置 飼料調整用機械装置 飼料収穫・調整用機械装置 堆肥調整散布関係機械装置 飼料播種・追播用機械装置 その他	
6	上伊那畜産クラスター協議会	3	飼料調整用機械装置 飼料収穫・調整用機械装置 堆肥調整散布関係機械装置	

番号	協議会名	機械件数 (件)	事業内容	事業費合計 (千円)
7	南信州畜産クラスター協議会	3	飼料収穫・調整用機械装置 堆肥調整散布関係機械装置 その他	262,442 (再掲)
8	木祖村畜産クラスター協議会	2	飼料調整用機械装置 堆肥調整散布関係機械装置	
9	南木曾町繁殖和牛生産振興 ネットワーク	2	飼料収穫・調整用機械装置	
10	松本畜産クラスター協議会	4	搾乳関係機械装置堆肥調整飼料 収穫・調整用機械装置散布関係 機械装置	
11	南酪畜産クラスター協議会	3	搾乳関係機械装置堆肥調整飼料 収穫・調整用機械装置	
12	安曇野畜産クラスター協議会	1	堆肥調整散布関係機械装置	
13	山形村畜産クラスター協議会	1	飼料給与関係機械装置	
14	山ノ内町畜産クラスター協議会	1	堆肥調整散布関係機械装置	

※ 機械導入事業は、県予算を通過しない事業であるが、事業の効果測定を考察する観点から、参考情報として記載している。

本事業について、令和3年度は、当初予算9,411千円に対して決算額99,323千円と大きな差異が生じている。これは、環太平洋パートナーシップ(TPP)に関する国の方針により、実際に補助が必要になる都度、補正予算によって対応したためである。

なお、本事業は、令和4年度から「信州の畜産生産力強化事業」から分離し、「畜産振興施設整備事業」とされている。

2) 優良後継牛確保促進事業

本事業は、肉用牛の飼養戸数が減少し、乳用牛及び繁殖雌牛の減少による肥育素牛の不足等により、和子牛供給体制の強化が求められている本県において、優良種畜を確保し生産基盤を強化するため、体外受精卵移植技術を活用して受精卵の生産と供給を実施する事業である。

長野県内に存在する優良な遺伝子を持つスペシャル繁殖牛などのドナー牛に対して、卵子吸引などの技術を用いて、畜産試験場で遺伝的能力の高い受精卵や種畜を生産・供給し、もって酪農・肉用牛の生産基盤を強化する事業である。

受精卵移植による子牛生産頭数の推移は次のとおりである。

表 受精卵移植による子牛生産頭数の推移

(単位:頭)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
子牛生産頭数	728	874	910	1,008	961	1,038	1,090

(出典:県農政部「令和4年度 長野県農業の概要」)

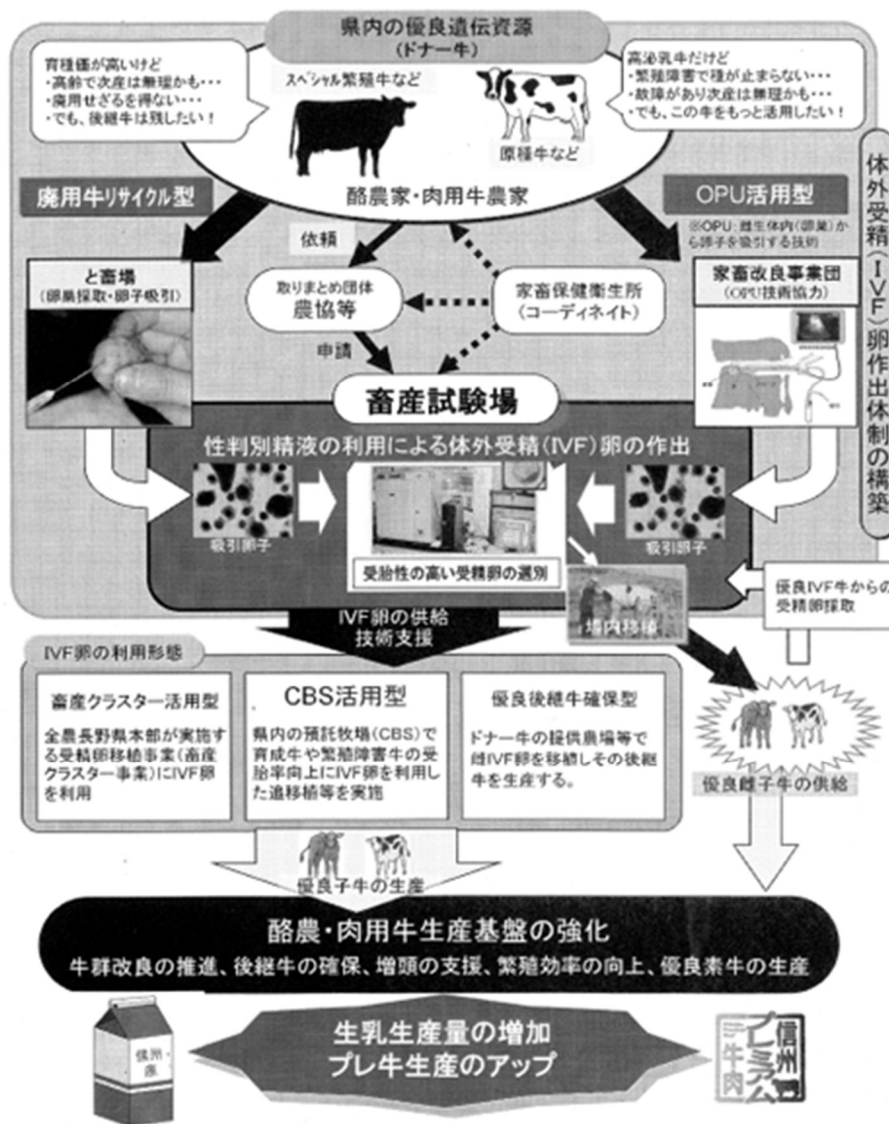
令和3年度の事業概要は次のとおりである。

ア. 優良雌牛の選定・・・4頭

イ. OPU(生体卵胞内卵子経腔採取)機械の導入・・・3,850,000円(うち1/2は県費)

ウ. IVF(体外受精)卵の作出・供給・・・3卵

エ. 牛の凍結精液供給・・・長野県基幹種雄牛の精液を県内生産者に100本配布



3)養豚生産力強化支援事業

本事業は、県内養豚の生産振興を図るとともに、県産豚肉の自給率向上を目指す事業である。

地域の中核的養豚農場に対して、繁殖成績向上のために超音波診断や背脂肪厚測定を行うほか、損耗防止のための疾病コントロール検査を家畜保健衛生所が行い、また新たな技術導入を進めるなど県産豚肉生産基盤である農家所得の向上等の強化を図る事業である。

令和3年度は、佐久家畜保健衛生所で4戸、松本家畜保健衛生所で1戸の支援を行っている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

9. 自給飼料生産基盤活力創出事業

(1) 概要

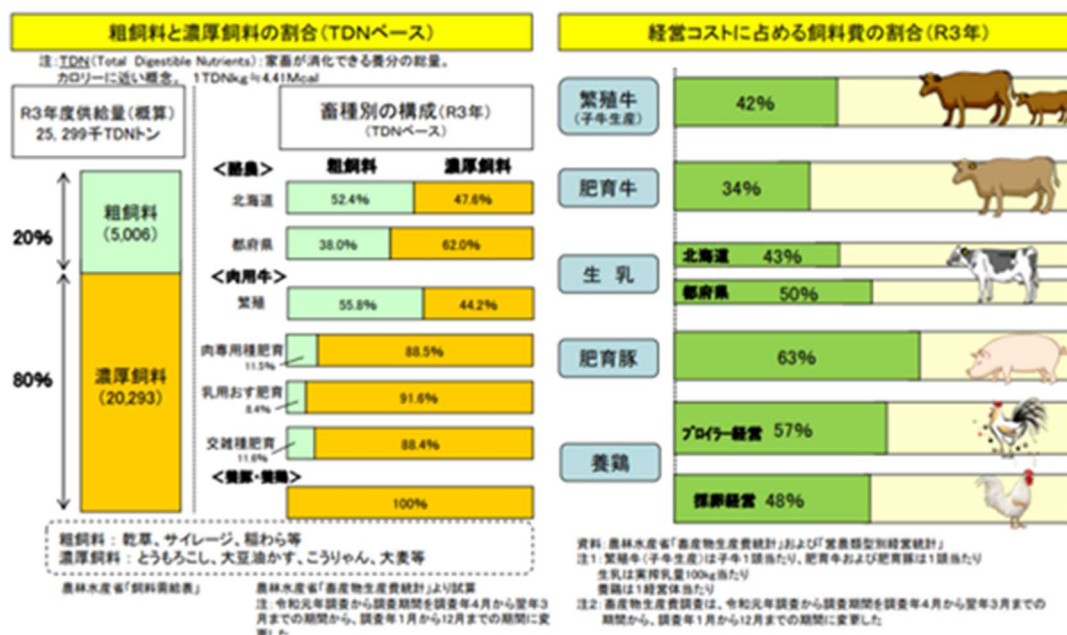
① 事業概要

項目	内容			
事業名	自給飼料生産基盤活力創出事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	近年、輸入飼料価格の高騰により畜産経営が圧迫されていることから自給飼料生産の重要性が高まっており、優良な品種の導入及び栽培技術指導等を行うことにより良質な自給飼料の増産と品質の向上を図る。			
事業の概要	1) 中山間地域自給飼料生産利用促進事業	・県奨励・普及品種等の優良品種の導入促進(品種比較展示ほの設置)		
	2) 自給飼料増産推進事業	・自給飼料の品質向上推進 ・自給飼料の増産推進 ・飼料用種子の確保育成		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	2,198	1,795	1,751	1,526
決算	1,492	838	965	—

② 業務内容

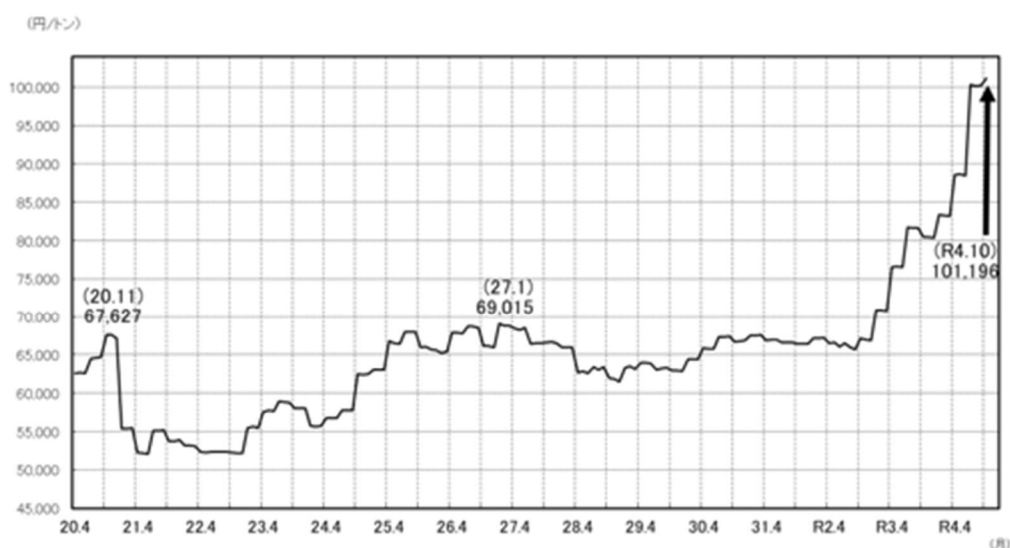
本事業は、近年の輸入飼料価格の高騰により畜産経営が圧迫されていることから自給飼料の重要性が高まっており、優良な品種の導入及び栽培技術指導等を行うことにより、良質な自給飼料の増産と品質の向上を図る事業である。

農林水産省の統計によると、畜産における令和3年度の飼料供給割合は、TDN ベースで国産飼料20%、輸入飼料が80%とのことである。また、飼育対象によって、経費に占める飼料費の割合が異なるが、牛で30~50%、豚で60%程度となっている。



(出典: 農林水産省「飼料をめぐる情勢 畜産局飼料課」(令和5年1月))

また、輸入飼料(配合飼料)の主原料であるトウモロコシの国際価格が上昇しており、一層畜産農家の収益を圧迫している。配合飼料工場渡価格の推移は次のとおりである。



資料：(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注：配合飼料価格は、全畜種の加重平均価格である(令和4年10月は速報値)。

令和4年に入ってから、国内でも有数の養豚場が民事再生適用の申請を行い、鶏卵大手の会社が会社更生手続きを受けるなどの事例が発生している。また、飼料の高騰による収益の悪化は飼養農家数の減少に直結するものである。

県の統計資料によると、平成28年度と令和4年度の黒毛和種肥育牛の収益に占める飼料費は、若干増加している。

表 黒毛和種肥育牛 出荷1頭当たりの金額 (単位:円)

	H28 年度		R4 年度	
収益	1,227,250	100%	1,226,300	100%
購入飼料費	287,253	23.4%	302,474	24.7%
自給飼料費	12,272	1.0%	12,272	1.0%
農業所得	63,281	5.2%	38,433	3.1%

上表のとおり、畜産農家が購入する飼料の金額及び収益に占める割合が増加しており、結果として農家の所得を圧迫しているという結果になっている。

そのような状況で県は次の事業を行っている。

1) 中山間地域自給飼料生産利用促進事業

中山間地域の畜産家に対して、県が奨励している飼料品種の導入を促すため、品種比較展示ほ場を設置する事業である。

2)自給飼料増産推進事業

自給飼料の品質向上推進、増産推進、飼料用種子の確保育成を行うため、優良品種の導入及び自給飼料の成分分析等により良質な自給飼料の生産拡大を実施、推進する事業である。

3)令和4年度の実施事業

直近では戦争や為替相場の影響により一段と飼料価格が高騰していることもあり、「配合飼料価格高騰緊急対策事業」に補正予算 610,811 千円(国庫)をかけて対応している。

金額が大きくなっており、今後も継続していくのは現実的ではないと考えられるため、畜産経営の健全化・高収益化のために、自給飼料の増産は今後も力を入れていくべき事業と思われる。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

10. 信州こだわり地鶏生産推進事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	信州こだわり地鶏生産推進事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	県オリジナル地鶏の「信州黄金シャモ」及び「長交鶏3号」の素ヒナを安定供給することで、地鶏の振興を図る。			
事業の概要	長野県オリジナル地鶏の振興事業 1)「信州黄金シャモ」の種鶏維持・改良及び素ヒナの供給 2)「長交鶏3号」の素ヒナの供給			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	13,236	13,596	10,924	11,674
決算	11,519	8,956	9,983	—

② 業務内容

本事業は、開発から10年以上経過した「信州黄金シャモ」のグレードアップ及び、「信州黄金シャモ」より飼育期間が短い「長交鶏3号」の普及を図る事業である。

1)信州黄金シャモの種鶏・改良及び素ヒナの供給

信州黄金シャモとは、平成17年に長野県畜産試験場が開発した県オリジナル地鶏である。令和4年8月現在、県内9の生産者が認定を受け、信州黄金シャモの生産をしている。出荷までに120日以上が必要となる。そのヒナを畜産試験場では、有料で養鶏農家へ供給している。

ヒナの供給状況は次のとおりである。

表 信州黄金シャモのヒナ供給状況

(単位:羽)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
素ヒナ供給羽数	18,250	20,608	10,392	12,861	15,531	16,149	15,423

(出典:県農政部「令和4年度 長野県農業の概要」)

2)長交鶏3号の素ヒナの供給

長交鶏3号とは、令和2年度に長野県畜産試験場が開発した、「信州黄金シャモ」のセカンドブランドに位置付けられている地鶏である。信州黄金シャモよりも短い100日齢前後での出荷が可能である。

上記信州黄金シャモと同様に、畜産試験場にてヒナを供給している。

なお、本事業は、令和4年度は信州畜産力強化事業に組み込まれている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

11. 酪農生産性向上対策事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容				
事業名	酪農生産性向上対策事業				
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産				
事業の目的	持続可能な酪農経営を展開し、新鮮・安全でおいしい長野県産牛乳を県民に提供するため、乳用牛の健康管理と生乳品質の向上、乳用牛にとって快適性の高い健康的な飼育環境への改善を図ることに加え、繁殖性の向上により、更なる生産性の向上と酪農の経営基盤強化を図る。				
事業概要	酪農家全戸のバルク乳検査を実施し、牛検農家に対する血液生化学検査と飼料給与診断を行い、その結果に基づいた飼養改善を実施する				
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
当初予算	5,905	5,905	5,905	6,049	
決算	5,334	5,905	3,418	—	

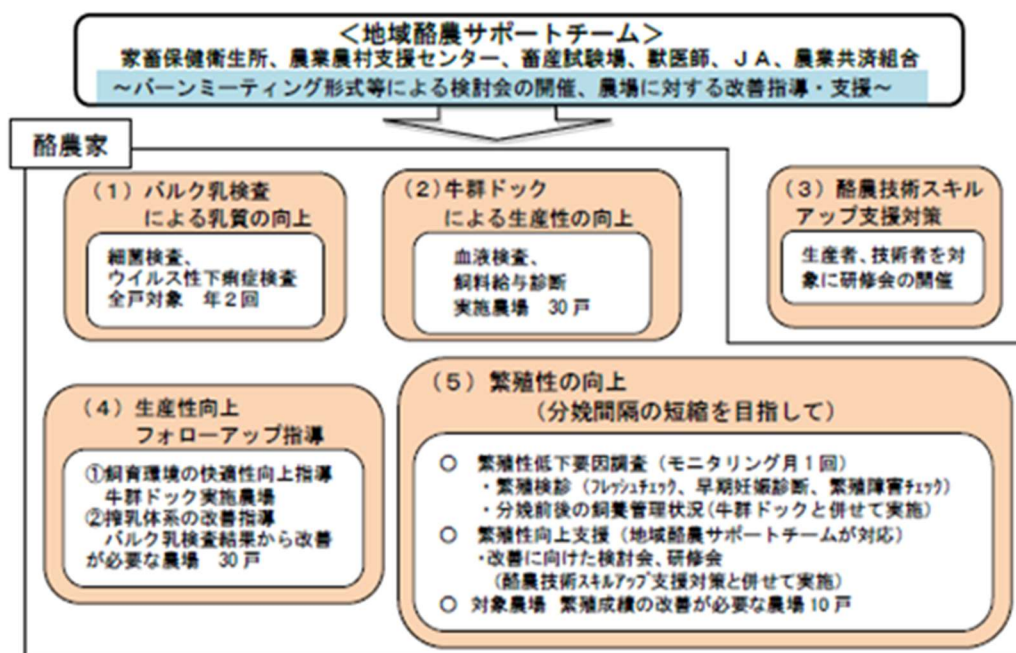
② 業務内容

本事業は、乳用牛の健康管理と生乳品質の向上、乳用牛にとって快適性の高い健康的な飼育環境への改善を図ることで、酪農経営の基盤強化を図る事業である。

家畜保健衛生所、農業農村支援センター、畜産試験場、獣医師、JA、農業共済組合の職員が「地域酪農サポートチーム」を作り、バーンミーティング形式による検討会の開催、酪農家に対する改善指導・支援を行っている。なおバーンミーティング形式とは、実際に現場(牛舎内)で牛を見ながら行う形式である。

予算は主に検査用消耗品費に使われている。

なお令和4年度では、本事業は「信州の畜産生産力強化事業」に組み込まれている。



(出典: 県農政部「令和3年度 施策別予算・主要事業の概要」)

③ 長野県の酪農の概況

県の酪農について、飼養戸数は全国 10 位と上位に位置している。一方、1 戸当たりの飼養頭数は、全国 31 位と比較的小規模の畜産家が多いといえる。

表 長野県の乳用牛関連の統計

	長野県実数	全国実数	全国における 長野県割合	長野県 順位	全国 1 位県	全国 1 位 県実数
飼養戸数	258 戸	13,300 戸	1.94%	10 位	北海道	5,560 戸
乳用牛頭数	14,400 頭	1,371,000 頭	1.05%	12 位	北海道	846,100 頭
1 戸当たり 飼養頭数	55.8 頭	103.1 頭	—	31 位	三重県	213.1 頭

(出典:農林水産省「農林水産省統計表」令和 4 年 2 月値)

表 長野県過年度推移

	H22 年度	H27 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
飼養戸数	491 戸	363 戸	319 戸	303 戸	288 戸	275 戸
飼養頭数	19,800 頭	16,600 頭	15,300 頭	14,900 頭	14,800 頭	14,400 頭
1 戸当たり 飼養頭数	40 頭	46 頭	48 頭	49 頭	51 頭	52 頭

(出典:県農政部「令和 4 年度 長野県農業の概要」)

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

12. 農場 HACCP 実践拡大支援事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農場 HACCP 実践拡大支援事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	県内肉牛農家の衛生管理の向上により、「信州あんしん農産物」を担保するとともに、「信州あんしん農産物[牛肉]生産農場」の認定拡大を進め、生産者自身の安全・安心の意識向上を図り、消費者・食肉流通業者が安心できる畜産物を増産することを目的とする。また、認定農場から生産される「信州プレミアム牛肉」により、県産牛肉の認知度向上を図る。			
事業の概要	1)信州あんしん農産物[牛肉]生産農場認定制度 2)農場 HACCP 及び畜産 GAP 導入体制整備			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	3,985	3,985	4,591	4,908
決算	3,563	3,254	4,070	-

② 業務内容

本事業は、県内畜産農家の衛生管理の向上により、「信州あんしん農産物」を担保するとともに、「信州あんしん農産物[牛肉]生産農場」の認定拡大を進め、生産者自身の安全・安心の意識向上を図り、消費者・食肉流通業者が安心できる畜産物を増産することを目的とする。また、認定農場から生産される「信州プレミアム牛肉」により、県産牛肉の認知度向上を図ることを目的とした事業である。

③ 信州あんしん農産物[牛肉]生産農場認定制度

信州あんしん農産物[牛肉]生産農場とは、牛肉を生産する農場の積極的な情報開示と、県が定期的実施する生産農場の衛生管理状況の確認、記帳確認及び食中毒を引き起こす可能性のある細菌のモニタリング検査等を受け、消費者に安全で安心な牛肉を提供できると県が認定した農場をいう。

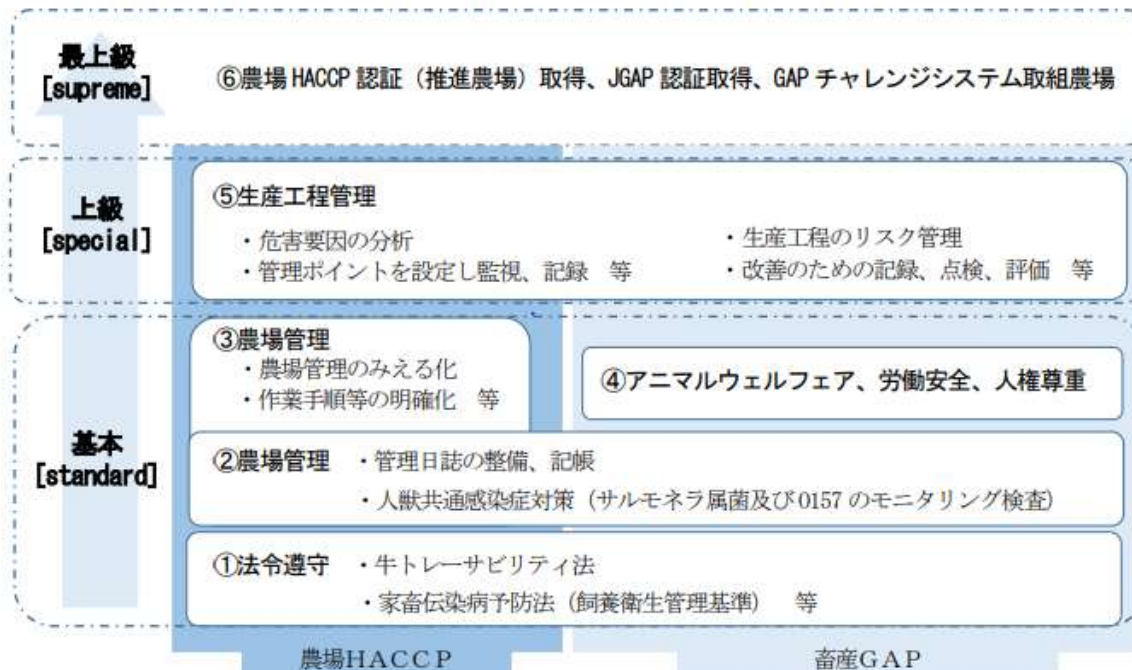
平成 16 年に「信州あんしん農産物」認定制度を創設し、その後、平成 30 年に HACCP・GAP、環境保全、アニマルウェルフェア、労働安全の概念を取り入れ、輸出や国際水準による生産工程管理に対応した「新 信州あんしん農産物制度」にリニューアルし、現在に至っている。

信州あんしん農産物[牛肉]生産農場は、令和 5 年 2 月時点で 138 農場が認定されている。認定に関して、農場の衛生管理等への取組に応じて、Standard(基本)、Special(上級)、Supreme(最上級)の 3 段階に分類されており、それぞれ次のような状況となっている。

表 信州あんしん農産物[牛肉]生産農場の分類

カテゴリー	概要	認定農場数(令和5年2月)
Supreme(最上級)	農場 HACCP や畜産 GAP の外部機関認証を取得している農場	5 農場
Special(上級)	Standard 農場の認定基準に加え、生産工程管理ができている農場	7 農場
Standard(基本)	旧制度で認定基準としていた法令順守や農場の衛生管理に加え、農場の見える化やアニマルウェルフェア等の新基準を満たしている農場	126 農場

【「信州あんしん農産物【牛肉】生産農場認定制度」及び農場 HACCP・畜産 GAP 概要図】



（出典：県農政部「令和4年度 施策別予算・主要事業の概要」）

④ 農場HACCP及び畜産GAP導入体制整備

1) HACCP(ハサップ)とは

Hazard Analysis Critical Control Point の略で、もともとは NASA が 1960 年代に宇宙食を作る際に考案した不良品(食中毒の発生)を未然に防ぐための高度な衛生管理手法である。

その管理手法を畜産農場に応用したものが農場 HACCP である。つまり、畜産業における危害要因(微生物、化学物質、異物など)を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で要因をコントロールし、消費者に安心安全な畜産物を供給するための手法である。

農場 HACCP の認証については、公益社団法人中央畜産会等の認証団体が行うため、県が認証するわけではないが、本事業は家畜保健衛生所が中心となり、農場に対して HACCP 認証を目指して導入体制を整備し指導する事業である。

現在、農場 HACCP 認証農場として県では以下の農場が存在する(令和4年10月26日現在)。

表 農場 HACCP 認証農場

種類	農場数	摘要
乳用牛(乳用牛・肉用牛含む)	1(全国 46)	株式会社長門牧場(長和町)
肉用牛	6(全国 120)	牧舎みねむら(東御市) 有限会社小田切牧場東部(東御市) 有限会社小田切牧場中野牧場(中野市) 土屋畜産株式会社(飯田市) 清水牧場 麻績農場(麻績村) 清水牧場 山形農場(山形村)
養鶏(採卵)・養鶏(肉用)	1(全国 116)	農事組合法人会田共同養鶏組合本場(松本市)
養豚	2(全国 172)	株式会社あずみ野エコファーム(大町市)

種類	農場数	摘要
		全農長野 SPF 豚繁殖センター(白馬村)

(出典:農林水産省)

2)GAP(ギャップ)とは

Good Agricultural Practices の略で、もともとは 2005 年ごろから農産分野において実施されていたもので、生産物の生産工程で生産者が守るべき管理基準とその取組のことをいうものである。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材の調達基準として GAP 認証等が採用されたこともあり、全国で GAP の取組が広がったという経緯がある。また、各都道府県でも農林水産省が公表している「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠して、令和 3 年 3 月時点で 39 都府県が都道府県 GAP を策定しており、県でも、米・麦・野菜・果樹・菌床きのこ・原木きのこ・花きの 7 種の GAP 基準を策定・公表している(農業技術課)。

畜産分野でも 2017 年に一般社団法人日本 GAP 協会が JGAP(畜産)の認証基準を公表している。畜産における GAP とは、農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のことをいう。

現在、JGAP 認証農場として県では以下の件数が存在する(令和 4 年 9 月 27 日現在)。

表 長野県の JGAP 認証農場件数

種類	農場数	長野県の認証農場
乳用牛	0(全国 46)	—
肉用牛	0(全国 83)	—
豚	0(全国 52)	—
採卵鶏	1(全国 51)	農事組合法人会田共同養鶏組合本場(松本市)
肉用鶏	0(全国 31)	—

(出典:農林水産省)

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

① 成果指標について(意見 40)

本事業は、「令和 4 年 長野県農業の概要」の「施策の達成指標」が記載されているが、「事業」別には成果指標の設定がない。HACCPとGAPを組合わせた「信州あんしん農産物[牛肉]生産農場認定制度」は、農業の JAS 規格として、安心だけでなく、差別化のための認証制度としても広がることが期待される。したがって、公表資料には成果指標を記載すべきと考える。

また、成果指標は、認証数の目標値に留まらず、その実績が、農業者にどのような効果をもたらしたかも併せて評価できる成果指標を設定することが望ましい。

② 畜産におけるアニマルウェルフェア等への貢献について(意見 41)

国際獣疫事務局(OIE)のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義されている。家畜のアニマルウェルフェアについては、適正な飼養管理を行うことで家畜の健康が維持され、結果として安全な畜産物の生産と生産性の向上につながるとされている。

そして、アニマルウェルフェアの状況を把握するうえで、次の「5つの自由」が役立つ指針とされている。

- 1) 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- 2) 恐怖及び苦悩からの自由
- 3) 物理的及び熱の不快からの自由
- 4) 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- 5) 通常の行動様式を発現する自由

国レベルでは、公益社団法人畜産技術協会等が策定した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」が、平成21年3月から順次公開されている。

農林水産省では、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」(平成29年11月15日付け29生畜第794号)を発出していたが、国際獣疫事務局(OIE)の「陸生動物衛生規約」におけるアニマルウェルフェアに関する勧告の見直しなども踏まえ、令和2年3月に見直しを行っている。

県においては、松本家畜保健衛生所が、平成19年2月に、国内の行政機関としていち早くアニマルウェルフェアの概念を取り入れた自然循環型畜産及び家畜の福祉に関する基準として、「家畜にも人にも優しい信州コンフォート畜産認定基準」を制定し、啓発に努めている。この基準は、アニマルウェルフェアだけでなく環境負荷の低減も目的としており、時代を先取りした取組であった。

県の家畜保健衛生所が、今後も、県内のみならず、日本国内の畜産における理念の構築や啓発に主導的な役割を果たしていくことが望まれる。

13. 家畜衛生対策事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	家畜衛生対策事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業目的	家畜伝染病に関する監視・危機管理体制の整備や慢性疾病等の低減、畜産物の安全性の確保のための衛生検査・指導等により、畜産経営の健全な発展を図る。			
事業の概要	1)家畜伝染病予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ、ヨーネ病等のモニタリング検査 ・高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の防疫対策 ・監視伝染病発生予防のための立入検査 ・牛、馬、ひな等の輸入家畜検査 		
	2)家畜衛生対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業による飼養衛生管理強化支援 ・飼養衛生管理基準の遵守指導、獣医師等からの情報収集等 ・慢性疾病等の調査、検査及び改善対策の実施 ・畜産物の安全性向上のための検査・指導 ・獣医事、動物薬事指導及び家畜保健衛生業績発表会の開催 		
	3)BSE監視検査事業	・96 か月齢以上の死亡牛のBSE検査		
	4)豚熱対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養豚等への豚熱ワクチン接種及び免疫付与状況等確認検査 ・野生いのししにおける豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染状況検査 ・県関係車両の消毒、松本空港出入口への消毒場所の設置 ・経口ワクチン散布(計画の作成、散布、回収)〈独立行政法人農畜産業振興機構事業〉 		
	5)家畜保健衛生所運営費	・家畜保健衛生所の円滑な運営		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	33,741	30,626	194,131	175,252
決算	28,739	29,465	136,081	-

② 業務内容

1)家畜伝染病予防事業

ア. 高病原性鳥インフルエンザ、ヨーネ病等のモニタリング検査

表 定点モニタリングと強化モニタリング

項目	内容
定点モニタリング	県内 15 戸の家きん飼養農場で、毎月ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する
強化モニタリング	家きん 100 羽以上の飼養農場から約 50 戸を抽出し、年 1 回、血清抗体検査を実施する

※ 令和2年度では定点モニタリングを 1,770 羽、強化モニタリングを 430 羽実施している。

イ. 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の防疫対策

高病原性鳥インフルエンザに関しては、ア. のモニタリング検査に加え、死亡野鳥等の検査及び異常家きんの通報を随時受け付けている。なお、死亡野鳥等の検査は、長野県内の各地域振興局の林務課と連携して行っている。

ウ. 監視伝染病発生予防のための検査

家畜伝染病予防法第 5 条第 1 項に基づき、各都道府県が行う立入検査である。

エ. 牛、馬、ひな等の輸入家畜検査

畜産物の輸入に関する検査は、家畜伝染予防法及び動物の輸入検疫要領に基づき、国の所管で行われるが、輸入検疫証明書が交付された動物のうち対象となる動物は、仕向先の都道府県の家畜保健衛生所の管轄下におかれ、原則として3ヶ月間の着地検査が行われる。

2)家畜衛生対策事業

ア. 補助事業による飼養衛生管理強化支援

「消費・安全対策交付金交付要綱(制定 平成 17 年 5 月 31 日 17 畜第 238 号)」に則り、飼養の衛生管理に要する経費に対して補助金を交付している。この要綱は、国が定めている「消費・安全対策交付金等要綱(制定 令和 4 年 3 月 31 日 3消安第 7340 号農林水産事務次官依命通知)」及び「消費・安全対策交付金実施要領(制定 平成 17 年 4 月 1 日 16 消安第 10272 号)」に基づいて行う事業に要する経費に対し、市町村等に交付金を交付する事業である。

当該交付金において、家畜衛生対策に関する交付金は以下の区分となっている(要綱別表第 2 より)。

	食料安全保障確立対策推進交付金	食料安全保障確立対策整備交付金
目的	伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止
目標	家畜衛生の推進、病害虫の防除の推進、重要病害虫の特別防除 等	家畜衛生の推進

イ. 監視体制の整備・強化及び伝染性疾病のまん延防止等

伝染性疾病のまん延防止として、疾病発生時の病性鑑定・衛生検査の実施や、検査結果からの対策の指導等を行っている。

また、畜産物の安全性向上として、養鶏場のサルモネラ検査や、動物用医薬品の適正使用の推進、薬剤耐性菌対策を行っている。

3)BSE(牛海綿状脳症)監視検査事業

BSE とは、牛の病気で、BSE プリオンと呼ばれる病原体に牛が感染した場合、牛の脳の組織がスポンジ状になり、異常行動・運動失調などを示し、死亡するとされている病気である。

日本では平成 13 年 9 月に発見されたあと、平成 15 年を最後に確認されていない。

県では、牛海綿状脳症対策特別措置法及び牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成 27 年 4 月 1 日農林水産大臣公表)に基づき、ア. 特定臨床症状を示す全月齢の死亡牛、イ. 生前に歩行困難・起立不能であった 48 か月齢以上の死亡牛、ウ. 96 か月齢以上の死亡牛の BSE 検査を実施している。令和 3 年度は県全体で 95 件を実施している(陽性は 0 件)。

4)豚熱対策事業

豚熱(CSF)とは、豚熱(CSF)ウイルスの感染による豚とイノシシの病気で、高い伝染力と高い致死率が特徴の病気である。家畜伝染病予防法においては家畜伝染病に指定されており、発生した農場では、飼養豚等を対象に防疫措置を行うこととなっている。

日本では平成 30 年 9 月に、26 年ぶりに発生が確認され、その後令和 4 年 3 月 17 日までに長野県を含む 1 都 2 府 22 県で陽性事例が確認されている。

その他、豚熱(CSF)と似た症状の病気としてアフリカ豚熱(ASF)がある。アフリカ豚熱(ASF)とは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、現在のところ有効なワクチン・治療法がないことから、日本では発生していないものの家畜伝染病予防法においては家畜伝染病に指定されている。

また上記のとおり、豚熱についてはイノシシにも感染する病気であり、長野県内でも令和元年 7 月に野生イノシシでの豚熱(CSF)ウイルスの感染が確認されている。

そのような状況において令和2年7月には農林水産大臣が「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」、及び「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を公表しており、その指針に基づいて県が行う事業が本事業である。

ア. 飼養豚等への豚熱ワクチン接種及び免疫付与状況等確認検査

令和元年 10 月 15 日に豚熱ワクチン接種推奨地域となり、初回接種は、哺乳豚を除く、全頭に実施し、その後は用法・用量に従い接種を実施している。ただし、繁殖豚・種雄豚等 6 か月以上飼育する豚全頭に対して、初回接種から 6 か月後に 1 回、その後は 1 年に 1 回追加接種することとなっている。

また、防疫指針に基づく検査対象豚及び家畜保健衛生所長が必要と認める豚に対して免疫付与状況等の確認を行っている。検査の結果、免疫付与が不十分だった豚群に対しては、ワクチンの再追加を行っている。

イ. 野生イノシシにおける豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染状況検査

野生イノシシについては、捕獲又は死亡しているものの感染状況を確認している。令和3年度では全県で 853 頭を検査している(PCR 陽性 4 頭、ELISA 陽性 297 頭)。令和4年度は 900 頭の実施予定となっている。

アフリカ豚熱(ASF)の検査に関しては、全県でのべ 5 農場及び死亡している野生イノシシ 3 頭を検査し、すべて陰性である。

ウ. その他

上記のほか、次の事業を実施している。

- 県関係車両の消毒、松本空港出入口への消毒場所の設置
- 経口ワクチン散布(計画の作成、散布、回収)(独立行政法人農畜産業振興機構事業との連携事業)

5)家畜保健衛生所運営費

家畜保健衛生所は家畜保健衛生所法(昭和 25 年法律第 20 号)第 1 条により、都道府県に設置する組織であり、全国で 167 箇所ある。同法第 1 条によると「地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の進行に資する」のが目的である。同じく第 3 条には家畜保健衛生所が行う事務として次の項目が挙げられている。

- ア. 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務
- イ. 家畜の伝染病の予防に関する事務
- ウ. 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務
- エ. 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務
- オ. 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事務
- カ. 地方的特殊疾病の調査に関する事務
- キ. その他地方における家畜衛生の向上に関する事務

長野県内には5ヶ所の家畜保健衛生所があり、56名の職員が従事している(令和4年4月1日現在)。なお56名のうち、52名が獣医師である。

表 家畜保健衛生所の概要

保健衛生所名	管轄地域	組織
長野家畜保健衛生所	長野地域(長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡) 北信地域(中野市、飯山市、下高井郡)	・所長 ・保健衛生課(獣医師3名、事務1名) ・防疫課(獣医師3名)
松本家畜保健衛生所	木曾地域(木曾郡) 松本地域(松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡) 北安曇地域(大町市、北安曇郡)	・所長 ・保健衛生課(獣医師5名、事務1名) ・防疫課(獣医師4名) ・病性鑑定課(獣医師8名)
佐久家畜保健衛生所	佐久地域(小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡) 上田地域(上田市、東御市、小県郡)	・所長 ・保健衛生課(獣医師5名、事務1名) ・防疫課(獣医師5名)
伊那家畜保健衛生所	諏訪地域(岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡) 伊那地域(伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡)	・所長 ・保健衛生課(獣医師4名、事務1名) ・防疫課(獣医師3名)
飯田家畜保健衛生所	飯伊地域(飯田市、下伊那郡)	・所長 ・保健衛生課(獣医師4名) ・防疫課(獣医師3名)

③ 家畜衛生及び畜産を取り巻く情勢

1) 豚熱(CSF)

長野県内では平成31年2月に愛知県豚熱発生農場から豚を導入した1農場と、その農場から肉豚が出荷されたと畜場で豚熱発生が確認され、令和元年9月には塩尻市と高森町の農場で豚熱発生が確認されている。

2) 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)

長野県内では発生例は令和4年11月現在では確認されていないが、全国では令和4年10月に岡山県で発生確認されて以降、令和4年12月9日現在32事例が確認されている。

3) その他監視伝染病

長野県内では過去に、ヨーネ病(牛)、腐蛆病(蜜蜂)、牛伝染性リンパ腫(牛)、豚丹毒(豚)、破傷風(牛)の発生を確認している。

また海外でもアジア地域を中心に、口蹄疫、高病原性インフルエンザ、アフリカ豚熱等の家畜伝染病が拡大しており、ますます「発生の予防」「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」等の防疫体制が重要になっている。

④ 飼養衛生管理基準の遵守指導、獣医師等からの情報収集等

飼養衛生管理基準とは、家畜伝染病予防法第12条の3に基づき農林水産大臣が定めている家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準をいう。基準は「牛、水牛、鹿、めん羊、

山羊」「豚、いのしし」「鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥」「馬」の 4 つに区分されており、それぞれ所有者が遵守すべき内容が記載されている。

基準自体は所有者が遵守すべきものであるが、基準の遵守に当たり、日頃から家畜伝染病予防法に基づく検査・指導を行っている家畜防疫員が、農場ごとに異なる飼養衛生管理が基準を満たしているかどうかを判断し、適切に遵守されていない場合には、農場の状況を踏まえた改善策を具体的に示し指導することが求められている。

県では、家畜伝染病予防法第 12 条の 3 の 4 の規定により、「長野県飼養衛生管理指導計画」を令和 3 年 10 月に策定・公表している。計画は令和 3 年度から令和 5 年度の期間である。

その第 1 章の 3「主体ごとにおける役割」の中で、県が行う役割として「県内における家畜の飼養状況、伝染性疾病の発生状況及び各農場の飼養衛生状況等を把握し、家畜衛生上の課題を踏まえた上で、家畜の所有者及び法第 12 条の 3 の 2 の規定により家畜の所有者が選任した飼養衛生管理者に対し、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導や内容の普及を効率的かつ計画的に実施する。」と記載されている。

その具体的な内容として、「慢性疾病等の調査、検査及び改善対策の実施」、「畜産物の安全性向上のための検査・指導」、「獣医事、動物薬事指導及び家畜保健衛生業績発表会の開催」等を行っている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 豚熱対策事業の情報開示について(意見 42)

豚熱対策事業について、連携事業先である独立行政法人農畜産業振興機構との連携概要について、内容が分かり難い面がある。

このような外部団体との業務連携に関して、「令和 4 年度 施策別予算・主要事業の概要」あるいは「令和 4 年 長野県農業の概要」の該当箇所に分かりやすく記載することが望ましい。

② 職員の待遇について(意見 43)

家畜保健衛生所では、基本的に獣医師の資格を持つ職員の採用を行っている。県には獣医学部のある大学がなく、近いところでは東京または岐阜県にある大学に獣医学部がある。

そのような状況で、他の都道府県と待遇を合わせるという意味で、令和 2 年度から初任給調整手当として採用 1～5 年目は月額 50,000 円、6 年目以降は漸減して最長 15 年間支給することとして、現在の初任給は 271,600 円となっている。

初任給調整手当の効果もあって、たとえば神奈川県は初任給 272,000 円と比しても、遜色はなくなっている面もある。また「年収サイト 獣医師の年収」による個別サンプル調査によれば、全国平均年収 5,715,600 円を上回り、6,300,000 円となっている。

ただし、隣県の岐阜県では、初任給調整手当が月額 55,000 円(最長 20 年間支給)、中央家畜保健衛生所に勤務した場合の令和 3 年度の初任給として 295,608 円という金額が記載されている。初任給手当の差や、支給期間、漸減支給等を考慮すると、近隣へ人材が流れてしまう可能性もある。今後、採用活動が一層困難になり、さらなる給与待遇の充実も必要になる可能性もある。そのような状況に備え、他自治体の状況については留意しておく必要がある。

14. 外来魚等食害防止対策事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	外来魚等食害防止対策事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	ブラックバス等の外来魚やカワウ、ミンクによる漁業被害や生態系攪乱を防ぐため、駆除、食害防止及び違法放流防止対策の強化を図る。			
事業の概要	1)外来魚等食害防止対策推進事業	外来魚等食害防止対策の円滑な推進を図る。		
	2)外来魚等食害防止対策事業	漁業協同組合等が行う外来魚やカワウ、ミンクの駆除及び食害防止に対する支援 ア.駆除の委託や追い払いの実施 イ.捕獲物の処理や違法放流防止啓発看板の設置等		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	1,852	1,852	1,766	1,686
決算	1,835	1,643	1,538	—

② 業務内容

外来魚等食害防止対策事業は、内水面漁業振興法、外来生物法を根拠とする事業である。

漁業被害や生態系攪乱を防ぐため、ブラックバス等の外来魚やカワウ、ミンクの駆除、食害防止及び違法放流防止対策の強化を図っている。

外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展を目的として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」)が制定されている。外来生物法は、「特定外来生物」を指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

県では「特定外来生物」にあたる魚類として、ブラックバス類(オオクチバス・コクチバス)及びブルーギルが指定されている。またカワウは、ウ科に分類される鳥類であるが、魚類を餌とし、1日500g/羽の魚類を食べるとされ、増加すると生態系が攪乱されるため駆除の対象となるものである。

ミンクに関しては、イタチ科に分類される哺乳類であり、特定外来生物に指定されているものである。かつて長野県内でも千曲川流域で繁殖したため漁業被害が生じたという経緯がある。

以上のことから、園芸畜産課では次の2つの事業を実施している。

1)外来魚等食害防止対策推進事業

県水産試験場の職員が、ブラックバス等の外来魚等の食害防止対策事業のため、駆除に関する打合せや、広域対策に向けた連絡会議の開催のほか、被害状況など情報収集を行う事業である。

2)外来魚等食害防止対策事業

県内の漁協組合等が行うカワウ、ミンクの駆除及び食害防止に対する支援を行う事業で、駆除の委託や追い払いの実施、捕獲物の処理や違法放流防止啓発看板の設置などを行った経費に関して、1/2以内の補助率で補助金を拠出する事業である。

3)令和3年度実績と令和4年度成果目標

令和4年度の成果目標は、当初予算要求にあたり、事前の要望調査を行ったところ、本事業のミンクに係る要望がなかったため、目標から外している。本事業のミンクの駆除実績については次のとおりである。

なお、令和2年度及び3年度の実績については、ある実施主体が例外的に集中して捕獲を行ったため駆除数が多くなっている。しかしながら、全体の傾向として駆除数は減少傾向である。

事業の実績

【ミンクの駆除実績】

年度	H29	H30	R1	R2	R3
実施主体数	2	1	1	2	3
駆除数(頭)	15	0	0	30	9
補助金額(千円)	9	0	0	56	55
被害防除額(千円)※1	973	0	0	1,783	483

※1：被害防除額＝魚類単価(円/kg)×魚類捕食量(kg/頭・日)×駆除頭数×365日

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

15. 農政試験研究関係事業(水産試験場)

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	農政試験研究関係事業			
施策展開	消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産			
事業の目的	県農業の持続的な発展のために、県オリジナル品種の育成、収益性の高い農業生産技術、環境にやさしい農業技術、地球温暖化対応技術など、生産現場の問題解決や長期的な展望に立った技術開発を行う。			
事業の概要	1)水産試験場本場及び支場の運営に要する経費 2)水産業の育成と河川湖沼環境保全のために技術開発を行う 3)魚類防疫技術、養魚管理技術及び河川湖沼の漁場管理技術の普及指導 4)河川湖沼放流用及び養殖用種苗の生産、供給を行う			
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	79,014	116,225	89,231	104,639
決算	81,028	110,465	84,037	—

② 業務内容

農政試験研究所は農業関係試験場と水産試験場の2つに分かれており、園芸畜産課は水産試験場を管轄している。行っている事業は、1)淡水魚の試験研究、2)種苗の生産配布、3)水産技術・経営指導、4)寒天製造技術の普及がある。

表 水産試験場の組織概要

組織名	担当業務	所在地	職員数 (R4.4.1)
管理部	庶務・会計	安曇野市	4人
増殖部	ニジマス等の試験、信州サーモン等種苗配布	安曇野市	6人
環境部	増養殖技術研究、中北信地方の水産指導	安曇野市	4人
木曾試験地	在来マスの試験、信州サーモン等種苗配布、木曾地方の水産指導	木曾町	2人
諏訪支場	湖沼増殖研究、アユ種苗配布、寒天・南信地方の水産指導	下諏訪町	5人
佐久支場	河川増殖研究、シノユキマス研究・種苗配布、東信地方の水産指導	佐久市	3人
合計			24人

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

16. 信州花き国際競争力強化事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	信州花き国際競争力強化事業			
施策展開	需要を創出するマーケティング			
事業の目的	花き産業の振興を図るため、輸出関係機関・団体との連携体制の強化による輸出戦略の策定と、海外バイヤーに対するプロモーション活動の強化による認知度向上を図り、花き輸出の拡大を促進する。			
事業の概要	市場との連携強化による県産花きの輸出拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市場での花き輸出実態のリサーチ ・産地への専門家(市場輸出担当者)派遣による課題解決支援 ・リモートによる海外への産地紹介 ・生産者による海外でのプレゼンテーション・商談等への支援 		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	6,544	981	836	—
決算	10,457	45	716	—

② 業務内容

1) 長野県の概要

本事業は、花き産業のさらなる振興を図るため、輸出関係機関・団体との連携体制の強化による輸出戦略の策定と、海外バイヤーに対するプロモーション活動の強化による認知度向上を図り、花き輸出の拡大を促進することを目的とする事業である。

信州の花き生産は、切花類で出荷量全国1位のカーネーション、トルコギキョウ、シクラメンをはじめ、令和2年における切花の栽培面積は535ha、生産量は約1億5,000万本で全国第5位を誇る一大産地である。しかしながら、新型コロナウイルス拡大の影響を大きく受け、県内の花き輸出額は令和2年度に大きく減少している(県産花き輸出額は令和元年度48,173千円に対して令和2年度は27,583千円)。

③ 輸出動向

1) 県産花きの輸出に取り組む主な花き卸売市場の実績

主要市場	県産花き輸出額(千円)							備考
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
(株)なにわ花いちば	13,338	28,923	29,181	26,405	22,194	10,122	13,309	
豊明花き(株)	10,012	11,294	8,785	16,176	15,179	10,601	7,152	
その他市場	—	—	9,014	5,626	10,800	6,860	6,860	FAJ、オークネット他
計	23,335	40,217	46,980	48,207	48,173	27,583	27,321	

※花き輸出に係る県別統計がないため、主要な市場の取扱量でおおよその実績を把握

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により8月頃まで荷動きが悪く、大幅に減少

2) 県産花きの主な輸出品目

主要市場	主な輸出品目及びシェア(数量ベース)
(株)なにわ花いちば	ランタンキュラス(46%)、トルコギキョウ(14%)、アネモネ(8%)、クレマチス(8%)、シヤクヤク、草花類、花木類、リンドウ、ダリア等

主要市場	主な輸出品目及びシェア(数量ベース)
豊明花き(株)	ランキユラス(54%)、シャクヤク(23%)、トルコギキョウ、リンドウ、アネモネ、ワレモコウ、スズラン、花木類等

3) 主な輸出事例

ア. 株式会社 フラワースピリットの実績と見込み

○ 令和2年の実績

ランキユラス 100,000本 トルコギキョウ 2,000本

イ. シャクヤクの輸出について

○ JAながのみゆき支所管内から市場向けに出荷された一部が北米や東南アジアへ輸出されている。

○ 北米を中心に輸出しているなにわ花いちば(大阪府)によると、令和元年度の当該JAのシャクヤクの輸出実績は約12,000本で、近年増加傾向にある。

※ 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、約2,000本にとどまっている。

④ 農業所得率に関して

令和4年度の成果目標として、【主要花き生産額(アリストロメリア、トルコギキョウ、その他花き)の増加: 43億円(2020)→45.2億円(2023)】が挙げられている。生産額が増加することにより、農家の所得が増加することは否定しないが、一方で次表のようなデータもある。

表 所得率と平均単価

	平成28年		令和4年	
	所得率	平均単価	所得率	平均単価
アリストロメリア	11.5%	72円	8.3%	82円
アリストロメリア(夏秋)	—	—	19.2%	82円
トルコギキョウ(普通)	35.8%	150円	12.3%	145円
トルコギキョウ(抑制)	31.0%	180円	—	—

(出典:農業経営指標(県農政部・長野県農業協同組合中央会・JA長野県営農センター))

平均単価は上昇または横ばいであるが、所得率(収益から経営費を控除した金額、いわば利益の収益に対する率)は特にトルコギキョウでは20%以上下落している。

「2022 長野県の園芸畜産 令和4年4月長野県農政部園芸畜産課」によると、推進方針として次の点が挙げられている。

生産額の増加という観点もあるが、推進方針のアリストロメリアの3)のようなコストの削減等により農家の所得率の増加という観点も重要になると思われる。

【アリストロメリア】

- 1) 高温期の適切な株管理及びチラー等を用いた地温管理による秋冬期(9月～3月)出荷量の増大
- 2) 長期出荷体系に向けた土づくりの徹底と適品種の導入及び複合環境制御技術の確立
- 3) ヒートポンプや効果的な保温資材の導入等による暖房コストの削減
- 4) 適期改植と株養成の充実による生産力の強化と長期維持

5)適正な茎葉管理による夏秋期の安定生産

【トルコギキョウ】

- 1)高温対策と開花調節技術を組み合わせた秋出荷(10～11月)作型の拡大
- 2)労力に見合った作付け計画の作成と芽整理、花蕾整理、適正切り前の徹底
- 3)用途に応じた品種選定と栽培技術の確立
- 4)地域オリジナル品種の作付け推進
- 5)共同育苗、委託育苗等による優良種苗の安定供給
- 6)土づくりと土壤病害対策、適正なかん水・施肥管理の徹底

⑤ 令和4年度の事業について

本事業は、令和4年度は事業内容を変更し、「信州花き生産力強化事業」へと引き継がれ、次の事業を行っている。

表 「信州花き生産力強化事業」の事業内容

区分	事業内容
補完品目の検討及び推進	市場、生産者団体等との品目検討会の開催 産地の作付け状況調査
新規・再興品目の検討及び推進	市場、生産者団体との品目検討会の開催
花のある暮らしの推進	消費拡大プロモーション(県内主要駅での花き展示、商業施設等での花きPRイベント開催) 小中学校での花育活動(小中学生を対象としたフラワーアレンジメント等の花育教室開催)
輸出拡大	全国協議会と連携した情報発信

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

VI. 農産物マーケティング室の事業

1. 輸出向け産地づくり推進事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	輸出向け産地づくり推進事業			
施策展開	需要を創出するマーケティング			
事業の目的	農林水産物・食品等の輸出拡大を図るため、生産者を含む食品加工業者等が、輸出先国の需要や、規制等に対応するために必要な施設整備を支援する。			
事業の概要	1)GFP グローバル産地づくり推進事業	○輸出向け農産物生産に取り組む産地の支援 ・輸出先国の調査、プロモーションの実施 ・海外バイヤー等の招へいによる生産・加工現場の確認等		
	2)輸出向け HACCP 等対応施設整備事業	○輸出先国の需要や規制に対応した施設整備等に取り組む事業者の支援 ・国際規格の基準を満たす施設、輸出先国の規制に適合した商品の製造ラインの整備 ・家庭食向けなど輸出先国ニーズに対応した商品の製造設備の整備 等		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	2,000	8,250	101,000	68,000
決算	2,032	6,561	53,595	—

※ GFP:農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクトの名称
(Global Farmers(Fishermen/ Foresters/ Food manufacturers) Project の略)

② 業務内容

今後の急速な人口減少社会を迎える中、我が国の農林水産物・食品の需要は急速に縮小している。

我が国の農林水産物・食品は国内市場に依存しており、市場が縮小し将来の収益が見通せない中で投資も縮小している状況である。

我が国の農林水産業・食品製造業の減少を防ぐとともにその生産基盤を維持・強化するためには、輸出促進によって拡大を続ける、世界の農林水産物・食品の需要を取り込み、我が国の農林水産業に将来展望を与えることが必要である。

しかしながら、リスクをとって輸出に取り組む農林漁業者・食品製造業者等の数は限定的であり、我が国はまだこの分野で出遅れた状況である。

農林水産物・食品の輸出をさらに拡大していくためには、海外から求められる品質・コスト・ロットでの生産や海外の規制等に対応した産地「輸出産地」の形成が必要となる。海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国の求める農薬規制・衛生管理などに対応した生産・加工体制を構築する必要もあり、輸出促進法に基づく輸出事業計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善等の取組について支援も必要になる。

1)GFP グローバル産地づくり推進事業

2050年には日本国内の人口は20%減少し、高齢化率は大きく増加することから、今後国内の食市場の大きな拡大は見込めない。一方で、世界人口は、30%増加するとの予測から、世界の市場が、日本のマーケットとなる可能性がある。

その状況に対応するため、県では、輸出に意欲的な県内生産者等を事業実施主体とし、事業実施主体が行う輸出先国の調査とプロモーションに係る経費を支援している。

本事業は、農林水産省が実施し、県を補助事業者とする間接補助事業であり、県では、GFP グローバル産地づくり推進事業での「輸出向け産地づくり」を具体的に進めるための計画策定支援、生産体制の構築、事業効果の検証、海外バイヤーの招へい、テスト輸出・販売などの取組を行っている。

2)輸出向け HACCP 等対応施設整備事業

農林水産物・食品の輸出に当たっては、輸出先国が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しており、輸出事業者等は、輸出先国の規制に対応した施設及び体制の整備が必要である。

本事業は、輸出先国の需要や規制に対応した施設整備等に取り組む事業者を支援するもので、輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応に必要となる施設や機器の整備等に取り組む事業者を支援するものである。

令和3年度は、県内の食品製造事業者1社に対して、衛生管理用機器及び設備の導入支援を行っている。(事業費92,683千円(補助率1/2))。

令和4年度は、当該 HACCP 等対応施設整備事業の支援に該当する案件は発生していない。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 「長寿世界一 NAGANO の食」輸出拡大事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	「長寿世界一 NAGANO の食」輸出拡大事業			
施策展開	需要を創出するマーケティング			
事業の目的	県産農産物等の継続的で安定した商業ベースでの輸出拡大を図るため、長野県農産物等輸出事業者協議会の積極的な取組への支援を強化する。			
事業の概要	1) 既存の商流の維持・拡大	長野県農産物等輸出事業者協議会への支援(負担金) ○輸出重点対象国への輸出支援員の配置による現地輸入事業者等との安定的・継続的な輸出拡大の支援 ○会員による販路開拓活動 ・輸出拡大に向けた長野セール開催 ・商談会・見本市等への参加支援		
	2) コロナ禍における効果的な輸出拡大	県産農産物海外販売力強化事業 ○新輸出に取り組む事業者の掘り起こし ・輸出セミナー・個別相談会の開催、ガイドブックの作成 ○新NAGANO農産物魅力発信ツールの開発 ・県内産地や生産者紹介のためのデジタルリーフレット作成 ○新規開拓国向けの効果的な輸出拡大 ・専用パッケージにより販売促進活動を支援		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	8,120	8,120	9,690	9,420
決算	8,112	6,120	7,848	-

② 業務内容

県産農産物・6次産業化産品を「長寿世界一 NAGANOの食」として海外へ売り込みを図るとともに、輸出支援員によるサポート体制の充実により、輸出額の拡大を図るものである。

- 国においては、オールジャパンでの輸出を促進し、農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を打ち出している。
- 県においては、事業者独自の取組による海外展開事例は限られており輸出に取り組む事業者は少ないことから、意欲ある事業者を支援していくために、長野県農産物等輸出事業者協議会を平成26年2月に設置。
- 輸出に意欲的な事業者で組織する団体「長野県農産物等輸出事業者協議会」の活動を紹介する。また、加入者へは商談や見本市への参加等の支援を行う。

(対象品目)

米(パックご飯を含む)、青果物(りんご、ぶどう、もも等)、切り花、畜産物(牛肉)

農産物マーケティング室は、長野県農産物等輸出事業者協議会規約に基づき、長野県農産物等輸出事業者協議会に対して負担金を支出し、本事業の経費補助を実施している。負担金の支出プロセスは、規約に基づき、各担当の承認を経た後に支出が適正になされていることを確認した。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、輸入事業者の招へい等による産地視察・商談、協議会独自事業の海外渡航費助成事業などを行うことができず、活動が大きく制限されている状況である。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 信州農業6次産業化推進事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	信州農業6次産業化推進事業			
施策展開	需要を創出するマーケティング			
事業の目的	6次産業化の推進に向けて、事業者の経営改善に向けたサポート活動を実施するとともに、農業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備、事業化に必要な技術実証、食育活動等を支援する。			
事業の概要	1)信州6次産業化推進協議会による一貫した支援	ア. サポート活動	・支援対象者の経営改善戦略の作成・実行を支援 ・電話等による個別相談の実施	
		イ. 人材育成	・商品力向上ステップアップセミナーの開催等	
	2)6次産業化推進事業補助金	ア. 事業体創出、フォローアップに向けた支援(ソフト事業)		
		イ. 6次産業化総合化事業計画に基づく施設等の整備(ハード事業)		
		ウ. 食育活動支援(ソフト事業)		
		エ. 持続的なローカルフードビジネスの創出に向けた支援(地域食農連携プロジェクト)		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	104,507	106,869	115,021	121,521
決算	57,450	13,450	17,344	—

② 業務内容

1)これまでの取組

信州6次産業化推進協議会が中心となり、相談窓口の設置や推進員の配置、プランナーの派遣などを行い、事業者の経営改善戦略策定に向けた支援や、進捗状況の把握を行っている。

また、総合化事業計画(以下「事業計画」という。)作成研修会や商品力向上研修会などを開催し、計画作成や商品改善の支援を実施している。

第3期長野県食と農業農村振興計画の達成指標の進捗状況について、6次産業化等に関連する産出額は、令和元年度、令和2年度は110億円、令和3年度は116億円であった。

2)課題

本事業の課題は次のとおりである。

- 農業者と2・3次事業者が連携し、地域を牽引する6次産業化事業体の育成が求められている。
- 総合化事業計画認定を目指す事業者は減少傾向であり、新たなアプローチが必要。
- 事業の進捗に課題を抱えている事業者が多く、経営マネジメント力や商品企画力の向上のための支援や学習の機会が求められている。

3)めざす姿

- 農業者と食品産業等の2次・3次事業者の連携により、地域資源を活用した魅力ある商品開発が各地で展開されている。
- 農業者や農産加工組織の経営基盤の強化により、雇用の増加や所得向上により地域が活性化される。

4)取組内容

○ 事業者のニーズに応じた相談対応体制の充実

- ・ 地域振興局、農業農村支援センターに相談窓口を設置し、6次産業化を目指す事業者を支援する。
- ・ 県内2カ所(長野、松本)の地域振興局に6次産業化企画推進員を配置し、現地機関担当者等との連携により計画作成から事業の実施までを一貫的に支援する。
- ・ 専門的知識を有する6次産業化プランナーを委嘱し、経営改善戦略の策定や総合化事業計画の策定に取り組む事業者を中心として積極的な派遣を進め、目標達成や課題解決を支援する。

○ 実行性の高い計画作成のための学習機会の提供

- ・ 6次産業化を目指す事業者に対し、オンラインでの模擬商談やFCPシートの作成研修等を行い、販売力の強化を支援。
- ・ 経営スキルなど、事業実施に必要な要素を取り入れたカリキュラム等を通じて学ぶ研修会を開催。

○ 6次産業化事業体の育成

- ・ 金融機関等との連携を強化し、資金面のサポート体制を充実させ、6次産業化に取り組む事業者が必要とする施設整備、機械導入等を支援する。
- ・ 6次産業化事業者等へのHACCP導入の支援を行い、食品事業者としての確立を支援する。
- ・ 商談機会の情報提供や商談の際のプランナー派遣等により、商品の認知度向上や販路拡大を支援する。
- ・ 商工関連団体や金融機関等との連携により、農業者と商工事業者の交流機会を創出し、6次産業化を支援する。

農産物マーケティング室では、国から食料産業・6次産業化交付金を受領し、当該交付金を信州6次産業化推進協議会に交付し、本事業の経費補助を実施している。経費の支出は、信州6次産業化推進協議会規約に基づき、責任者の承認を経た後、適正に支出がなされていることを確認した。

県の令和4年12月までの6次産業化「総合化事業計画」の認定数は、100件(関東農政局：<https://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/6jisangyo/ninte.html>)に達し、地域社会において大きな関心が持たれている。

事業計画の認定件数では、北海道、近畿が特に高いが、兵庫県、宮崎県に次いで長野県は第4位である。長野県の6次産業化の特徴は、北海道のような法人を中心に大規模経営の多角化を行うのではなく、長野県の地域資源を活用した販売目標1,000万円未満の小規模な事業が半数を占めている。

総合化事業計画の認定事業者について、現時点での課題を挙げると、

- ・ 事業計画どおりの売上目標が達成できず、進捗が遅れがちになる。
- ・ 個別、単独の対応が中心であり、農業経済の有機的連携・多角化の視点が不足している。
- ・ 事業計画の内容について、農産物の加工、農産物直売所が大半を占めており、観光農園、農家民宿、農家レストランなど、多様な目的を持った個性的な事業が少ない。
- ・ 事業計画期間内で成果を出すのは難しく、長期的な視点と財務力が必要になる。

といった点が挙げられる。

長野県としては、信州6次産業化推進協議会を通じた、6次産業化サポート事業として、企画推進員や6次産業化地域プランナーによる、経営改善計画の作成及び実行の支援、県内食品企業における県産農

産物の利用促進への支援、事業者のスキルアップの為のセミナーの開催など行い、6次産業事業者の支援を行っている。

また、財務面から、研究開発成果の利用促進、6次産業化総合化事業計画に基づく施設等の整備、食育活動支援など、6次産業化推進事業補助金の支出を行っている。

こうした取組は、上記課題を改善するための方策となり、6次産業の育成、地域雇用の創出、所得向上につながると考えられる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 信州6次産業化推進協議会の監事の人選について(意見44)

信州6次産業化推進協議会の人事において、県農政部長が会長に就任していることに対して、監事2名のうちが、1名は長野県の外部者、もう1名は、県農政部農業政策課企画幹兼課長補佐が就任している。

組織のチェック機能を強化し、内部牽制を有効化させるためには、監事は、県職員ではなく、外部者に就任していただくことが望ましい。

4. 「おいしい信州ふード」の魅力発信事業

(1) 概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	「おいしい信州ふード」の魅力発信事業			
施策展開	需要を創出するマーケティング			
事業の目的	県産農畜水産物等の域内消費拡大を推進するため、エシカル消費やゼロカーボンなどの視点を入れた地消地産の情報をターゲットに応じてタイムリーな情報発信を行う。			
事業の概要	1)「おいしい信州ふード」県民運動の推進	・域内消費拡大に向けた情報発		
	(2)「プレミアム」「オリジナル」「ヘリテイジ」「サステイナブル」の推進	ア. 「おいしい信州ふード」大使・公使を活用した情報発信 イ. 「おいしい信州ふード」啓発活動 ウ. 信州プレミアム牛肉販売促進事業 エ. 生産者団体と連携したトップセールス		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	9,389	7,298	5,392	2,036
決算	7,301	1,899	1,420	-

② 業務内容

県では、平成23年(2011年)10月に「おいしい信州ふード(風土)」宣言を行い、信州の豊かな風土から生まれた「プレミアム」「オリジナル」「ヘリテイジ」の3つの基準による食べ物を「おいしい信州ふード(風土)」と表現し、県民と共有し発信する取組を進めている。

平成30年度、名称を「おいしい信州ふード」と改め、宣言の趣旨に即して“信州ならではの食”をより広く取り込むなど枠組みを見直し、次の取組を展開している。

- 県内で生産された「農畜水産物」、主原料が信州産の「加工食品」、信州に根差した「郷土食」「加工食品」を「おいしい信州ふード」と定義して、“信州ならではの食”を県内外に向けて発信している。
- 「プレミアム」「オリジナル」「ヘリテイジ」など、厳選素材を信州の農畜水産物のトップランナーとして、重点的にブランド力の強化を図る。

1) これまでの取組

信州農畜水産物等の認知度向上とブランド化に向け、食と農業農村振興計画に基づいて、「おいしい信州ふード」大使・公使による県内外での情報発信をはじめ、地域からの情報発信や県民運動を展開するなど、幅広い取組を進めている。

ア. ブランド化に向けた取組

- 「信州プレミアム牛肉認定制度」、「長野県原産地呼称管理制度」の運営とともに、信州農畜水産物の品質の高さを生産者・販売者等と連携してPRすることによりブランド化を推進している。特に、信州プレミアム牛肉は県外と畜施設での認定にも取り組み、牛肉の大消費地である関西地域で高い評価を得ている。

イ. 魅力発信による認知度向上に向けた取組

- 「おいしい信州ふード」大使・公使によるメディアや銀座NAGANO等を活用したPRを実施している。

○「おいしい信州ふード」の魅力を伝える専用ホームページを開設し、旬の情報を提供している。

表 ホームページアクセス数の推移

(単位:件)

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3
アクセス数	689,997	805,764	886,045	1,083,254	1,133,101	1,048,497

ウ. 地域からの発信、県民運動の取組

- 地域ごとに気候、風土に裏打ちされた地域独自の「おいしい信州ふード」物語(発信ツール)を作成し、地域ぐるみの共有・発信に取り組んでいる。作成したパンフレットは、東京銀座にある信州首都圏総合活動拠点(銀座 NAGANO)にも設置し、首都圏での発信に役立てている。
- 生産者と消費者の相互理解の推進を図るため、おいしい信州ふードキャンペーン推進委員会の活動を通じて地産地消県民運動を推進している。

表 協賛企業数の推移

(単位:件)

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3
協賛企業数	33	31	31	32	32	33

県では、県産農畜水産物の消費拡大、地産地消の推進に関する提言・協力を得るために、「おいしい信州ふード大使」(5名)及び「おいしい信州ふード公使」(10名)を任命。また、地域から「おいしい信州ふード」の魅力を発信する料理の提供や生産活動に取り組まれている45名を、「おいしい信州ふード名人」として任命して、県産農畜産物の魅力を広く、県内外に発信している。

また、「おいしい信州ふード」を、生鮮品については、県内で生産された「農畜産物」、主原料が県産である「加工食品」、信州に根差した「郷土食」「加工食品」と定義し、その中でも特にブランド力の強化に取り組む食材を「プレミアム」「オリジナル」「ヘリテイジ」「サステイナブル」として分類し、ブランド化している。

さらに、「おいしい信州ふード」を取り扱う飲食店、販売店、宿泊施設等のうち、消費者に対して、情報発信を行い、認知度向上に協力する店舗を「おいしい信州ふード SHOP」として登録し、消費拡大・ブランド力向上を図っている。

以上を、ウェブサイト(<https://www.oishii-shinshu.net/>)を作成し、情報発信を行うとともに、Facebook(<https://www.facebook.com/profile.php?id=100069226089062>)においても、イベント情報などの情報発信を行っている。

こうした取組は、即効性はないものの、認知度の向上、ブランド力育成などに着実な効果を発揮しているものと考えられる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

5. 信州・食の“地消地産”推進事業

(1)概要

① 事業概要

項目	内容			
事業名	信州・食の“地消地産”推進事業			
施策展開	需要を創出するマーケティング			
事業の目的	県産農畜水産物等の域内消費を拡大するため、農産物直売所等や生産者、流通事業者の連携による商品流通の仕組みづくりやネットワーク化に向けた取組を推進するとともに、エシカル消費やゼロカーボンなど新たな視点を入れた県民向け情報発信を行い、県産農産物を選択する機運の醸成を図る。			
事業の概要	1) 農産物直売所等を核とした地域内消費拡大事業	ア. 農産物直売所間の商品流通マッチング等の実施 イ. ホテル・飲食店等への食材供給にむけた取組の検討 ウ. 「農産物直売所運営案内人」による運営手法等の助言 エ. 農産物直売所の運営・販売セミナーの実施 オ. 県産食材を使ったメニュー開発・提供		
	2) 学校給食等での利用拡大に向けたアプローチ	・給食事業者向け一次加工品商談シート作成		
(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	3,412	3,308	3,678	7,231
決算	2,408	2,237	894	—

② 事業内容

1) これまでの取組

近年では、自然環境、歴史風土といった地域の魅力が注目され、その土地ならではの「食」に対する観光客のニーズが高まっている。「食」は旅行の満足度を左右する大きな要素であり、宿泊施設・飲食店などでは、地域に根差した食材を利用した料理の提供により、顧客満足度を高める取組が増えている。

- 本県の農畜産物の魅力を県民一人ひとりが共有し、県内外に情報発信することを目的として「おいしい信州ふーど」の認知度向上などに取り組んでいる。
- 信州産食材への関心を深めるため、「信州産の食が持つストーリー」を誘客に活用する意向がある宿泊施設・飲食事業者、食品事業者等に向けた産地見学会や講演会を開催している。
- 学校における地産地消や食育活動を促進するため、民間企業との連携により「旬ちゃん」の学校訪問を実施し、県産農畜産物の利用と理解を促進している。[学校訪問数 2021年度:5校]

2) 課題

本事業の課題は次のとおりである。

- 「食の地消地産」を推進するために、宿泊施設・飲食店、給食施設など多様化する県内実需者の需要に応じた供給の仕組みづくりが必要となっている。
- 自然環境、歴史風土といった地域の魅力が注目され、その土地ならではの「食」に対する観光客のニーズが高まり、「食」の旅行に対する満足度に応えることが必要となっている。
- 核家族化や共働きなどによる孤食の増加、食習慣の乱れなど、好ましくない食習慣により健康を損なうなど様々な問題が引き起こされている。

- 家庭や地域で受け継がれてきた郷土料理、伝統食等の特色ある食文化の継承が必要となっている。

3)めざす姿

地域で採れた農畜産物を消費者が手軽に購入でき、宿泊施設・飲食店、給食施設等が安定的に仕入れることができる仕組みづくりが進められている。

- 農産物直売所の機能強化により、地域で生産された農畜産物を手軽に購入でき、安定した取引により利用が広がっている。
- 県内の宿泊施設・飲食店等の食を提供する多くの施設が、信州農畜産物を意識的に利用するなど、地域の風土や食文化に対する理解を深めるとともに観光資源の一躍を担っている。
- 給食現場での信州農畜産物の活用が進み、児童・生徒、入所者等が地元食材をふんだんに使った給食を食べられる環境が整備されている。本県で生産される農畜産物等の機能性や栄養価、食べ方、健康との関わりなどについて、県民への理解を促進する取組が進められている。
- 学校現場に加えて、家庭や地域でも食事や農業体験等を通して「食」の大切さやありがたさを学び、「食」を通じた健康づくりを身につける取組が行われており、子どもたちの暮らしの中に「食育」がしっかりと位置づけられている。
- 地域の郷土食・伝統食などの食文化に触れ、自分で農作物をつくる喜びを体験できる環境づくりに、市町村、農業者団体など様々な主体が積極的に取り組んでいる。
- 農産物を生産する農業やそれを支える農村環境などの魅力が、地域住民や子どもたちに浸透し深く理解されている。

農林水産省が推進する「地産地消」とは、地域で生産された農産物をその地域で消費することによって、農業関係者と消費者を結びつける試みのことをいう。

具体的な取組としては、直売所や量販店などでの地域の農産物の販売、学校給食・病院食・老人福祉施設の食事提供に、地域の農産物を利用したりすることなどが挙げられる。

この事業は、県の主体事業として、令和3年度に、農産物直売所シンポジウムの開催、農産物直売所運営案内人の派遣、農業関係者、商工観光関係者のシンポジウムを行っている。

この事業に関しては、追加として、農産物直売所支援、設備面などの支援、マーケティングなどの支援も必要と考えられる。

また、学校給食の利用拡大に向けて、学校栄養教諭や給食事業者への聞き取り、地場産物及び有機農産物等の使用に関するアンケートを実施している。学校給食への利用拡大に向けては、農業事業者にとって、出荷コストの負担増、一定量の安定供給の確保が求められると考えられる。

以上の取組は、県の地消地産の推進に取り組む事業と評価される。

今後、さらに、学校給食に関して地消地産を推進するためには、具体策として、規格外でも調理が可能になる設備の導入や、地域の農産物を利用したメニュー開発が必要になると考えられる。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

参考

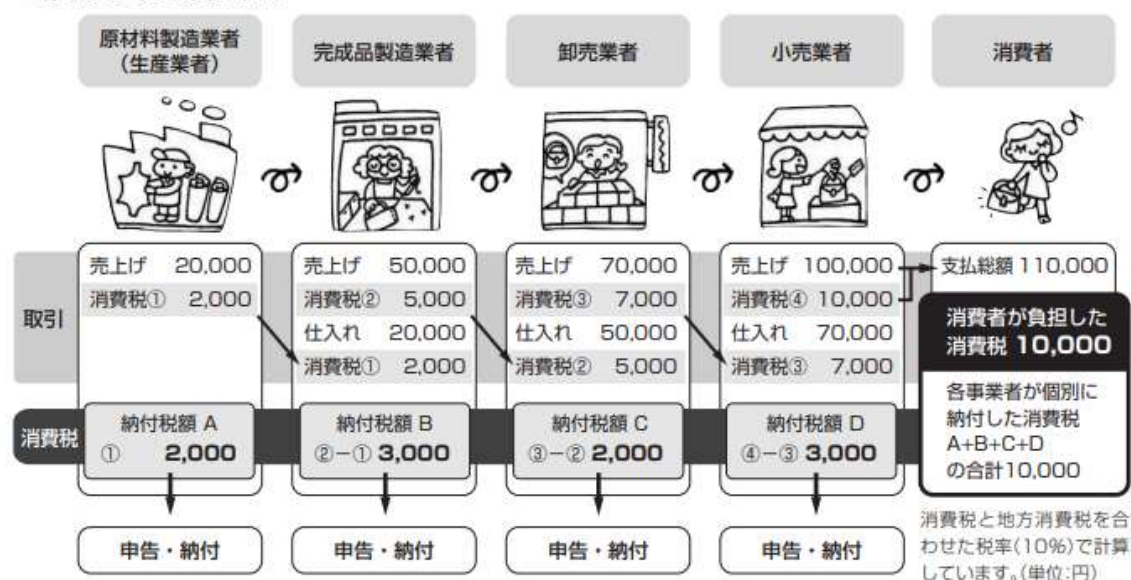
1. 補助金に係る消費税等の返還について(参考)

(1) 消費税等の仕入税額控除と補助金の関係の概要

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に課税される。消費税は、生産、卸、小売などの各段階で、他の事業者や消費者に財・サービスの提供を行う事業者が納税義務者であるが、各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除して納税額を計算することで、税が累積しない仕組みとなっている。

消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税される。以下では、消費税及び地方消費税を「消費税等」と表記する。

■ 消費税の負担と納付の流れ



(「消費税のあらまし」令和4年6月 国税庁 P1より)

ところで、補助事業者が県から交付される補助金は、補助事業者にとっては不課税取引に該当する。一方、補助事業者が、補助金の交付を受けて事業を実施する場合に、事業費が課税仕入に該当すれば仕入税額控除が可能となる。したがって、補助事業者が補助金の交付を受けるとともに消費税等の納付額を減額したり消費税等の還付を受けたりすることで、補助金に含まれる消費税等相当額の全部または一部が事業者の利益とならないように留意が必要となる。

たとえば、次のケースでは、消費税額を含めて補助金を受領している補助事業者が、消費税の確定申告で補助金を充当した課税仕入に該当する経費について消費税の仕入税額控除を受けることとなり、補助金のうち消費税対応分が事業者の利益となってしまふ。

前提 補助事業者の課税売上高 500 万円(消費税額 50 万円)

補助事業に係る経費の支払い(すべて課税仕入) 1,000 万円(消費税額 100 万円)

補助率 1/2 (補助金 = 税込事業費 1,100 万円 × 1/2 = 550 万円)

単純化のために、その他の課税売上や課税仕入は無いと仮定する。

課税売上 500	消費税 50	↔	課税仕入(自己資金) 500	消費税 50
補助金 550	うち消費 税相当分 50		課税仕入(補助金充当) 500	消費税(補 助金充当) 50

納税額

課税売上に係る消費税額	50 万円
課税仕入に係る消費税額	△ 100 万円
差引 納税額	△ 50 万円 (還付)

この場合、消費税相当分を含めて 550 万円の補助金を受領していたにもかかわらず、当該補助金を充当した課税仕入(税抜 500 万円+消費税 50 万円)に係る消費税 50 万円の還付を受けることとなる。このように、消費税を含めて補助金を受領しているにもかかわらず、重ねて消費税の還付を受けることにすると、補助事業者に還付消費税分の利益が生じるため、当該還付消費税について補助金を交付した国等に返還する義務が生じる。

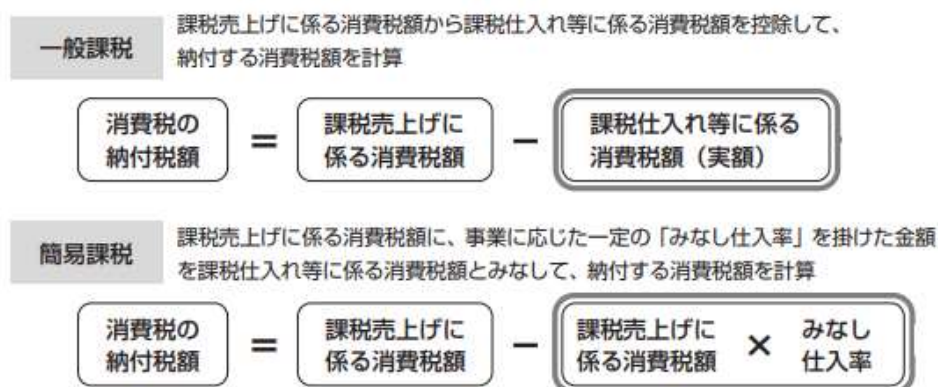
(注) 事例の単純化のため補助事業者は、消費税の課税事業者であり、課税売上割合95%以上かつ特定収入割合5%以下で、簡易課税制度不適用としている。

(2) 消費税等の納付税額の計算

① 消費税等の納付税額

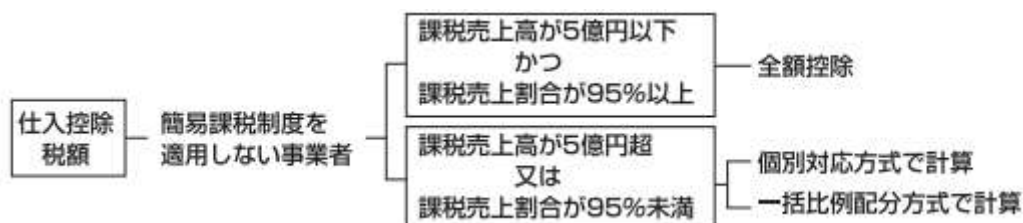
一般の事業会社等の消費税の納付税額は、次のように計算する。

(「消費税のあらまし」令和4年6月 国税庁 P28~31より)



この場合、課税仕入等に係る消費税額(仕入控除税額)の計算は、次のとおり行うことになっている。

1) 一般課税の場合



ここで、課税売上割合とは、次のように計算する。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高(税抜き)} + \text{免税売上高}}{\text{課税売上高(税抜き)} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

ア 個別対応方式の仕入控除税額の計算次のとおりである。

課税仕入れ等に係る消費税額	イ 課税売上げにのみ対応するもの	↑ 課税売上割合 であん分 ↓	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	ハ イとロの両方に共通するもの		控除できない消費税額
	ロ 非課税売上げにのみ対応するもの		

イ 一括比例配分方式の仕入控除税額の計算は次のとおりである。

課税仕入れ等に係る消費税額	課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額	↑ 課税売上割合 であん分 ↓	仕入控除税額 (控除する消費税額)
			控除できない消費税額

2) 簡易課税の場合

課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率を掛けて計算した金額が仕入控除税額となる。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができる。

なお、みなし仕入率は、次のように決まっている。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第1種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第2種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第1種事業以外のもの)、農業・林業・漁業(飲食品の譲渡に係る事業)をいいます。
第3種事業	70%	農業・林業・漁業(飲食品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業および水道業をいい、第1種事業、第2種事業に該当するものおよび加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第4種事業	60%	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第3種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第4種事業となります。
第5種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)をいい、第1種事業から第3種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第6種事業	40%	不動産業

(出典:国税庁 タックスアンサー No.6509 簡易課税制度の事業区分)

② 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例（特定収入がある場合の仕入控除税額の計算）

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としている。国、地方公共団体、公共・公益法人等も営利法人同様、国内において資産の譲渡等を行う場合には納税義務を負う。しかしながら、国、地方公共団体、公共・公益法人等は、営利法人と比べて特殊な面があるため、消費税法上、特例が設けられている。特に、仕入控除税額の計算の特例は、補助金の返還額に関する。

	適用される特例			
	会計単位	資産の譲渡等の時期	仕入控除税額の計算	申告期限
国（一般会計）	○	○	課税標準に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす	申告義務なし
地方公共団体（一般会計）	○	○		
国（特別会計）	○	○	○	○
地方公共団体（特別会計）	○	○	○	○
消費税法別表第三に掲げる法人	-	要承認	○	要承認
人格のない社団等	-	-	○	-

(「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P1より作成)

以下では、これら特例の対象となる人格のない社団又は財団、国・地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人(他の法律で消費税法別表第三に掲げる法人とみなすこととされている法人を含む。)について、「公益法人等」と表示することとする。(消費税法 第2条、第3条、第5条、第60条)

国・地方公共団体の一般会計については、課税標準に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす特例があり、消費税の申告・納付義務はない(消費税法第60条第6項)。逆に言えば、特別会計については、申告・納税義務があることになる。

別表第三に掲げる法人のうち、県農政部の事業に関連すると思われるのは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業共済組合、農業協同組合連合会(所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。)、農業信用基金協会等である。

また、消費税法以外の法律で、消費税法別表第三に掲げる法人とみなすこととされている法人として、認可地縁団体(地方自治法第260条の2第3項第17号)、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第70条第2項)等がある。

次に、仕入控除税額の計算の特例(特定収入がある場合の仕入税額控除)について整理する。

1)仕入控除税額の計算の特例(特定収入がある場合の仕入税額控除)の概要

補助金等の特定収入がある場合の仕入税額控除額の計算については、消費税法第60条第4項、消費税法施行令第75条に定めがある。

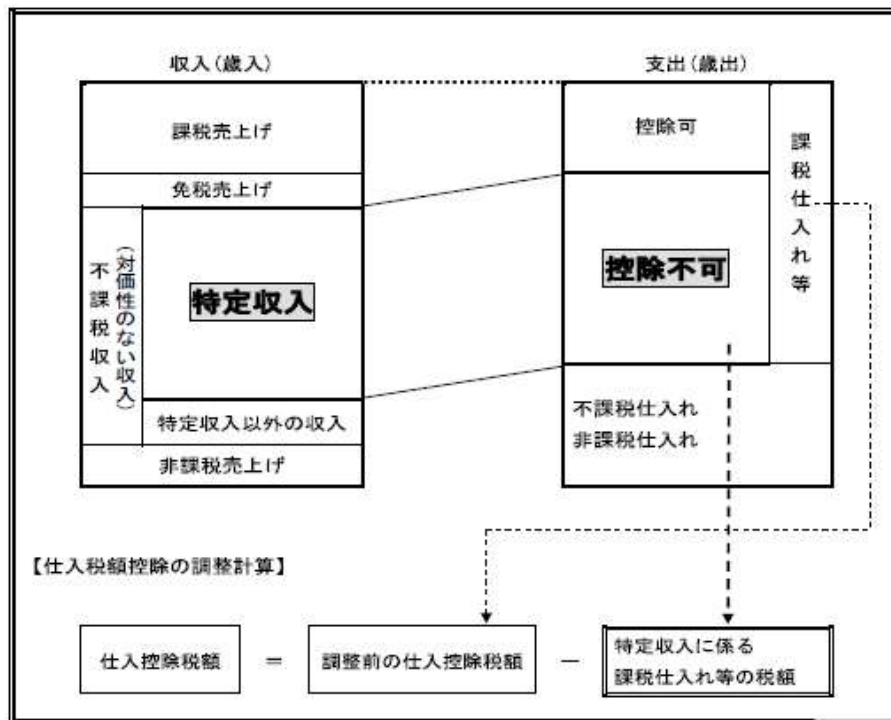
また、特定収入については、消費税法基本通達16-2-1に、補助金、交付金、資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費等が例示されている。

法令によると、補助金等の特定収入をもって課税仕入を行っても、当該課税仕入に係る仕入税額控除は認められない。

これは、公益法人等では、補助金や会費、寄付金等の特定収入には課税仕入との間に対価性がないこと、公益法人等は課税仕入の最終消費者としての側面を有すると考えられているからである。

次の図は、課税売上や免税売上に対応する課税仕入等に係る消費税は仕入税額控除が可能であるが、補助金等の特定収入に対応する課税仕入等は公益法人が最終消費者としての性格を有する部分と考え仕入税額控除ができないことを表している。

【仕入控除税額の計算の特例のイメージ】



(「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P5より)

2) 特定収入

特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入のうち、特定収入以外の収入を除くものと定義されており、次の図のとおりである。(消費税法第60条第4項、消費税法施行令第75条、消費税法基本通達16-2-1)。

特定収入とは、いわば、資産の譲渡等の対価以外の収入のうち、課税仕入に充当される可能性がある収入ということになる。

資産の譲渡等の対価の額	国内取引	課税売上			
		免税売上			
		非課税売上			
	国外取引	不課税売上			
資産の譲渡等の対価以外の収入	特定収入	課税仕入等に係る特定収入		(例示) 補助金、交付金、 寄付金、負担金、 会費等	
		使途不特定の特定収入			
	特定収入以外の収入	通常の借入金 出資金 預貯金・預り金 貸付回収金 返還金・還付金			
		特定支出のために使用することとされている収入	下記以外(特定支出)		(例示) ・人件費補助金 ・利子補給金 ・土地購入のための補助金
			課税仕入に係る支払 特定課税仕入に係る支払 課税貨物の引き取り 借入金の返済・償還支出		
国・地方公共団体が文書で特定支出のみに使用と限定した収入		・特殊な借入金等の返済のための負担金 など			
公益法人等が寄付募集文書で特定支出のみに使用と限定した寄付金収入					

(「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P6より 監査人作成)

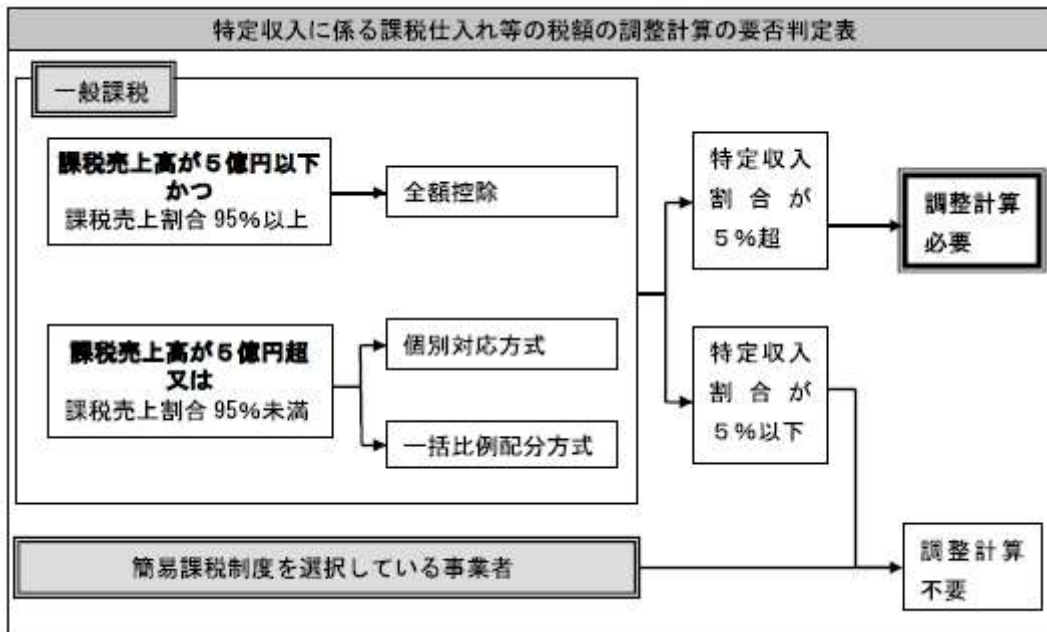
3) 特定収入がある場合の仕入控除税額の計算方法

特定収入がある場合の仕入控除税額の計算方法には、次のパターンがある。

	特定収入割合	
	5%以下	5%超
課税売上高5億円以下 かつ 課税売上割合95%以上	全額控除 (消費税法第30条第1項)	特例の原則的方式 (消費税法施行令第75条第4項第1号)
課税売上高5億円超 又は 課税売上割合95%以下	一般の個別対応方式 (消費税法第30条第2項第1号)	特例の個別対応方式 (消費税法施行令第75条第4項第2号)
	一般の比例配分方式 (消費税法第30条第2項第2号)	特例の比例配分方式 (消費税法施行令第75条第4項第3号)

特定収入割合が 5%以下の場合には、公益法人等も営利法人と同様の計算方法で良いこととなっている。つまり、特定収入に対応する課税仕入に係る消費税も仕入税額控除の対象とできる。

一方、特定収入割合が 5%を超える場合には、その影響に鑑みて調整割合を使った調整計算を行い、特定収入に対応する課税仕入等に係る消費税額の一部は仕入税額控除の対象とできない。



〔「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P11〕

ここで、課税売上割合、特定収入割合、調整割合は、次のとおり計算する。

資産の譲渡等の対価の額	国内取引	課税売上	a	
		免税売上	b	
		非課税売上	c	
	国外取引	不課税売上	d	
特定収入		課税仕入れに係る特定収入	e	
		使途不特定の特定収入	f	
資産の譲渡等の対価以外の収入（不課税収入）	特定収入以外の収入	通常の借入金 出資金 預貯金・預り金 貸付回収金 返還金・還付金		
		特定支出のために使用することとされている収入		下記以外(特定支出) 課税仕入れに係る支払 特定課税仕入れに係る支払 課税貨物の引き取り 借入金の返済・償還支出
		国・地方公共団体が文書で特定支出のみに使用と限定した収入		
		公益法人等が寄付募集文書で特定支出のみに使用と限定した寄付金収入		

$$\begin{aligned}
 \text{課税売上割合} &= (\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高}) / (\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高} \\
 &\quad + \text{非課税売上高}) \\
 &= (a+b)/(a+b+c) \\
 \text{特定収入割合} &= \text{特定収入の合計額} / (\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高} \\
 &\quad + \text{国外売上高} + \text{特定収入の合計額}) \\
 &= (e+f)/(a+b+c+d+e+f) \\
 \text{調整割合} &= \text{使途不特定の特定収入} / ((\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高} \\
 &\quad + \text{非課税売上高} + \text{国外売上高} + \text{使途不特定の特定収入})) \\
 &= f / (a+b+c+d+f)
 \end{aligned}$$

さて、公益法人等で、特定収入割合が5%を超える時の納付税額は、次のように計算する。

$$\text{納付税額} = \text{その課税期間中の課税標準に対する消費税額} - \left(\text{調整前の仕入控除税額} \times \text{その課税期間中の特定収入に係る課税仕入等の税額} \right)$$

※ 調整前の仕入控除税額とは、通常の計算方法によって計算した仕入控除税額をいう。したがって、課税売上割合による仕入控除税額の計算が必要な場合には当該計算を行った後の税額である。

上記の納付税額の算式のうち、「その課税期間中の特定収入に係る課税仕入等の税額」は次のように計算する。

ア 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{①} + \text{②}$$

<p>① = Aの金額+Bの金額</p> <p>A 特定収入のうち標準税率適用課税仕入れ等にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額) $\times \frac{7.8}{110}$</p> <p>B 特定収入のうち軽減税率適用課税仕入れ等にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額) $\times \frac{6.24}{108}$</p> <p>※ 標準税率適用課税仕入れ等とは、標準税率(7.8%)が適用される課税仕入れ等をいいます。 ※ 軽減税率適用課税仕入れ等とは、軽減税率(6.24%)が適用される課税仕入れ等をいいます。</p> <p>② $(\text{調整前の仕入控除税額} - \text{①の金額}) \times \text{調整割合}$</p>

<p>②の下線部分の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額</p> <p>特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ①の金額 - $\left(\text{①の金額} - \text{調整前の仕入控除税額} \right) \times \text{調整割合}$</p>

(「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P12)

イ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式により計算する場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{③} + \text{④} + \text{⑤}$$

③	=	Cの金額+Dの金額	
C		特定収入のうち課税資産の譲渡等によりのみ要する標準税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額	$\times \frac{7.8}{110}$
D		特定収入のうち課税資産の譲渡等によりのみ要する軽減税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額	$\times \frac{6.24}{108}$
④	=	Eの金額+Fの金額	
E		特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する標準税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額	$\times \frac{7.8}{110} \times$ (課税売上割合に準ずる割合を含みます。以下同じ。)
F		特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する軽減税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額	$\times \frac{6.24}{108} \times$ 課税売上割合
⑤		{ 調整前の仕入控除税額 - (③ + ④) }	\times 調整割合

⑤の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額			
特定収入に係る課税仕入れ等の税額	=	③ + ④ -	$\left[\frac{(\text{③} + \text{④}) - \text{調整前の仕入控除税額}}{\text{調整割合}} \right] \times \text{調整割合}$

(「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P13)

ウ 課税期間中の課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合が 95%未満で一括比例配分方式により計算する場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{⑥} + \text{⑦}$$

⑥	=	Gの金額+Hの金額	
G		特定収入のうち標準税率適用課税仕入れ等 にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額)	$\times \frac{7.8}{110} \times$ 課税売上割合
H		特定収入のうち軽減税率適用課税仕入れ等 にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額)	$\times \frac{6.24}{108} \times$ 課税売上割合
⑦		(調整前の仕入控除税額 - ⑥の金額)	\times 調整割合

⑦の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額			
特定収入に係る課税仕入れ等の税額	=	⑥の金額 - (⑥の金額 - 調整前の仕入控除税額)	\times 調整割合

(「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和 4 年 6 月 国税庁 P14)

4) 課税売上割合が著しく変動したときの調整

課税事業者が調整対象固定資産の課税仕入れ等に係る消費税額について比例配分法により計算した場合で、その計算に用いた課税売上割合が、第 3 年度の課税期間における通算課税売上割合と比較して著しく増加したときまたは著しく減少したときは、第 3 年度の課税期間において仕入控除税額の調整を行う必要がある。

ここで、調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物およびその附属設備、構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具、器具および備品、鉱業権その他の資産で、一の取引単位の価額(消費税および地方消費税に相当する額を除いた価額)が 100 万円以上のものをいう。

また、「比例配分法」とは、個別対応方式において課税資産の譲渡等とその他の資産に共通して要するものについて、課税売上割合を乗じて仕入控除税額を計算する方法または一括比例配分方式により仕入控除税額を計算する方法をいう。なお、課税期間中の課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合が 95 パーセント以上であるためその課税期間の課税仕入れ等の税額の全額が控除される場合を含む。

「通算課税売上割合」とは、仕入課税期間から第 3 年度の課税期間までの各課税期間中の総売上高に占める課税売上高の割合をいう。

たとえば、通算課税売上割合が著しく増加した場合には、次の金額(加算金額)を第 3 年度の課税期間の仕入控除税額に加算する。

$$\text{加算金額} = \left(\text{調整対象基準税額} \times \text{通算課税売上割合} \right) - \left(\text{調整対象基準税額} \times \text{仕入課税期間の課税売上割合} \right)$$

なお、著しく増加した場合は、次のいずれにも該当する場合をいう。

$$(イ) \frac{\text{通算課税売上割合} - \text{仕入課税期間の課税売上割合}}{\text{仕入課税期間の課税売上割合}} \geq \frac{50}{100}$$

$$(ロ) \text{通算課税売上割合} - \text{仕入課税期間の課税売上割合} \geq \frac{5}{100}$$

また、調整対象基準税額とは、第3年度の課税期間の末日に保有している調整対象固定資産の課税仕入れ等の消費税額をいう。

(出典:国税庁 タックスアンサー No.6421 課税売上割合が著しく変動したときの調整)

(3)補助金返還義務の有無と返還額の計算

これまで述べてきたように消費税等の納税額の計算を行うが、その場合に補助金に係る消費税等の返還義務が生じる可能性があるのは、次表のとおりとなる。

区 分			返還義務	
ア 免税事業者			なし	
納税義務者	イ 簡易課税		なし	
	課税仕入実績による控除	ウ 公益法人等で特定収入割合が5%超の場合	なし	
		課税売上高5億円超 又は 課税売上割合95%以下	エ 一括比例配分方式	あり
			オ 個別対応方式	補助金の対象経費が課税売上に対応する課税仕入
		補助金の対象経費が非課税売上に対応する課税仕入		なし
		補助金の対象経費が課税売上と非課税売上に共通する課税仕入		あり
カ 課税売上高5億円以下 かつ 課税売上割合95%以上		あり		

1)免税事業者

免税事業者は、消費税等の申告・納税義務がないため、返還すべき消費税等は発生しない。

この場合、補助金を交付する時に、法令等に別段の定めがなければ、消費税等を含めて交付すべきことに留意が必要である。

たとえば、補助率100%の補助金で、免税事業者の経費110万円(うち消費税等相当額10万円)を補助対象とする場合、税抜きで100万円を補助することでは補助率は100%にならないからである。

2)簡易課税

補助対象事業者が、納税義務者であるが簡易課税制度を選択している場合、補助金の交付額と消費税等の納税額の計算は遮断されているため、消費税等の還付は必要ないとされている。

3)公益法人等で特定収入割合が5%超の場合

補助金等の特定収入割合が5%を超える場合には、消費税の納付税額を計算する際に、調整前の仕入控除税額(課税売上高が5億円を超えるか、または、課税売上割合が95%以下の場合には、課税売上割合による調整を行った後の仕入控除税額)からその課税期間中の特定収入に係る課税仕入等の税額を控

除して仕入控除税額の調整を行っている。つまり、補助金等を充てて支払った課税仕入に係る消費税等の額を控除しないで消費税の申告を行っていることから、返還すべき消費税等はないことになる。

なお、公益法人等で、特定収入割合が5%以下の場合には、特定収入に係る課税仕入等の税額の調整計算は不要とされているので、営利法人同様、4)、5)、またはカの方法で補助金返還額を計算することになる。

4)一括比例配分方式

課税売上高が5億円を超えるか、または、課税売上割合が95%以下の場合に、課税仕入等に係る消費税額に課税売上割合を乗じて控除する消費税額を計算する方法が、一括比例配分方式である。

この場合の補助金の返還額の計算は、次のとおりである。

$$\text{返還する補助金の額} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{①} = \text{課税仕入(標準税率)に使用した補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合}$$

$$\text{②} = \text{課税仕入(軽減税率)に使用した補助金額} \times 8 / 108 \times \text{課税売上割合}$$

5)個別対応方式

課税売上高が5億円を超えるか、または、課税売上割合が95%以下の場合に、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額のすべてを、

イ 課税売上にもみ要する課税仕入等に係るもの

ロ 非課税売上にもみ要する課税仕入等に係るもの

ハ 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入等に係るもの

に区分し、次の算式により仕入控除税額を計算する方法が個別対応方式である。

$$\text{(算式) 仕入控除税額} = \text{イ} + (\text{ハ} \times \text{課税売上割合})$$

この場合の補助金の返還額の計算は、次のとおりである。

$$\text{返還する補助金の額} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{① 課税売上にもみ要する補助対象経費に使用された補助金} = \text{A} + \text{B}$$

$$\text{A} = \text{課税仕入(標準税率)に使用した補助金額} \times 10 / 110$$

$$\text{B} = \text{課税仕入(軽減税率)に使用した補助金額} \times 8 / 108$$

$$\text{② 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金} = \text{C} + \text{D}$$

$$\text{C} = \text{課税仕入(標準税率)に使用した補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合}$$

$$\text{D} = \text{課税仕入(軽減税率)に使用した補助金額} \times 8 / 108 \times \text{課税売上割合}$$

6)課税売上高5億円以下 かつ 課税売上割合95%超の場合

この場合、課税仕入に係る仕入税額は、全額控除が可能となる。

そのため、返還する補助金は、次のとおり計算する。

$$\text{返還する補助金の額} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{①} = \text{課税仕入(標準税率)に使用した補助金額} \times 10 / 110$$

$$\text{②} = \text{課税仕入(軽減税率)に使用した補助金額} \times 8 / 108$$